

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
(フロン排出抑制法)

**充填回収業者・引渡受託者・解体工事元請業者・
引取等実施者等に関する運用の手引き**

第3版（令和3年4月）

環境省 経済産業省

はじめに

フロン類とは、炭素とフッ素等の化合物であり、CFC、HCFC、HFC の総称である。フロン類は、不燃性、化学的に安定、人体に毒性が小さいなどの特徴を有するものが多く、エアコンや冷蔵庫などの冷媒をはじめ、断熱材等の発泡剤、半導体や精密部品の洗浄剤、エアゾールなど、様々な用途に活用されてきた。一方で、フロン類のうち分子中に塩素を含有する CFC、HCFC は特定フロンと呼ばれ、オゾン層を破壊する効果を有している。また、分子中に塩素をもたない HFC は代替フロンと呼ばれ、オゾン層は破壊しないが、特定フロンと同様に強い温室効果(二酸化炭素の数十倍から一万倍超。)を有している。以上から、フロン類の排出抑制は、オゾン層保護及び地球温暖化対策の両面から、きわめて重要な課題であり、様々な国際枠組みや国内法制により対策が進められてきた。

特に、パリ協定の対象ガスである代替フロンについては、かつて排出量の大宗を占めた産業分野での排出が産業界の自主行動計画により減少する一方、近年、冷凍空調機器の冷媒分野において、特定フロンから代替フロンへの転換が進んだことに伴い、排出量が増加している。この結果、我が国の温室効果ガス排出量全体は再生可能エネルギーの導入拡大やエネルギー消費量の減少等のため、エネルギー起源の CO₂ 排出量が減少したこと等により5年連続で減少する一方で、代替フロンは、2005 年以降排出が増加し続けており、地球温暖化対策における代替フロンの排出削減、特に冷媒分野における対策の重要性が増している状況にある。

冷媒用途のフロン類の排出抑制対策としては、平成 13 年に業務用の冷凍空調機器を廃棄する際のフロン類の回収等を義務付けた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)」が制定され、平成 18 年には、行程管理制度の導入、機器整備時のフロン回収の義務化等を追加する法改正が行われた。また、平成 25 年には、機器の使用時におけるフロン類の漏えいが想定よりも相当程度多いことが判明したこと等を踏まえ、フロン類の回収・破壊だけでなく、フロン製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が導入され、名称が「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」に改められた。

さらに、令和元年には、低迷する機器廃棄時のフロン類の回収率を向上させるため、引渡義務違反にかかる直接罰や廃棄物・リサイクル業者等が機器を引き取る際にフロン回収を確認できない場合の引取り禁止等を追加する法改正が行われた。

本手引きは、フロン排出抑制法の施行に当たり、業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)の整備時及び廃棄時においてフロン類の充填・回収業者等が行うべき取組を対象とし、主に当該事業者や地方公共団体等の担当者向けに、法律、政省令等の考え方を解説したものである。

なお、第一種特定製品の管理に関わる事業者については「第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き」を、フロン類の再生、破壊に関わる事業者については「フロン類の再生・破壊業者に関する運用の手引き」を併せて参照願いたい。

目次

本手引きの要点.....	
第1章 フロン排出抑制法とは	1
(1) フロン類の製造業者等が講ずべき措置(法第9条～第11条)	2
(2) 指定製品の製造業者等が講ずべき措置(法第12条～第15条)	2
(3) 第一種特定製品の管理者が講ずべき措置(法第16条～第26条)	2
(4) 第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品からのフロン類の回収(法第27条～第49条)	2
(5) 第一種特定製品から回収されたフロン類の再生、フロン類の破壊(法第50条～第73条)	3
第2章 法律の対象	4
1. フロン類	4
2. 第一種特定製品	5
① フロン類を冷媒とするエアコンディショナー又は冷凍冷蔵機器	5
② 業務用として製造・販売された機器	6
③ 第二種特定製品	6
3. 管理者	9
(1) 管理者	9
(2) 例外に該当する事例	9
4. 第一種特定製品廃棄等実施者	11
「廃棄等」とは	11
5. 第一種特定製品整備者	11
(1) 第一種特定製品整備者に該当する場合	12
(2) 「整備」の範囲	12
6. 第一種フロン類充填回収業者	12
7. 第一種フロン類引渡受託者	13
(1) 引渡受託者の例	13
(2) 引渡受託者の役割	13
8. 特定解体工事元請業者	14
(1) 解体工事等の際に必要な取組	14
(2) 特定解体工事元請業者の役割	14
9. 引取等実施者	14
(1) 引取り等の際に必要な取組	13
(2) 引取等実施者の役割	13
10. その他の関係主体	16
(1) フロン類の製造業者等、指定製品の製造業者等	16
(2) フロン類を運搬する事業者	16
(3) 第一種フロン類再生業者	16
(4) フロン類破壊業者	17

第3章 フロン類の充填・回収の流れ	18
1. 第一種特定製品の整備時におけるフロン類の充填及び回収の流れ	20
(1) 第一種特定製品整備者の充填・回収の委託義務	21
(2) 第一種特定製品整備者のフロン類引渡義務	23
(3) 充填証明書・回収証明書の交付	23
(4) 情報処理センターの利用	25
(5) 再生証明書・破壊証明書	27
2. 第一種特定製品の廃棄時におけるフロン類の回収の流れ	31
(1) 第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡し	32
(2) 行程管理制度(第一種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等)	32
(3) 引取証明書の交付がなされない場合等の報告	40
(4) 再生証明書・破壊証明書	42
第4章 第一種フロン類充填回収業者が取り組むべき事項	47
1. 第一種フロン類充填回収業者の登録等	48
(1) 第一種フロン類充填回収業者の登録	48
(2) 登録の基準	50
(3) 登録の実施	51
(4) 登録の更新	52
(5) 変更の届出	52
(6) 廃業等の届出	54
(7) 都道府県知事による登録の抹消、取消し等	55
2. 第一種フロン類充填回収業者のフロン類引取義務、引渡義務	56
(1) フロン類の引取義務	56
(2) 引取証明書の交付	58
(3) フロン類の引渡義務	61
3. 充填基準・回収基準・運搬基準・確認基準	64
(1) 充填に関する基準	64
(2) 回収に関する基準	72
(3) 運搬に関する基準	76
(4) 確認に関する基準	76
4. 充填証明書・回収証明書の交付・情報処理センターの活用	78
5. 第一種フロン類充填回収業者の記録・報告等	79
(1) 充填量、回収量等の記録・保存	79
(2) 記録の閲覧	81
(3) 都道府県への報告	82
6. 第一種フロン類充填回収業者によるフロン類の再生	84
第5章 引渡受託者が取り組むべき事項	86
1. 充填回収業者への委託確認書の回付及び写しの保存	86
2. 再委託について承諾する旨を記載した書面の被交付、保存及び回付	87
3. 第一種フロン類充填回収業者から交付された引取証明書の写しの保存及	88

第6章 特定解体工事元請業者が取り組むべき事項.....	90
1. 特定解体工事元請業者の確認及び説明.....	90
(1) 特定解体工事元請業者による説明.....	90
(2) 留意事項.....	91
(3) 特定解体工事元発注者による協力.....	92
2. 事前確認により確認された第一種特定製品の処理について.....	93
第7章 引取等実施者が取り組むべき事項.....	94
1. 第一種特定製品の引取り等を行う際の必要事項.....	94
(1) 廃棄等実施者から交付された引取証明書の写しの回付.....	95
(2) 引取等実施者による引取証明書の写しの保存.....	95
2. フロン類未回収の第一種特定製品の引取り等の禁止.....	96
第8章 その他の事項.....	99
1. みだり放出の禁止.....	99
2. 費用負担.....	99
3. 特定製品への表示.....	100
(1) 表示を行う者.....	101
(2) 表示事項.....	101
(3) 表示方法.....	101
(4) 表示のイメージ.....	102
4. 第二種特定製品(カーエアコン)に関する事項.....	103
(1) 自動車リサイクル法施行前の回収の扱い.....	103
(2) 第二種特定製品整備時の回収、運搬に関する技術基準.....	103
5. 指定製品.....	103
(1) フロン類使用製品.....	104
(2) 指定製品.....	104
6. 他法令との関係.....	106
(1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法).....	106
(2) 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法).....	106
(3) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法).....	106
(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法).....	107
(5) 地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法).....	107
(6) 高圧ガス保安法.....	107
7. 罰 則.....	108
(1) 充填回収業の無登録営業、不正登録、業務命令停止違反(法第 103 条第1～3号).....	108
(2) みだり放出(法第 103 条第 13 号).....	108
(3) 命令違反(法第 104 条).....	108
(4) 引取り等違反(法第 104 条第3号).....	109
(5) 変更届出義務違反(法第 105 条第1号).....	110
(6) 引取証明書の回付・保存義務違反(法第 105 条第5号・第6号).....	110
(7) 虚偽記載(法第 107 条第1号).....	110

(8)虚偽報告、検査拒否(法第 107 条第2号・第3号)	110
(9)廃業届出義務違反(法第 109 条第2号)	110
第9章 様式・資料	111
1. 各都道府県窓口	111
2. フロン類の種類	112
(1)フロン類	112
(2)フロン類の冷媒番号別の種類と GWP(地球温暖化係数)	113
3. フロン類回収装置の種類及び能力一覧表	116
4. 法定様式	123
(1)第一種フロン類充填回収業者の登録申請書	123
(2)変更届出書	125
(3)充填量・回収量報告書(新様式)	126
5. 記載例	128
(1)登録申請書の記載要領	128
(2)同一区域内にフロン類の回収を行う事業者が複数ある場合の申請方法	129
6. 登録審査評価事例	130
7. 参考様式	132
(1)法 29 条第 1 項各号に該当しない者であることを誓約した書面の例	132
(2)都道府県による第一種フロン類充填回収業者登録通知書の例	133
(3)充填証明書・回収証明書の例	134
(4)第一種フロン類充填回収業者記録様式の例	136
(5)点検記録簿の例((一社)日本冷凍空調設備工業連合会)	137
(6)電子ログブック((一財)日本冷媒・環境保全機構)	138
(7)(一財)日本冷媒・環境保全機構の情報処理センターの利用方法	139
(8)行程管理票の例((一財)日本冷媒・環境保全機構)	142
(9)破壊証明書・再生証明書等の例((一財)日本冷媒・環境保全機構)	150
(10)事前確認書の例((一財)日本冷媒・環境保全機構)	158

用語の定義 本手引きにおいて用いる用語は、特にことわりのない限り以下のとおりとする。

CFC	クロロフルオロカーボン
HCFC	ハイドロクロロフルオロカーボン
HFC	ハイドロフルオロカーボン
フロン類	フロン排出抑制法の対象となるCFC、HCFC、HFC
GWP	地球温暖化係数(CO ₂ を1とした場合の温暖化影響を表す値)
フロン排出抑制法	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (なお、本手引きにおいて特にことわりのない限り、「法」又は「改正法」とは、フロン排出抑制法を指す。)
フロン回収・破壊法	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成25年改正(平成27年4月1日施行)以前の法律名) ※現フロン排出抑制法
政令(施行令)	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令(平成13年政令第396号)
施行規則	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成26年経済産業省、環境省令第7号)
特定解体工事時書面記載事項省令	特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面の記載事項等に関する省令(平成18年経済産業省・国土交通省・環境省令第3号)
管理者判断基準	第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(平成26年12月10日経済産業省、環境省告示第13号)
自動車リサイクル法	使用済自動車の再資源化等に関する法律
空調機器	エアコンディショナー
冷凍冷蔵機器	冷蔵機器及び冷凍機器
冷凍空調機器	エアコンディショナー及び冷凍冷蔵機器
第一種特定製品	業務用の冷凍空調機器であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの
廃棄等	第一種特定製品を廃棄すること又は第一種特定製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡すること
廃棄等実施者	第一種特定製品の廃棄等を行おうとする第一種特定製品の管理者(第一種特定製品廃棄等実施者)
管理者	第一種特定製品の所有者その他第一種特定製品の使用等を管理する責任を有する者(第一種特定製品の管理者)
充填回収業者	第一種フロン類充填回収業者
引渡受託者	第一種特定製品廃棄等実施者から第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しの委託を受けた者(当該委託に係るフロン類につき順次行われる第一種フロン類充填回収業者への引渡しの再委託を受けた者を含む。第一種フロン類引渡受託者。)
整備者	第一種特定製品の整備を行う者(第一種特定製品整備者)

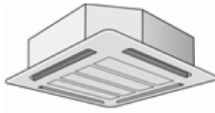
整備発注者	第一種特定製品の整備の発注を行う者
特定解体工事発注者	建築物その他の工作物(当該建築物その他の工作物に第一種特定製品が設置されていないことが明らかなものを除く。)の全部又は一部を解体する建設工事を発注しようとする第一種特定製品の管理者
特定解体工事元請業者	特定解体工事発注者から直接当該建設工事を請け負おうとする建設業を営む者
引取り等	第一種特定製品の解体その他処分を目的とした引取り又はその全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として有償もしくは無償で譲り受けること
引取等実施者	引取り等(第一種特定製品の解体その他処分を目的とした引取り又はその全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的とした有償もしくは無償での譲受け)を行おうとする者

本手引きの要点

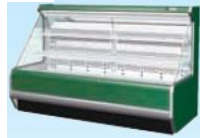
本手引きの主な対象者

業務用エアコン・冷凍冷蔵機器のフロン類の充填・回収を行う第一種フロン類充填回収業者や機器の廃棄時に回収されたフロン類の引渡しに関わる第一種フロン類引渡受託者、特定解体工事元請業者、第一種特定製品引取等実施者に係る義務等について解説する。

業務用冷凍空調機器



業務用空調機器



冷凍冷蔵
ショーケース

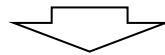


定置型冷凍冷蔵
ユニット



ターボ式冷凍機 等

※オフィスやビル、スーパー・コンビニ・食料品店・ドラッグストア等の小売店、精密機械等の製造工場や研究施設、冷蔵倉庫・鉄道・船舶・旅客機等の運輸関係、食品工場・漁船・ビニールハウス等の農林水産業関係、役所・各種ホール・学校等の公共施設、病院等、幅広い施設で使用される業務用エアコン・冷凍冷蔵機器がこの法律や手引きの対象となる。



取り組むべき措置

業務用エアコン・冷凍冷蔵機器のフロン類の充填・回収を行う者は、フロン排出抑制法に基づき、主として以下の措置が求められている。

1. 第一種フロン類充填回収業者としての都道府県への登録等
自社充填の場合も登録が必要となる。
2. フロン類の引取義務
正当な理由がある場合を除き、引取りを求められたフロン類を引き取らなければならない。
3. 充填基準・回収基準・運搬基準の遵守
繰り返し充填によるフロン類の漏えいを防止するための充填基準等の遵守が必要となる。
4. 充填証明書・回収証明書の交付(整備時)
第一種特定製品の管理者によるフロン類算定漏えい量の算定に必要な充填・回収証明書の交付が義務とされている。
5. 引取証明書の交付・写しの保存(廃棄時)
6. 充填量・回収量等に関する記録の保存、都道府県への報告
7. 再生証明書・破壊証明書の回付・写しの保存
8. フロン類回収等の料金説明

第1章 フロン排出抑制法とは

フロン排出抑制法の目的は、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止に積極的に取り組むことが重要であることに鑑み、フロン類の大气中への排出を抑制するため、フロン類の「使用の合理化」及び特定製品に使用されるフロン類の「管理の適正化」を進めることによって、現在・将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することである。

法律の対象は、フロン類のライフサイクル全体にわたっており、主として以下の5つの事項について規定されている。

表1

※ 「使用の合理化」とは

フロン類に代替する物質であってオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないもの(フロン類代替物質)の製造等、フロン類使用製品に使用されるフロン類の量を低減させること等により、フロン類の使用を抑制すること。

※ 「管理の適正化」とは

特定製品の使用等に際しての当該フロン類の排出量の把握、充填、回収、再生、破壊その他の行為が適正に行われるようにすることにより、当該フロン類の排出の抑制を図ること。

<フロン類の使用の合理化に係る措置>

(1) フロン類の製造業者等が講ずべき措置(法第9条～第11条)

○フロン類の製造業者等は、国が定める「フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項」に従い、製造・輸入(以下「製造等」という。)が行われるフロン類のGWP(地球温暖化係数)の低減及び当該フロン類の製造等の量の削減等のフロン類の使用の合理化に取り組む。

(2) 指定製品の製造業者等が講ずべき措置(法第12条～第15条)

- 国は、我が国において大量に使用され、かつ、相当量のフロン類が使用されているものであって、その使用等に際してのフロン類の排出の抑制が技術的に可能な製品を「指定製品」として政令で指定する。
- 指定製品の製造業者等は、国が定める「指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項」に従い、指定製品に使用されるフロン類のGWPの低減及び当該フロン類の使用量の削減によるフロン類の段階的な削減に取り組む。

<特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に係る措置>

(3) 第一種特定製品の管理者が講ずべき措置(法第16条～第26条)

- 第一種特定製品の管理者は、国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」に従い、管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全、簡易点検・定期点検、漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止、点検・整備の記録作成・保存等を行うことを通じ、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組む。
- 管理者のうち一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告する。また、国はその算定漏えい量等を公表する。

(4) 第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品からのフロン類の回収(法第27条～第49条)

- 第一種特定製品へフロン類を充填し、又は第一種特定製品からフロン類を回収することを業として行おうとする者は、「第一種フロン類充填回収業者」として、都道府県知事の登録を受ける。
- 第一種特定製品の整備者は、当該機器にフロン類を充填する必要があるときや、当該機器からフロン類を回収する必要があるときは、充填又は回収を、「第一種フロン類充填回収業者」に委託する。
- 「第一種フロン類充填回収業者」は、フロン類の充填、回収を行う際には、それぞれ充填に関する基準、回収に関する基準に従う。
- 第一種特定製品を廃棄しようとする管理者(廃棄等実施者)は、第一種特定製品に充填されているフロン類を、「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す(「第一種フロン類充填回収業者」が第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合を除く)。
- 特定解体工事元請業者は、請け負おうとする解体工事に係る建築物等について、第一種特定製品の有無を確認し、その結果を解体工事の発注者に書面を交付して説明しなければならない。
- 「第一種フロン類充填回収業者」は、回収したフロン類について、自ら再生する場合を除き、「第一種フロン類再生業者」又は「フロン類破壊業者」に引き渡す。

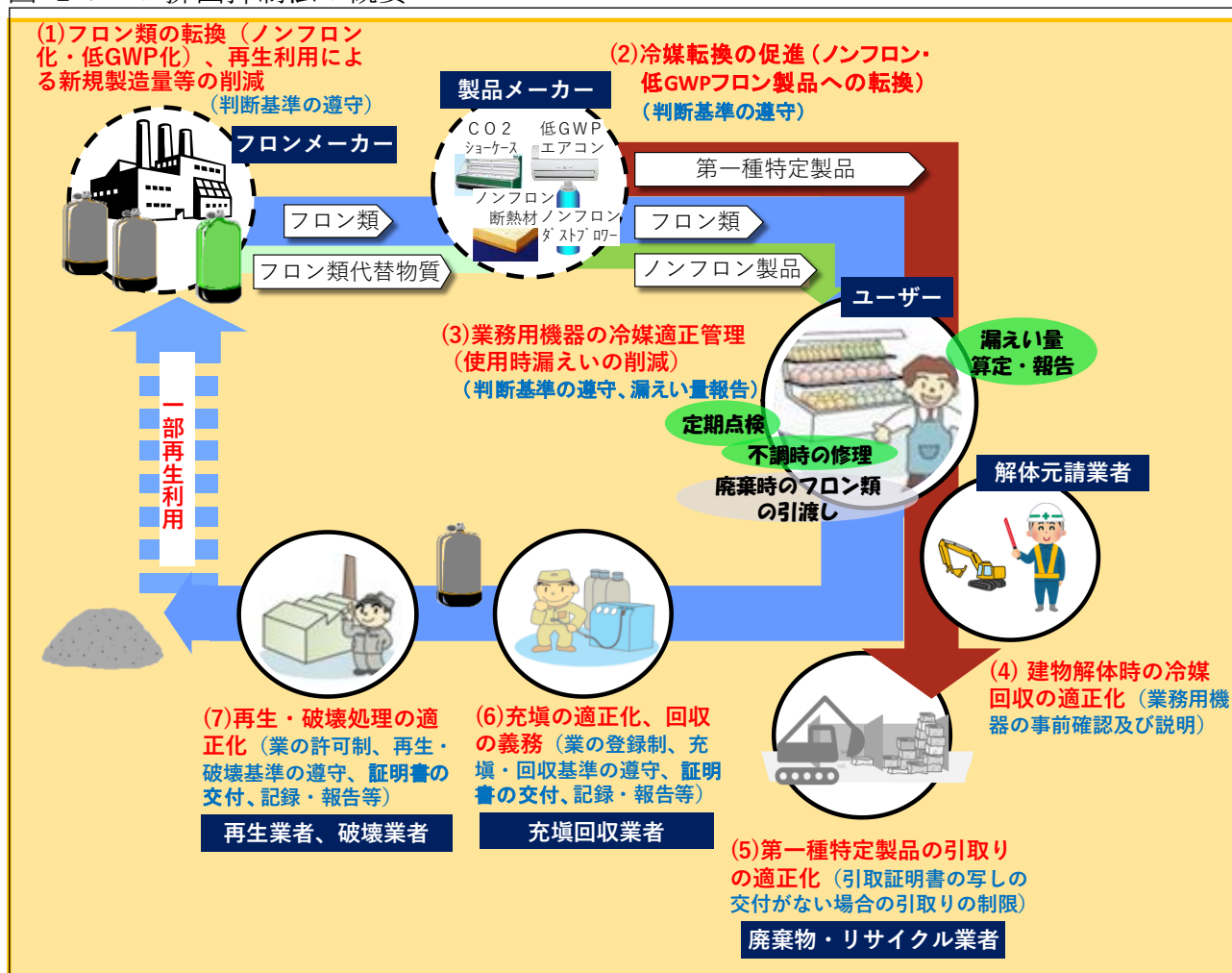
- 第一種特定製品廃棄等実施者は、引取証明書の写しを、「第一種特定製品引取等実施者」に交付する。
- 引取証明書の写しの交付を受けた場合などフロン類の放出のおそれがない場合を除き、第一種特定製品の引取り等を禁止する。

(5) 第一種特定製品から回収されたフロン類の再生、フロン類の破壊 (法第 50 条～第 73 条)

- フロン類の再生業を行おうとする者は、「第一種フロン類再生業者」として、国(環境大臣及び経済産業大臣)の許可を得る(第一種フロン類充填回収業者による一定の要件を満たす再生行為を除く。)
- フロン類の破壊業を行おうとする者は、「フロン類破壊業者」として、国(環境大臣及び経済産業大臣)の許可を得る。
- 「第一種フロン類再生業者」及び「フロン類破壊業者」は、引き取ったフロン類について、それぞれフロン類の再生に関する基準又はフロン類の破壊に関する基準に従って、再生又は破壊を行う。等

なお、この他にも、費用負担(法第 74 条・第 75 条)、情報処理センター業務(法第 76 条～第 85 条)、「みだり放出の禁止」などの雑則(法第 86 条～第 102 条)、罰則(法第 103 条～第 109 条)が定められている。

図 1 フロン排出抑制法の概要



第2章 法律の対象

フロン排出抑制法の対象となる物及び者について、以下のとおり解説する。

1. フロン類

法第2条 この法律において「フロン類」とは、クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）第2条第1項に規定する特定物質であるもの並びに地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項第4号に掲げる物質をいう。

フロン類の種類

施行規則

第1条

3 フロン類の種類は、国際標準化機構の規格817等に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める種類とする。ただし、次項、第8条、第9条、第41条（第44条において準用する場合を含む。）、第49条、第51条、第52条、第72条、第75条、様式第1、様式第3、様式第4及び様式第8においては、クロロフルオロカーボン、ハイドロクロロフルオロカーボン及びハイドロフルオロカーボンとする。

【概要】

フロン排出抑制法が対象とする「フロン類」とは、①オゾン層を破壊し、かつ、温室効果の非常に高いフロン（CFC（クロロフルオロカーボン）及びHCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）のうち、オゾン層保護法で特定物質として規制されている物質）及び②オゾン層は破壊しないものの、温室効果の非常に高いフロン（HFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）のうち、地球温暖化対策推進法において温室効果ガスとして規制されている物質）である。

これらのフロン類の具体的な物質名は、第9章 p.112 のとおりである。また、特にことわりのない限り、本手引きにおいて「フロン類の種類」とは、「冷媒番号別の種類」であり、国際標準化機構（ISO）の規格817等に基づき、環境大臣・経済産業大臣が告示で定めるものである（第9章 p.113 参照）。

2. 第一種特定製品

法第2条

- 3 この法律において「第一種特定製品」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。）であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの（第二種特定製品を除く。）をいう。
- 一 エアコンディショナー
 - 二 冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）
- 4 この法律において「第二種特定製品」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）第2条第8項に規定する特定エアコンディショナーをいう。
- 5 この法律において「特定製品」とは、第一種特定製品及び第二種特定製品をいう。

【概要】

第一種特定製品とは、業務用のエアコンディショナー及び冷蔵冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの（第二種特定製品を除く。）をいう。

上記の定義をそれぞれの要素に整理すると、以下の①～③のすべてに当てはまる機器のことを指す。

- ①フロン類を冷媒とするエアコンディショナー又は冷凍冷蔵機器（冷凍冷蔵機能を有する自動販売機を含む。）である。
- ②業務用として製造・販売された機器である。
- ③第二種特定製品ではない。

【解説】

① フロン類を冷媒とするエアコンディショナー又は冷凍冷蔵機器

フロン類とは、1. で記述したとおりであり、NH₃（アンモニア）、CO₂（二酸化炭素）、水、空気、HFO（ハイドロフルオロオレフィン）など、“フロン類以外”を冷媒として使用している業務用冷凍空調機器（ノンフロン機器）は、第一種特定製品には該当しない。

法第2条第3項における「冷媒としてフロン類が充填されているものをいう。」とは、冷媒としてフロン類以外のものが充填されるものと区別する趣旨であって、第一種特定製品を現にフロン類が充填されているものに限定し、フロン類の充填前又は回収後のものを除く趣旨ではない。

また、エアコンディショナーと冷凍冷蔵機器のそれぞれの基本的な考え方は以下の表2のとおりである。また、日本標準商品分類における分類（表5参照）を参考に判断する。それでもなお、判断に迷う場合は、当該機器の製造業者に確認する。

表 2 エアコンディショナーと冷凍冷蔵機器の考え方

分類	考え方
エアコンディショナー	対象とする「空間」の空気の温度、湿度、流量、清浄度等を調整するための機器 （労働環境の維持や居住空間の快適性のための「保健空調（対人空調）」と、物品の品質管理・保持や動植物の生育環境の維持等を目的として当該物品・動植物が存在する空間の空気を調整する「産業空調」が含まれる。）

冷凍冷蔵機器	物品の冷却、凍結、乾燥等の品質管理・保持等を目的として、対象となる「物品」の温度・湿度等を調整するための機器
--------	--

② 業務用として製造・販売された機器

業務用として製造・販売された機器とは、一般消費者が日常生活に使用するために製造・販売された機器以外の機器をいう。

使用等する機器が「業務用の機器」であるかどうかは、使用場所や使用用途ではなく、「その機器が業務用として製造・販売されたかどうか」で判断される。例えば、一般住居で使用されている“業務用として製造、販売された機器”は第一種特定製品に該当し、オフィスで使用されている“家庭用として製造、販売された機器”は、第一種特定製品に該当しない。

なお、家庭用のエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器については、家電リサイクル法の対象となる。(詳細は第8章6.(2) p.106 を参照)

表 3 業務用の機器と家庭用の機器との見分け方

<p>① 室外機の銘板、シールを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 14 年4月(フロン回収・破壊法の施行)以降に販売された業務用冷凍空調機器には表示義務があり、第一種特定製品であること、フロン類の種類、量等が記載されている。 ・ それ以前に販売された業務用冷凍空調機器についても、業界の取組等により、表示(シールの貼付)が行われていることもある。 <p>② 機器のメーカーや販売店に問い合わせし、確認する。</p>	など
--	----

③ 第二種特定製品

第二種特定製品とは、自動車(自動車リサイクル法の対象のものに限る。)に搭載されたエアコンディショナーのうち、乗車のために設備された場所の冷暖房の用に供するものをいう。第二種特定製品に当たる場合は、その機器が業務用であったとしても、第一種特定製品には該当しない。

したがって、自動車リサイクル法が適用されない大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引車等については、乗員のための空調設備(カーエアコン)であっても第二種特定製品に該当しない。そのため、当該空調設備は、業務用であって冷媒としてフロン類が使用されている場合、第一種特定製品に該当する。カーエアコンが搭載されている自動車が自動車リサイクル法の対象に当たるかどうかについては、第8章6.(1) p.106 を参照。

また、冷凍・冷蔵車の荷室部分の冷蔵・冷凍ユニットは、業務用であって冷媒としてフロン類が使用されている場合、第一種特定製品に該当するため、注意が必要である。

表4 <参考>使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号)(抄)

<p>第2条 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第2条第2項に規定する自動車(次に掲げるものを除く。)をいう。</p> <p>一 被けん引車(道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。以下この項において同じ。)</p> <p>二 道路運送車両法第3条に規定する小型自動車及び軽自動車(被けん引車を除く。)であって、二輪のもの(側車付きのものを含む。)</p> <p>三 道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車(被けん引車を除く。)</p>

四	前三号に掲げるもののほか政令で定める自動車
2～7	(略)
8	この法律において「特定エアコンディショナー」とは、自動車に搭載されているエアコンディショナー(車両のうち乗車のために設備された場所の冷房の用に供するものに限る。以下同じ。)であつて、冷媒としてフロン類が充填されているものをいう。
9～17	(略)

エアコンディショナー並びに冷蔵機器及び冷凍機器にそれぞれ分類されている機器については、日本標準商品分類の大分類6：中分類56 冷凍機、冷凍応用製品及び装置を基本にして、以下のように分類する。

表5 第一種特定製品の種類

分類番号	商品名
(1) エアコンディショナー	
562119	自動車用エアコンディショナー(自動車リサイクル法の対象の製品を除く) ・道路運送車両法第3条に規定する小型自動車又は軽自動車であつて、二輪車のもの(側車付きのものを含む) ・道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車 ・被けん引車
56212	鉄道車両用エアコンディショナー
56213	航空機用エアコンディショナー
56219	その他輸送機械用エアコンディショナー
5622	ユニット形エアコンディショナー
5623	除湿機
562411	圧縮式空気調和用リキッドチリングユニット(遠心式、容積圧縮式)
5629	その他の空気調和機
5651	空気調和装置(クリーンルーム等)
(2) 冷蔵機器及び冷凍機器	
5612	コンデンシングユニット
5631	冷凍冷蔵庫、冷蔵庫及び冷凍庫
5632	ショーケース(内蔵型ショーケース、別置型ショーケース)
5633	飲料用冷水器及び氷菓子装置(冷水機、ビール・ソーダディスペンサ、ソフトアイスクリームフリーザ等)
5634	製氷機
5635	輸送用冷凍・冷蔵ユニット
5636	定置式冷凍・冷蔵ユニット
56371	冷凍冷蔵リキッドチリングユニット(遠心式冷凍機・スクリュー冷凍機等)
56372	ユニットクーラー(ブライン、直膨)
5639	その他冷凍冷蔵機器
5641	ヒートポンプ式給湯器
5652	冷凍冷蔵装置(倉庫用・凍結用・原乳用等)
5659	その他冷凍機応用装置
58111	飲料自動販売機
58112	食品自動販売機
84481	ワゴン(搬送車)

第一種特定製品の設置が想定される場所別の機器種類の例は次のとおりである。

表 6 第一種特定製品の設置場所別の種類の例

設置場所		機器種類の例
スーパー、百貨店、 コンビニエンスストア	全 体	パッケージエアコン(ビル用マルチエアコン) ターボ冷凍機、スクリーン冷凍機 チラー、自動販売機 冷水機(プレッシャー型)、製氷機
	食品売り場	ショーケース 酒類・飲料用ショーケース 業務用冷凍冷蔵庫
	バックヤード	プレハブ冷蔵庫(冷凍冷蔵ユニット)
	生花売り場	フラワーショーケース
公共施設	オフィスビル	パッケージエアコン(ビル用マルチエアコン)
	各種ホール	ターボ冷凍機、スクリーン冷凍機
	役所	チラー、自動販売機 冷水機(プレッシャー型)、製氷機、給茶機
レストラン、飲食店、 各種小売店	魚屋、肉屋、 果物屋、食料品、 薬局、花屋	店舗用パッケージエアコン 自動販売機 業務用冷凍冷蔵庫 酒類・飲料用ショーケース すしネタケース 活魚水槽 製氷機、卓上型冷水機 アイスクリーマー ビールサーバー
工場、倉庫等	工場、倉庫	設備用パッケージエアコン ターボ冷凍機、スクリーン冷凍機 チラー、スポットクーラー クリーンルーム用パッケージエアコン 業務用除湿機 研究用特殊機器(恒温恒湿器、冷熱衝撃装置など) ビニールハウス(ハウス用空調機(GHPを含む))
学校等	学校、病院	パッケージエアコン(GHP含む) チラー 業務用冷凍冷蔵庫 自動販売機 冷水機 製氷機 病院用特殊機器(検査器、血液保存庫など)
運輸機械	鉄道	鉄道車両用空調機
		地下鉄車両用空調機
		地下鉄構内(空調機器(ターボ冷凍機など))
	船舶	船舶用エアコン、鮮魚冷凍庫(スクリーン冷凍機など)
航空機	航空機用空調機	
自動車	冷凍車の貨物室、大型特殊自動車、小型特殊自動車、 被牽引車	

3. 管理者

法第2条

8 この法律においてフロン類使用製品について「使用等」とは、次に掲げる行為をいい、「管理者」とは、フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する責任を有する者をいう。

- 一 フロン類使用製品を使用すること。
- 二 フロン類使用製品をフロン類使用製品の整備を行う者に整備させること。
- 三 フロン類使用製品を廃棄すること又はフロン類使用製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡すること(以下「廃棄等」という。)

【概要】

「管理者」(フロン類使用製品の所有者その他使用、整備発注及び廃棄等を管理する責任を有する者)とは、「機器からのフロン類の漏えいに実質的な責任を持ち、漏えい抑制のために必要な行動(費用の負担の判断等)をとることができる者」である。具体的には、製品の所有者その他適切な点検・修理等を行うことができる整備者を選択すること、整備者に対し適切な点検・修理等を行うよう指示すること、それらに必要な費用や体制の手当の判断をすること等を行える者を指す。また、法人として所有する機器については、当該法人が「管理者」となる。

「管理者の判断基準」の遵守など第一種特定製品の管理者として実施すべき措置の詳細については、別途作成する「第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き」を参照されたい。

【解説】

(1) 管理者

管理者の基本的な考え方は次のとおりである。

原則として、当該製品の所有権を有する者(所有者)が管理者となる。

ただし、例外として、契約書等の書面において、保守・修繕の責務を所有者以外が負うこととされているリース契約等の場合は、その責務を負う者が管理者となる。

※保守点検、メンテナンス等の管理業務を委託している場合は、当該委託を行うことが保守・修繕の責務の遂行であるため、委託元が管理者に当たる。

※所有者と使用者のどちらが管理者に当たるか不明確な場合は、まず、現在の契約を所有者と使用者の間で相互に確認し、管理者がどちらに該当するのかを明確にすることが必要となる。

(2) 例外に該当する事例

例外に当たる具体的な事例として、リース及び割賦販売等がある。既に以下のような内容を含む契約等を締結している場合には、管理者の責務は使用者にあると考えられる。

表 7 機器の使用者(乙)が管理者とされている例

乙は、物件が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように保守、点検及び整備を行うものとし、当該機器が損傷等したときには、整備者に対し適切な点検・修理等を行うよう指示し、それらに必要な費用や体制の手当の判断をすることの責任を担います。この場合、甲(所有者)は何らの責任も負いません。

(参考)リース、レンタル、割賦販売における管理者の一般的な考え方

一般的に、所有者と使用者が異なるケースは、第一種特定製品が、リースやレンタルで使用される場合が多いと考えられる。

以下に、①リース機器の場合、②レンタル機器の場合、③割賦販売の場合における、一般的な管理者の判断方法を示す。

表 8 リース契約、レンタル契約における管理者

一般的に、リース(ファイナンス・リース、オペレーティング・リース)による機器の保守・修繕の責務は、使用者側にあるとされているため、使用者が管理者にあたる場合が多いと考えられます。

一方、レンタルにおける物件の保守・修繕の責務は、一般的には所有者側にあるとされているため、所有者が管理者にあたる場合が多いと考えられます。

表 9 割賦販売における管理者

割賦販売における物件の保守・修繕の責務は、売買契約と同様と見なされることから、使用者側が管理者にあたる場合が多いと考えられます。

このほか、ビルや船舶などで、第一種特定製品が使用された機器等の運転・管理が他者に委ねられている場合においても、契約書等の書面において、保守・修繕の責任がどのように規定されているかによって判断が可能である。

また、区分所有や共有によりビルなどを共同所有している場合には、話し合い等を通じて管理者を1者に決める必要がある。

4. 第一種特定製品廃棄等実施者

法第 41 条 第一種特定製品の廃棄等を行おうとする第一種特定製品の管理者(以下「第一種特定製品廃棄等実施者」という。)は、主務省令で定めるところにより、第一種フロン類充填回収業者が当該第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合を除き、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類充填回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を引き渡さなければならない。

【概要】

第一種特定製品廃棄等実施者とは、第一種特定製品の廃棄等を実施する者をいう。

なお、法人として所有する機器については、当該法人が「廃棄等実施者」となる。

「第一種特定製品廃棄等実施者」として実施すべき措置の詳細については、別途作成する「第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き」を参照されたい。

【解説】

「廃棄等」とは

「廃棄等」とは、次の2つのことをいう。

- ① 機器そのものを廃棄すること
- ② 機器を「冷凍空調機器」として本来の目的では使用せず、当該機器の全部または一部を原材料(鉄や銅、アルミ等の再利用)や部品その他製品の一部として利用(再資源化)することを目的として、リサイクル業者等に有償もしくは無償で譲渡すること

なお、機器を中古品としてそのまま再利用(リユース)する場合は廃棄等に該当しない。この場合、第一種特定製品の譲渡先に製品と併せて点検記録簿を引き渡す必要がある。

5. 第一種特定製品整備者

(第一種フロン類充填回収業者等の責務)
法第6条 第一種フロン類充填回収業者、第二種フロン類回収業者(使用済自動車再資源化法第2条第12項に規定するフロン類回収業者をいう。第29条第1項第2号及び第71条第2項において同じ。)、第一種特定製品の整備を行う者(以下「第一種特定製品整備者」という。)、第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者その他特定製品又は特定製品に使用されるフロン類を取り扱う事業者は、第3条第項の指針に従い、その事業を行う場合において当該特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のために必要な措置を講じなければならない。

【概要】

「第一種特定製品整備者」とは、第一種特定製品の整備を行う者をいう。

整備者として実施すべき措置の詳細については、別途作成する「第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き」を参照されたい。

【解説】

(1) 第一種特定製品整備者に該当する場合

整備者には、設備施工、保守・修繕等の専門業者として機器の整備を行う者に加え、機器の所有者や使用者であって、自ら整備を行う者も含まれる。

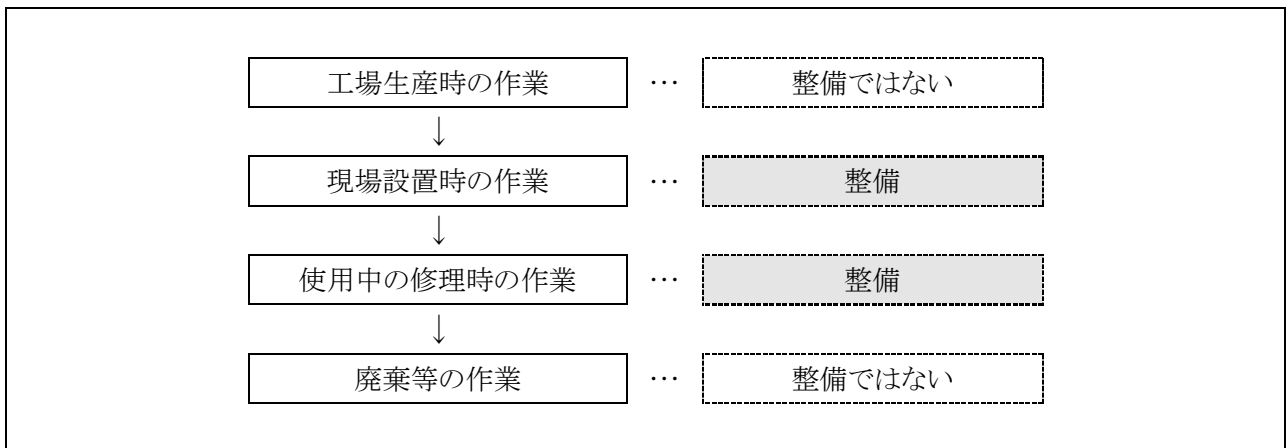
冷凍・冷蔵倉庫や食品工場の製造プロセスなどでは、第一種特定製品の管理者自らが機器の整備を実施しているケースが多いと考えられるが、これらの場合、当該管理者自身が「第一種特定製品整備者」となる。

整備者は、整備に際し、フロン類の充填又は回収が必要な時は、第一種特定製品へのフロン類の充填・回収の委託をする等の対応を取る必要がある。

(2) 「整備」の範囲

機器の整備とは、機器の設置から廃棄前までに行われる設備施工、保守・修繕等の作業をいう。そのため、本法律が対象としている「整備時の充填」には、工場生産時の冷媒充填は含まれないが、現場設置時の機器・配管等への冷媒充填は含まれる。

表 1 整備の範囲



6. 第一種フロン類充填回収業者

法第2条

10 この法律において「第一種フロン類充填回収業」とは、第一種特定製品の整備が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填すること及び第一種特定製品の整備又は廃棄等が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収することを業として行うことをいい、「第一種フロン類充填回収業者」とは、第一種フロン類充填回収業を行うことについて第27条第1項の登録を受けた者をいう。

【概要】

「第一種フロン類充填回収業者(充填回収業者)」とは、第一種特定製品に、冷媒としてフロン類を充填・回収することを業として行う者として、都道府県知事の登録を受けた者をいう。

【解説】

「フロン類を充填すること及び(中略)フロン類を回収することを業として行うこと」とは、充填又は回収行為を反復・継続して行うことを指すものであり、充填又は回収を生業としているか否かや営利目的か否かを問うものではない。

第一種充填回収業者に関しては法に様々な規定があり、フロン類の管理の適正化において重要な役割を担っている。「第一種フロン類充填回収業者」が講ずべき措置については第4章(p.47～)で詳述する。

7. 第一種フロン類引渡受託者

法第43条

4 第一種特定製品廃棄等実施者から第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しの委託を受けた者(当該委託に係るフロン類につき順次行われる第一種フロン類充填回収業者への引渡しの再委託を受けた者を含む。以下「第一種フロン類引渡受託者」という。)は、当該委託に係るフロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする場合(当該フロン類の引渡しに当たって当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。)には、あらかじめ、当該第一種特定製品廃棄等実施者に対して当該引渡しの再委託を受けようとする者の氏名又は名称及び住所を明らかにし、当該第一種特定製品廃棄等実施者から当該引渡しの再委託について承諾する旨を記載した書面(主務省令で定める事項が記載されているものに限る。)の交付を受けなければならない。この場合において、当該第一種特定製品廃棄等実施者又は当該第一種フロン類引渡受託者は、それぞれ、当該交付をした書面の写し又は当該交付を受けた書面を当該交付をした日又は当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

【概要】

「第一種フロン類引渡受託者(引渡受託者)」とは、第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を、廃棄等実施者からフロン類充填回収業者へ引渡しすることを委託された者をいう。他の引渡受託者から、充填回収業者への引渡しについて再委託を受けた者も含まれる。

【解説】

(1) 引渡受託者の例

具体的には、業務用冷凍空調機器の廃棄物としての処理や再生品としての譲渡を受けた、建物解体業者や廃棄物処理業者、再資源化事業者、金属スクラップ業者等が該当する。

(2) 引渡受託者の役割

引渡受託者は、発注者(廃棄等実施者)から「委託確認書」の交付を受け、充填回収業者(フロン類の引渡しを再委託する場合は再委託先)に回付する必要がある。フロン類の引渡しの再委託を行う場合は、あらかじめ発注者が再委託を承諾する旨の書面(再委託承諾書)の交付を受ける必要がある。委託確認書の写し及び再委託承諾書の保存期間は3年である。充填回収業者への引渡し、委託確認書の回付は速やかに行う必要がある(再委託の場合も同様)。委託確認書を発注者が交付してから30日(解体工事の場合は90日)以内に引取証明書が届かない場合や虚偽の記載があった場合は、廃棄等実施者から都道府県知事に報告される。

8. 特定解体工事元請業者

法第 42 条 建築物その他の工作物(当該建築物その他の工作物に第一種特定製品が設置されていないことが明らかなものを除く。以下この項及び第 92 条第 1 項において「解体工事」という。)の全部又は一部を解体する建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)を発注しようとする第一種特定製品の管理者(以下この条及び第 100 条第 1 項第 1 号において「特定解体工事発注者」という。)から直接当該解体工事を請け負おうとする建設業(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 2 項に規定する建設業をいう。)を営む者(以下「特定解体工事元請業者」という。)は、当該建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無について確認を行うとともに、当該特定解体工事発注者に対し、当該確認の結果について、主務省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該特定解体工事元請業者は、当該交付をした書面の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

2 前項の場合において、特定解体工事発注者は、特定解体工事元請業者が行う第一種特定製品の設置の有無についての確認に協力しなければならない。

【概要】

「特定解体工事元請業者」とは、建築物等(その建築物等に第一種特定製品が設置されていないことが明らかなものを除く。)の解体工事等の発注者(特定解体工事発注者)から直接その工事を請け負おうとする建設業者のことをいう。特定解体工事元請業者は、解体時にフロン類の大気放出がされないよう、法に規定する必要な措置を講じる必要がある。

【解説】

(1) 解体工事等の際に必要な取組

建築物の解体工事等(解体工事の定義については P91 を参照)の際には、建物内にフロン類が充填されたままの第一種特定製品が設置・存置されている場合があり、そのまま解体工事に着手すると機器中のフロン類が大気中に放出されるおそれがあるため、フロン類の回収が必要となる。法第 86 条の「みだり放出禁止規定」は全ての者に適用されるものであり、機器を工事作業者が重機などで破壊し、みだりにフロン類を放出させれば、罰則の対象となる。

(2) 特定解体工事元請業者の役割

特定解体工事元請業者は、解体工事、改修工事、建て替え、リフォーム工事等を受注する際には、フロン類が充填されている第一種特定製品の有無を事前に調査・確認し、発注者に書面(事前確認書)を交付して説明し(なお、発注者には、確認のために建物に入ることの許可や図面の提供等、当該調査・確認への協力義務がある。)、発注者に交付した事前確認書の写しを3年間保存しなくてはならない。(第一種特定製品がなかった場合もその旨の書面を交付・保存する必要がある。)

その確認の結果、フロン類の充填された機器が無いが、発注者が自ら又は第三者に委託して充填回収業者に依頼しフロン類の回収が行われた(フロン類の引渡しが行われた)場合には、特定解体工事元請業者にはフロン類の回収に関する義務はそれ以上発生しない。なお、解体工事に伴って第一種特定製品が排出される場合は、発注者(廃棄等実施者)から引取証明書の写しを入手して、当該第一種特定製品を処分業者(引取等実施者)に引き渡すときに交付する必要がある。

一方、その確認の結果、フロン類が充填された機器が有り、フロン類の回収(充填回収業者への引渡し)を含めて解体工事を請け負う場合には、7. に記述した「第一種フロン類引渡受託者」となり、発注者から「委託確認書」の交付を受ける必要がある。

9. 第一種特定製品引取等実施者

- 法第45条の2 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種特定製品の解体その他の処分を目的とした引取り又はその全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的とした有償若しくは無償での譲受け(以下「引取り等」という。)を行おうとする者(以下「第一種特定製品引取等実施者」という。)に第一種特定製品を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品引取等実施者に前条第一項又は第二項の規定により交付又は送付を受けた引取証明書の写しを交付しなければならない。ただし、当該第一種特定製品引取等実施者(第一種フロン類充填回収業者である者に限る。)に当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の引渡しを行う場合その他主務省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 第一種特定製品引取等実施者は、当該引取り等に係る第一種特定製品の処分を他人に再委託し、又は当該引取り等に係る第一種特定製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として他人に譲渡するときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者に当該第一種特定製品に係る引取証明書の写しを回付しなければならない。
 - 3 第一種特定製品引取等実施者は、前二項の規定による引取証明書の写しの交付又は回付を受けたときは、当該引取証明書の写しを当該交付又は回付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。
 - 4 何人も、第四十一条の規定により第一種フロン類充填回収業者が第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合又は第一項若しくは第二項の規定による引取証明書の写しの交付若しくは回付を受けた場合その他第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類が大気中に放出されるおそれがないものとして主務省令で定める場合のほか、第一種特定製品の引取り等を行ってはならない。

【概要】

「第一種特定製品引取等実施者(引取等実施者)」とは、第一種特定製品廃棄等実施者から、第一種特定製品の解体その他の処分を目的とした引取り又はその全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的とした有償若しくは無償での譲受け(以下「引取り等」という。)を行おうとする者のことをいう。引取等実施者は、法定の条件(後述)を満たしたものの以外の第一種特定製品の引取り等を行ってはならない。

【解説】

(1) 引取り等の際に必要な取組

フロン類が大気中に放出されるおそれがない一定の場合を除き、機器の引取り等を行ってはならず、引取り等を行った場合には各種書面の保存等が必要となる。

(2) 引取等実施者の役割

引取等実施者は、以下の場合にのみ第一種特定製品の引取り等を行うことができ、これに違反して引取り等を行った場合には罰則の対象となる。

- ①引取り等の際して、引取証明書の写しの交付若しくは回付を受けた場合(3年又は回付を行うまでのいずれか短い期間の当該引取証明書の写しの保存も必要)
- ②引取等実施者が第一種フロン類充填回収業者として回収依頼書の交付を受けた場合
- ③引取等実施者が第一種フロン類引渡受託者として委託確認書の交付を受けた場合
- ④引取り等の際して、確認証明書の写しが交付若しくは回付を受けた場合(3年又は回付を行うまでのいずれか短い期間の当該確認証明書の写しの保存も必要)

- ⑤非常災害の発生により災害廃棄物として排出された第一種特定製品を処理する場合その他都道府県知事がやむを得ない場合として認める場合であって、都道府県知事の認めるところにより、都道府県知事の認める者から第一種特定製品の引取り等を行う場合

引取り等を行った第一種特定製品の処分を他人に再委託し、又は当該引取り等に係る第一種特定製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として他人に譲渡するときは、以下に従って、当該第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者に当該第一種特定製品に係る引取証明書の写しを回付する必要がある。

- 第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者が二以上である場合にあっては、第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者ごとに回付すること。
- 第一種特定製品を第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者に引き渡す際に回付すること。
- 第一種特定製品の運搬、第一種特定製品の設置された建築物その他の工作物の解体工事その他第一種特定製品の第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者への引渡しを他人に委託する場合にあっては、当該引渡しの委託を受けた者を經由して、当該第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者に回付することができる。

10. その他の関係主体

フロン排出抑制法では、フロン類のライフサイクルの各段階の主体が規制の対象とされている。

(1) フロン類の製造業者等、指定製品の製造業者等

「フロン類の製造業者等」とは、フロン類の製造・輸入等を業として行う者をいう。また、「指定製品の製造業者等」とは、指定製品(第8章5. p.103 参照)の製造・輸入等を業として行う者をいう。

フロン類の製造・輸入量の削減やフロン類使用製品のノンフロン・低GWP化の促進等の取組が求められる。

(2) フロン類を運搬する事業者

フロン排出抑制法においては、フロン類の運搬基準の遵守等の規定が定められている(第3章3. (3). p.72 参照)。同規定は充填回収業者だけでなく、委託を受けて運搬のみを行う事業者にも適用される。

(3) 第一種フロン類再生業者

「第一種フロン類再生業者」とは、第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の再生を業として行う者として、国(環境大臣及び経済産業大臣)から許可を得た者をいう。

フロン回収・破壊法において、回収されたフロン類は、第一種フロン類回収業者から逆有償で引き取った者がみだりに放出することがないよう、原則として国の許可を得た破壊業者が破壊しなければならないとし、その他は第一種フロン類回収業者が自ら再利用すること等が例外的に認められていたのみであった。

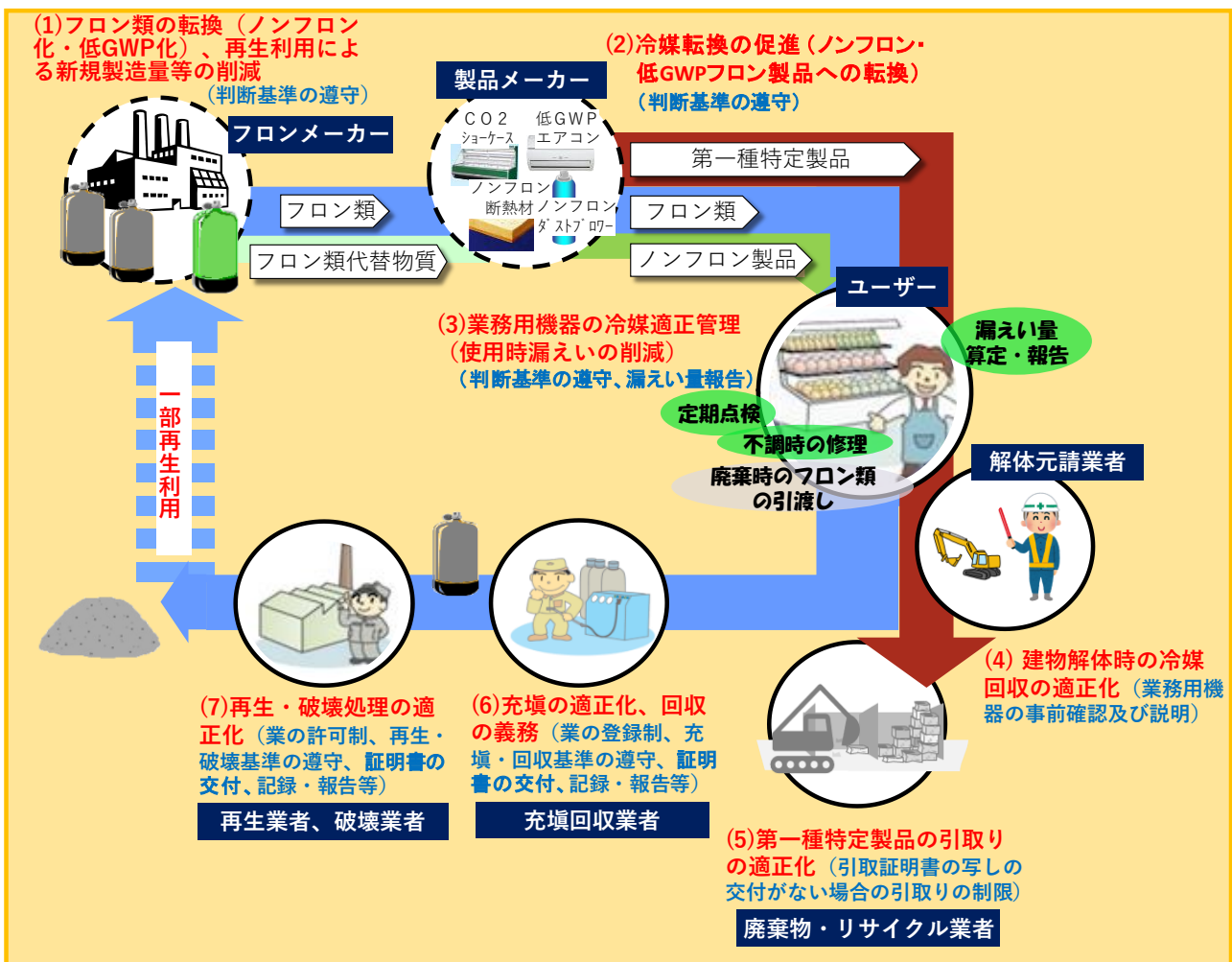
しかし、適正性を担保する限りにおいてフロン類の再生を認めるという観点から、フロン排出抑制法において

は、再生について新たに業規制を導入し、国の許可業者や、一定の要件を満たす第一種フロン類充填回収業者は、フロン類の再生を行えることとした。

(4) フロン類破壊業者

「フロン類破壊業者」とは、第一種特定製品及び第二種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の破壊を業として行う者として、国(環境大臣及び経済産業大臣)から許可を得た者をいう。

図 2 フロン排出抑制法で位置づけられている各主体



第3章 フロン類の充填・回収の流れ

第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品からのフロン類の回収は、フロン類の大气排出を抑制する目的で、主体毎に法に基づく義務が定められている。

フロン類の充填・回収に係る関係者の義務は、下記のように整理できる。

表 11

義務者	フロン排出抑制法の義務	該当ページ
すべての者	特定製品の冷媒フロン類のみだり放出禁止(86条)	p.108
第一種特定製品の整備を 発注した第一種特定製品 の管理者	フロン類回収等の料金負担(74条⑥)	p.99
第一種特定製品整備者	充填委託義務(37条①)	p.20
	充填委託時の管理者名称等の通知(37条②)	
	回収委託義務(39条①)	
	回収委託時の管理者名称等の通知(39条②)	
	再充填以外のフロン類の引渡義務(39条④)	
	フロン類回収等の料金負担(74条③)	
	再生証明書の回付・保存(59条②③) 破壊証明書の回付・保存(70条②(59条②③準用))	
第一種フロン類充填回収 業者	充填に関する基準の遵守(37条③)	p.64
	充填証明書の交付(37条④)	p.77
	情報処理センターへの充填情報等の登録(38条①) ※ただし、情報処理センターの利用は任意。	p.26
	回収に関する基準の遵守(39条③)	p.72
	回収フロン類の引取義務(整備時)(39条⑤)	p.56
	回収証明書の交付(39条⑥)	p.23
	情報処理センターへの回収情報等の登録(40条①) ※ただし、情報処理センターの利用は任意。	p.26
	回収フロン類の引取義務(廃棄時)(44条①)	p.56
	引取証明書の交付又は送付・保存(45条①②)	p.58
	フロン類の引渡義務(46条①)	p.61
	運搬に関する基準の遵守(46条②)	p.76
	再生証明書の回付・保存(59条②)	p.27,42
	破壊証明書の回付・保存(70条②(59条②準用))	p.27,42
	フロン類回収等の料金説明(74条②)	p.99
第一種特定製品廃棄等実 施者	フロン類の引渡義務(41条)	p.11
	回収依頼書／委託確認書の交付・保存(43条①～③)	
	引取証明書の保存(45条③)	
	引取証明書の未受領・虚偽記載に関する報告(45条④)	
特定解体工事元請業者	フロン類回収等の料金負担(74条③)	p.90
	設置有無の確認・説明(書面の交付)(42条①) 書面の写しの保存(42条①)	
特定解体工事発注者	設置有無の確認への協力(42条②)	p.90
	書面の保存(42条③)	
	再委託承諾書の事前受領・保存(43条④)	p.86

第一種フロン類引渡受託者	委託確認書の回付・保存(43条⑤～⑦)	
	引取証明書の写しの保存(45条⑤)	

○前記の各義務のうち、本章では以下に関する規定について説明する。

- ・整備時におけるフロン類の充填及び回収の流れ
- ・廃棄時におけるフロン類の回収の流れ

○充填回収業者に係る事項のうち、以下に関しては主に第4章で説明する。

- ・都道府県知事への登録関係(法第27条～第35条)
- ・充填・回収・運搬に関する基準(法第37条第3項、第39条第3項、第44条第2項、第46条第2項)
- ・回収したフロン類の引取・引渡義務(法第39条第5項、第44条第1項、第46条第1項)
- ・充填量・回収量等に関する記録の保存、都道府県知事への報告(法第47条第1項・第3項)
- ・充填回収業者によるフロン類の再生(法第50条第1項)

○なお、全ての者を対象として、特定製品に冷媒として充填されているフロン類をみだりに放出することは禁止されている。(法第86条)

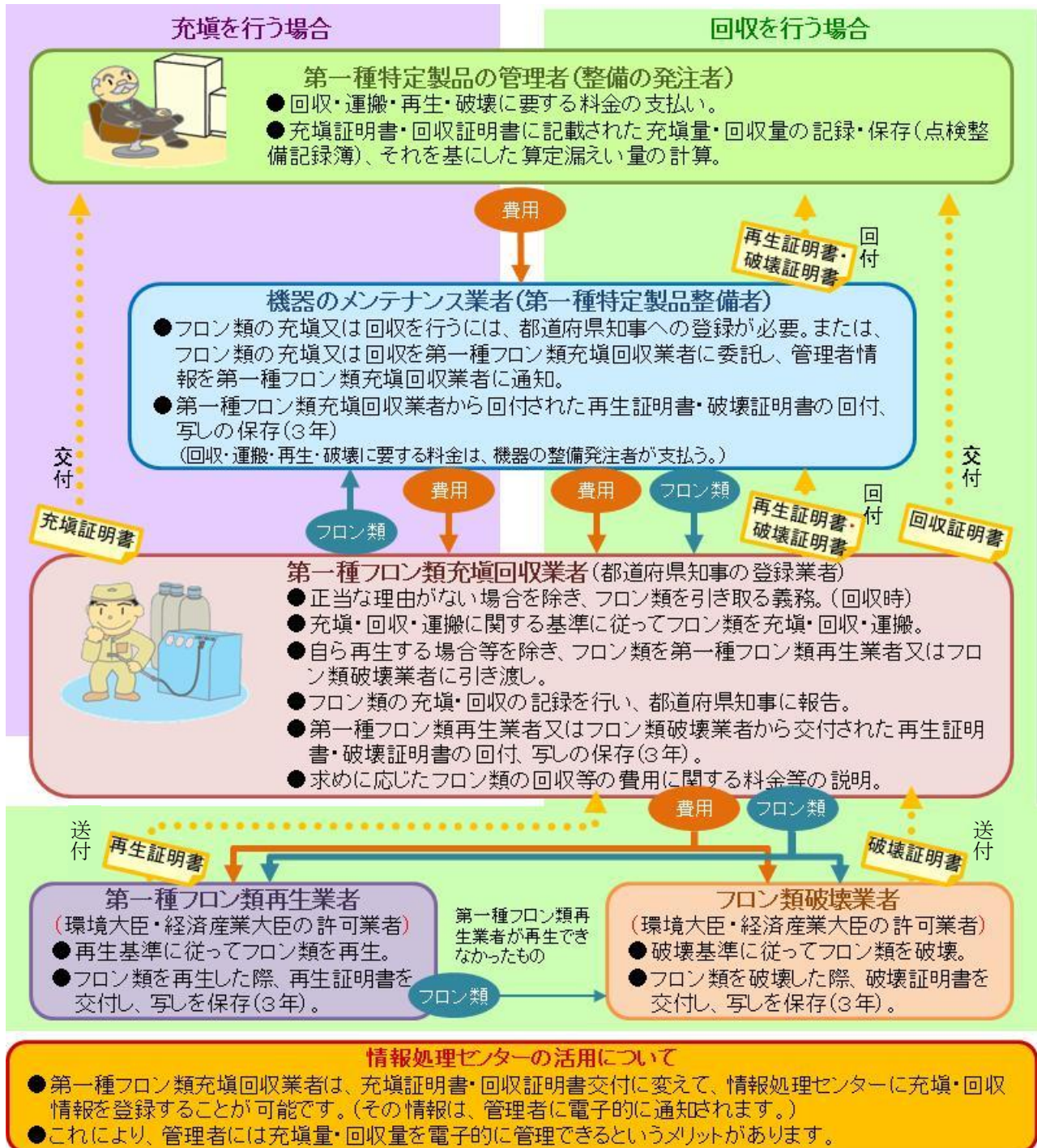
1. 第一種特定製品の整備時におけるフロン類の充填及び回収の流れ

【全体説明】

第一種特定製品の整備時に、フロン類の充填又は回収が必要な場合、第一種特定製品整備者(整備者)は(1)のとおりフロン類の充填・回収を充填回収業者に委託する必要がある。

また、その際、充填回収業者は、当該第一種特定製品の点検記録簿を確認し、第一種特定製品の管理者が算定漏えい量の計算のために必要な、(3)の「充填証明書」又は「回収証明書」を、充填回収業者から管理者に交付する。

図 3 第一種特定製品の整備時におけるフロン類の充填及び回収の流れ



(1) 第一種特定製品整備者の充填・回収の委託義務

(第一種特定製品整備者の充填の委託義務等)

法第 37 条 第一種特定製品整備者は、第一種特定製品の整備に際して、当該第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填する必要があるときは、当該フロン類の充填を第一種フロン類充填回収業者に委託しなければならない。ただし、第一種特定製品整備者が第一種フロン類充填回収業者である場合において、当該第一種特定製品整備者が自ら当該フロン類の充填を行うときは、この限りでない。

2 第一種特定製品整備者は、前項本文に規定するフロン類の充填の委託に際しては、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに当該第一種特定製品の管理者が第 76 条第1項に規定する情報処理センター(以下この節において「情報処理センター」という。)の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている入出力装置を使用しているかどうか及び当該入出力装置を使用している場合にあっては当該情報処理センターの名称を当該第一種フロン類充填回収業者に対し通知しなければならない。

(第一種特定製品整備者の引渡義務等)

法第 39 条 第一種特定製品整備者は、第一種特定製品の整備に際して、当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収する必要があるときは、当該フロン類の回収を第一種フロン類充填回収業者に委託しなければならない。ただし、第一種特定製品整備者が第一種フロン類充填回収業者である場合において、当該第一種特定製品整備者が自ら当該フロン類の回収を行うときは、この限りでない。

2 第一種特定製品整備者は、前項本文に規定するフロン類の回収の委託に際しては、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに当該第一種特定製品の管理者が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている入出力装置を使用しているかどうか及び当該入出力装置を使用している場合にあっては当該情報処理センターの名称を当該第一種フロン類充填回収業者に通知しなければならない。

4 第一種特定製品整備者は、第一項本文の規定により第一種フロン類充填回収業者に第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収させた場合において、第 37 条第1項本文の規定により当該フロン類のうち再び当該第一種特定製品に冷媒として充填されたもの以外のものがあるときは、これを当該第一種フロン類充填回収業者に引き渡さなければならない。

第一種特定製品整備者による充填の委託に際しての第一種特定製品の管理者に係る情報の通知に関する事項

施行規則

(第一種特定製品整備者による充填の委託に際しての第一種特定製品の管理者に係る情報の通知に関する事項)

第 13 条 第 37 条第2項の規定による通知は、次により行うものとする。

- 一 第一種特定製品の整備を発注した当該第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに当該第一種特定製品の管理者が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている入出力装置を使用しているかどうか及び当該入出力装置を使用している場合にあっては当該情報処理センターの名称が通知しようとする事項と相違がないことを確認の上、通知すること。
- 二 第一種フロン類充填回収業者にフロン類の充填の委託を申し込む際に通知すること。

(第一種特定製品整備者による回収の委託に際しての第一種特定製品の管理者に係る情報の通知に関する事項)

第 21 条 第 13 条の規定は、法第 39 条第2項の規定による通知について準用する。この場合において、第 13 条第2号中「フロン類の充填の委託」とあるのは、「フロン類の回収の委託」と読み替えるものとする。

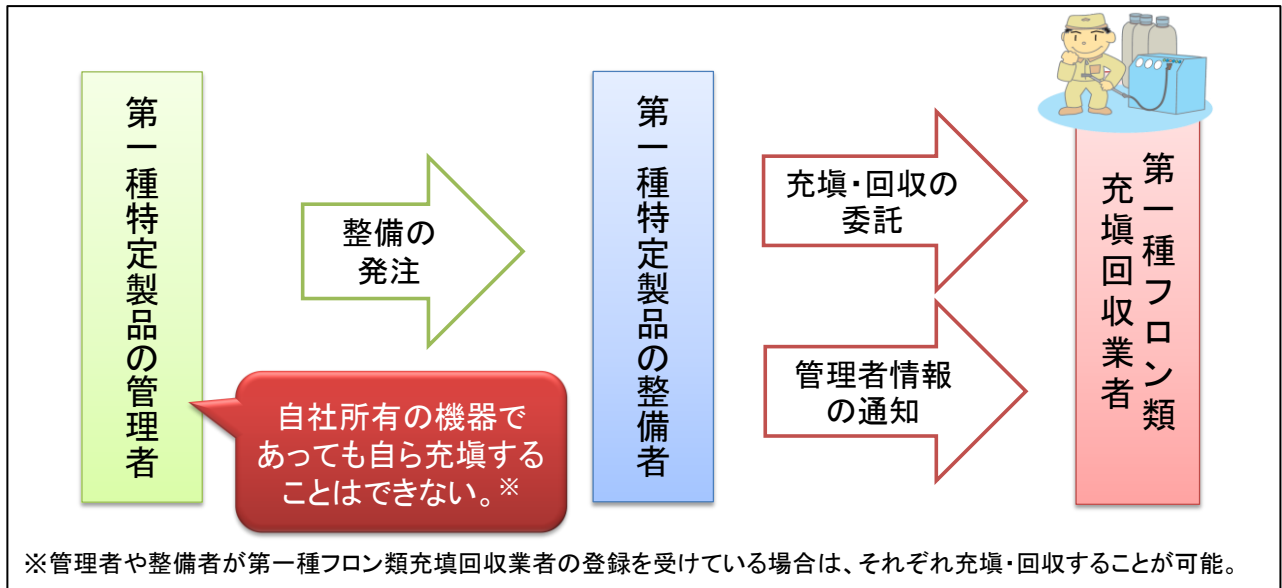
【概要】

整備者は、その整備に際して、冷媒としてフロン類を充填する必要があるときは、当該フロン類の充填を充填回収業者に委託しなければならない。

また、整備する第一種特定製品からフロン類を回収する必要があるときは、同様に、当該フロン類の回収を充填回収業者に委託しなければならない。

さらに、整備者は、充填及び回収の委託に際し、管理者の名称等を充填回収業者に通知しなければならない。

図 4 充填及び回収の委託義務



また、整備者は、充填回収業者が回収したフロン類を第一種特定製品に再充填する場合であって、充填しなかったフロン類が生じた場合は、当該フロン類を充填回収業者に引き渡す義務がある。

なお、この場合において、充填回収業者は、原則として当該フロン類の引取りを拒否してはならないこととされている。(詳細は第4章2. (p.56))

【解説】

① 充填の委託義務の適用を受ける者

充填の委託義務については、自社所有の機器についても適用される。そのため、自らが管理する機器への充填についても、第一種フロン類充填回収業者に委託するか、自らが充填回収業者としての登録を受ける必要がある。(詳細は第4章1. (p.48)を参照。)

② 第一種特定製品の整備者による管理者情報の通知

整備者は、充填回収業者への充填・回収の委託の際、以下の事項について、第一種フロン類充填回収業者に対して、充填の委託を申し込む際に通知しなければならない。

- ・当該整備を発注した管理者の氏名又は名称及び住所
- ・当該管理者が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている入出力装置を使用しているかどうか、及び当該入出力装置を使用している場合にあつては当該情報処理センターの名称

(2) 第一種特定製品整備者のフロン類引渡義務

法第 39 条

- 4 第一種特定製品整備者は、第1項本文の規定により第一種フロン類充填回収業者に第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収させた場合において、第 37 条第1項本文の規定により当該フロン類のうち再び当該第一種特定製品に冷媒として充填されたもの以外のものがあるときは、これを当該第一種フロン類充填回収業者に引き渡さなければならない。
- 5 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品整備者から前項に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

【解説】

整備者がフロン類の充填・回収を充填回収業者に委託した場合、「回収したフロン類」のうち、当該機器に再充填したフロン類以外は、充填回収業者に引き渡さなければならない。

なお、充填回収業者は、当該フロン類について原則として引取義務が生じる。(詳細は第4章2. p.56 を参照。)

(3) 充填証明書・回収証明書の交付

法第 37 条

- 4 第一種フロン類充填回収業者は、第1項本文に規定するフロン類の充填の委託を受けてフロン類の充填を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の充填を行ったときは、フロン類の充填を証する書面(以下この項及び次条第1項において「充填証明書」という。)に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者に当該充填証明書を交付しなければならない。

法第 39 条

- 6 第一種フロン類充填回収業者は、第1項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けてフロン類の回収を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の回収を行ったときは、フロン類の回収を証する書面(以下この項及び次条第1項において「回収証明書」という。)に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者に当該回収証明書を交付しなければならない。

充填証明書・回収証明書の記載事項

施行規則

(充填証明書の記載事項)

第 15 条 法第 37 条第4項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 整備を発注した第一種特定製品の管理者(当該管理者が第一種フロン類充填回収業者である場合であって、かつ、当該管理者が自らフロン類を充填した場合を含む。以下同じ。)の氏名又は名称及び住所
- 二 フロン類を充填した第一種特定製品の所在
- 三 フロン類を充填した第一種特定製品を特定するための情報
- 四 フロン類を充填した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- 五 充填証明書の交付年月日
- 六 フロン類を充填した年月日
- 七 充填したフロン類の種類ごとの量
- 八 当該第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別

(回収証明書の記載事項)

第 22 条 第 15 条第1号から第7号までの規定は、法第 39 条第6項の主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第 15 条第1号から第4号まで、第6号及び第7号中「充填した」とあるのは「回収した」と、同条第5号中「充填証明書」とあるのは「回収証明書」と読み替えるものとする。

充填証明書・回収証明書の交付

施行規則

(充填証明書の交付)

第 16 条 法第 37 条第 4 項の規定による充填証明書の交付は、次により行うものとする。

- 一 整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに充填したフロン類の種類ごとの量が充填証明書に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。
- 二 フロン類を充填した日から 30 日以内に交付すること。

(回収証明書の交付)

第 23 条 第 16 条の規定は、法第 39 条第 6 項の規定による回収証明書の交付について準用する。この場合において、第 16 条第 1 号中「充填証明書」とあるのは「回収証明書」と、同条第 2 号中「充填した」とあるのは「回収した」と読み替えるものとする。

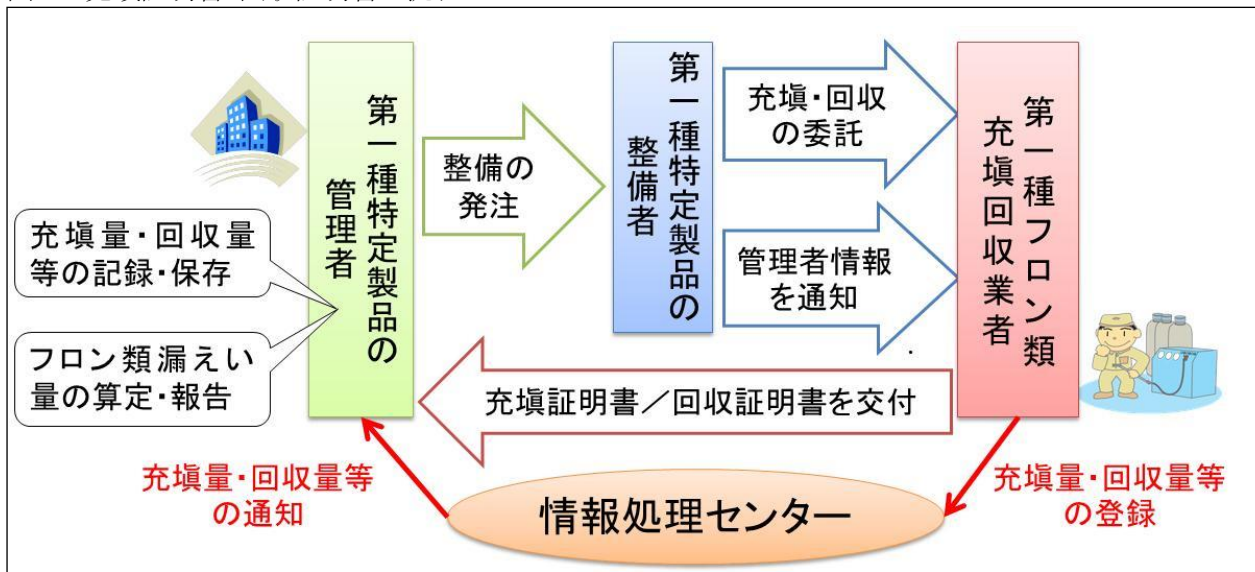
【概要】

第一種フロン類充填回収業者(充填回収業者)は、整備者からフロン類の充填・回収の委託を受けてフロン類の充填・回収を行ったとき(※)は、当該フロン類に係る第一種特定製品の整備を発注した管理者に、「充填証明書」、「回収証明書」を交付しなければならない。

なお、第一種特定製品の整備のために当該製品からフロン類を回収し、回収したフロン類を当該製品に再度充填した場合などであっても、それぞれの充填量及び回収量を記載した充填証明書及び回収証明書をそれぞれ交付する必要があることに留意が必要である。

※整備者自ら充填回収業者の登録を受けて充填・回収を行う場合を含む。

図 5 充填証明書・回収証明書の流れ



【解説】

① 充填証明書、回収証明書の記載事項

充填証明書及び回収証明書の記載事項は以下のとおりである。

表 12 充填証明書、回収証明書の記載事項

< 充填・回収共通 >

- 1 整備を発注した第一種特定製品の管理者(当該管理者が第一種フロン類充填回収業者である場合であつて、かつ、当該管理者が自らフロン類を充填／回収した場合を含む。)の氏名又は名称及び住所

- 2 フロン類を充填／回収した第一種特定製品の所在
- 3 フロン類を充填／回収した第一種特定製品を特定するための情報
- 4 フロン類を充填／回収した充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- 5 充填／回収証明書の交付年月日
- 6 フロン類を充填／回収した年月日
- 7 充填／回収したフロン類の種類ごとの量
 <充填の場合のみ>
- 8 当該第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別

※なお、「8」の設置時充填とそれ以外の充填の区別は、管理者が行う算定漏えい量報告において、設置時充填は算定対象外とされているため、管理者が判別できるようにする必要があるための情報である。

②交付前の確認

充填証明書及び回収証明書は、以下の事項について、充填証明書・回収証明書に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付する必要がある。

- ・整備を発注した管理者の氏名又は名称及び住所
- ・充填・回収したフロン類の種類ごとの量

③充填証明書、回収証明書の交付期限

充填証明書及び回収証明書は、フロン類を充填又は回収した日から 30 日以内に交付する必要がある。

④様式等

充填証明書及び回収証明書については、現状、整備業者等により、作業終了報告として充填量等の情報提供が既に実施されている状況に鑑み、特段の法定様式は定めないものとする。

また、証明書記載事項及び交付方法を遵守する限りにおいて、複数の証明書を一枚にまとめて交付することは差し支えない。

(4) 情報処理センターの利用

(電子情報処理組織の使用)

法第 38 条 第一種フロン類充填回収業者(その使用に係る入出力装置が情報処理センター(前条第2項の規定によりその名称が通知された情報処理センターに限る。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る。)は、第一種特定製品にフロン類を充填する場合において、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の管理者の承諾を得て、当該フロン類を充填した後主務省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、フロン類の種類ごとに、充填した量その他の主務省令で定める事項を情報処理センターに登録したときは、同条第4項の規定にかかわらず、充填証明書を交付することを要しない。

(電子情報処理組織の使用)

法第 40 条 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品の整備に際して第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収する場合(当該第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者の使用に係る入出力装置が情報処理センター(前条第2項の規定によりその名称が通知された情報処理センターに限る。以下この項並びに次項において準用する第38条第2項及び第3項において同じ。)の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている場合に限る。)において、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の管理者の承諾を得て、当該フロン類を回収した後主務省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、フロン類の種類ごとに、回収した量その他の主務省令で定める事項を情報処理センターに登録したときは、前条第6項の規定にかかわらず、回収証明書を交付することを要しない。

情報処理センターの登録等について

施行規則

(フロン類の充填に係る情報処理センターへの登録手続)

第 17 条 法第 38 条第 1 項の規定による情報処理センターへの登録は、次により行うものとする。

- 一 整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに充填したフロン類の種類ごとの量が登録しようとする事項と相違がないことを確認の上、登録すること。
- 二 整備を発注した第一種特定製品の管理者の承諾を得て、登録すること。

(フロン類の充填に係る情報処理センターへの登録期限)

第 18 条 法第 38 条第 1 項の主務省令で定める期間は、20 日とする。

(フロン類の充填に係る情報処理センターへの登録事項)

第 19 条 法第 38 条第 1 項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所
- 二 フロン類を充填した第一種特定製品の所在
- 三 フロン類を充填した第一種特定製品を特定するための情報
- 四 フロン類を充填した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- 五 情報処理センターへの登録年月日
- 六 フロン類を充填した年月日
- 七 充填したフロン類の種類ごとの量
- 八 当該第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別

(フロン類の回収に係る情報処理センターへの登録期限)

第 25 条 第 18 条の規定は、法第 40 条第 1 項の主務省令で定める期間について準用する。

(フロン類の回収に係る情報処理センターへの登録事項)

第 26 条 第 19 条第 1 号から第 7 号までの規定は、法第 40 条第 1 項の主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第 19 条第 2 号から第 4 号まで、第 6 号及び第 7 号中「充填した」とあるのは、「回収した」と読み替えるものとする。

(フロン類の回収に係る情報処理センターによる情報の保存期間)

第 27 条 第 20 条の規定は、法第 40 条第 2 項において準用する法第 38 条第 3 項の主務省令で定める期間について準用する。

【概要】

充填回収業者が、管理者の承諾を得て、必要な事項を情報処理センターに登録した場合、(3)の充填証明書及び回収証明書の交付を要しないこととされている。現在、情報処理センターとして、一般財団法人日本冷媒・環境保全機構が環境大臣・経済産業大臣により指定されている(情報処理センターの利用方法の詳細については、第9章7. (7)p.141 を参照されたい)。

【解説】

①登録手続

充填回収業者は、情報処理センターへの登録にあたり、以下について確認するとともに、整備を発注した管理者の承諾を事前に得ること。

- ・整備を発注した管理者の氏名又は名称及び住所
- ・充填及び回収したフロン類の種類ごとの量

②登録期限

充填量等及び回収量等は、フロン類を充填又は回収した日から 20 日以内に登録する必要がある。(なお、紙で交付する「充填証明書」及び「回収証明書」の交付期限は 30 日。)

③登録事項

< 充填・回収共通 >

- 1 整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所
- 2 フロン類を充填／回収した第一種特定製品の所在
- 3 フロン類を充填／回収した第一種特定製品を特定するための情報
- 4 フロン類を充填／回収した充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- 5 情報処理センターへの登録年月日
- 6 フロン類を充填／回収した年月日
- 7 充填／回収したフロン類の種類ごとの量

< 充填のみ >

- 8 当該第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別

※なお、「8」の設置時充填とそれ以外の充填の区別は、管理者が行う算定漏えい量報告において、設置時充填は算定対象外とされているため、管理者が判別できるようにする必要があるための情報である。

(5) 再生証明書・破壊証明書

(再生証明書)

法第 59 条

- 2 第一種フロン類充填回収業者は、前項の規定による再生証明書の送付を受けたときは、遅滞なく、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に当該再生証明書を回付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類充填回収業者は、当該回付をした再生証明書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。
 - 一 当該フロン類を第 39 条第1項ただし書の規定により回収した場合 当該フロン類に係る第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者
 - 二 当該フロン類を第 39 条第5項の規定により第一種特定製品整備者から引き取った場合 当該第一種特定製品整備者
 - 三 当該フロン類を第 44 条第1項の規定により第一種特定製品廃棄等実施者から直接に又は第一種フロン類引渡受託者を通じて引き取った場合 当該第一種特定製品廃棄等実施者
- 3 第一種特定製品整備者は、前項の規定による再生証明書の回付を受けたときは、遅滞なく、当該フロン類に係る第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者に当該再生証明書を回付しなければならない。この場合において、当該第一種特定製品整備者は、当該回付をした再生証明書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

(破壊証明書)

法第 70 条

- 2 第 59 条第2項及び第3項の規定は、破壊証明書について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは、「第 70 条第1項」と読み替えるものとする。

第一種特定製品整備者による再生証明書・破壊証明書の保存期間

施行規則

(第一種フロン類再生業者の再生証明書の写しの保存期間)

第 66 条 法第 59 条第1項の主務省令で定める期間は、3年間とする。

(第一種フロン類充填回収業者等の再生証明書の写しの保存期間)

第 67 条 前条の規定は、法第 59 条第2項及び第3項の主務省令で定める期間について準用する。

(第一種フロン類充填回収業者等の破壊証明書の写しの保存期間)

第 82 条 第 67 条の規定は、法第 70 条第2項において準用する法第 59 条第2項及び第3項の規定する主務省令で定める期間について準用する。

【概要】

再生業者及び破壊業者は、フロン類の回収を行った充填回収業者に対し、再生証明書又は破壊証明書を送付する。

また、充填回収業者は、当該証明書の写しを保存するとともに、元々の回収を委託した第一種特定製品整備者に回付することとされている。

さらに、整備者は、当該証明書について、写しを保存するとともに、元々の整備を発注した管理者に回付することとされている。

充填回収業者及び整備者は、証明書の写しを3年間保存する必要がある。

なお、複数の管理者から引き取ったフロン類を1つのボンベで再生業者又は破壊業者に引き渡す場合には、再生証明書又は破壊証明書の送付・回付等の際に以下のどちらかの対応とするよう、充填回収業者と再生業者又は破壊業者の間で事前に調整しておくことが必要である。

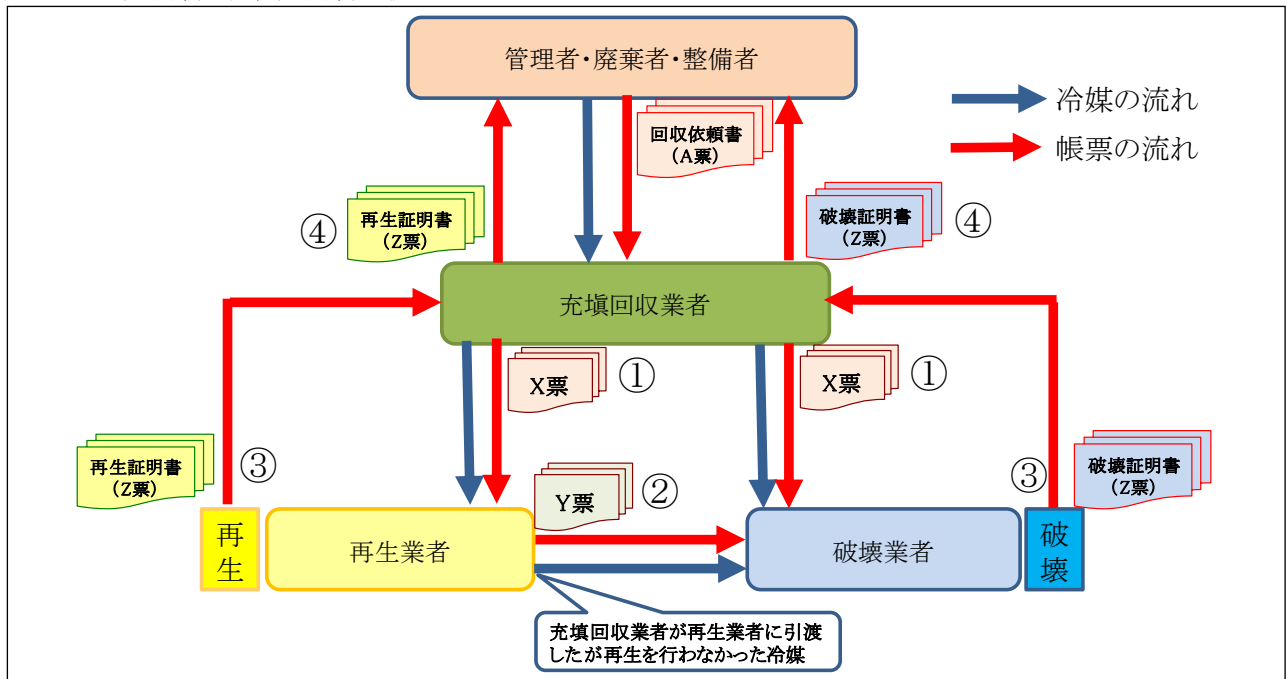
- ①再生業者又は破壊業者が送付する再生証明書又は破壊証明書はボンベごとに1枚とし、交付を受けた充填回収業者が回付する複数の管理者分をコピーし管理者に回付する。この場合、コピーには再生証明書又は破壊証明書の原本のコピーである旨記載することが望ましい。
- ②再生業者又は破壊業者が送付する再生証明書又は破壊証明書は複数の管理者分を充填回収業者に交付し、交付を受けた充填回収業者はそれぞれの管理者に原本を回付する。この場合、予め充填回収業者から再生業者又は破壊業者に対し管理者の氏名等の情報が提供され、その情報が各々の証明書に記載の上送付されることで、充填回収業者による迅速な回付が期待される。

上記①及び②の回付の際は、いつ行った回収に係る再生・破壊証明書なのかわかるよう必要な情報を併せて示すことが望ましい。

表 13 再生証明書・破壊証明書の回付・写しの保存

整備時／廃棄時の別		充填回収業者	整備者
整備時	整備者 →再生業者・破壊業者 (整備者が充填回収業者である場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・再生証明書／破壊証明書の整備発注者(管理者)への回付 ・回付した再生証明書／破壊証明書の写しの保存 	
	整備者 →充填回収業者 →再生業者・破壊業者	<ul style="list-style-type: none"> ・再生証明書／破壊証明書の整備者への回付 ・回付した再生証明書／破壊証明書の写しの保存 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生証明書／破壊証明書の整備発注者(管理者)への回付 ・回付した再生証明書／破壊証明書の写しの保存
廃棄時		<ul style="list-style-type: none"> ・再生証明書／破壊証明書の廃棄等実施者への回付 ・回付した再生証明書／破壊証明書の写しの保存 	—

図6 再生証明書・破壊証明書の流れ



※①から④については、フローを表している。

出典：一般財団法人日本冷媒・環境保全機構資料(フロン排出抑制法に規定する各書面については、法令に定められた事項が含まれていれば、様式は問わない。図中の帳票(A票～Z票)は同法人が法令に定められた事項を含むものとして任意で発行しているものである(詳細は第9章7.(8)p. 144～参照))。

2. 第一種特定製品の廃棄時におけるフロン類の回収の流れ

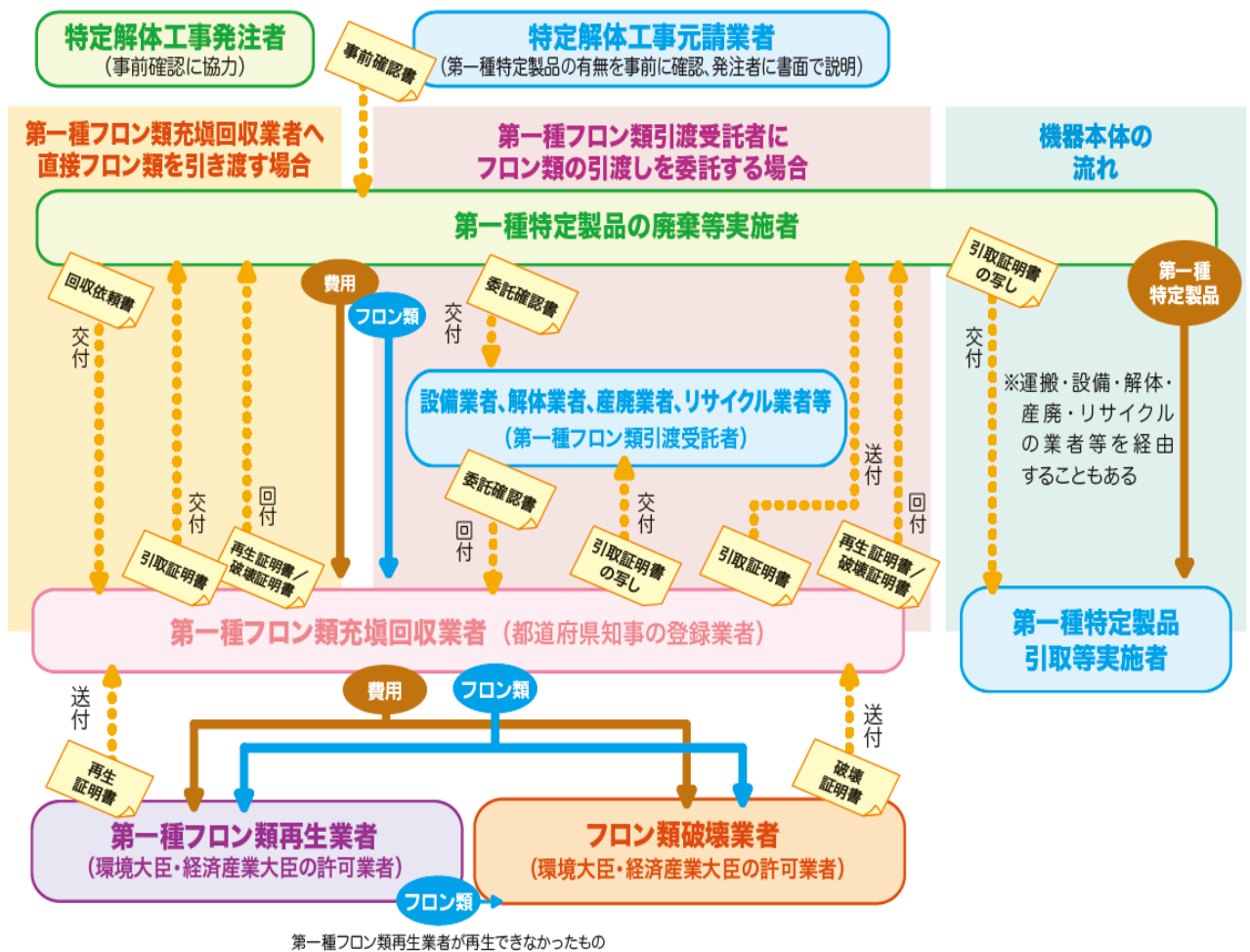
【全体説明】

廃棄等実施者は、(1)のとおり、フロン類を充填回収業者に引き渡すか、フロン類の引渡しを他の者に委託する必要がある。

また、フロン類の引渡しにあたっては、(2)のとおり、引渡し方法に応じて、(3)の行程管理制度に従って、書面の交付や保存を行う必要がある。また、必要な書面の交付がなされないときは、その旨を都道府県知事へ報告する必要がある。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく規制については、第5章7. (4)p.107 を参照されたい。

図8 機器廃棄時におけるフロン類の引渡しの流れ



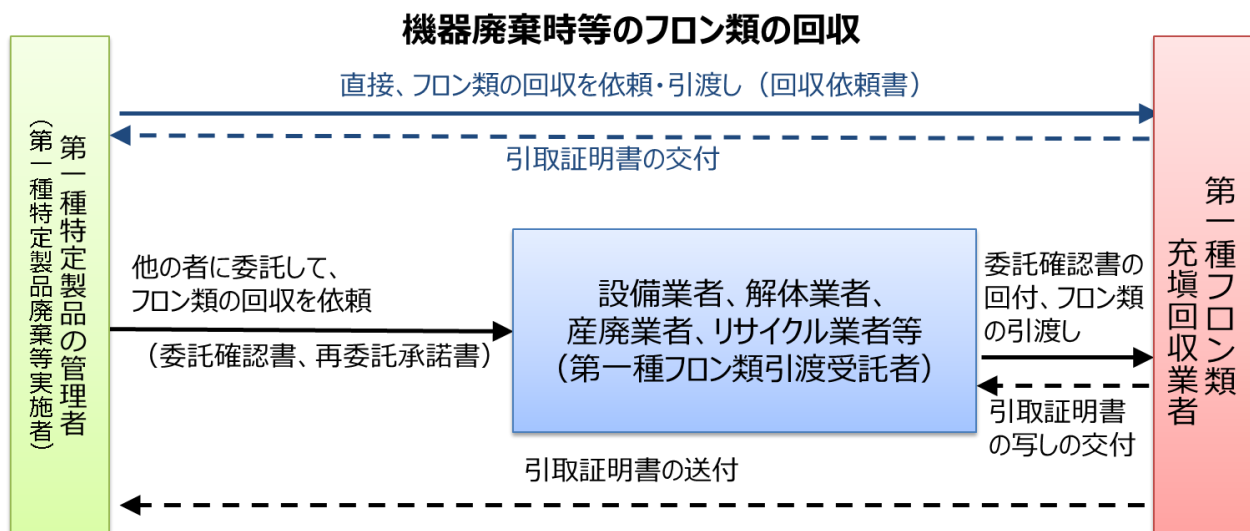
(1) 第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡し

法第41条 第一種特定製品の廃棄等を行おうとする第一種特定製品の管理者(以下「第一種特定製品廃棄等実施者」という。)は主務省令で定めるところにより、第一種フロン類充填回収業者が当該第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合を除き、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類充填回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を引き渡さなければならない。

【解説】

廃棄等実施者は、充填回収業者がフロン類が充填されていないことを確認を行った場合を除き、第一種特定製品に充填されているフロン類を充填回収業者に引き渡すか、当該フロン類の引渡しを他の者に委託する必要がある。

表 14 第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡し方法



(2) 行程管理制度(第一種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等)

法第 43 条 第一種特定製品廃棄等実施者は、その第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を自ら第一種フロン類充填回収業者に引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種フロン類充填回収業者に次に掲げる事項を記載した書面(第3項及び第 105 条において「回収依頼書」という。)を交付しなければならない。

- 一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- 二 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数
- 三 引渡しを受ける第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称及び住所
- 四 その他主務省令で定める事項

2 第一種特定製品廃棄等実施者は、その第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを他の者に委託する場合(当該フロン類の引渡しに当たって当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。)において、当該引渡しの委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該引渡しの委託を受けた者に次に掲げる事項を記載した書面(以下この条、次条第1項及び第 105 条において「委託確認書」という。)を交付しなければならない。

3 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一項の規定による回収依頼書の交付又は前項の規定による委託確認書の交付をする場合においては、当該回収依頼書の写し又は当該委託確認書の写しをそれぞれ当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

4 第一種特定製品廃棄等実施者から第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しの委託を受けた者(当該委託に係るフロン類につき順次行われる第一

種フロン類充填回収業者への引渡しの再委託を受けた者を含む。以下「第一種フロン類引渡受託者」という。)は、当該委託に係るフロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする場合(当該フロン類の引渡しに当たって当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。)には、あらかじめ、当該第一種特定製品廃棄等実施者に対して当該引渡しの再委託を受けようとする者の氏名又は名称及び住所を明らかにし、当該第一種特定製品廃棄等実施者から当該引渡しの再委託について承諾する旨を記載した書面(主務省令で定める事項が記載されているものに限る。)の交付を受けなければならない。この場合において、当該第一種特定製品廃棄等実施者又は当該第一種フロン類引渡受託者は、それぞれ、当該交付をした書面の写し又は当該交付を受けた書面を当該交付をした日又は当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

- 5 第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類の引渡しの再委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る委託確認書に当該引渡しの再委託を受けた者の氏名又は名称及び住所その他の主務省令で定める事項を記載し、当該引渡しの再委託を受けた者に当該委託確認書を回付しなければならない。
- 6 第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る委託確認書に主務省令で定める事項を記載し、当該第一種フロン類充填回収業者に当該委託確認書を回付しなければならない。
- 7 第一種フロン類引渡受託者は、前二項の規定による委託確認書の回付をする場合においては、当該委託確認書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

法第 45 条の2 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種特定製品の解体その他の処分を目的とした引取り又はその全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的とした有償若しくは無償での譲受け(以下「引取り等」という。)を行おうとする者(以下「第一種特定製品引取等実施者」という。)に第一種特定製品を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品引取等実施者に前条第一項又は第二項の規定により交付又は送付を受けた引取証明書の写しを交付しなければならない。ただし、当該第一種特定製品引取等実施者(第一種フロン類充填回収業者である者に限る。)に当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の引渡しを行う場合その他主務省令で定める場合は、この限りでない。

第一種特定製品廃棄等実施者による第一種フロン類充填回収業者への回収依頼書の交付等

施行規則

第 28 条 法第 43 条第1項の規定による回収依頼書の交付は、次により行うものとする。

- 一 引渡しを受ける第一種フロン類充填回収業者が二以上である場合にあっては、第一種フロン類充填回収業者ごとに交付すること。
- 二 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称及び住所が書面に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。
- 三 フロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡す際に交付すること。

第一種特定製品廃棄等実施者の回収依頼書の記載事項

施行規則

第 29 条 法第 43 条第1項第4号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 回収依頼書の交付年月日
- 二 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の所在
- 三 引渡しを受ける第一種フロン類充填回収業者の登録番号

第一種特定製品廃棄等実施者による第一種フロン類引渡受託者への委託確認書の交付

施行規則

第 30 条 法第 43 条第2項の規定による委託確認書の交付は、次により行うものとする。

- 一 引渡しの委託を受けた者が二以上である場合にあっては、引渡しの委託を受けた者ごとに交付すること。
- 二 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数並びに引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所が委託確認書に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

第一種特定製品廃棄等実施者の委託確認書の記載事項

施行規則

第 31 条 法第 43 条第 2 項第 4 号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 委託確認書の交付年月日
- 二 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の所在

第一種特定製品廃棄等実施者の書面の写し等の保存期間

施行規則

第 32 条 法第 43 条第 3 項の主務省令で定める期間は、3 年とする。

再委託について承諾する旨を記載した書面の記載事項

施行規則

第 33 条 法第 43 条第 4 項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- 二 引渡しを委託したフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数
- 三 引渡しを委託したフロン類が充填されている第一種特定製品の所在
- 四 フロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする第一種フロン類引渡受託者の氏名又は名称及び住所
- 五 承諾の年月日
- 六 第一種フロン類引渡受託者からフロン類の引渡しの再委託を受けた者(第 35 条第 1 号及び第 36 条第 1 号において「第一種フロン類引渡再受託者」という。)の氏名又は名称及び住所

再委託について承諾する旨を記載した書面の保存期間

施行規則

第 34 条 法第 43 条第 4 項の主務省令で定める期間は、3 年とする。

第一種フロン類引渡受託者による第一種フロン類引渡再受託者への委託確認書の回付

施行規則

第 35 条 法第 43 条第 5 項の規定による委託確認書の回付は、次により行うものとする。

- 一 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類引渡再受託者の氏名又は名称及び住所が委託確認書に記載された事項と相違がないことを確認の上、回付すること。
- 二 法第 43 条第 4 項の規定により交付を受けた再委託について承諾する旨を記載した書面の写しを添付し、回付すること。

第一種フロン類引渡受託者がフロン類の引渡しを再委託する際の委託確認書の記載事項

施行規則

第 36 条 法第 43 条第 5 項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第一種フロン類引渡再受託者の氏名又は名称及び住所
- 二 委託確認書の回付年月日

第一種フロン類引渡受託者による第一種フロン類充填回収業者への委託確認書の回付

施行規則

第 37 条 法第 43 条第 6 項の規定による委託確認書の回付は、次により行うものとする。

- 一 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称及び住所が委託確認書に記載された事項と相違がないことを確認の上、回付すること。
- 二 法第 43 条第 4 項の規定に基づくフロン類の引渡しの再委託が行われた場合には、同項の規定により交付を受けた再委託について承諾する旨を記載した書面の写しを添付し、回付すること。

第一種フロン類引渡受託者がフロン類を引き渡す際の委託確認書の記載事項

施行規則

第 38 条 法第 43 条第 6 項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 委託確認書の回付年月日
- 二 引渡しを受ける第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号

第一種フロン類引渡受託者の委託確認書の写しの保存期間

<p>施行規則 第 39 条 法第 43 条第 7 項の主務省令で定める期間は、3 年とする。</p>

第一種特定製品廃棄等実施者による第一種特定製品引取等実施者への引取証明書の写しの交付

<p>施行規則 第 48 条の 2 法第四十五条の二第一項の規定による引取証明書の写しの交付は、次により行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 引取り等を行う第一種特定製品引取等実施者が二以上である場合にあつては、第一種特定製品引取等実施者ごとに交付すること。 二 第一種特定製品を第一種特定製品引取等実施者に引き渡す際に交付すること。 三 第一種特定製品の運搬、第一種特定製品の設置された建築物その他の工作物の解体工事その他第一種特定製品の第一種特定製品引取等実施者への引渡しを他人に委託する場合にあつては、当該引渡しの委託を受けた者を経由して、当該第一種特定製品引取等実施者に交付することができる。
--

第一種特定製品引取等実施者への引取証明書の写しの交付を要しない場合

<p>施行規則 第 48 条の 3 法第 45 条の 2 の第 1 項ただし書の規定により、引取証明書の写しの交付を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第一種特定製品引取等実施者に引取り等に係る第一種特定製品に充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを委託する場合 二 第一種特定製品を第一種特定製品引取等実施者に引き渡す際に当該第一種特定製品に係る確認証明書の写しを交付する場合 三 非常災害等の発生により災害廃棄物として排出された第一種特定製品を処理する場合その他都道府県知事がやむを得ない場合として認める場合であつて、都道府県知事の認めるところにより、当該都道府県知事の認める者に第一種特定製品を引き渡す場合。

【概要】

フロン類の行程管理のため、廃棄等実施者、引渡受託者及び充填回収業者は、引渡し方法に応じて、行程管理票(回収依頼書、委託確認書、再委託承諾書、引取証明書)の交付及びその写しの保存を行う必要がある。

【解説】

①対象者、引渡し方法ごとの交付・保存する書面

対象者、引渡し方法ごとの交付・保存する書面は次のとおりである。

表 15 第一種特定製品廃棄等実施者がフロン類の引渡しに際して交付する書類、保存する書類

フロン類の引渡し方法	交付する書類	保存する書類 (※保存期間は3年間)
パターン① 直接フロン類を引き渡す場合	・回収依頼書	・回収依頼書の写し ・引取証明書(充填回収業者から交付)
パターン② フロン類の引渡しを委託する場合(引渡受託者がフロン類を引き渡す場合)	・委託確認書	・委託確認書の写し ・引取証明書(充填回収業者から送付)
パターン③ フロン類の引渡しを	・委託確認書	・委託確認書の写し

委託する場合(引渡受託者(一次受託者)がフロン類の引渡しの再委託を実施する場合)	・再委託承諾書	・再委託承諾書の写し ・引取証明書(充填回収業者から送付)
--	---------	----------------------------------

表 16 第一種フロン類引渡受託者が回付する書類、保存する書類

フロン類の引渡し方法	回付する書類	保存する書類 (※保存期間は3年間)
パターン① 直接フロン類を引き渡す場合		
パターン② フロン類の引渡しを委託する場合(引渡受託者がフロン類を引き渡す場合)	・委託確認書	・委託確認書の写し ・引取証明書の写し(充填回収業者から交付)
パターン③ フロン類の引渡しを委託する場合(引渡受託者(一次受託者)がフロン類の引渡しの再委託を実施する場合)	・委託確認書 ・再委託承諾書の写し (※委託確認書に添付)	・委託確認書の写し ・再委託承諾書

表 17 第一種フロン類引渡受託者(二次受託者)が回付する書類、保存する書類

フロン類の引渡し方法	回付する書類	保存する書類 (※保存期間は3年間)
パターン① 直接フロン類を引き渡す場合		
パターン② フロン類の引渡しを委託する場合(引渡受託者がフロン類を引き渡す場合)		
パターン③ フロン類の引渡しを委託する場合(引渡受託者(一次受託者)がフロン類の引渡しの再委託を実施する場合)	・委託確認書 ・再委託承諾書の写し (※委託確認書に添付)	・委託確認書の写し ・引取証明書の写し(充填回収業者から交付)

表 18 第一種フロン類充填回収業者が交付等する書類、保存する書類

フロン類の引渡し方法	交付(送付)する書類	保存する書類 (※保存期間は3年間)
パターン① 直接フロン類を引き渡す場合	・引取証明書	・引取証明書の写し
パターン② フロン類の引渡しを委託する場合(引渡受託者がフロン類を引き渡す場合)	・引取証明書の写し(引渡受託者へ交付) ・引取証明書(廃棄等実施者へ送付)	・引取証明書の写し
パターン③ フロン類の引渡しを委託する場合(引渡受託者(一次受託者)がフロン類の引渡しの再委託を実施する場合)	・引取証明書の写し(二次受託者へ交付) ・引取証明書(廃棄等実施者へ送付)	・引取証明書の写し

再委託を実施する場合)	者へ送付)	
-------------	-------	--

表 19 第一種特定製品廃棄等実施者が引取等実施者に交付する書類、保存する書類

引渡しの様態	交付する書類	保存する書類 (※保存期間は3年間)
フロン類回収済みの第一種特定製品を引き渡す場合	・引取証明書の写し	・引取証明書
第一種フロン類充填回収業者である引取等実施者にフロン類の引取りも合わせて依頼する場合	・回収依頼書	・回収依頼書写し ・引取証明書(充填回収業者から交付)
引取等実施者にフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを委託する場合	・委託確認書	・委託確認書の写し ・引取証明書(充填回収業者から送付)
フロンが充填されていないことが確認された第一種特定製品を引き渡す場合	・確認証明書の写し	・確認証明書

②書面の記載事項

各書面については、施行規則に定められた以下の事項が含まれていれば、様式は問わない。

なお、法令で定める事項を満たした書面の様式は、例えば一般財団法人日本冷媒・環境保全機構が発行するものがあるので参考にされたい。<http://www.jreco.or.jp/koutei.html>

表 20 書面の記載事項

書面の種類	記載事項
回収依頼書	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所 ○ 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数 ○ 引渡しを受ける充填回収業者の氏名又は名称及び住所 ○ 回収依頼書の交付年月日 ○ 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の所在 ○ 引渡しを受ける充填回収業者の登録番号
委託確認書	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所 ○ 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数 ○ 引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所 ○ 委託確認書の交付年月日 ○ 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の所在
再委託承諾書	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所 ○ 引渡しを委託したフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数 ○ 引渡しを委託したフロン類が充填されている第一種特定製品の所在 ○ フロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする引渡受託者の氏名又は名称及び住所

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 承諾の年月日 ○ 引渡受託者からフロン類の引渡しの再委託を受けた者(引渡再受託者)の氏名又は名称及び住所
引取証明書	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所 ○ 引き取ったフロン類が充填されていた第一種特定製品の種類及び数 ○ フロン類の引取り前の第一種特定製品の所在 ○ フロン類を引き取った第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号 ○ 引取証明書の交付年月日 ○ フロン類の引取りを終了した年月日 ○ 引き取ったフロン類の種類ごとの量
確認証明書	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所 ○ フロン類が充填されていないことを確認した第一種特定製品の種類及び数 ○ フロン類が充填されていないことを確認する前の第一種特定製品の所在 ○ フロン類が充填されていないことを確認した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号 ○ 確認証明書の交付年月日 ○ フロン類が充填されていないことを確認した日

③引渡し、引渡しの委託等の流れ

図9 直接フロン類を引き渡す場合

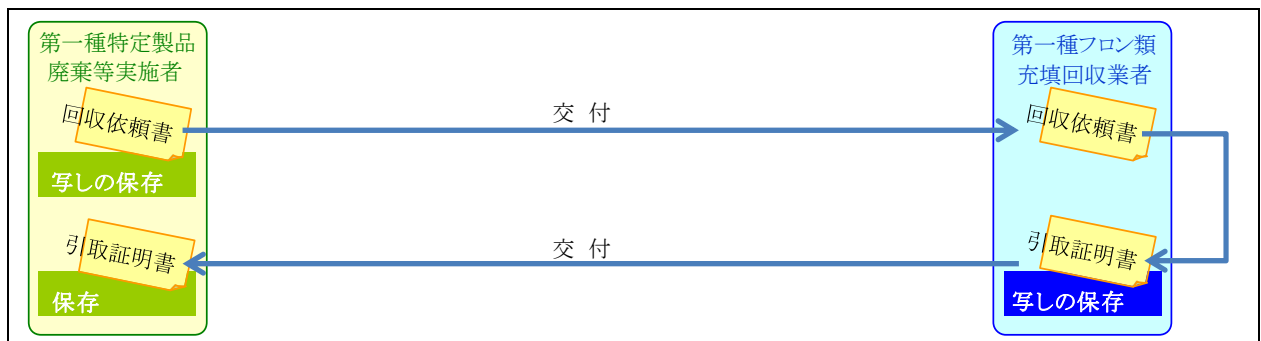


図10 フロン類の引渡しを委託する場合(引渡受託者がフロン類を引き渡す場合)

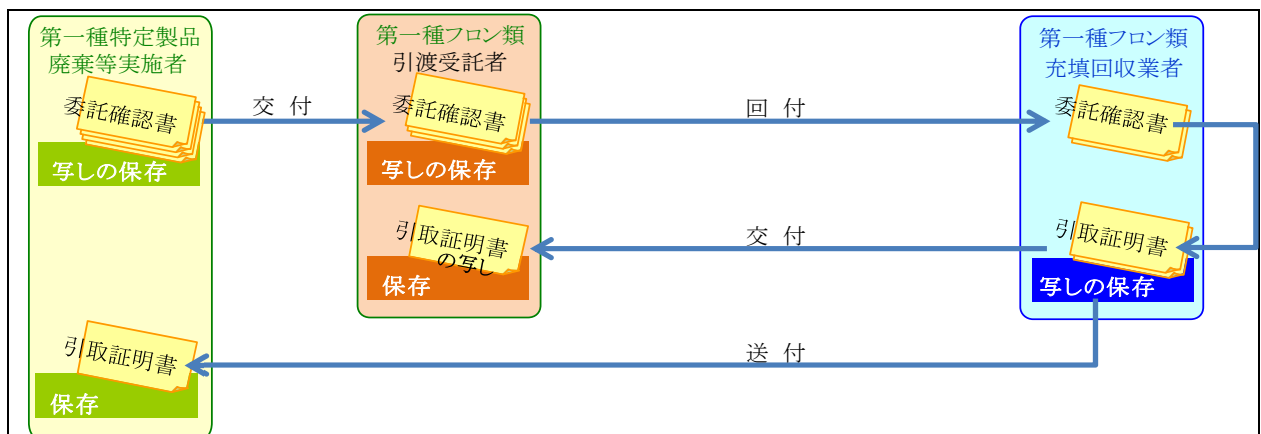
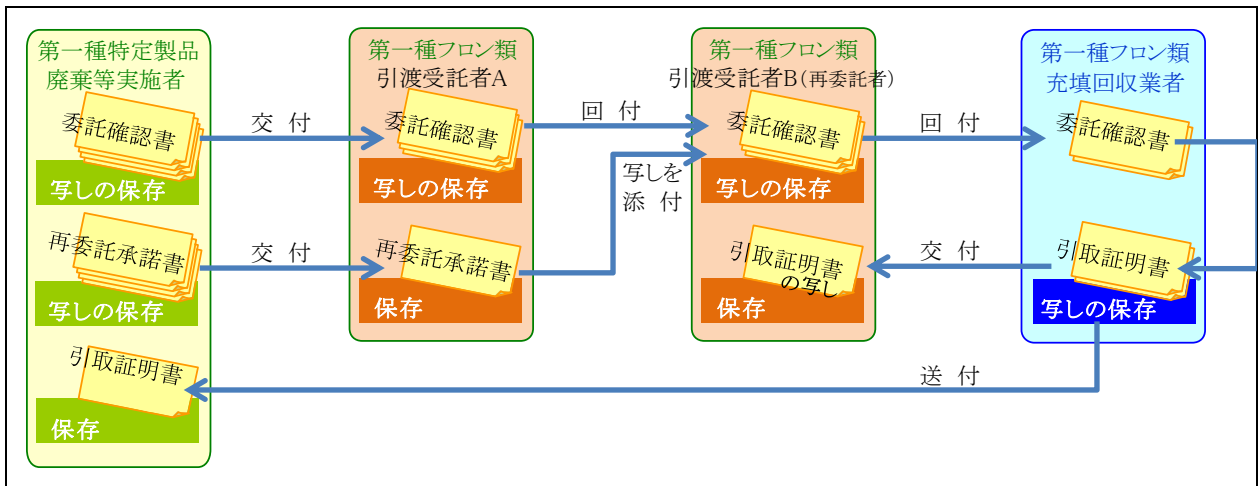


図 11 フロン類の引渡しを委託する場合(引渡受託者(一次受託者)がフロン類の引渡しの再委託を実施する場合)



(3) 引取証明書の交付がなされない場合等の報告

法第 45 条
 4 第一種特定製品廃棄等実施者は、主務省令で定める期間内に、第1項若しくは第2項の規定による引取証明書の交付若しくは送付を受けないとき、又は第1項若しくは第2項に規定する事項が記載されていない引取証明書若しくは虚偽の記載のある引取証明書の交付若しくは送付を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

引取証明書等の交付等を受けるまでの期間、報告の方法

施行規則
 第 46 条 法第 45 条第4項の主務省令で定める期間は、法第 43 条第1項の書面又は委託確認書の交付の日から 30 日とする。ただし、解体工事の契約に伴い委託確認書を交付する場合には、委託確認書の交付の日から 90 日とする。
 第 47 条 法第 45 条第4項の規定による報告は、速やかに法第 43 条第1項の規定により交付した書面の写し又は同条第2項の規定により交付した委託確認書の写しを提出して行うものとする。

【概要】

廃棄等実施者は、①所定の期間内に引取証明書(又は引取証明書の写し)が交付(又は送付)されない場合、②引取証明書(又は引取証明書の写し)の記載事項に不備がある場合、③引取証明書(又は引取証明書の写し)に虚偽記載がある場合は、都道府県知事に報告する必要がある。

表 21 フロン類の引渡し方法ごとの交付書類及び保存書類(下線の書面交付(送付)がない場合等に、都道府県知事に通知する。)

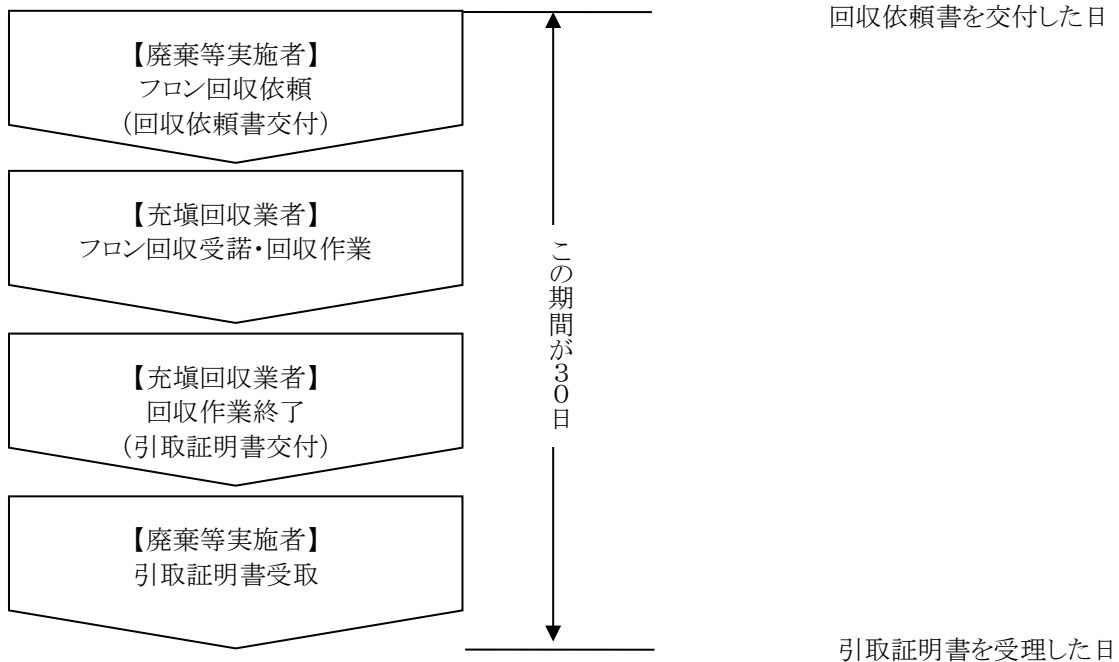
フロン類の引渡し方法	交付する書類	保存する書類 (※保存期間は3年間)
充填回収業者に引き渡す場合	・回収依頼書	・回収依頼書の写し ・引取証明書(充填回収業者から交付)
フロン類の引渡しを設備業者等(引渡受託者)に委託する場合	・委託確認書	・委託確認書の写し ・引取証明書(充填回収業者から送付)
引渡しを再委託する場合	・委託確認書 ・再委託承諾書	・委託確認書の写し ・再委託承諾書の写し ・引取証明書(充填回収業者から送付)

【解説】

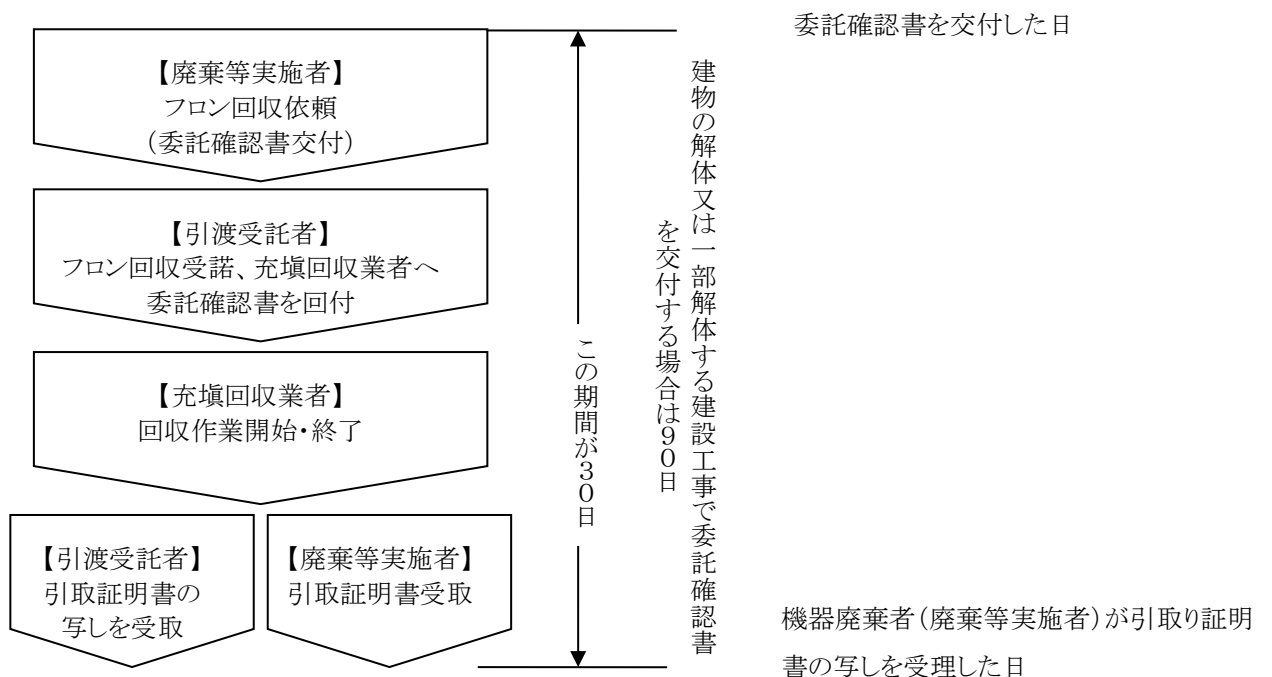
①フロン類の回収を第一種フロン類廃棄等実施者が第一種フロン類充填回収業者に直接依頼した場合の送付期間

[直接回収]

フロン類の回収を充填回収業者へ依頼した場合は、回収依頼書を交付した日から引取証明書を受け取るまでの期間は 30 日間とし、これを過ぎても引取証明書が届かない場合は、都道府県知事へ回収依頼書の写しを添付して報告しなければならない。



②フロン類の回収を第一種フロン類廃棄等実施者が第一種フロン類引渡受託者を通じて第一種フロン類充填回収業者に依頼した場合の送付期間(受託者介在)



1) 廃棄等実施者

- ア. フロン類の回収を引渡受託者へ委託した場合は、委託確認書を交付した日から 30 日以内に引取証明書が届かない場合は、都道府県知事へ委託確認書の写しを添付して報告しなければならない。
- イ. 解体工事の契約に伴い委託確認書を交付する場合には、委託確認書の交付した日から 90 日以内に引取証明書の写しが届かない場合は、都道府県知事へ委託確認書の写しを添付して報告しなければならない。

2) 引渡受託者

- ア. 委託確認書の交付を受けてから、30 日以内に引取証明書が廃棄等実施者に届かなければならないことに留意し、早めにフロン類の回収作業を依頼すること。
- イ. 解体工事の場合は、委託確認書の交付を受けた日から 90 日以内に引取証明書が廃棄等実施者に届かなければならないことに留意し、早めにフロン類の回収作業を依頼すること。

③ 引取証明書の記載事項の不備

引取証明書に含まれているべき記載事項とは以下のとおりである。記載事項に不備がある場合には、速やかに回収依頼書の写し又は委託確認書の写しを添付して、都道府県知事に報告する必要がある。

表 22 引取証明書に含まれるべき記載事項

- | |
|---|
| 1 廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所 |
| 2 引き取ったフロン類が充填されていた第一種特定製品の種類及び数 |
| 3 フロン類の引取り前の第一種特定製品の所在 |
| 4 フロン類を引き取った第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号 |
| 5 引取証明書の交付年月日 |
| 6 フロン類の引取りを終了した年月日 |
| 7 引き取ったフロン類の種類ごとの量 |

(4) 再生証明書・破壊証明書

【解説】

再生業者及び破壊業者から送付された再生証明書又は破壊証明書について、充填回収業者は、当該証明書の写しを3年間保存するとともに、廃棄等実施者に回付することが求められる。詳細は、機器整備時における整備者への回付と同様であるため、第3章1. (5)p.27 を参照されたい。

(5) 第一種特定製品の引取り等の制限

- | |
|--|
| 法第45条の2 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種特定製品の解体その他の処分を目的とした引取り又はその全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的とした有償若しくは無償での譲受け(以下「引取り等」という。)を行おうとする者(以下「第一種特定製品引取等実施者」という。)に第一種特定製品を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品引取等実施者に前条第一項又は第二項の規定により交付又は送付を受けた引取証明書の写しを交付しなければならない。ただし、当該第一種特定製品引取等実施者(第一種フロン類充填回収業者である者に限る。)に当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の引渡しを行う場合その他主務省令で定める場合は、この限りでない。 |
| 2 第一種特定製品引取等実施者は、当該引取り等に係る第一種特定製品の処分を他人に再委託し、又は当該引取り等に係る第一種特定製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として他人に譲渡するときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者に当該第一種特定製品に係る引取証明書の写しを回 |

付しなければならない。

- 3 第一種特定製品引取等実施者は、前二項の規定による引取証明書の写しの交付又は回付を受けたときは、当該引取証明書の写しを当該交付又は回付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。
- 4 何人も、第 41 条の規定により第一種フロン類充填回収業者が第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合又は第一項若しくは第二項の規定による引取証明書の写しの交付若しくは回付を受けた場合その他第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類が大気中に放出されるおそれがないものとして主務省令で定める場合のほか、第一種特定製品の引取り等を行ってはならない。

施行規則

(第一種特定製品廃棄等実施者による第一種特定製品引取等実施者への引取証明書の写しの交付)

第 48 条の2 法第 45 条の2第1項の規定による引取証明書の写しの交付は、次により行うものとする。

- 一 引取り等を行う第一種特定製品引取等実施者が二以上である場合にあっては、第一種特定製品引取等実施者ごとに交付すること。
- 二 第一種特定製品を第一種特定製品引取等実施者に引き渡す際に交付すること。
- 三 第一種特定製品の運搬、第一種特定製品の設置された建築物その他の工作物の解体工事その他第一種特定製品の第一種特定製品引取等実施者への引渡しを他人に委託する場合にあっては、当該引渡しの委託を受けた者を經由して、当該第一種特定製品引取等実施者に交付することができる。

(第一種特定製品引取等実施者への引取証明書の写しの交付を要しない場合)

第 48 条の3 法第 45 条の2第一項ただし書の規定により、引取証明書の写しの交付を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 第一種特定製品引取等実施者に引取り等に係る第一種特定製品に充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを委託する場合
- 二 第一種特定製品を第一種特定製品引取等実施者に引き渡す際に当該第一種特定製品に係る確認証明書の写しを交付する場合
- 三 非常災害の発生により災害廃棄物として排出された第一種特定製品を処理する場合その他都道府県知事がやむを得ない場合として認める場合であって、都道府県知事の認めるところにより、都道府県知事の認める者に第一種特定製品を引き渡す場合

2 前項第2号の場合において、第一種特定製品引取等実施者による当該確認証明書の写しの取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

- 一 交付された確認証明書を三年又は次号の規定により確認証明書の写しの回付を行うまでの間のいずれか短い期間保存すること。
- 二 引取り等を行った第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡をするときに、当該第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者に当該確認証明書の写しを回付すること。

(第一種特定製品引取等実施者への引取証明書の写しの回付)

第 48 条の4 第 48 条の2の規定は、法第 45 条の2第2項の規定による引取証明書の写しの回付について準用する。この場合において第 48 条の2中「第一種特定製品引取等実施者」とあるのは、「第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者」と読み替えるものとする。

(第一種特定製品引取等実施者の引取証明書の写しの保存期間)

第 48 条の5 法第 45 条の2第3項の主務省令で定める期間は、三年又は法第 45 条の2第2項の規定による引取証明書の写しの回付を行うまでの間のいずれか短い期間とする。

(引取り等に際してのフロン類が大気中に放出されるおそれがない場合)

第 48 条の6 法第 45 条の2第4項の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 第一種特定製品に充填されているフロン類の引取りを行う者(第一種フロン類充填回収業者である者に限る。)が当該第一種特定製品の引取り等を行う場合
- 二 第一種特定製品に充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しの委託を受けた者が当該第一種特定製品の引取り等を行う場合
- 三 非常災害の発生により災害廃棄物として排出された第一種特定製品を処理する場合その他都道府県知事がやむを得ない場合として認める場合であって、都道府県知事の認めるところにより、都道府県知事の認める者から第一種特定製品の引取り等を行う場合

【概要】

廃棄等実施者は、引取等実施者(廃棄物・リサイクル業者等)に第一種特定製品(フロン類の引渡済のもの)を引き渡すときには引取証明書の写しを、第一種特定製品(フロン類の引渡前のもの)を引き渡すときには回収依頼書又は委託確認書を交付する必要がある。

また、フロン類が充填されていないことの確認を受けた第一種特定製品を引き渡すときには、確認証明書の写しを交付する必要がある。

なお、これらの書面を交付しない場合、廃棄等を行おうとする第一種特定製品を引取等実施者に引き渡すことができない。

さらに、何人も、引取証明書の写しの交付を受けた場合、回収依頼書若しくは委託確認書の交付を受けた場合、確認証明書の写しの交付を受けた場合、又は都道府県知事がやむを得ないと特例的に認めた場合を除き第一種特定製品の引取り等を行うことはできない。

【解説】

(1)「引取り等」の定義

「引取り等」の定義は「第一種特定製品の解体その他の処分を目的とした引取り又はその全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的とした有償若しくは無償での譲受け」である。このため、「全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的」としない中古品としての買取りは含まない。

なお、第一種特定製品を有償で買い取る場合において、その時点で中古品として再度販売するのか、金属資源として売却するのかが不明な場合も考えられるが、このような場合には、当該買取りを行った者が、中古品か金属資源かの判断を行う権限を有しており、買取りの後、中古品として売却するのであれば廃棄等に該当しない。一方で、金属資源として売却することを意思決定した場合には、その時点から、当該買取りを行った者は廃棄等実施者に該当し、買取りから金属資源として売却するまでの間は、管理者として点検記録簿の整備・保存等の管理責任も負う。

(2)「引取り等」の対象となる「第一種特定製品」の範囲

「引取り等」の対象となる「第一種特定製品」については、冷媒の保有機構を有する機器(一般的には室外機)のみが対象となる。また、第一種特定製品としての形状・機構を保っているものが対象であって、既に破碎・中間処理等がされた金属くずは、当然に対象とならない。

(3)引取証明書の写しの交付方法

廃棄等実施者は、第一種特定製品の廃棄等に際して、当該第一種特定製品を引取等実施者に引き渡すときに、引取証明書の写しの交付をしなければならないところ、施行規則第48条の2に定める交付方法については、以下のとおりである。

- ①引取り等を行う引取等実施者が二以上である場合にあつては、引取等実施者ごとに交付すること(第1号)。
- ②第一種特定製品を引取等実施者に引き渡す際に交付すること(第2号)。
- ③第一種特定製品の運搬、第一種特定製品が設置されている建築物等の解体その他第一種特定製品の引取等実施者への引渡しを他人に委託する場合にあつては、当該引渡しの委託を受けた者を経由して交付することができること(第3号)。

交付の手段については、自ら直接交付すること、他人を通じて交付すること、ファクシミリ又は電子メール等により送付すること等いずれの方式であっても許容される。また、引取証明書に記載された第一種特定製品に係る第一種特定製品引取等実施者が複数となる場合には、必要部数写しを作成し、それぞれに交付することが必要である。その際には、引取証明書記載の回収台数のうち引取り等に係るものが何台あるのかを付記することが望ましい。

なお、第一種特定製品引取等実施者への引渡しを他人に委託する場合としては、第一種特定製品の運搬を委託する場合や第一種特定製品を建設廃棄物として処理することを前提に当該第一種特定製品が設置されている建築物等の解体工事などを発注する場合が考えられる。このような場合には、運搬を行う者や解体工事を行う者を經由して交付することができる。

(4) 引取証明書の写しを交付する場合その他引取等実施者への第一種特定製品の引渡しを行うことができる場合

法第 45 条の 2 の規定による第一種特定製品の引取り等の制限により、引取証明書の写しを交付する場合その他廃棄等実施者が引取等実施者への第一種特定製品の引渡しを行うことができる場合は以下のとおり。

① 引取証明書の写しを交付する場合

廃棄等をする第一種特定製品からフロン類が回収され、そのフロン類が第一種フロン類充填回収業者に引き取られている場合、引取証明書の写しを第一種特定製品引取等実施者に交付することで、当該第一種特定製品を引き渡すことができる。

② 第一種特定製品引取等実施者にフロン類の引渡しを行う場合

第一種特定製品引取等実施者に当たる廃棄物・リサイクル業者等が第一種フロン類充填回収業者であって、当該廃棄物・リサイクル業者等に、第一種特定製品の処分等の委託と当該第一種特定製品に充填されているフロン類の引渡しを行う場合である。

この場合、第一種フロン類充填回収業の登録を有する当該廃棄物・リサイクル業者等に回収依頼書を交付する、又は第一種フロン類引渡受託者により第一種フロン類充填回収業の登録を有する当該廃棄物・リサイクル業者等に委託確認書が回付される必要がある。

③ 第一種特定製品引取等実施者にフロン類の引渡しを委託する場合

第一種特定製品引取等実施者に当たる廃棄物・リサイクル業者等に、第一種特定製品の処分等と当該第一種特定製品に充填されているフロン類の引渡しの双方を委託する場合である。つまり、当該第一種特定製品に充填されているフロン類は、当該廃棄物・リサイクル業者等を介して第一種フロン類充填回収業者に引き渡される。

この場合、第一種フロン類引渡受託者に当たる廃棄物・リサイクル業者等に、委託確認書を交付する必要がある。

④ 確認証明書の写しを交付する場合

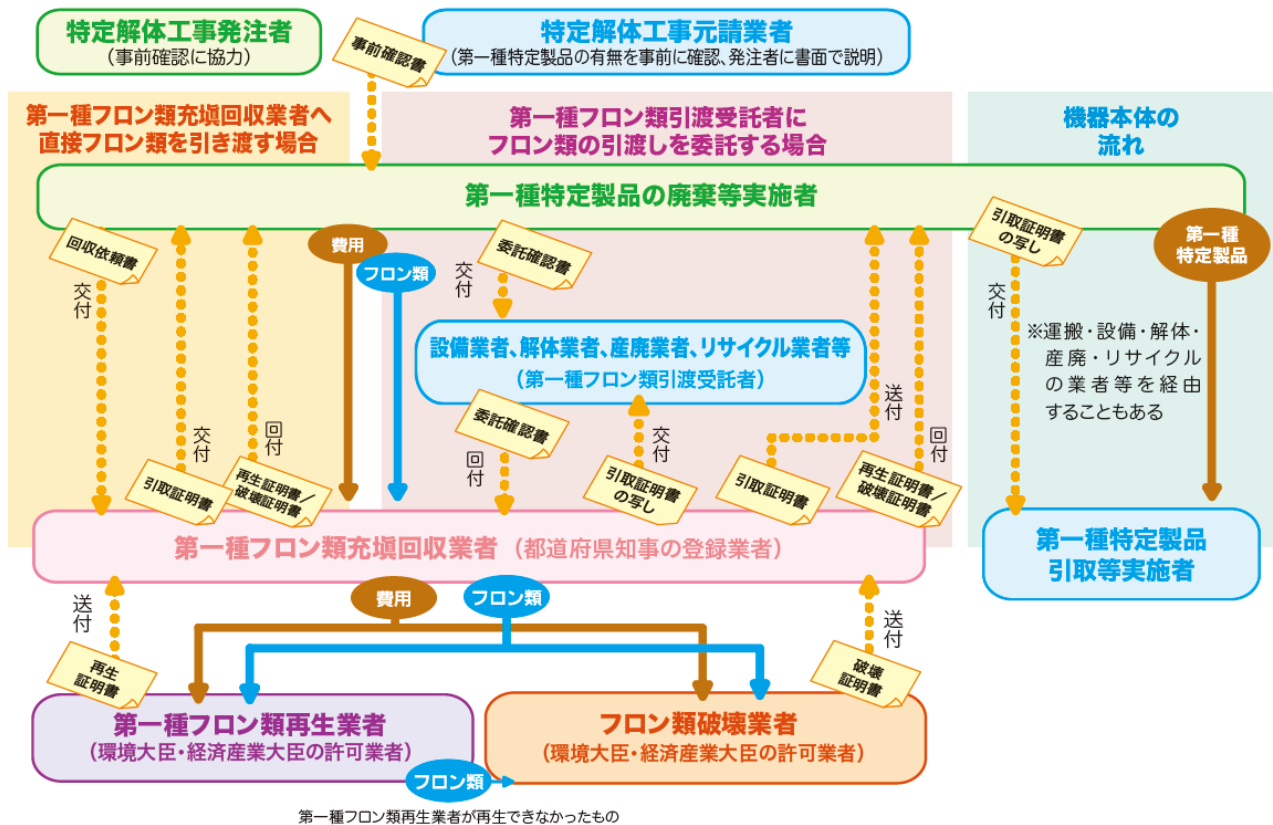
廃棄等をする第一種特定製品にフロン類が残存しておらず、第一種フロン類充填回収業者によりその確認を受けている場合、確認証明書の写しを第一種特定製品引取等実施者に交付することで、当該第一種特定製品を引き渡すことができる。

交付の手段については、自ら直接交付すること、他人を通じて交付すること、ファクシミリ又は電子メール等により送付すること等いずれの方式であっても許容される。

⑤ 都道府県知事がやむを得ないと認める場合

上記①から④のいずれにも該当しない場合であって、かつ引取証明書の写しの交付ができないことにやむを得ない事情があり、都道府県知事が認める場合である。具体的には、非常災害により発生した災害廃棄物として第一種特定製品を処理する場合、廃棄等実施者が法第45条第4項に基づく報告を行った場合、又は土地所有者等が不法投棄された第一種特定製品を委託処理する場合等が想定される。なお、これらの場合であっても、都道府県知事の認定を経ずに、通常どおりフロン類の引渡しやフロン類が充填されていないことの確認の手続きを行い、引取証明書の写しや確認証明書の写しを用いて第一種特定製品を引き渡すことを妨げるものではない。

図 12 廃棄時の証明書等の流れ



第4章 第一種フロン類充填回収業者が取り組むべき事項

充填回収業者が取り組むべき事項は、以下の7項目である。

1. 第一種フロン類充填回収業者の登録等 (p.48)

2. 第一種フロン類充填回収業者のフロン類の引取義務、引渡義務 (p.56)

3. 充填基準・回収基準・運搬基準・確認基準 (p.64)

4. 充填証明書・回収証明書の交付・情報処理センターの活用 (p.77)

5. 第一種フロン類充填回収業者の記録・報告等 (p.79)

6. 第一種フロン類充填回収業者によるフロン類の再生 (p.84)

7. 再生証明書・破壊証明書の回付・保存 (第3章1. (5)p.27)

1. 第一種フロン類充填回収業者の登録等

【全体説明】

充填回収業を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。また、必要に応じて、更新申請、変更届出、廃業等届出を行う。

(1) 第一種フロン類充填回収業者の登録

法第 27 条 第一種フロン類充填回収業を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 事業所の名称及び所在地
三 その業務に係る第一種特定製品の種類並びに冷媒として充填しようとするフロン類及び回収しようとするフロン類の種類
四 事業所ごとの第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力
五 その他主務省令で定める事項

第一種フロン類充填回収業者の登録の申請

施行規則
第8条 法第 27 条第2項(法第 30 条第2項において準用する場合を含む。)の規定により第一種フロン類充填回収業者の登録の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
一 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書
二 申請者がフロン類回収設備の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。)を証する書類
三 フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
四 申請者(申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員)が法第二十九条第一項各号に該当しないことを説明する書類
2 法第 27 条第2項第5号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 事業所ごとのフロン類回収設備の数
二 回収しようとするフロン類の種類ごとに、フロン類の充填量が 50 キログラム以上の第一種特定製品からの回収を行う場合にはその旨
3 都道府県知事は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第81号)第 30 条の7第5項若しくは第 30 条の8第1項の規定により、第1項の申請をしようとする者に係る同法第 30 条の5第1項に規定する本人確認情報を利用することができないとき、又は当該情報の提供を受けることができないときは、第一項の申請をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

【概要】

充填回収業を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

【解説】

①第一種フロン類充填回収業の登録が必要な者

充填回収業を行おうとする者には、生業としてフロン類の充填及び回収を行う者だけでなく、管理者、整備者、廃棄等実施者自らが管理又は整備する第一種特定製品についてフロン類の充填・回収を行う場合も含まれる。すなわち、第一種特定製品に充填を行うためには、これまで充填を行っていた者であっても特例・例外措置は規定していないため、充填回収業の登録を受けて、充填の基準に従って充填を行う必要がある。

なお、充填回収業とは、「フロン類を充填すること及び(中略)フロン類を回収することを業として行うこと」をい(第2章6. p.12)、充填又は回収行為を反復・継続して行うことを指すものであり、充填又は回収を生業としてるか否かや営利目的か否かを問うものではない。

登録を受けないでフロン類の充填又は回収を業として行った場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科される。

②第一種フロン類充填回収業の登録先

充填回収業を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。充填業務又は回収業務を行う区域は、区域内の事業所の所在の有無にかかわらず、その区域内で業務を行う場合は、当該区域を管轄する都道府県知事の登録を受けることが必要となる。

例えば、A県の業者が、A県以外にB県でも充填又は回収を行う場合には、A県とB県の両方で登録を受ける必要がある。

③登録申請

登録申請については、施行規則 様式第1「第一種フロン類充填回収業者(登録/登録の変更)申請書」(p.123 参照)に必要事項を記載し、次に記載する書類を添えて、その業務を行おうとする区域を所管する都道府県知事に提出する。また、同一区域内において、フロン類の回収を行う事業所が複数有り、これを一括して申請する場合には、複数事業所の一括申請書の記入要領(第9章5. (2)p.131 参照)による方法によって行うことになる。

申請先及び申請方法、登録申請手数料については、都道府県の担当課(第9章1. p.111 参照)に確認されたい。

1)施行規則で定める添付書類

ア. 本人を確認できる書類

- ・個人の場合で、都道府県知事が住民基本台帳法に規定する本人確認情報を利用することができる場合は、当該書類は不要。ただし、これを利用できない場合は、発行日より3ヶ月以内の住民票の写し。
- ・法人の場合は、発行日より3ヶ月以内の登記事項証明書。

イ. フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類

- ・自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかの写し。
- ・自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規程書、管理要領書等のうち、いずれかの写し。

ウ. フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

- ・申請書に記載された以下の項目について、それを説明する書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写しを添付すること。

○フロン類の回収設備の種類

- ・CFC用
- ・HCFC用
- ・HFC用

- ・CFC・HCFC兼用
- ・CFC・HFC兼用
- ・HCFC・HFC兼用
- ・CFC・HCFC・HFC兼用

○回収設備の能力の区分

- ・200g/min 未満
- ・200g/min 以上

※現在使用されているフロン類の回収設備の種類及び能力の一覧については、一般財団法人日本冷媒・環境保全機構の冷媒回収推進・技術センター(RRC)のウェブサイトを参照されたい。http://www.rrc-net.jp

エ. 申請者が法に定める以下の欠格要件に該当しないことを説明する書面(申請者が該当しない者であることを誓約した旨の書面(第9章7.(1)p.134 参照)を添付すること。)

- ・精神の機能の障害により第一種フロン類充填回収業者の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行う事ができない者

※成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行(2019年12月14日)により、従前の欠格要件(成年被後見人若しくは被保佐人)が改正された。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・フロン排出抑制法等に違反して罰金以上の刑に処せられ、2年を経過しない者
- ・登録を取り消され2年を経過しない者 など。

2) 申請書の備考欄

ア. 申請書の備考欄には、申請に係る事項の補足的説明やフロン類の充填・回収を自ら行う十分な知見を有する者又はフロン類の充填・回収に立ち会う十分な知見(第4章3.(1)p.70、第4章3.(2)p.76 参照)を有する者の氏名等を記載することができる。都道府県の判断により当該氏名等の記載を依頼される場合もある。

イ. 申請に係る事業者が充填・回収予定の製品、事業範囲が限定される場合(例えば自動販売機や車載型の冷凍機器のみを取り扱う場合、工場、冷凍倉庫等で自社所有の機器のみを対象とする場合など)には、その内容を記載することができる。

なお、申請書備考欄に記載した事項等について、都道府県が自らの判断で、申請書に参考として以下のような資料の添付を依頼することがある。

- ・フロン類の充填・回収を自ら行う十分な知見を有する者又はフロン類の充填・回収に立ち会う十分な知見を有する者が有する資格に関する資料
- ・フロン類の充填・回収業務の経験に関する資料

(2) 登録の基準

施行規則

第9条 法第29条第1項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 フロン類の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。

- 二 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応すること。
- 三 申請に係る第一種特定製品であってフロン類の充填量が 50 キログラム以上のものがある場合には、当該第一種特定製品に係るフロン類の種類に対応するフロン類回収設備が、1分間に 200 グラム以上のフロン類を回収できるものであること。

【解説】

登録の基準は、以下のとおりである。

- ・申請に係る事業所ごとに、記載されたフロン類回収設備が使用できること。
- ・フロン類の回収に使用する回収設備の種類が、回収しようとするフロン類の種類に対応していること。
- ・フロン類の充填量が 50kg 以上の第一種特定製品の場合には、回収設備が1分間に 200g以上のフロン類を回収できる能力を有すること(複数の回収設備の能力の合計でも良い)。

(3) 登録の実施

(登録の実施)

法第28条 都道府県知事は、前条第2項の規定による登録の申請があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第2項第1号から第3号までに掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第一種フロン類充填回収業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(第一種フロン類充填回収業者登録簿の閲覧)

法第32条 都道府県知事は、第一種フロン類充填回収業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

【解説】

①第一種フロン類回収業者登録簿への登録

第一種フロン類充填回収業者に登録された場合、以下の項目が記載された第一種フロン類充填回収業者登録簿に掲載される。同登録簿については、全ての都道府県においてホームページで公表されている。

- ・登録番号
- ・登録年月日
- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・事業所の名称及び所在地
- ・業務対象の第一種特定製品の種類及び充填・回収しようとするフロン類の種類

②申請者への通知

第一種フロン類充填回収業者に登録された場合、都道府県知事から申請者に登録した旨が通知される。

なお、都道府県知事により登録を拒否された際には、その理由と併せて通知される。

(4) 登録の更新

法第 30 条 第 27 条第1項の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
2 第 27 条第2項、第 28 条及び前条の規定は、前項の更新について準用する。
3 第1項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

【概要】

第一種フロン類充填回収業者は、登録を受けてから5年以内にその更新を受けなければならない。登録の有効期間の満了日までに、都道府県知事へ更新の申請が行われなければ、その効力を失う。

【解説】

①更新の申請書

更新の申請書や必要な添付資料などについては、新規登録の場合と同様である。

②更新後の有効期間について

登録の更新の申請があった場合には、登録の更新が行われた日から5年が有効期間である。

なお、登録の有効期間の満了日までに、都道府県へ更新の申請が行われていれば、更新が行われる前に登録の有効期間の満了日を超えてしまった場合でも、都道府県知事による登録(あるいは、登録の拒否)の手続きが完了するまでは、従前の登録は有効である。この場合、新たな登録の有効期間は、従前の登録の有効期限の満了の日の翌日から5年となる。

(5) 変更の届出

法第 31 条 第一種フロン類充填回収業者は、第 27 条第2項各号に掲げる事項に変更(主務省令で定める軽微なものを除く。)があったときは、その日から 30 日以内に、主務省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
2 第 28 条及び第 29 条の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

登録事項の軽微な変更

施行規則

(第一種フロン類充填回収業者の登録事項の軽微な変更)

第 10 条 法第 31 条第1項の主務省令で定める軽微な変更は、法第 27 条第2項第4号に規定するフロン類回収設備の能力又は第8条第2項第1号に掲げる事項の変更であって、法第 27 条第2項第3号及び第8条第2項第2号に掲げる事項の変更を伴わないものとする。

(第一種フロン類充填回収業者の登録事項の変更の届出)

第 11 条 法第 31 条第1項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第二による届出書に次に掲げる書類(その届出に係る変更後の書類をいう。)を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。

一 第一種フロン類充填回収業者が法人であり、かつ、法第 27 条第2項第1号に掲げる事項に変更があったとき 登記事項証明書

二 法第 27 条第2項第3号から第5号までに掲げる事項に変更(前条に定める軽微な変更を除く。)があったとき 第8条第1項第2号及び第3号に掲げる書類

2 都道府県知事は、住民基本台帳法第 30 条の7第5項若しくは第 30 条の8第1項の規定により、前項の届出をしようとする者に係る同法第 30 条の5第1項に規定する本人確認情報を利用することができな

いとき、又は当該情報の提供を受けることができないときは、前項の届出をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

【概要】

第一種フロン類充填回収業者として登録されている事項の変更があった場合、原則、登録を受けている都道府県に、変更届の提出が必要となる。

【解説】

①変更の届出が必要な場合

第一種フロン類充填回収業者として登録を受けた者が、以下の事項を変更した場合、施行規則様式第2(第9章4.(2)p.125 参照)による変更届出が必要となる。

- 1) 氏名又は名称及び住所並びに法人の場合の代表者の氏名
- 2) 事業所の名称及び所在地
- 3) その業務に係る第一種特定製品の種類及び充填・回収しようとするフロン類の種類

登録申請した「充填・回収の対象とする第一種特定製品の種類及び充填・回収しようとするフロン類の種類」に係る変更のことをいう。

- 4) 回収の用に供する設備の種類

登録申請した「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」のうち、「設備の種類」に係る 変更のことをいう。例えば、申請時に「CFC用」1台、「HCFC用」1台を所有していたが、「CFC・HCFC兼用」を1台追加(又は買い換え)した場合は対象。しかし、「CFC、HCFC、HFC兼用」を1台所有していたが、さらに「CFC、HCFC、HFC兼用」を1台追加(又は買い換え)した場合は、対象ではない。

②届出の期限

変更があった日から 30 日以内に、その変更に係る以下の書類を添付して登録を受けた都道府県に届け出なければならない。

- 1) 上記の1)に係る変更届出の場合
 - ・住民票の写し又は登記事項証明書((1)③1)アに記述の「本人を確認できる書類」と同じ)
- 2) 上記の2)及び3)に係る変更届出の場合
 - ・フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類
 - ・フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

(6) 廃業等の届出

法第 33 条 第一種フロン類充填回収業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から 30 日以内に、その旨を都道府県知事(第5号に掲げる場合にあっては、当該廃止した第一種フロン類充填回収業に係る第一種フロン類充填回収業者の登録をした都道府県知事)に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人
- 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- 三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- 五 その登録に係る都道府県の区域内において第一種フロン類充填回収業を廃止した場合 第一種フロン類充填回収業者であった個人又は第一種フロン類充填回収業者であった法人を代表する役員

2 第一種フロン類充填回収業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、第一種フロン類充填回収業者の登録は、その効力を失う。

第一種フロン類充填回収業者による廃業等の届出に際しての回収量等の報告

施行規則
 第12条 法第33条第1項の規定により第一種フロン類充填回収業者の廃業等の届出をする者は、当該届出とあわせて、法第47条第3項の規定の例により、法第33条第1項各号に掲げる事由の生じた日の属する年度の業務の実施の状況について都道府県知事に報告するものとする。

2 第一種フロン類充填回収業者について、法第35条第1項の規定により登録が取り消されたときは、当該第一種フロン類充填回収業者であった者は、法第47条第3項の規定の例により、登録が取り消された日の属する年度の業務の実施の状況について都道府県知事に報告するものとする。

【解説】

①廃業等の届出

第一種フロン類充填回収業者が廃業等を行った場合は、その日から 30 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。廃業等の事由及びそれごとの届出者は以下のとおりである。

表 23 廃業等の届出

廃業等の事由	届出を行う者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合	その清算人
その登録に係る都道府県の区域内において第一種フロン類充填回収業を廃止した場合	第一種フロン類充填回収業者であった個人又は第一種フロン類充填回収業者であった法人を代表する役員

②充填量・回収量等の報告

廃業等を届け出る際には、その年度内で廃業等の要件に該当することとなった日までの充填量・回収量等についても、様式第3(第9章4. (3)p. 126 参照)により報告することが必要となる。

(7) 都道府県知事による登録の抹消、取消し等

(登録の抹消)

法第 34 条 都道府県知事は、第 30 条第 1 項若しくは前条第 2 項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は次条第 1 項の規定により登録を取消したときは、当該第一種フロン類充填回収業者の登録を抹消しなければならない。

(登録の取消し等)

法第 35 条 都道府県知事は、第一種フロン類充填回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取消し、又は 6 月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により第一種フロン類充填回収業者の登録を受けたとき。
 - 二 その者の第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収の用に供する設備が第 29 条第 1 項に規定する基準に適合しなくなったとき。
 - 三 第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 6 号のいずれかに該当することとなったとき。
 - 四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。
- 2 第 29 条第 2 項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

【解説】

①登録の抹消

5年ごとの更新を受けなかった場合や第一種フロン類充填回収業者を廃止した場合、登録の取消処分を受けた場合等は、登録はその効力を失う。その際には、都道府県知事により第一種フロン類充填回収業者の登録は抹消される。

②登録の取消し等

都道府県知事は、充填回収業者が次のような事項に該当するときは、登録の取消しや業務停止の処分を行うことができることとなっている。処分が行われたときは、その理由とともに第一種フロン類充填回収業者に通知される。

- 1) 不正の手段により、充填回収業者の登録を受けたとき。
- 2) 回収の用に供する設備が「登録基準」に適合しなくなったとき。
- 3) 登録の拒否要件である「心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」等に該当することとなったとき。
- 4) フロン排出抑制法等に基づく処分に違反したとき。

③充填量・回収量等の報告

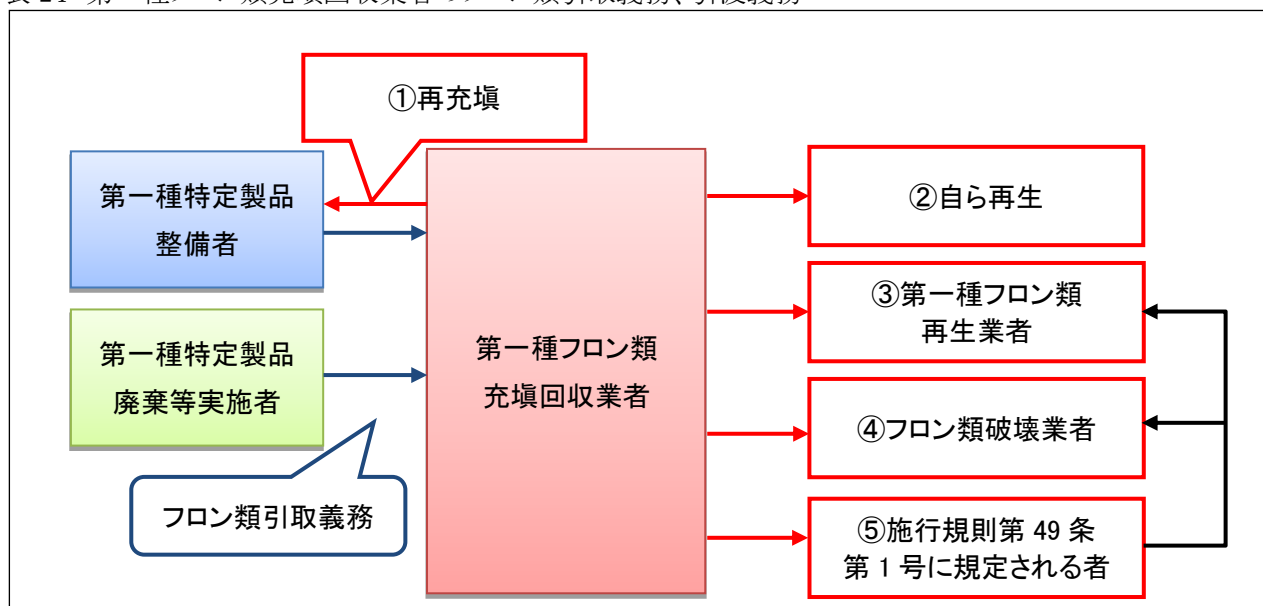
都道府県知事による登録取消しがなされた場合、その年度内で登録が取り消された日までの充填量・回収量等についても、様式第 3 (第 9 章 4. (3)p. 126 参照) により報告することが必要となる。

2. 第一種フロン類充填回収業者のフロン類引取義務、引渡義務

【全体説明】

充填回収業者は、フロン類の引取りを求められた時は、当該フロン類を原則として引き取らなければならない。
また、回収したフロン類について、当該フロン類を、自ら再生する場合等を除き、再生業者又は破壊業者等に引き渡さなければならない。

表 24 第一種フロン類充填回収業者のフロン類引取義務、引渡義務



(1) フロン類の引取義務

(第一種特定製品整備者の引渡義務等)

法第 39 条

4 第一種特定製品整備者は、第1項本文の規定により第一種フロン類充填回収業者に第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収させた場合において、第 37 条第1項本文の規定により当該フロン類のうち再び当該第一種特定製品に冷媒として充填されたもの以外のものがあるときは、これを当該第一種フロン類充填回収業者に引き渡さなければならない。

5 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品整備者から前項に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

(第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務)

法第 41 条 第一種特定製品の廃棄等を行おうとする第一種特定製品の管理者(以下「第一種特定製品廃棄等実施者」という。)は、主務省令で定めるところにより、第一種フロン類充填回収業者が当該第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合を除き、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類充填回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を引き渡さなければならない。

(第一種フロン類充填回収業者の引取義務)

法第 44 条 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から、直接に又は第一種フロン類引渡受託者を通じて第41条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、前条第1項の規定による書面の交付又は同条第6項の規定による委託確認書の回付がない場合その他正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

【概要】

充填回収業者は、整備者や廃棄等実施者から引き渡されるフロン類について、行程管理制度に基づく書面の交付又は回付がない場合及び正当な理由がある場合を除き、引き取る義務がある。

【解説】

第一種フロン類充填回収業者に引取義務が適用される場合(例)

整備時	整備者が第一種フロン類充填回収業者にフロン類の回収をさせた場合で、当該第一種特定製品にフロン類を再充填するもの以外のフロン類(再充填した残りのフロン類)の引取りを求められた場合 注)整備時は行程管理制度が適用されないため、同制度に基づく書面は交付されない。
廃棄時	廃棄等実施者から、直接又は引渡受託者を介して引取りを求められた場合

なお、当該規定はフロン類の回収に関連して適用されるものであり、フロン類の充填には適用されない。

例外①:行程管理制度に基づく書面の交付又は回付がない場合

引取りを求められる際の行程管理制度に基づく書面とは、廃棄等実施者から直接回収を依頼される場合にあっては「回収依頼書」をいい、廃棄等実施者から引渡受託者を介して回収を依頼される場合にあっては「委託確認書」をいう。

例外②:正当な理由がある場合

「正当な理由がある場合」は、以下のような場合などである。

- 天災等不可抗力の要因によるもので、引取りに係る安全が確保できない場合
 - ・地震、水害などにより、回収作業場所の安全が確保できない場合
 - ・事業所が天災等により被害を受け、回収・引取りが物理的に不可能な場合
- 引取りに係る社会通念上適正な料金の支払いが見込めない場合
 - ・回収費用について、折り合いが付かない場合(充填回収業者が極端に高い費用を請求するような場合を除く)
- 技術的な理由等により、適切に引き取ることができないと見込まれる場合
 - ・第一種特定製品に充填されているフロン類の種類が不明な場合
 - ・第一種特定製品のシステムが大規模の場合、機構が複雑であるなど充填回収業者の技術・装置等では適切に対応できない場合
 - ・充填回収業者が限定された製品(例えば自動販売機や、車載型の冷凍機器のみを扱う場合や、工場等で自社所有機器のみの整備等を行う場合など)のみを扱っている場合であって、それ以外のものの回収を依頼された場合
 - ・充填回収業者の都道府県知事への登録が、充填に関する項目のみに限定されている場合であって、回収を依頼された場合
- 引取りを行うことが違法行為を形成する場合
 - ・本法及び他の法令(例えば「高圧ガス保安法」など)の規定に違反することが明らかな場合
 - ・回収に必要な時間が十分に確保できず、確実にフロン類の回収ができない場合

(2) 引取証明書等の交付

(第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務)

法第 41 条 第一種特定製品の廃棄等を行うとする第一種特定製品の管理者(以下「第一種特定製品廃棄等実施者」という。)は、主務省令で定めるところにより、第一種フロン類充填回収業者が当該第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合を除き、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類充填回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を引き渡さなければならない。

(引取証明書)

法第 45 条 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から直接にフロン類を引き取ったときは、フロン類の引取りを証する書面(以下この条、次条及び百五条において「引取証明書」という。)に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書を交付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類充填回収業者は、当該引取証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

2 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から第一種フロン類引渡受託者を通じてフロン類を引き取ったときは、引取証明書を主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書を送付するとともに、遅滞なく、当該第一種フロン類引渡受託者に当該引取証明書の写しを交付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類充填回収業者は、当該送付をした引取証明書の写しを当該送付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

3 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一項の規定による引取証明書の交付又は前項の規定による引取証明書の写しの送付を受けたときは、当該引渡しを終了したことをそれぞれ当該引取証明書又は当該引取証明書の写しにより確認し、かつ、当該引取証明書又は当該引取証明書の写しをそれぞれ当該交付を受けた日又は当該送付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

5 第一種フロン類引渡受託者は、第二項の規定による引取証明書の写しの交付を受けたときは、当該引取証明書の写しを当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、引取証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

確認証明書の記載事項、交付、保存期間

施行規則

(第一種フロン類充填回収業者による第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認等)

第 27 条の2 法第 41 条の規定による確認は、次により行うものとする。

一 第一種フロン類充填回収業者が第 40 条の基準に従い吸引してもフロン類が回収されないこと。

二 第一種フロン類充填回収業者が廃棄等実施者に次の各号に掲げる事項を記載した書面(以下「確認証明書」という。)を交付すること。

イ 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所

ロ フロン類が充填されていないことを確認した第一種特定製品の種類及び量

ハ フロン類が充填されていないことを確認する前の第一種特定製品の所在

ニ フロン類が充填されていないことを確認した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号

ホ 確認証明書の交付年月日

ヘ フロン類が充填されていないことを確認した日

2 第一種フロン類充填回収業者は、前項第2号の規定により交付した確認証明書の写しを当該交付をした日から3年間保存しなければならない。

3 第一種特定製品廃棄等実施者は、第1項第2号の規定による確認証明書の交付を受けたときは、当該確認証明書を当該交付を受けた日から3年間保存しなければならない。

引取証明書の記載事項、交付、保存期間

施行規則

(第一種特定製品廃棄等実施者に交付する引取証明書の記載事項)

第 41 条 法第 45 条第1項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所

二 引き取ったフロン類が充填されていた第一種特定製品の種類及び数

三 フロン類の引取り前の第一種特定製品の所在

四 フロン類を引き取った第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号

- 五 引取証明書の交付年月日
- 六 フロン類の引取りを終了した年月日
- 七 引き取ったフロン類の種類ごとの量

(第一種特定製品廃棄等実施者への引取証明書の交付)

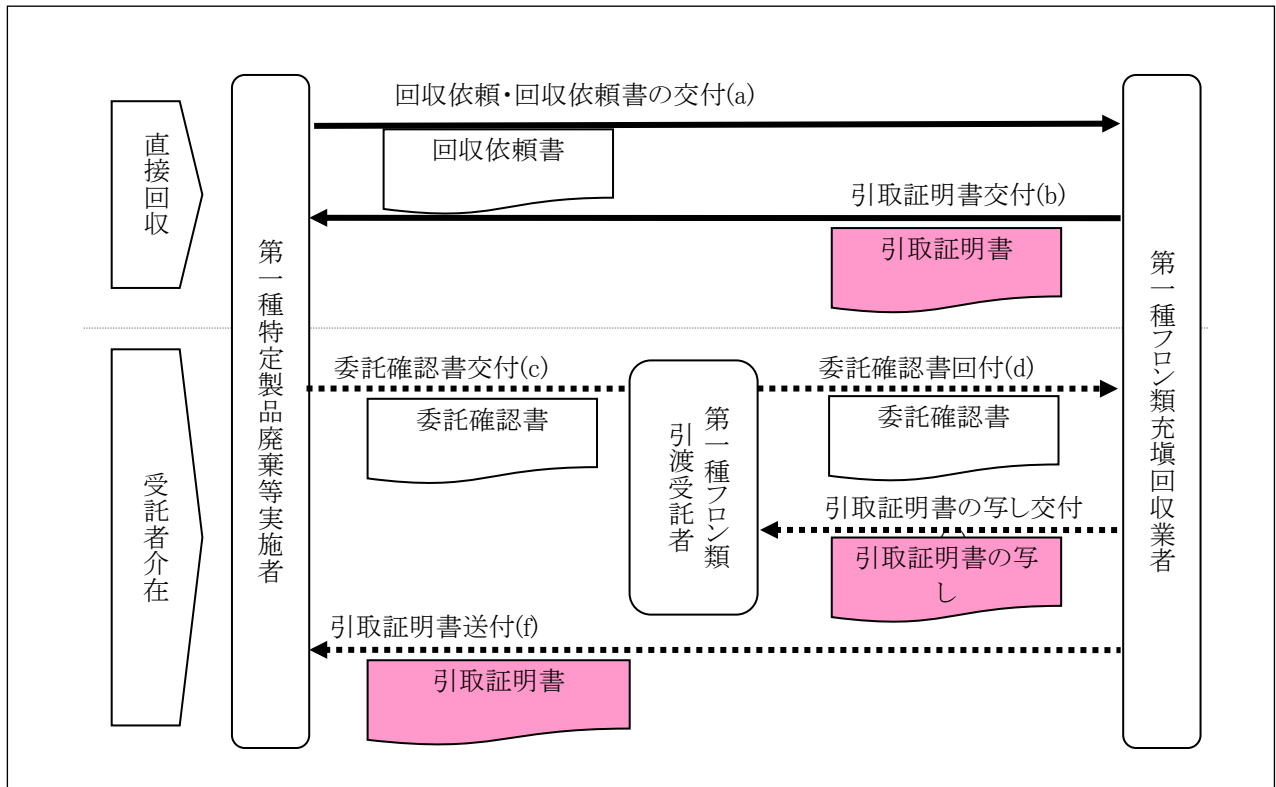
第42条 法第45条第1項の規定による引取証明書の交付は、次により行うものとする。

- 一 フロン類の引取り後速やかに交付すること。
- 二 引き取ったフロン類が充填されていた第一種特定製品の種類及び数並びに第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所が引取証明書に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

(第一種フロン類充填回収業者の引取証明書の写しの保存期間)

第43条 法第45条第1項の主務省令で定める期間は、三年とする。

表 25 引取証明書の交付



【解説】

充填回収業者は、フロン類を回収後、速やかに、かつ、記載事項に相違がないか確認の上、引取証明書を交付しなければならない。また、引取証明書の写しを交付の日から3年間、保存しなければならない。

- 廃棄等実施者からの直接依頼の場合(a)は、廃棄等実施者に交付(b)。
- 引渡受託者を通じての依頼の場合(c)(d)は、引渡受託者に引取証明書の写しを交付(e)し、引取証明書を廃棄等実施者へ送付(f)。

表 26 引取証明書の記載事項

- 1 廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- 2 引き取ったフロン類が充填されていた第一種特定製品の種類及び数
- 3 フロン類の引取り前の第一種特定製品の所在※
- 4 フロン類を引き取った充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 5 引取証明書の交付年月日 6 フロン類の引取りを終了した年月日 7 引き取ったフロン類の種類ごとの量 |
|---|

※引取証明書の記載事項のうち、「フロン類の引取り前の第一種特定製品の所在」は、フロン類の回収依頼書又は委託確認書をもとに作成する。

また、充填回収業者は、廃棄等実施者から第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認を依頼された場合は、施行規則第40条の基準に従い吸引してもフロン類が回収されない場合は、表27の事項を記載した確認証明書を廃棄等実施者に交付しなければならない。また、交付した確認証明書の写しを交付の日から3年間、保存しなければならない。

表 27 確認証明書の記載事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所 2 フロン類が充填されていないことを確認した第一種特定製品の種類及び数 3 フロン類が充填されていないことを確認する前の第一種特定製品の所在 4 フロン類が充填されていないことを確認した充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号 5 確認証明書の交付年月日 6 フロン類が充填されていないことを確認した日 |
|--|

○回収依頼書又は委託確認書により回収作業を行ったものの回収量がゼロであった場合の取扱

一のフロン類の回収契約に含まれる複数台の第一種特定製品のうち、その一部について回収量がゼロであったことをもって、引取証明書と確認証明書の2種類の書面を交付することは必要ない。回収依頼書又は委託確認書の交付を受けて回収作業を行ったものの、その一部又は全部について回収量がゼロであった場合には、充填回収業者においては従来通り回収した全体の台数を回収台数とし、回収量(回収を行った全ての機器についてゼロであった場合にはゼロ)を引取証明書に記載することで差し支えない。なお、回収量がゼロであったものが明確な場合には、回収量がゼロであった台数及びその要因等を可能な限り引取証明書に付記することが望ましい。

○確認作業を行ったところフロン類が回収された場合の取扱

フロン類が充填されていないことの確認作業を行った結果フロン類が回収されてしまった場合には、当初確認の委託をした時点においてはフロン類は回収されないことを前提としており、フロン類が回収された場合において、当該回収されたフロン類の運搬及び再生業者又は破壊業者への引渡しまでを当初契約に含んでいるとは考えにくい。このため、廃棄等実施者は改めて回収依頼書を交付し、回収を行った充填回収業者は引取証明書を交付する必要がある。

ただし、確認の委託をした時点において、フロン類が回収された場合についての定めがされ、回収依頼書として必要な事項が記載されている書面が交付されている場合には、単に充填回収業者が引取証明書を交付することで足りる。

(3) フロン類の引渡義務

法第 46 条 第一種フロン類充填回収業者は、第 39 条第1項ただし書の規定により第一種特定製品に係るフロン類を回収した場合において第 37 条第1項ただし書の規定により当該フロン類のうちに再び当該第一種特定製品に冷媒として充填したもの以外のものがあるとき、又は第 39 条第5項若しくは第 44 条第1項の規定によりフロン類を引き取ったときは、第50条第1項ただし書の規定により自ら当該フロン類の再生をする場合その他主務省令で定める場合を除き、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引き渡さなければならない。

2 第一種フロン類充填回収業者(その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。)は、前項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従って、フロン類を運搬しなければならない。

第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外

施行規則
第 49 条 法第 46 条第1項の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 第一種フロン類充填回収業者が引き渡したフロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者であつて、かつ、次に掲げる要件のすべてに該当するものとして都道府県知事が認めるものに引き渡す場合

イ フロン類の第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者への引渡しに当たって第五十条の基準に従ってフロン類を運搬することが確実であること。

ロ フロン類の引取り又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、次に掲げる事項について記録を作成し、当該記録をその作成の日から5年間保存することが確実であること。

(1) フロン類を引き取った年月日及び引き取ったフロン類の種類ごとの量

(2) フロン類の引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号

(3) フロン類を第一種フロン類再生業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量

(4) フロン類をフロン類破壊業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量

ハ 第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充填回収業者から、これらの者に係るロの規定による記録の閲覧したい旨の申出があつたときは、正当な理由がない限り、その申出に応じることが確実であること。

ニ 毎年度終了後45日以内に、次に掲げる事項について都道府県知事に報告することが確実であること。

(1) 前年度において引き取ったフロン類の種類ごとの量

(2) 前年度の年度当初に保管していたフロン類の種類ごとの量

(3) 前年度において第一種フロン類再生業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量

(4) 前年度においてフロン類破壊業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量

(5) 前年度の年度末に保管していたフロン類の種類ごとの量

二 法第 50 条第1項の規定に基づき第一種フロン類再生業の許可を申請しようとする者(以下この号、第 51 条第1項第7号及び第 52 条第1項第9号において「申請者」という。)に対して、当該申請に必要な限度において、第一種フロン類充填回収業者がフロン類を再生の実験のために引き渡し、かつ、当該フロン類が申請者から当該第一種フロン類充填回収業者に返却される場合

【概要】

第一種充填回収業者は、回収したフロン類について、①回収した第一種特定製品へ再充填する、②法第 50 条第 1 項ただし書きの規定により自ら再生をする、③第一種フロン類再生業者に引き渡す、④フロン類破壊業者に引き渡す、又は⑤施行規則第 49 条第1号に規定される者に引き渡す必要がある。また、⑥施行規則第 49 条第 2 号に規定される者についても返却されることを条件に引渡しが認められる。

【解説】

①回収した第一種特定製品へ再充填する

第一種特定製品から回収したフロン類については、当該第一種特定製品へ再び充填することが可能である。
なお、この場合であっても、フロン類の充填に関する基準(第4章3. (1)p.64 参照)を遵守する必要があり、充填証明書(第3章1. (3)p.23 参照)についても同様に交付する必要がある。

②法第 50 条第 1 項ただし書きの規定により自ら再生をする

第一種特定製品から回収したフロン類については、自ら再生し、第一種特定製品に充填することが可能である。

ただし、再生に当たっては、法第 50 条第 1 項ただし書き及び施行規則第 54 条の基準に適合している必要があり、不適合の場合は、再生業の無許可営業に該当することに注意されたい。(詳細は第4章6. (p.84)を参照。)

③第一種フロン類再生業者に引き渡す

第一種特定製品から回収したフロン類については、第一種フロン類再生業者に引き渡すことが可能である。

④フロン類破壊業者に引き渡す

第一種特定製品から回収したフロン類については、フロン類破壊業者に引き渡すことが可能である。

⑤施行規則第49条第1号に規定される者に引き渡す

第一種特定製品から回収したフロン類については、都道府県知事が認める者への引渡しは例外的に認められている。都道府県知事が認めていることが何らかの形で明示されていることが必要であり、条例や要綱などにより、認定の基準を定めているところもある。

認められ得る者としては、例えば、公益性のある団体が設置する中間収集センターや回収冷媒管理センター等が考えられる。これらセンターにおいては、充填回収業者から逆有償で引き取って破壊業者に回す場合があり、このような逆有償を伴うような形態は、信頼のおける者に限定しないと違法放出が行われるおそれがあるため、限定をかける趣旨で、都道府県知事が認める場合に限ることとしている。

表 28 施行規則で定める引渡義務の例外

	<p>次の各号の要件を全て満たす者として都道府県知事が認める者に引渡す場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第一種フロン類充填回収業者が引き渡したフロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者 ② フロン類の第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者への引渡しに当たって施行規則第 50 条の基準に従ってフロン類を運搬することが確実な者。 ③ 業務の状況について、フロン類の引取り又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、当該引取り状況等に係る記録を確実に作成し、5年間保存する者 ④ 第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充填回収業者から、これらの者に係る③の記録を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がない限り、その申出に応じることが確実な者。 ⑤ 毎年度、年度終了後45日以内に、都道府県知事に対し、前年度の業務の状況について確実に報告をする者
--	--

⑥施行規則第49条第2号に規定される者に引き渡す

第一種フロン類再生業の許可を申請しようとする者に対して、当該申請に必要な限度において、充填回収業者がフロン類を再生の実験のために引き渡すことは例外的に可能である。ただし、当該フロン類が申請者から当該充填回収業者に返却される場合に限ることとしている。

3. 充填基準・回収基準・運搬基準・確認基準

【全体説明】

充填回収業者は、第一種特定製品にフロン類を充填するとき、第一種特定製品からフロン類を回収するとき、フロン類を運搬するとき、及びフロン類が充填されていないことの確認を行うときにそれぞれ充填基準、回収基準、運搬基準及び確認基準を遵守する必要がある。

なお、運搬基準の遵守については、充填回収業者から委託を受けて運搬する者にも適用される。

(1) 充填に関する基準

法第 37 条

3 第一種フロン類充填回収業者(第1項ただし書の規定により自らフロン類の充填を行う第一種特定製品整備者を含む。次項、次条第1項、第 47 条第1項から第3項まで並びに第 49 条第1項、第2項、第6項及び第8項において同じ。)は、第1項本文に規定するフロン類の充填の委託を受けてフロン類の充填を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の充填を行うに当たっては、主務省令で定めるフロン類の充填に関する基準に従って行わなければならない。

フロン類の充填に関する基準

施行規則

第 14 条

法第 37 条第3項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 第一種特定製品に冷媒としてフロン類の充填を行う前に、当該第一種特定製品について、当該第一種特定製品の管理者が保存する点検及び整備に係る記録簿を確認すること、外観を目視により検査することその他の簡易な方法により、次に掲げる事項を確認(次号及び第3号において「充填前の確認」という。)すること。

イ 第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の漏えい(以下この条において単に「漏えい」という。)の有無並びに漏えいを確認した場合にあっては、当該漏えいに係る点検及び当該漏えいを防止するために必要な措置(以下この条において「修理」という。)の実施の有無

ロ 漏えいを現に生じさせている蓋然性が高い故障又はその徴候(以下この条において「故障等」という。)の有無並びに故障等を確認した場合にあっては、当該故障等に係る点検及び修理の実施の有無

二 前号の充填前の確認を行った場合において、当該充填前の確認の方法及びその結果並びに次に掲げる事項について第一種特定製品整備者及び第一種特定製品の管理者に通知すること。

イ 漏えいを確認し、かつ、当該漏えいに係る点検の実施を確認できない場合にあっては、当該漏えい箇所を特定するための点検及び修理の実施の必要性

ロ 漏えいを確認し、当該漏えいに係る点検による漏えい箇所の特定及び修理の実施を確認できない場合にあっては、修理の実施の必要性

ハ 故障等を確認し、かつ、当該故障等に係る点検の実施を確認できない場合にあっては、当該故障等の原因を特定するための点検及び点検の結果において当該故障等により漏えいが現に生じていることが確認された場合における修理の実施の必要性

三 第1号の充填前の確認を行った場合において、漏えい又は故障等を確認したときは、次に掲げる事項を確認するまで第一種特定製品に冷媒としてフロン類の充填を行ってはならない。ただし、漏えい箇所の特定又は修理の実施が著しく困難な場所に当該漏えいが生じている場合においては、この限りでない。

イ 漏えいを確認した場合にあっては、当該漏えい箇所が特定され、かつ、修理の実施により漏えいが現に生じていないこと。

ロ 故障等を確認した場合にあっては、当該故障等に係る点検を行ったこと及び次に掲げるいずれかの事項

(1) 当該故障等により漏えいが現に生じていないこと。

(2) 当該故障等による漏えいを確認したときは、当該漏えい箇所が特定され、かつ、修理の実施により漏えいが現に生じていないこと。

四 人の健康を損なう事態又は事業への著しい損害が生じないよう、環境衛生上必要な空気環境の調整、被冷却物の衛生管理又は事業の継続のために修理を行わずに応急的にフロン類の充填を行うことが必要であり、かつ、漏えいを確認した日から 60 日以内に当該漏えい箇所の修理を行うことが確

<p>実なときは、前号の規定にかかわらず、同号イ及びロに規定する事項の確認前に、1回に限り充填を行うことができる。</p> <p>五 充填しようとするフロン類の種類が法第87条第3号に基づき第一種特定製品に表示されたフロン類の種類に適合していることを確認すること又は充填しようとするフロン類の地球温暖化係数(フロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数をいう。以下この号及び第94条第2項において同じ。)が当該第一種特定製品に表示されたフロン類の地球温暖化係数よりも小さく、かつ、当該第一種特定製品に使用して安全上支障がないものであることを当該第一種特定製品の製造業者等に確認すること。</p> <p>六 現に第一種特定製品に充填されている冷媒とは異なるものを当該第一種特定製品に冷媒として充填しようとする場合は、あらかじめ、当該第一種特定製品の管理者の承諾を得ること。</p> <p>七 フロン類の充填に際して、フロン類が大気中に放出されないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>八 必要以上に充填を行うことその他の不適切な充填により、第一種特定製品の使用に際して、フロン類が大気中に放出されるおそれがないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>九 フロン類の性状及びフロン類の充填方法について、十分な知見を有する者が、フロン類の充填を自ら行い又はフロン類の充填に立ち会うこと。</p>

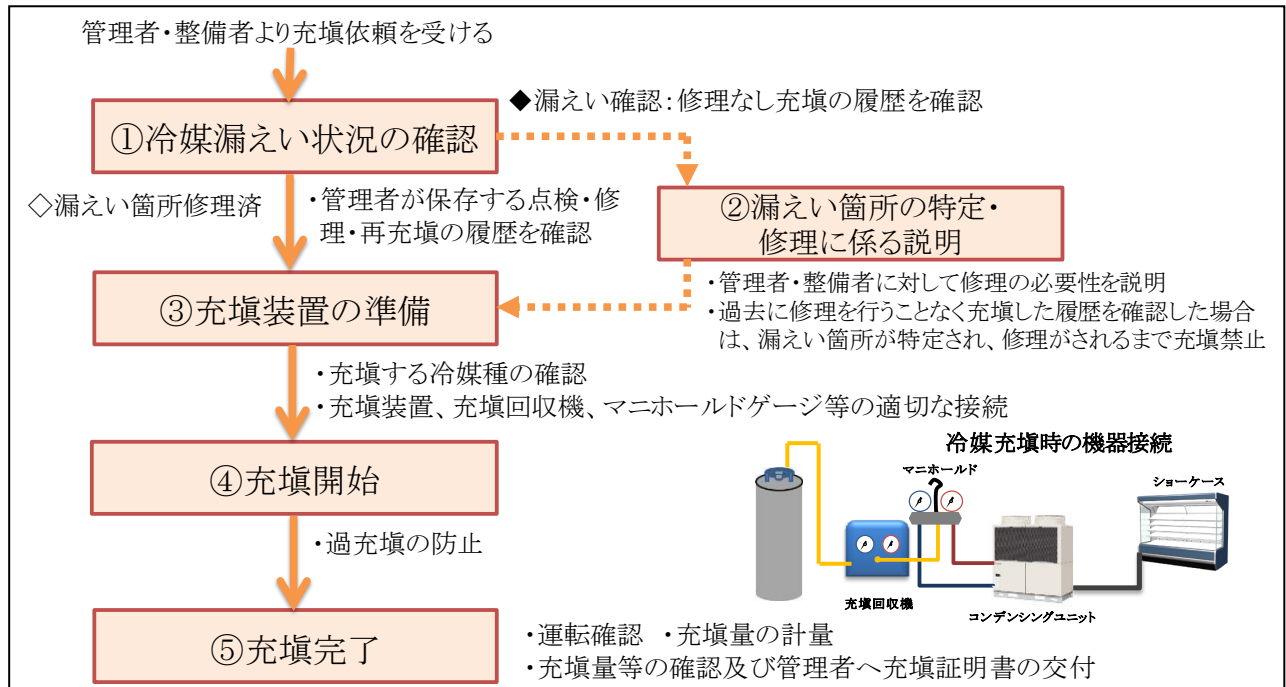
【概要】

不適切な充填による漏えい防止、整備不良の機器を放置したまま冷媒の漏えい箇所等が修理されず冷媒が充填され続けることによる漏えい防止、異種冷媒の混入防止等の観点から、第一種フロン類充填回収業者が充填の際に遵守すべき基準を定めるものである。

表 29 第一種フロン類充填回収業者が充填の際に遵守すべき基準の概要

<p>充填前</p>	<p>(1) 充填に先立つ確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・充填前、点検等の記録の確認、外観の目視検査等により、冷媒の漏えい・故障等の有無やこれらに係る点検・修理の実施の有無を確認 <p>(2) 管理者及び整備者への通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認の結果、点検・修理の実施を確認できない場合は、状況に応じて、点検の実施や修理を行う必要性を管理者及び整備者に説明 <p>(3) 修理等を行うまでの充填の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フロン類の漏えい又は故障等を確認したときは、やむを得ない場合(フロン類の漏えい箇所を特定し、又は修理を行うことが著しく困難な場所に当該フロン類の漏えいが生じている場合)を除き、点検の結果又は修理により、現に漏えいが生じていないことが確認できるまで充填してはならない*。 * ただし、環境衛生上必要な空気環境の調整、被冷却物の衛生管理又は事業の継続のために修理を行わずに応急的にフロン類を充填することが必要であり、かつ、漏えいを確認した日から 60 日以内に修理を行うことが確実なときは、点検修理の前に1回に限り充填を行うことができる。
<p>充填時</p>	<p>(4) 冷媒の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・充填しようとするフロン類の種類が、法第 87 条第 3 号に基づき製品に表示されたもの又は当該フロン類よりGWPが低く、使用して安全上支障がないものであるか確認。 ・現に第一種特定製品に充填されている冷媒とは異なるものを充填しようとする場合は、あらかじめ、当該特定製品の管理者の承諾を得ること。 <p>(5) 充填中及び充填後の漏えい防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・充填中及び過充填による使用中の漏えいが生じないように必要な措置を実施。 <p>(6) 機器・充填に係る十分な知見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分な知見を有する者が自ら実施又は立会う。

図 13 充填の手順



【解説】

①充填に先立つ確認

フロン類の繰返し充填による漏えいを防止するため、後述のとおり、修理等を行うまでのフロン類の充填は原則禁止される。これを担保するため、点検等の記録の確認や外観の目視検査等で機器の整備不良等を通じ、冷媒の漏えい・故障等の有無を充填前に確認するとともに、これらに係る点検・修理の実施の有無を確認することが求められている。

なお、これに対応する措置として、管理者は、管理する第一種特定製品ごとに、その点検・整備に関して記録し、機器を廃棄し、当該機器に充填されているフロン類の引渡しを完了した日から3年を経過するまで保存することとされており、必要に応じて整備者等へ開示等する必要があるとされている。(管理者判断基準 第四)

■冷媒の漏えい及び修理について

フロン類の漏えいの事象や、漏えいを確認した場合の漏えいを防止するために必要な措置(修理)として次のような事例がある。

表 30 修理の事例

修理の内容	漏えいの事象	漏えいの部位、要因と措置
増し締め	<ul style="list-style-type: none"> ✓ サイトグラスに気泡あり ✓ 直接法により漏れ部位を特定 	部位:膨張弁フレア接続部 要因:膨張弁出口部の温度変化による熱膨張/収縮の繰返しによりフレアナットの緩み発生 措置:フレアナット増し締め
継手交換	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 油もれの痕跡から漏えいの疑いあり ✓ 直接法により漏れ部位を特定 	部位:室外機の冷媒配管フレア部 要因:振動 措置:フレア継手交換
配管ろう付け補修	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 冷凍機インジェクション配管からの漏えい ✓ 当初は微量であったが、振動により徐々に亀裂が広がり、発見 ✓ 使用温度帯が-2°Cのため、店舗側の温度チェックにより徐々に温度が上昇する傾向にあったため比較的早く発見に至った 	部位:ショーケース内冷却コイル 要因:振動 措置:亀裂部分の溶接(ろう付け)
配管ろう付け補修	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ショーケース内冷却コイルから冷媒漏れ ✓ 当初は非常に微量であったため、なかなか発見に至らなかった ✓ 使用温度帯$+8^{\circ}\text{C}$と比較的高い温度帯であるため、店側の温度チェックでも気付くのが遅れ、大量の冷媒漏れに至った 	部位:ショーケース内冷却コイル 要因:振動 措置:亀裂部分の溶接(ろう付け)

出典 一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会資料

表 31 冷媒漏えいの事例の分類・整理

漏えい部位	漏えい事例の例示	原因										
		① 振動・圧力	② 腐食	③ 熱影響	④ 液シマ・流体力	⑤ 冷媒・油の劣化	⑥ 計画・設計	⑦ 施工不良	⑧ 保守不良	⑨ 設置環境	⑩ 設備管理	
1	フレア継手	・継手部の緩み・亀裂 (締め過ぎ, 締め不足, 使用工具)	✓		✓	✓			✓	✓		
		・規格外部品の使用 ・不適切なオイル塗布						✓	✓	✓		
2	機械継手とフランジ	・ボルトの片締め ・不適切なガスケットの使用 ・補修作業の不備	✓		✓			✓	✓	✓		
3	Oリング, ガスケット (バルブ類など)	・シール部の劣化 (摺動, 経年劣化)	✓		✓	✓				✓		
4	シャフトシール	・経年摩耗 ・潤滑, 芯だしの不備	✓				✓		✓	✓		
5	・冷媒配管 ・キャピラリーチューブ	・部材の選定不備 (材質, サイズなど)				✓	✓	✓	✓			
		・ろう付けの欠陥						✓	✓			
		・機器・配管支持不備 ・キズ, こすれ保護不足	✓		✓			✓	✓	✓		
		・強度不足, 安全率の不足	✓	✓		✓		✓				
		・気密, 検査上の確認不足							✓		✓	
		・配管支持部の緩み	✓	✓		✓		✓	✓	✓		
		・ろう付け・溶接部の疲労	✓	✓			✓				✓	
		・摩耗損傷	✓			✓	✓	✓	✓	✓		
		・防湿シール部損傷		✓			✓	✓	✓	✓	✓	
		・保温材劣化		✓	✓			✓		✓	✓	
		・漏えい部位の補修不備 ・類似箇所損傷							✓	✓		
							✓		✓			
6	熱交換器 ・伝熱管 ・コイルUベント部	・ろう付け・溶接部の疲労	✓	✓			✓				✓	
		・摩耗損傷	✓			✓	✓	✓		✓		
		・伝熱管の穴あき	✓	✓			✓	✓		✓	✓	
		・漏えい部位の補修不備							✓	✓		
		・空縮器フィン劣化		✓				✓		✓	✓	
								✓		✓		
7	圧カスイッチ類	・検知チューブの破損(こすれ, キズ)	✓				✓	✓	✓			
		・ベロー部の損傷										
8	溶栓	・熔融金属の熔融, 接着部の劣化	✓		✓			✓		✓		

備考: 原因 ⑤は冷媒, 潤滑油などの経年劣化及び(水分, 空気などの混入によるコンタミ

出典 「業務用冷凍空調機器フルオロカーボン漏えい点検・修理ガイドライン(JRC GL-01)」/一般財団法人
日本冷凍空調設備工業連合会

②第一種特定製品の管理者及び第一種特定製品整備者への通知

修理等を行うまでのフロン類の充填を防止するため、点検・修理の実施を確認できない場合に、点検の実施や修理を行う必要性を管理者及び整備者に説明することが、充填回収業者に求められる。

③修理等を行うまでの充填の禁止

充填回収業者は、フロン類の漏えい又は故障等を確認した時、やむを得ない場合を除き、点検の結果又は修理により、現に漏えいが生じていないことが確認できるまで充填してはならない。

なお、フロン類の充填については、管理者に対しても、充填回収業者からの通知等によってフロン類の漏えい又は故障等を確認した場合は、確認した漏えい又は故障等に係る点検を実施し、修理を行うことが求められているとともに、これらを実施するまでは、原則として、整備者を通じて管理第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填することを委託してはならないとされている。(管理者判断基準 第三)

例外 1) 漏えい箇所の特定又は修理の実施が著しく困難な場所に当該漏えいが生じている場合

特定・修理の著しく困難な場所とは、建物解体を伴うような工事が必要な場所を指す。

ただし、その場合であっても、専門的な見地から確認すれば解体を伴わずに特定・修理が可能な場合があるため、特定・修理の著しく困難な場所の判断は設備業者に仰ぐ必要がある。また、判断を仰ぐ設備業者は、点検に関する「十分な知見を有する者」である。

例外 2) 修理を行わずに応急的にフロン類の充填を行うことが必要な場合

修理を行わずに応急的にフロン類を充填することが必要であり、かつ、漏えいを確認した日から 60 日以内に修理を行うことが確実なときは、点検修理の前に1回に限り充填を行うことができる。応急的に充填が必要な場合としては、次のようなものが想定される。

ア) 環境衛生上必要な空気環境の調整のための場合

- ・集中治療室を有した病院内空調機器であり、治療の維持のためにやむを得ず冷媒充填を行い、代替設備の導入を待って、点検・修理を行う場合
- ・夏期における空調設備からの漏えいであって、従業員の健康を維持するためにやむを得ず冷媒充填を行い、営業時間終了後に点検・修理を行う場合

イ) 被冷却物の衛生管理のための場合

- ・商品の保存・管理のためにやむを得ず冷媒充填を行い、営業時間終了後に点検・修理を行う場合

ウ) 事業の継続のための場合

- ・24 時間営業店であり短期的に修理することが困難であるため、やむを得ず冷媒充填を行い、閑散期等に点検・修理を行う場合

応急的に充填が必要と判断した場合、「応急的に充填が必要な理由」及び「修理予定日」が明らかにされている必要がある。また、その理由が経済的な損失に係るものである場合、機会損失費用の見積りなど、定量的な説明が準備されていることが必要である。

なお、上記のケースはあくまでやむを得ないものに限定される例外的な措置であることに十分留意することが重要である。

④冷媒の確認

冷凍冷蔵空調機器は、通常、機器使用時の安全性や効率性等を考慮して、機器の製造業者が特定の冷媒を想定して設計されている。

そのため、この冷媒とは異なるものを充填することは想定されていないと考えられるところ、地球温暖化防止という法の趣旨も鑑み、充填しようとするフロン類の種類が、

- ・法第87条第3号に基づき製品に表示されたものと確認すること 又は
- ・製品に表示されたフロン類の地球温暖化係数よりも小さく、かつ、当該第一種特定製品に使用して安全上支障がないものであることを当該製品の製造業者等に確認すること

を充填回収業者に求めている。

なお、現に第一種特定製品に充填されている冷媒とは異なるものを充填しようとする場合は、あらかじめ、当該特定製品の管理者の承諾を得ることも必要である。

⑤「十分な知見を有する者」(充填時)

フロン類の充填については、フロン類の性状及びフロン類の充填方法について、十分な知見を有する者が、フロン類の充填を自ら行い又はフロン類の充填に立ち会うこととされている。

ここで、十分な知見を有する者とは、第一種特定製品の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識に精通した者を指す。具体的な知識については、施行規則第 14 条に示す充填に関する基準について対応した、表 32 に示すものである。

表 32 充填時に求められる知識

項目 (対応する基準)	主な内容
冷凍空調の基礎 (一～八)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 冷凍, 空調基礎用語(例:過熱度, 過冷却, 高圧, 低圧, 飽和圧力, 冷凍効果, 成績係数・常用圧力等) ✓ p-h線図、冷媒の物性、冷凍サイクル、圧力(耐圧, 設計, 運転, ゲージ, 気密試験, 漏れ試験)、潤滑油の物性、運転制御に関する知識 など
使用機器の構造・機能 (一～三、七・八)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 圧縮機・電動機、潤滑装置、容量制御装置、蒸発器、凝縮器、付属機器類、安全装置などの構造や機能 など
冷媒配管 (一～三、五～八)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 配管設計(温度、振動、腐食環境)、配管施工技能(加工・工具類取扱)、切断・溶接・ろう付け作業、配管支持作業、保冷・防湿作業 ✓ 冷媒系統部品(弁、フレア等継ぎ手類)に関する知識 など
運転・診断 (一～三、五・六・八)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 運転調整の方法、漏えい検知器の取扱い、運転漏えい診断、適正充填量の判断に関する知識 など
漏えい点検・修理 (一～七)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ システム漏えい点検方法、間接法による漏えい点検方法、直接法による漏えい点検、定期漏えい点検の頻度、定期漏えい点検の作業手順 ✓ 加圧漏えい試験・真空検査 ✓ ろう付け作業 ✓ 漏えい修理作業、漏えい点検・修理記録簿 ✓ 回収装置、回収容器の取扱・運転手順 ✓ 冷媒充てん作業 ✓ 安全で効率的な冷媒回収作業 など

項目 (対応する基準)	主な内容
漏えい予防保全(漏らさない技術) (七・八)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 点検・整備(故障の診断, 原因, 漏えい防止方法) ✓ 交換部品(耐用年数、設置環境) ✓ 漏えい防止の予知診断技術 ✓ 稼働時漏えい防止ノウハウ ✓ 漏えい事例
冷媒設備に係る法規 (一～八)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 高圧ガス保安法 ✓ フロン排出抑制法 ✓ その他関係法令
フルオロカーボンによる地球環境問題(必須ではないが望ましい)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ オゾン層破壊問題 ✓ 地球温暖化問題 ✓ 回収・再利用の重要性

上記の知識を持ち、フロン類の充填に関して十分な知見を有する者に当たる者の水準の例としては、具体的には、以下のA～Cが考えられる。

A. 冷媒フロン類取扱技術者

冷媒フロン類取扱技術者は、第一種と第二種が存在し、第一種は、一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会が、第二種は、一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構が認定する民間の資格で、平成 27 年 4 月のフロン排出抑制法の施行に合わせ、設置された資格である。

〈http://www.jarac.or.jp/business/CFC_leak/〉, 〈http://jreco.or.jp/shikaku_gaiyo.html〉

B. 一定の資格等を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者

一定の資格等としては、例えば、以下の6資格が挙げられる。

- ・ 冷凍空調技士(日本冷凍空調学会)
- ・ 高圧ガス製造保安責任者:冷凍機械(高圧ガス保安協会)
- ・ 上記保安責任者(冷凍機械以外)であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者
- ・ 冷凍空気調和機器施工技能士(中央職業能力開発協会)
- ・ 冷凍空調工事保安管理者(高圧ガス保安協会)
- ・ 自動車電気装置整備士(対象は、自動車に搭載された第一種特定製品に限る。)(ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。)

また、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習とは、上記の表 32 に掲げる内容についての講義及び考査を指す。ここで、当該講習については、一定の水準に達している必要があるため、環境省及び経済産業省に照会することで、随時、その適正性について確認される。

C. 十分な実務経験を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者

十分な実務経験とは、例えば、日常の業務において、日常的に冷凍空調機器の冷媒の充填に3年以上携わってきた技術者であって、これまで高圧ガス保安法やフロン排出抑制法を順守し、違反したことがない技術者を指す。

また、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習とは、前記の表 32 に掲げる内容についての講義及び考査を指す。ここで、当該講習については、一定の水準に達している必要があるため、環境省及び経済産業省に照会することで、随時、その適正性について確認される。

なお、上記の A～C の資格を有すること等をもって、第一種特定製品へのフロン類の充填ができるものではなく、前述のとおり、必ず都道府県知事の登録が必要であることに留意されたい。

■フロン類の充填に関する高圧ガス保安法の規定について

フロン類の充填に際し、高圧ガス保安法告示の要件を満たすフロン類回収装置を用いて充填・回収を行う場合は、高圧ガス保安法に基づく製造の許可や届出は不要となっているが、回収装置を用いずにボンベから直接充填を行う行為については、以下を除き、充填の20日前までに高圧ガス保安法第20条の4に基づく販売事業の届出が事業所ごとに必要となる。

＜販売届が不要な場合＞

- 1) 2.1MP以下で充てんされた、内容積1リットル以下の容器を用いて販売する場合。
- 2) 店舗の貯蔵量5m³の販売所でかつ内容積 1.2 リットル以下の容器を用いて販売する場合。(液化フロン類の場合は、貯蔵量は 50Kg未満)

(2) 回収に関する基準

(第一種特定製品整備者の引渡義務等)

法第 39 条

3 第一種フロン類充填回収業者(第1項ただし書の規定により自らフロン類の回収を行う第一種特定製品整備者を含む。第6項、次条第1項、第 46 条、第 47 条第1項から第3項まで、第 48 条、第 49 条第1項、第2項及び第6項から第8項まで、第 59 条第1項及び第2項、第 60 条第2項、第 62 条第3項及び第5項、第 69 条第1項及び第5項、第 70 条第1項及び第2項、第 71 条第2項、第 73 条第2項及び第4項並びに第 75 条において同じ。)は、第1項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けてフロン類の回収を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の回収を行うに当たっては、第 44 条第2項に規定するフロン類の回収に関する基準に従って行わなければならない。

(第一種フロン類充填回収業者の引取義務)

法第 44 条

2 第一種フロン類充填回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従って、フロン類を回収しなければならない。

第一種フロン類充填回収業者等によるフロン類の回収に関する基準

施行規則

(第一種フロン類充填回収業者等によるフロン類の回収に関する基準)

第 40 条 法第 44 条第2項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 第一種特定製品の冷媒回収口における圧力(絶対圧力をいう。以下この号において同じ。)の値が、一定時間が経過した後、別表第一の上欄に掲げるフロン類の圧力区分に応じ、同表の下欄に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。ただし、法第 39 条第1項に規定する第一種特定製品の整備に際して当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収を行う場合であって、冷凍サイクル(第一種特定製品中の密閉された系統であって、冷媒としてフロン類が充填されているものをいう。)に残留したフロン類が大気中に放出されるおそれがない場合にあっては、この限りでない。

二 フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

表 33 施行規則 別表第一(施行規則第40条)

フロン類の圧力区分	圧 力
低压ガス(常用の温度での圧力が 0.3MPa 未満のもの)	0.03MPa
高压ガス(常用の温度での圧力が 0.3MPa 以上 2MPa 未満であって、フロン類の充填量が 2 kg 未満のもの)	0.1MPa
高压ガス(常用の温度での圧力が 0.3MPa 以上 2MPa 未満であって、フロン類の充填量が 2 kg 以上のもの)	0.09MPa
高压ガス(常用の温度での圧力が 2MPa 以上のもの)	0.1MPa

【概要】

フロン類の回収の実効性の確保のため、充填回収業者が回収の際に遵守すべき基準を定めるものである。

フロン類の回収は、第一種特定製品に充填されているフロン類の圧力、充填量に応じて、冷媒回収口の圧力が所定の圧力以下になるまで吸引することが必要となる。

また、回収方法について十分な知見を有する者が回収を行う、あるいは、回収に立ち会うことが定められている。

法第 41 条に基づくフロン類が充填されていないことの確認においても、これらの回収の基準に従いフロン類を吸引することとされている。

【解説】

①圧力の換算

施行規則別表第一に記載されている圧力値は、絶対圧力をSI単位で示したものである。絶対圧力とゲージ圧力との対応について、表 34 に示した。

表 34 圧力の換算

	単 位	施行規則で扱っている圧力値				
		2	0.3	0.1	0.09	0.03
SI 単位(絶対圧力)	MPa	2	0.3	0.1	0.09	0.03
SI 単位(ゲージ圧力)	MPa	1.9	0.2	0	-0.01	-0.07
工学単位(ゲージ圧力)	kgf/cm ²	19	2	0	-0.1	-0.7
真空圧力	mmHg			0	-100	-500

②冷媒の圧力区分(参考としてゲージ圧力を()内に付記)

回収基準では、フロン類の圧力により、①低压ガス(常用の温度での圧力が 0.3MPa(ゲージ圧力 0.2MPa)未満)、②高压ガス(常用の温度での圧力が 0.3MPa(ゲージ圧力 0.2MPa)以上2MPa(ゲージ圧力 1.9MPa)未満)、③高压ガス(常用の温度での圧力が2MPa(ゲージ圧力 1.9MPa)以上)の3区分に分類されている。表 35 に施行規則のフロン類の圧力区分に該当する主要な冷媒フロンの種類を示した。

表 35 フロン類の圧力区分に該当する主要な冷媒フロンの種類

フロン類の圧力区分	CFC	HCFC	HFC
低圧ガス	R11,R113		R123
高圧ガス(常用の温度での圧力が 0.3~2MPa 未満)	R12,R114,R115, R500,R502	R22	R134a,R32,R407C,R407E, R410A,R507A, R404A
高圧ガス(常用の温度での圧力が 2MPa 以上)	R13,R503		R23

1) 低圧ガス(常用の温度での圧力が 0.3MPa(ゲージ圧力 0.2MPa) 未満)

低圧ガスは、高圧ガス保安法の適用を受けない。また、低圧ガスは、低圧型遠心冷凍機にしか使用されていない。低圧ガスは沸点が高く常温で液体状態であること、及び、低圧型遠心冷凍機におけるフロン類の充填量が 100kg~数トンと極めて大きいために、回収に当たっては専門の技術を要する。

2) 高圧ガス(常用の温度での圧力が 0.3 MPa(ゲージ圧力 0.2MPa) 以上 2MPa(ゲージ圧力 1.9MPa) 未満)

高圧ガス保安法の適用を受けるフロン類で、最も一般的に使われている。高圧ガス保安法の技術基準に適合した回収機を用いてフロン類の回収を行う場合は、高圧ガス保安法の適用除外となるが、その他の方法によってフロン類を回収する場合は、高圧ガス保安法に基づいて高圧ガス製造の届出等が必要になる。

3) 高圧ガス(常用の温度での圧力が 2MPa(ゲージ圧力 1.9MPa) 以上)

温度が極めて低い特殊冷凍機器に用いられるフロン類である。高圧ガス保安法の適用を受ける。対応する冷凍機は、比較的小型で、回収の対象となるフロン類の量は少ない。

高圧ガス保安法上、高圧ガス保安法の技術基準に適合した回収機を用いてフロン回収を行う場合は、法の適用除外となるが、その他の方法によってフロン類を回収する場合は、高圧ガス保安法に基づいて高圧ガス製造の届出等が必要になる。

③フロン類回収の基本手順と確認事項

フロン類回収の手順を、①低圧ガス(常用の温度での圧力が 0.3MPa(ゲージ圧力 0.2MPa) 未満)の回収、②高圧ガス(常用の温度での圧力が 0.3~2MPa(ゲージ圧力 0.2~1.9MPa) 未満)の回収、③高圧ガス(常用の温度での圧力が 2MPa(ゲージ圧力 1.9MPa) 以上)の回収に分類して記述する。

1) 低圧ガス(常用の温度での圧力が 0.3MPa(ゲージ圧力 0.2MPa) 未満)の回収

ア. 回収機の準備

- 施行規則で冷媒回収口における所定の圧力が 0.03MPa(-500mmHg)とされていること及び、回収能力の大きな装置が求められることから、これに合った特殊な回収機を用意する必要がある。

イ. 回収手順と注意事項

- 機器停止時には、フロン類は主として蒸発器に液体として存在することから、機内を冷媒等で 0.02MPa 程度加圧して液体の状態での回収する。同時に冷凍機油も抜き取るようにする。
- 液回収後に、回収機を接続して、所定の吸引圧力以下になるまで残存ガスの回収を行う。通常は、1~2日間回収作業を続ける場合が多いと考えられる。内部ガス温度と吸引圧力によって残ガス量が決まるが、現状の技術レベルを考慮して、通常の外気温度下で最大 90%以上の回収効率を確保できることを目安にして、施行規則では所定の圧力は、0.03MPa に規定されている。

- 大型機器でフロン類の充填量が多いことを考慮すると、残存量を極力少なくするためには更に低い圧力まで吸引するほうがよい。
- 所定圧力以下まで吸引した後に、回収機を停止して、回収機側のバルブを閉止して、圧力の変化を観察する。「一定時間が経過した後」に、所定の圧力以下に保持されていることを確認(この場合、所定の圧力を超えて圧力上昇していたら再度回収を行う。)して、回収作業を終了する。
- 液体フロンと冷凍機油の回収後に、気体フロンを回収した場合は、30分程度の時間を置けば十分であると考えられる。

2) 高圧ガス(常用の温度での圧力が 0.3～2MPa(ゲージ圧力 0.2～1.9MPa)未満)の回収

ア. 回収機の準備

- 現在、市場に流通している多くの回収機は、この区分のフロン類を回収するために開発されている。実作業上は、次の2点について配慮する必要がある。

○回収できる冷媒の種類

回収機は高圧ガス保安法に基づく技術基準に従って製造されていることが必要となる。各回収機は、高圧ガス保安法に基づいて、回収できる冷媒の種類を R 番号で指定している。従って、使用する回収機が使える冷媒の種類を R 番号で確認する必要がある。

○吸引圧力

施行規則によってフロン類の充填量に応じて定められた圧力以下になるまで吸引を行うことになる。従って、使用する回収機が施行規則で定められた圧力以下まで吸引できることを予め確認する必要がある。

イ. 回収手順と注意事項

- 回収しようとしている機器に充填されている冷媒の種類及び充填量を調査する。
- 複雑な冷媒回路を有するシステムにおいては、吸引不可能な密閉空間を形成する場合がありますので、必要に応じて複数箇所から吸引する。
- 冷凍機の運転が可能な場合は、予め暖機運転やポンプダウンを行うと、より確実な回収ができる。
- 凝縮器等の冷却水は、予め抜き取る。
- 回収機を稼働させて、所定の圧力以下まで吸引する。
- 回収機を停止して、回収機側のバルブを閉止して、圧力の変化を観察する。
- 一定の時間経過後に、所定の圧力を超えて圧力が上昇していたら再度回収作業を行う。
- 所定の圧力以下に保持されていた場合は回収作業を終了する。
- 施行規則で定める「一定時間が経過した後」については、以下を参考に適切な時間が必要である。
- 所定の圧力まで吸引した後に圧力が上昇するのは、冷凍機油に溶解しているフロン類が外部からの浸入熱によって蒸発することや残存空間から狭い通路を通して吸引空間にフロン類が移動することが原因である。従って、残存する冷凍機油の量が多く温度が低い場合、外気温度が低い場合、フロン類の充填量と回収機の能力の比が小さく、見掛け上短時間に吸引できる場合、2箇所からの吸引が不可能で1箇所から吸引している場合等においては、時間を長く取る必要がある。
- フロン類の充填量が2kg未満の場合は、一般的に10分程度の時間で良いと考えられるが、上記の条件に応じて保持時間を増減する必要がある。
- なお、充填量が2kg以上の場合は、さらに長い時間が必要となる。

3) 高圧ガス(常用の温度での圧力が2MPa(ゲージ圧力 1.9MPa)以上)の回収

ア. 回収機の準備

- 沸点が極めて低く、常温時のガス圧力が高くなるため、回収機及び回収容器は、特別の耐圧特性を有するものが必要となる。

イ. 回収手順と注意事項

- 基本的に、高圧ガス(常用の温度での圧力が 0.3～2MPa 未満)の場合と同様である。
- 「一定時間が経過した後」については、一般的に、高圧ガス(常用の温度での圧力が 0.3～2MPa(ゲージ圧力 0.2～1.9MPa) 未満)の場合に比べて短時間で良いと考えられる。

④フロン類回収の十分な知見を有する者

第一種特定製品の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した者が十分な知見を有する者と考えられる。

なお、業務用冷凍空調機器の回収に係る資格には、主に以下のようなものがある。

ア. 冷媒フロン類取扱技術者

イ. 冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者

ウ. 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)

エ. 冷凍空気調和機器施工技能士

オ. 冷凍空調工事保安管理者(高圧ガス保安協会)

カ. フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者

キ. 冷凍空調技士(日本冷凍空調学会)

ク. 技術士(機械部門(冷暖房・冷凍機械))

ケ. 自動車電気装置整備士(ただし、平成 20 年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成 20 年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る)

(3) 運搬に関する基準

法第 46 条

2 第一種フロン類充填回収業者(その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。)は、前項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従って、フロン類を運搬しなければならない。

第一種フロン類充填回収業者等によるフロン類の運搬に関する基準

施行規則

第 50 条 法第 46 条第2項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 回収したフロン類の移充填(回収したフロン類を充填する容器(以下この号及び次号において「フロン類回収容器」という。)から他のフロン類回収容器へフロン類の詰め替えを行うことをいう。)をみだりに行わないこと。
- 二 フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

【概要】

フロン類の漏えいを防ぐため、回収したフロン類を運搬するにあたり遵守すべき運搬基準を定めている。当該運搬基準は充填回収業者だけでなく、充填回収業者から委託を受けて運搬を行う者(一般運送業者など)にも適用される。

【解説】

- ①施行規則第 50 条第1号に掲げる「移充填」とは、回収したフロン類を容器から容器へ移し換えることである。また、これを「みだりに行わない」とは、不必要な移充填を行ってはならないとの意味である。例えば回収したフロン類の輸送効率向上等のために行われている中継地点における移充填などは、これに該当しない。
- ②施行規則第 50 条第2号は、運搬時のフロン類回収容器の取扱いに関して、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこととされている。

(4) 確認に関する基準

法第 41 条

第一種特定製品の廃棄等を行おうとする第一種特定製品の管理者(以下「第一種特定製品廃棄等実施者」という。)は、主務省令で定めるところにより、第一種フロン類充填回収業者が当該第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合を除き、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類充填回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を引き渡さなければならない。

第一種フロン類充填回収業者による第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認等

施行規則

第 27 条の2 法第 46 条第2項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 第一種フロン類充填回収業者が第 40 条の基準に従い吸引してもフロン類が回収されないこと。

第 40 条 法第 44 条第2項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 第一種特定製品の冷媒回収口における圧力(絶対圧力をいう。以下この号において同じ。)の値が、一定時間が経過した後、別表第一の上欄に掲げるフロン類の圧力区分に応じ、同表の下欄に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。ただし、法第 39 条第1項に規定する第一種特定製品の整備に際して当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収を行う場合であって、冷凍サイクル(第一種特定製品中の密閉された系統であって、冷媒としてフロン類が充填されているものをいう。)に残留したフロン類が大気中に放出されるおそれがない場合にあつては、この限りでない。
- 二 フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

【概要】

第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認は、当該第一種特定製品にフロン類が充填されていないことが明らかな場合に、充填回収業者によって行われる。

機器廃棄時に廃棄等実施者から依頼がなされることになるが、機器整備時に充填されているフロン類を全量回収した機器を廃棄しようとするときなどのごく例外的な場合に用いられる方法であるため、基本的には回収依頼書の交付を受けて引取証明書を発行する通常のフロン類の引取りを行うことが推奨される。

【解説】

確認の基準は、p.72 の(2)で説明する「回収に関する基準」に従い回収を行ってもフロン類が回収されないことなので、詳細の方法は p.72 を確認願いたい。

4. 充填証明書・回収証明書の交付・情報処理センターの活用

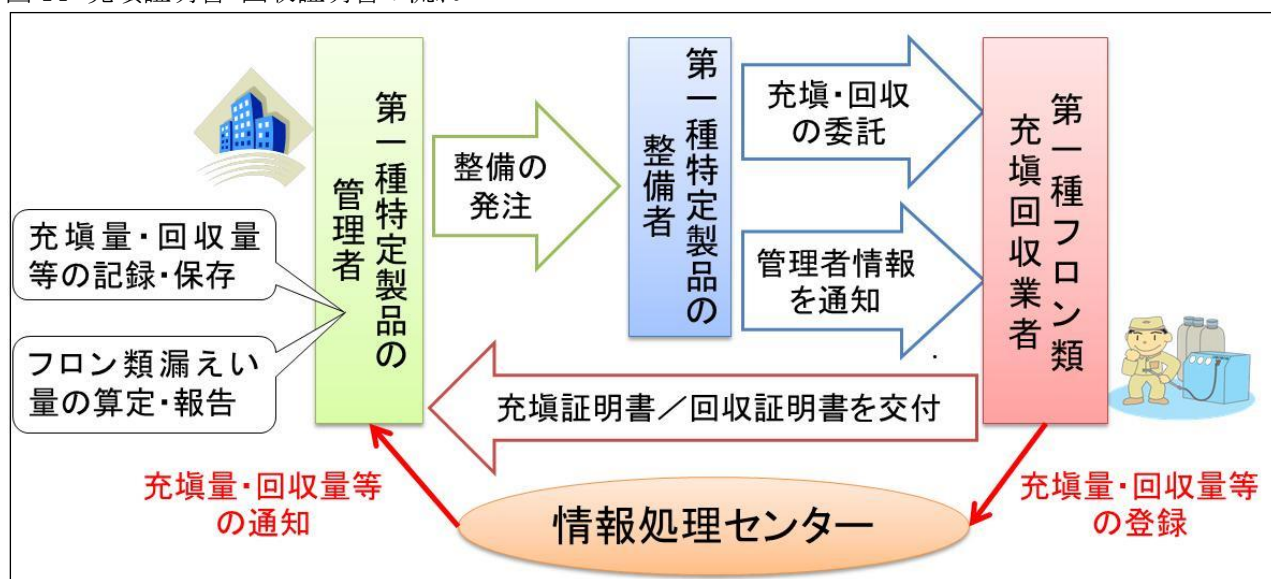
【概要】

充填回収業者は、第一種特定製品の整備時にフロン類の充填又は回収を行った際には、当該充填又は回収を委託した整備者が整備する第一種特定製品の管理者に対して、「充填証明書」及び「回収証明書」を交付する必要がある。

また、充填回収業者が、管理者の承諾を得て、必要な事項を情報処理センターに登録した場合、充填証明書及び回収証明書の交付を要しない。

なお、廃棄時回収の際は、法律上、回収証明書の交付は必要ないが、行程管理制度に従って対応する必要がある。

図 14 充填証明書・回収証明書の流れ



※詳細は、第3章 1. (3), (4)を参照。

5. 第一種フロン類充填回収業者の記録・報告等

【全体説明】

充填回収業者は、充填量及び回収量等の記録を作成し、業務を行う事業所に保存するとともに、管理者や整備者等から当該記録の閲覧申出があった場合にはこれに応じることとされている。また、毎年度、前年度の充填量及び回収量等について都道府県知事に報告しなければならない。

なお、当該報告内容については、都道府県知事から通知を受けた国において取りまとめを行い、公表する。

(1) 充填量、回収量等の記録・保存

法第 47 条 第一種フロン類充填回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品に冷媒として充填した量及び回収した量(回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。第3項において同じ。)、第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において回収した量、第 50 条第1項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合において再生をした量、第一種フロン類再生業者に引き渡した量、フロン類破壊業者に引き渡した量その他の主務省令で定める事項に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。

第一種フロン類充填回収業者による充填量及び回収量の記録等

施行規則

第 51 条 法第 47 条第1項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填した年月日、当該充填に係る整備を発注した第一種特定製品の管理者及び第一種特定製品整備者の氏名又は名称及び住所、第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別ごとに、当該充填に係る第一種特定製品の種類及び台数並びに充填したフロン類の種類ごとの量(回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。)
 - 二 第一種特定製品の整備又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において第一種特定製品の整備が行われる場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合の別、フロン類を回収した年月日、当該回収に係る整備を発注した第一種特定製品の管理者及び第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者及び第一種フロン類引渡受託者の氏名又は名称及び住所、当該回収に係る第一種特定製品の種類及び台数並びに回収したフロン類の種類ごとの量(第一種特定製品の整備が行われる場合において、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。)
 - 三 法第 41 条の規定により第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認を行う場合において確認をした年月日、当該確認の委託をした第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所並びに当該確認に係る第一種特定製品の種類及び台数
 - 四 法第 50 条第1項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合においてフロン類を再生をした年月日及び再生をしたフロン類の種類ごとの量並びに当該再生をしたフロン類を冷媒として充填した年月日及び当該充填に係る整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに当該再生をしたフロン類を充填した量
 - 五 フロン類を第一種フロン類再生業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量
 - 六 フロン類をフロン類破壊業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量
 - 七 フロン類を第四十九条第一号に規定する場合において引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量
 - 八 第 49 条第2号に規定する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量
- 2 第一種フロン類充填回収業者は、前項各号に掲げる事項に関し、フロン類の充填、回収、法第 41 条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行う場合における確認、法第50条第1項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合における再生又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、記録を作成し、当該記録をその作成の日から5年間保存しなければならない。

【解説】

①記録事項

充填回収業者が記録する必要のある事項は次のとおりである。

＜充填量・回収量・確認量・再生量等＞

① 充填量等

- ・第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填した年月日
- ・当該充填に係る整備を発注した管理者及び整備者の氏名又は名称及び住所
- ・第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別ごとに、当該充填に係る第一種特定製品の種類及び台数
- ・充填したフロン類の種類ごとの量(回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。)

② 回収量等

- ・第一種特定製品の整備又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において第一種特定製品の整備が行われる場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合の別
- ・フロン類を回収した年月日
- ・当該回収に係る整備を発注した管理者及び整備者(廃棄の場合:廃棄等実施者及び引渡受託者)の氏名又は名称及び住所
- ・当該回収に係る第一種特定製品の種類及び台数
- ・回収したフロン類の種類ごとの量(第一種特定製品の整備が行われる場合において、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。)

③ 確認台数等

- ・フロン類が充填されていないことを確認をした年月日
- ・当該確認の委託をした第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- ・当該確認に係る第一種特定製品の種類及び台数

④ 再生量等

- ・法第 50 条第 1 項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合においてフロン類を再生をした年月日
- ・再生をしたフロン類の種類ごとの量
- ・当該再生をしたフロン類を冷媒として充填した年月日
- ・当該充填に係る整備を発注した管理者の氏名又は名称及び住所
- ・当該再生をしたフロン類を充填した量

＜引渡数量等＞

⑤ 第一種フロン類再生業者への引渡数量等

- ・フロン類を第一種フロン類再生業者に引き渡した年月日
- ・引き渡した相手方の氏名又は名称
- ・引き渡したフロン類の種類ごとの量

⑥ フロン類破壊業者への引渡数量等

- ・フロン類をフロン類破壊業者に引き渡した年月日
- ・引き渡した相手方の氏名又は名称
- ・引き渡したフロン類の種類ごとの量

⑦ フロン類を施行規則第 49 条第 1 号に規定する者に引き渡した場合

- ・フロン類を施行規則第 49 条第 1 号に規定する者へ引き渡した年月日
- ・引き渡した相手方の氏名又は名称

- ・引き渡したフロン類の種類ごとの量
- ⑧施行規則第 49 条第2号に規定する者に引き渡した場合
 - ・フロン類を施行規則第 49 条第2号に規定する者へ引き渡した年月日
 - ・返却の年月日
 - ・申請者の氏名又は名称及び住所
 - ・引き渡したフロン類の種類ごとの量

記録事項のうち「フロン類の種類」については、CFC、HCFC、HFCの区分である。ただし、冷媒番号(R12、R134a等)を付記しても構わない(例:CFC(R12))。また、「第一種特定製品の種類」についても同様に、日本標準商品分類名等の細かい分類(例えば、除湿器、ショーケース等)を付記しても構わない(例:エアコンディショナー(除湿器)、冷凍・冷蔵機器(ショーケース))。ただし、都道府県知事への報告(第4章5.(3)p.82 参照)に際しては、登録申請の区分に従い報告しなければならない。

なお、令和元年法改正において法第 41 条に基づくフロン類が充填されていないことの確認が追加されたため、記載事項に③確認台数等が追加となった。

②記録方法

充填回収業者の記録は、帳簿を備え、これを5年間保存することが必要となる。帳簿の様式については法令で定められたものはない。①の記録項目が含まれていればよいが、参考として帳簿の例を第9章7.(4)p.138 に示す。帳簿のかわりに伝票を活用してもよい。

帳簿(記録)は電子媒体等の電磁的方法により作成し、保存することができる。電磁的方法による保存をする場合には、情報システムの安全対策等について確保するよう努めなければならない。

(2) 記録の閲覧

法第 47 条

2 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者から、これらの者に係る前項の規定による記録を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

【概要】

整備を発注した管理者等から、充填回収業者が保存する記録について閲覧したいとの申し出があった場合は、正当な理由がない限りこれを拒んではならない。

【解説】

①閲覧申出者

閲覧申出者は、第一種特定製品の整備の発注をした管理者、整備者、廃棄等実施者又は引渡受託者である。つまり、委託確認書又は再委託確認書に記載されている関係者又は整備の発注者や整備者を指す。

なお、充填回収業者には委託確認書の保存義務はないが、引渡受託者による閲覧を認めており、当該関係者と特定できない場合も考えられるため、委託確認書の保存や引渡受託者の氏名又は名称等の記録をしておくことが望ましい。

② 閲覧申出を拒否できる正当な理由

「正当な理由」とは以下のような場合(例)が考えられる

- 記録の保存期間(5年間)が既に経過している場合
- 地震、水害、火災などにより、記録が消滅してしまった場合
- 閲覧を申し出た引渡受託者が、引渡受託者であることの特定ができなかった場合
- 営業時間外や閲覧することによって、業務に多大な支障が生じる場合
- 閲覧を申し出た者が当該関係者である証を示さなかった場合

■ 閲覧申出にあたっての第一種特定製品整備者等における留意事項

- 自らの回収に係る記録について、いつでも充填回収業者に対し、閲覧を求めることができる。
- ただし、閲覧希望及びその内容をできるだけ事前に充填回収業者に伝え、閲覧することで充填回収業者の業務に支障を来さないよう配慮することが望ましい。(例えば、整備時の伝票の控えや委託確認書の写しを事前に提示する等。)
- 充填回収業者の求めに応じて、閲覧を求めている内容の関係者であることを証する必要がある。
- 本規定により開示する内容は、本法に基づき記録、保存の義務が課されている内容である。これら以外の情報が保存書面に記されている場合は、個人情報等に留意しマスキングなどによって覆うことにより対応することが考えられる。

(3) 都道府県への報告

法第 47 条

- 3 第一種フロン類充填回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において、第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品に冷媒として充填した量及び回収した量、第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において回収した量、第五十条第一項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合において再生をした量、第一種フロン類再生業者に引き渡した量、フロン類破壊業者に引き渡した量その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を主務大臣に通知しなければならない。

第一種フロン類充填回収業者による充填量及び回収量等の報告

施行規則

第 52 条 法第 47 条第 3 項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別ごとに、前年度においてフロン類を充填した第一種特定製品の種類ごとの台数及び充填したフロン類の種類ごとの量(回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。)
- 二 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度においてフロン類を回収した第一種特定製品の種類ごとの台数及び回収したフロン類の種類ごとの量(第一種特定製品の整備が行われた場合において、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。)
- 三 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、前年度において法第 41 条に規定する場合においてフロン類が充填されていないことの確認をした第一種特定製品の種類ごとの台数
- 四 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度の年度当初に保管していたフロン類の種類ごとの量
- 五 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度において第一種フロン類再生業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量
- 六 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は

第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度においてフロン類破壊業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量

七 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度において法第 50 条第1項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合における再生をしたフロン類の種類ごとの量及び当該再生をしたフロン類を充填した量

八 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度において第 49 条第1号に規定する場合において引き渡したフロン類の種類ごとの量

九 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度の年度末に保管していたフロン類の種類ごとの量

十 第 49 条第2号に規定する場合にあつては、その行為を行った第一種フロン類充填回収業者が登録を受けた都道府県ごとに、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量

2 第一種フロン類充填回収業者は、年度終了後 45 日以内に、様式第三による報告書とその業務を行った区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

【概要】

年度末時点で登録を受けている充填回収業者は、当該年度における充填量・回収量を施行規則様式第3に基づき作成した報告書を、当該年度終了後 45 日以内(5月 15 日まで)に都道府県知事に提出しなければならない。年度は毎年4月1日から翌年3月 31 日までとする。

報告は、充填回収業者の登録単位で、登録を受けた都道府県ごとに充填量(設置時又はそれ以外の別)及び回収量(整備又は廃棄等の別)を報告することになる。この場合、登録した都道府県内での区域(充填又は回収した場所)に関する充填量・回収量等が対象となり、これを報告することになる。

なお、充填量・回収量等の実績がない場合であっても、報告する必要がある。

【解説】

①報告事項、報告方法

報告事項は、(1)の記録事項に対応している。

施行規則様式第3(第9章4. (3)p.126)に従い、都道府県知事への報告書を作成する。

なお、令和元年法改正に伴い追加となった報告事項は「業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、前年度において法第 41 条に規定する場合においてフロン類が充填されていないことの確認をした第一種特定製品の種類ごとの台数」である。

②報告後の取扱い

充填回収業者から都道府県知事に報告された内容については、各都道府県で集計し、施行規則様式第4に基づき作成した通知書が、年度終了後4ヶ月以内に主務大臣(環境大臣及び経済産業大臣)に通知される。

6. 第一種フロン類充填回収業者によるフロン類の再生

法第 50 条 第一種フロン類再生業を行おうとする者は、その業務を行う事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、第一種フロン類充填回収業者が、主務省令で定めるところにより、フロン類の再生の用に供する施設又は設備（以下「第一種フロン類再生施設等」という。）であって主務省令で定めるものにより第一種フロン類再生業を行う場合は、この限りでない。

第一種フロン類再生業者の許可を要しない場合

施行規則

- 第 54 条 法第 51 条第 1 項ただし書の規定による第一種フロン類再生業は、次により行うものとする。
- 一 フロン類の充填に関する記録その他の使用及び管理の状況について把握している第一種特定製品から自らが回収するフロン類又は第一種特定製品から自らが回収するフロン類であって、自ら保有する分析機器を使用すること若しくは十分な経験及び技術的能力を有する者に分析を委託することによりその性状が適切に確認されているフロン類について、フロン類の再生を行うこと（フロン類の回収に付随してフロン類の再生が行われる場合であって、法第 46 条第 1 項の主務省令で定める場合又は再生をしたフロン類を第一種フロン類再生業者若しくはフロン類破壊業者に引き渡すことを目的として回収を行う場合を除く。次号において同じ。）。
 - 二 再生をしたフロン類を自ら冷媒として充填の用に供する目的でフロン類の再生を行うこと。
 - 三 フロン類の再生の用に供する設備（次項に規定するものに限る。）の適正な使用方法に従って、フロン類を大気中に排出することなく、適切な再生を行うこと。
- 2 法第 50 条第 1 項ただし書に規定する主務省令で定めるものは、フロン類の再生の用に供する設備のうち、次に掲げる要件に該当するものとする。
- 一 フロン類の再生の用に供する設備を構成する装置のうち、フロン類の再生の用に供する装置については、一の筐体に収められていること。
 - 二 可搬式のものであること。
 - 三 供給口及び排出口（当該設備から排出ガスを大気中に排出するために設けられた開口部をいう。）を除き密閉でき、フロン類の大気中への排出が生じない構造であること（安全性の確保のためやむを得ない場合において、フロン類を排出する機能を備えているものを含む。）。
 - 四 再生をしようとするフロン類の種類に応じた適切な再生を行うことができるものであること。

【概要】

第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の再生については、平成 25 年法改正によって、新たに業規制（国による許可制度）が導入されている。しかし、充填回収業者は、一定の要件を満たす場合には、許可を受けなくても再生することができる。

【解説】

第一種フロン類充填回収業者が国の許可を得なくてもフロン類の再生をすることができるのは、以下の要件に該当する場合である。

①実施者に関する要件

以下のいずれにも該当する者であること。

- 1) 自らが回収するフロン類の再生を行うこと
- 2) フロン類の充填に関する記録・使用・管理の状況について把握している第一種特定製品から回収されたフロン類の再生を行うこと。
(※使用管理の状況を把握していない第一種特定製品から回収されたフロン類については、自らが保有する分析機器を使用、又は十分な経験・技術的能力を有する者に分析を委託することによりその性状が適切に確認されている必要がある。)
- 3) 再生をしたフロン類を自ら冷媒として充填の用に供する目的でフロン類の再生を行うこと。
「自らが冷媒として充填の用に供する」とは、第一種フロン類充填回収業者が再生したフロン類を、当

該充填回収業者自身が機器へ冷媒として充填する又は配管洗浄用に使用する場合を指す(この限りにおいては、当該フロン類を回収した機器以外への利用も可能となる。)。第一種フロン類充填回収業者が再生したフロン類を第三者(他の充填回収業者やフロン類製造事業者等)へ譲渡する場合は、再生業の許可が必要となる。

- 4) フロン類の再生の用に供する設備の適正な使用方法に従って、フロン類を大気中に排出することなく、適切な再生を行うこと。

※ フロン類の回収に付随してフロン類の再生が行われる場合であって、かつ、再生をしたフロン類を第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者、施行規則第49条第1項の業者のいずれかに引き渡すことを目的として回収を行う場合は、2)及び3)に該当しなくともよい。充填回収業者が、再生設備が内蔵された回収設備を用いて回収を行う場合には、回収と同時に不可避免的に再生が行われることから、そのような再生行為については例外とする趣旨である。

②設備に関する要件

以下のいずれにも該当する設備であること。

- 1) フロン類の再生の用に供する設備を構成する装置のうち、フロン類の再生の用に供する装置については、一の筐体に収められていること。
- 2) 可搬式のものであること。
- 3) 供給口及び排出口を除き密閉でき、フロン類の大気中への排出が生じない構造であること(安全性の確保のためやむを得ない場合において、フロン類を排出する機能を備えているものを含む。)
- 4) 再生をしようとするフロン類の種類に応じた適切な再生を行うことができるものであること。

※ 「一の筐体に収められて」おり、かつ、「可搬式」の設備とは、「移動させることが可能なもの(通常建屋と一体のものとして設置・使用されるものでないもの)」として製造・販売されたものであって、再生をするために必要な装置が一の筐体(機械及び装置等を収める容器又は外装)に収められたものを指し、当該設備を使用する限りにおいては、現に回収の現場に携行して再生の用に供するか、現に据え置いて再生の用に供するかは問わない(例えば、充填回収業者が自ら回収したフロン類を事業所に持ち帰り、当該設備を用いて再生をするような場合も含む。)

第5章 引渡受託者が取り組むべき事項

1. 充填回収業者への委託確認書の回付及び写しの保存

法第43条

- 2 第一種特定製品廃棄等実施者は、その第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを他の者に委託する場合(当該フロン類の引渡しに当たって当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。)において、当該引渡しの委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該引渡しの委託を受けた者に次に掲げる事項を記載した書面(以下この条、次条第一項及び第百五条において「委託確認書」という。)を交付しなければならない。
- 一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
 - 二 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数
 - 三 引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所
 - 四 その他主務省令で定める事項
- 6 第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る委託確認書に主務省令で定める事項を記載し、当該第一種フロン類充填回収業者に当該委託確認書を回付しなければならない。
- 7 第一種フロン類引渡受託者は、前2項の規定による委託確認書の回付をする場合においては、当該委託確認書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

施行規則

(第一種フロン類引渡受託者による第一種フロン類充填回収業者への委託確認書の回付)

第37条 法第43条第6項の規定による委託確認書の回付は、次により行うものとする。

- 一 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称及び住所が委託確認書に記載された事項と相違がないことを確認の上、回付すること。
- 二 法第43条第4項の規定に基づくフロン類の引渡しの再委託が行われた場合には、同項の規定により交付を受けた再委託について承諾する旨を記載した書面の写しを添付し、回付すること。

(第一種フロン類引渡受託者がフロン類を引き渡す際の委託確認書の記載事項)

第38条 法第43条第6項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 委託確認書の回付年月日
- 二 引渡しを受ける第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号

(第一種フロン類引渡受託者の委託確認書の写しの保存期間)

第39条 法第43条第7項の主務省令で定める期間は、3年とする。

【概要】

廃棄等実施者から第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の充填回収業者への引渡しの委託を受けた者は、フロン排出抑制法上の第一種フロン類引渡受託者として、フロン類の充填回収業者への引渡し、委託確認書の充填回収業者への回付、委託確認書の写しの保存等の責務を負う。

【解説】

空調設備工事業者が第一種特定製品の機器の入替えて管理者からフロン類が充填された古い機器の廃棄を依頼された場合や、建物解体工事において建築物に設置された第一種特定製品に充填されたフロン類の引渡しも含めて解体工事を請け負った場合などにおいて、空調設備工事業者や解体工事元請業者は引渡受託者となる。

引渡受託者は、廃棄等実施者から委託確認書の交付を受け、フロン類の引渡しを受託する。当該フロン類を充填回収業者に引き渡すときは、廃棄等実施者から交付された委託確認書に必要事項を記載した上で充填回収業者に回付するとともに、当該委託確認書の写しを3年間保存しなければならない。

2. 再委託について承諾する旨を記載した書面の被交付、保存及び回付

法第43条 1～3 (略)

- 4 第一種特定製品廃棄等実施者から第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しの委託を受けた者(当該委託に係るフロン類につき順次行われる第一種フロン類充填回収業者への引渡しの再委託を受けた者を含む。以下「第一種フロン類引渡受託者」という。)は、当該委託に係るフロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする場合(当該フロン類の引渡しに当たって当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。)には、あらかじめ、当該第一種特定製品廃棄等実施者に対して当該引渡しの再委託を受けようとする者の氏名又は名称及び住所を明らかにし、当該第一種特定製品廃棄等実施者から当該引渡しの再委託について承諾する旨を記載した書面(主務省令で定める事項が記載されているものに限る。)の交付を受けなければならない。この場合において、当該第一種特定製品廃棄等実施者又は当該第一種フロン類引渡受託者は、それぞれ、当該交付をした書面の写し又は当該交付を受けた書面を当該交付をした日又は当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。
- 5 第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類の引渡しの再委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る委託確認書に当該引渡しの再委託を受けた者の氏名又は名称及び住所その他の主務省令で定める事項を記載し、当該引渡しの再委託を受けた者に当該委託確認書を回付しなければならない。
- 7 第一種フロン類引渡受託者は、前2項の規定による委託確認書の回付をする場合においては、当該委託確認書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

施行規則

(再委託について承諾する旨を記載した書面の記載事項)

第33条 法第43条第4項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
 - 二 引渡しを委託したフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数
 - 三 引渡しを委託したフロン類が充填されている第一種特定製品の所在
 - 四 フロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする第一種フロン類引渡受託者の氏名又は名称及び住所
 - 五 承諾の年月日
 - 六 第一種フロン類引渡受託者からフロン類の引渡しの再委託を受けた者(第35条第1号及び第36条第1号において「第一種フロン類引渡再受託者」という。)の氏名又は名称及び住所
- (再委託について承諾する旨を記載した書面の保存期間)

第34条 法第43条第4項の主務省令で定める期間は、3年とする。

(第一種フロン類引渡受託者による第一種フロン類引渡再受託者への委託確認書の回付)

第35条 法第43条第5項の規定による委託確認書の回付は、次により行うものとする。

- 一 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類引渡再受託者の氏名又は名称及び住所が委託確認書に記載された事項と相違がないことを確認の上、回付すること。
- 二 法第43条第4項の規定により交付を受けた再委託について承諾する旨を記載した書面の写しを添付し、回付すること。

(第一種フロン類引渡受託者がフロン類の引渡しを再委託する際の委託確認書の記載事項)

第36条 法第43条第5項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第一種フロン類引渡再受託者の氏名又は名称及び住所
- 二 委託確認書の回付年月日

(第一種フロン類引渡受託者の委託確認書の写しの保存期間)

第39条 法第43条第7項の主務省令で定める期間は、3年とする。

【概要】

引渡受託者が充填回収業者へのフロン類の引渡しを他の者に再委託する場合には、あらかじめ廃棄等実施者から再委託承諾書の交付を受ける必要がある。再委託におけるフロン類の引渡しに際しては、廃棄等実施者から交付された委託確認書に再委託承諾書の写しを添付し回付する。回付した委託確認書の写し及び再委託承諾書は3年間保存しなくてはならない。

【解説】

第一種フロン類引渡受託者は、第一種特定製品廃棄等実施者から受託したフロン類の引渡しを、他の者に再委託しようとする場合(当該第一種特定製品の運搬のみを委託する場合を除く。)には、あらかじめ、第一種特定製品廃棄等実施者に対して引渡しの再委託先の氏名又は名称及び住所を明らかにし、第一種特定製品廃棄等実施者から再委託について承諾する旨が記載された書面(要記載事項は表 36)の交付を受け、その書面を3年間保存しなければならない。

表 36 再委託について承諾する旨を記載した書面の記載事項

- 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- 引渡しを委託したフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数
- 引渡しを委託したフロン類が充填されている第一種特定製品の所在
- フロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする第一種フロン類引渡受託者の氏名又は名称及び住所
- 承諾の年月日
- 第一種フロン類引渡受託者からフロン類の引渡しの再委託を受けた者(第 35 条第 1 号及び第 36 条第 1 号において「第一種フロン類引渡再受託者」という。)の氏名又は名称及び住所

また、第一種フロン類引渡受託者は、フロン類の引渡しの再委託の契約を締結したときは、遅滞なく、以下の方法により委託確認書を回付する必要がある。また、回付した委託確認書の写しを3年間保存しなくてはならない。

- 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類引渡再受託者の氏名又は名称及び住所が委託確認書に記載された事項と相違がないことを確認の上、回付すること。
- 法第 43 条第 4 項の規定により交付を受けた再委託について承諾する旨を記載した書面の写しを添付し、回付すること。

なお、回付する委託確認書に記載する必要がある事項は表 37 の通り。

表 37 第一種フロン類引渡受託者がフロン類の引渡しを再委託する際の委託確認書の記載事項

- 引渡しの再委託を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 委託確認書の回付年月日

3. 第一種フロン類充填回収業者から交付された引取証明書の写しの保存

法第 45 条

- 2 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から第一種フロン類引渡受託者を通じてフロン類を引き取ったときは、引取証明書に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る第一種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書を送付するとともに、当該第一種フロン類引渡受託者に当該引取証明書の写しを交付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類充填回収業者は、当該送付をした引取証明書の写しを当該送付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。
- 5 第一種フロン類引渡受託者は、第 2 項の規定による引取証明書の写しの交付を受けたときは、当該引取証明書の写しを当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

施行規則

(第一種フロン類充填回収業者の引取証明書の写しの保存期間)

第 43 条 法第 45 条第 1 項の主務省令で定める期間は、3年とする。

(第一種フロン類充填回収業者等の引取証明書等の保存期間)
 第48条 第43条の規定は、法第45条第2項、第3項及び第5項の主務省令で定める期間について準用する。

【概要】

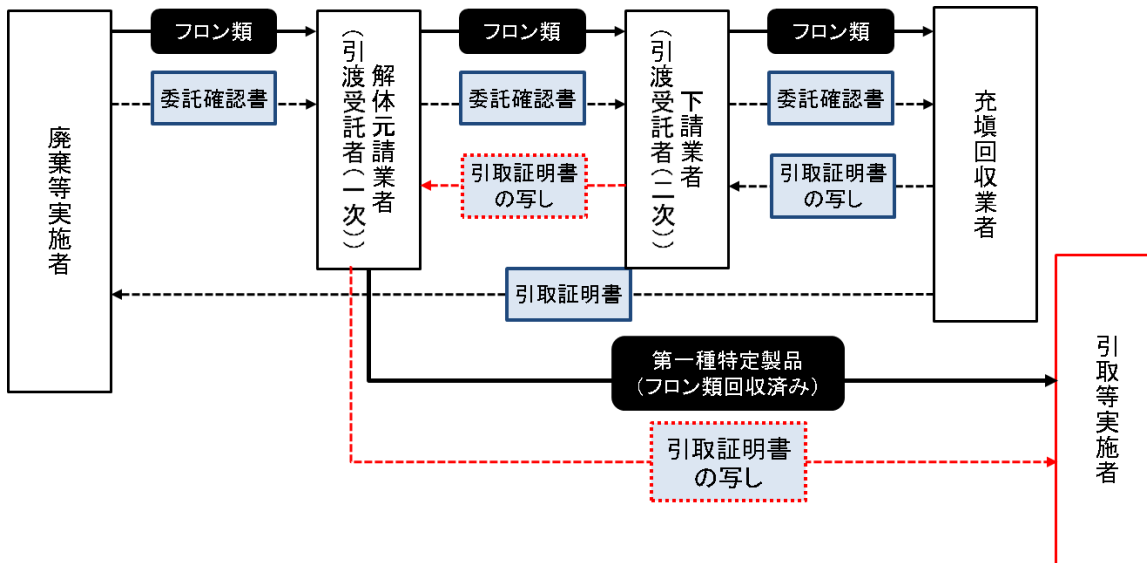
充填回収業者が引渡受託者からフロン類を引き取った場合、充填回収業者から引渡受託者に引取証明書の写しが交付される。引渡受託者は交付された引取証明書の写しを3年間保存しなくてはならない。

【解説】

引渡受託者が委託確認書とともにフロン類を充填回収業者に引き渡し、当該フロン類を充填回収業者が引き取った場合には、充填回収業者から引渡受託者に引取証明書の写しが交付される。フロン類の引渡しの再委託が行われた場合には、再委託を受託し、充填回収業者にフロン類を引き渡した引渡受託者に引取証明書の写しが交付される。交付された引取証明書の写しは3年間保存する必要がある。

なお、図15のケースのように、解体元請業者が廃棄等実施者から解体工事とともにフロン類の回収の委託を請け負い、解体元請業者(一次の引渡受託者)が下請業者にフロン類の引渡しの再委託を行うケースにおいては、充填回収業者から下請業者に引取証明書の写しが交付される。この場合に解体元請業者が引取等実施者に機器の引取り等を依頼する際に引取証明書の写しが必要になることから、こうしたケースにおいては、二次の引渡受託者から、委託元である一次の引渡受託者に引取証明書の写しを渡す必要がある。

図 15



第6章 特定解体工事元請業者が取り組むべき事項

1. 特定解体工事元請業者の確認及び説明

- 法第42条 建築物その他の工作物(当該建築物その他の工作物に第一種特定製品が設置されていないことが明らかなものを除く。)の全部又は一部を解体する建設工事(他の者から請け負ったものを除く。以下この項及び第92条第1項において「解体工事」という。)を発注しようとする第一種特定製品の管理者(以下この条及び第100条第1項第1号において「特定解体工事発注者」という。)から直接当該建設工事を請け負おうとする建設業(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第2項に規定する建設業をいう。)を営む者(以下「特定解体工事元請業者」という。)は、当該建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無について確認を行うとともに、当該特定解体工事発注者に対し、当該確認の結果について、主務省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該特定解体工事元請業者は、当該交付をした書面の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。
- 2 前項の場合において、特定解体工事発注者は、特定解体工事元請業者が行う第一種特定製品の設置の有無についての確認に協力しなければならない。
 - 3 特定解体工事発注者は、第1項の規定による書面の交付を受けたときは、当該書面を当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

特定解体工事元請業者の確認及び説明

- 特定解体工事時書面記載事項省令
第2条 法第42条第1項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 書面の交付年月日
 - 二 特定解体工事元請業者の氏名又は名称及び住所
 - 三 特定解体工事発注者の氏名又は名称及び住所
 - 四 特定解体工事の名称及び場所
 - 五 建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無の確認結果
- 第3条 法第42条第1項及び第3項の主務省令で定める期間は、3年とする。

【概要】

建築物の解体工事等の際には、建築物にフロン類が充填されたままの業務用冷凍空調機器が設置・存置されている場合があり、そのまま解体工事に着手すると機器中のフロン類が大気中に放出されるおそれがあるため、フロン類の回収が必要となる。機器を工事作業者が重機などで破壊し、みだりにフロン類を放出させれば、罰則の対象となる。

また、日常的に機器の廃棄等を行うことが少ない廃棄等実施者(ビルオーナー等)に対し、日常的に建設・解体工事を請け負っている事業者(ゼネコン、解体業者等)が、フロン類を含む業務用冷凍空調機器の確認・説明(事前説明)を行うことで、廃棄等実施者からのフロン類の回収委託が適切に行われることとなる。

なお、令和元年の改正で、事前説明の書面について、工事発注者(原本)・元請業者(写し)それぞれに3年間の保存義務が加わった。

【解説】

(1) 特定解体工事元請業者による説明

特定解体工事元請業者は、解体しようとする建築物などにおける第一種特定製品の設置の有無について確認するとともに、当該工事発注者に対して、その結果について、以下の事項(表 38)が記載された書面をもって、説明しなければならない。(様式は自由だが、参考様式を第9章7.(10))p.160に掲載)

表 38 書面の記載事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 書面の交付年月日○ 特定解体工事元請業者の氏名又は名称及び住所○ 特定解体工事発注者の氏名又は名称及び住所○ 解体工事の名称及び場所○ 建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無の確認結果 |
|--|

(2) 留意事項

本規定の対象は、建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する建設工事(解体工事)とされており、ここでいう解体工事とは、

①建築物の場合 建築物のうち、建築基準法施行令第1条第3号に定める構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事

②建築物以外の工作物の場合 建築物以外の工作物の全部又は一部を取り壊す工事を指す。

また、「第一種特定製品が設置されていないことが明らかなもの」は、本規定は適用されない。例えば、解体対象が「東屋」のような場合や、鉄塔、煙突、橋梁等の工作物の場合が想定される。

なお、発注者から既にフロン類を回収した「引取証明書」又はその写しを提示された場合であっても、当該引取証明書又はその写しにおいて回収済みとされる第一種特定製品の台数と、実際に解体現場に設置されている第一種特定製品の台数との突合が最低限必要であること等に鑑み、本規定の適用対象となり、設置の有無についての確認や書面による説明が必要となる。

一方、「全部又は一部を解体する工事」には裾切りがない。そのため、リフォーム等においても「一部を解体する工事」に該当し、機器設置の有無の確認等が必要となる場合がある。(建設リサイクル法における事前届出の要件とは別であるので留意されたい。)

解体工事を伴わない、機器のみの入れ替え等の場合は、本規定は適用されない。しかし、機器の入れ替えの際、入れ替えを行う業者から廃棄等実施者に対し、フロン類回収が必要である旨の説明やフロン回収済みかどうかの確認を行い、みだり放出とならないよう注意を払う必要がある。

本規定に基づく業務用冷凍空調機器の設置の有無の確認の際に、特定解体元請業者から充填回収業者へ連絡し、充填回収業者が確認に立ち会うことが望ましい。解体工事の初期段階でフロン類回収が必要な業務用冷凍空調機器の詳細を確認することで、確実なフロン類回収が可能となる。

また、確認の結果、第一種特定製品がなかった場合も、その旨の事前確認書面の作成・保存が必要となる。

加えて、令和元年6月の改正により特定解体工事元請業者も、都道府県知事による報告徴収・立入検査の対象となっている。

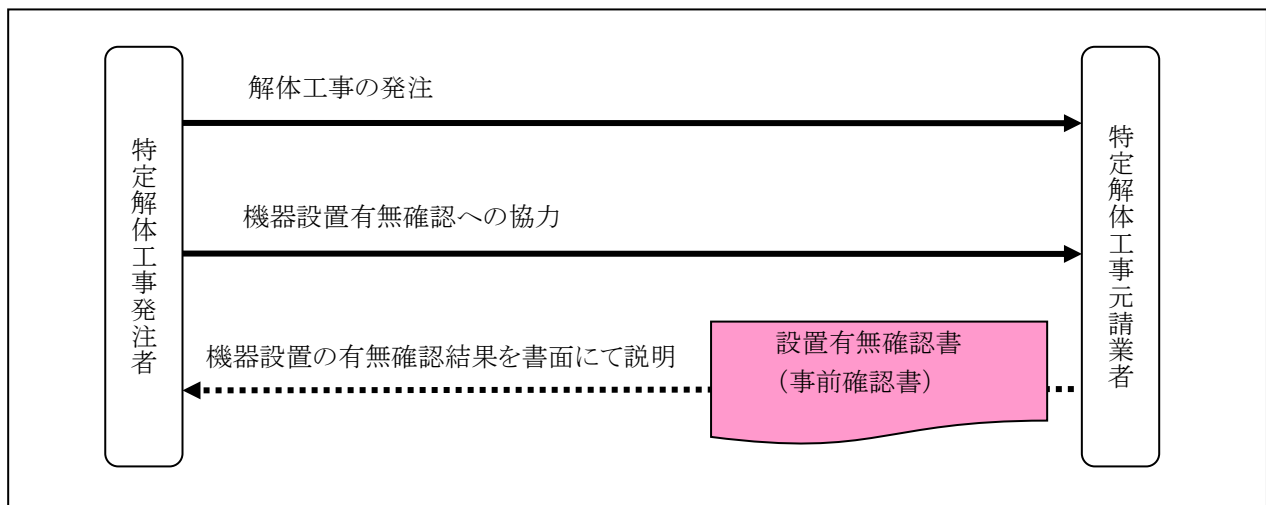
なお、建設リサイクル法との関係については、第8章6.(3)p.106を参照されたい。

(3) 特定解体工事元発注者による協力

管理者が発注者に該当する場合は、特定解体工事元請業者が実施する上記確認に対し、協力をしなければならない。協力とは、例えば、確認のために建物内に入ることの許可や図面の提供等のほか、当該建築物等に設置されている第一種特定製品に関する点検記録簿を提示すること等が考えられる。

なお、何人であってもフロン類をみだりに大気中に放出することが禁止されていること、特に建築物等の構造・設備について知見を有する解体工事業者が、発注者から必要な協力を得られなかったことをもってその責任を免れるものではないことに留意する必要がある。

図 16 解体工事の流れ



2. 事前確認により確認された第一種特定製品の処理について

【概要】

事前確認を行った建築物に第一種特定製品の存在が確認された場合、①当該第一種特定製品のフロン類が回収済みだった場合、②フロン類がまだ回収されていない場合、のそれぞれの場合に応じ、フロン排出抑制法の規定に基づき必要な措置を講じる必要がある。

【解説】

(1) フロン類が回収済みの場合

解体工事に伴ってフロン回収済みの第一種特定製品が排出される場合には、工事発注者からフロン類が回収済みであることを示す引取証明書の写し又はフロン類が充填されていないことの確認証明書の写しをもらい、廃棄物・リサイクル業者等(引取等実施者)に引取証明書の写し又は確認証明書の写しを添えて第一種特定製品を引き渡すこととなる。

(2) フロン類が未回収の場合

工事発注者からフロン類が未回収の機器の処分を依頼された場合、フロン類の回収の依頼を工事発注者が行うか、解体工事元請業者が行うかの2通りの場合が考えられる。

A) フロン類の回収の依頼を工事発注者が行う場合

解体工事元請業者は工事発注者に対して、フロン類の回収を発注者が自ら又は第三者に委託して充填回収業者に依頼することを求める必要がある。回収が終わったら、解体工事元請業者は工事発注者からフロン類が回収済みであることを示す引取証明書の写し又はフロン類が充填されていないことの確認証明書の写しをもらい、廃棄物・リサイクル業者等(引取等実施者)に引取証明書の写しを添えて第一種特定製品を引き渡すこととなる。

B) フロン類の回収の依頼を解体工事元請業者が行う場合

解体工事元請業者は工事発注者から委託確認書の交付を受け、フロン類の回収を充填回収業者に依頼する。充填回収業者から交付される引取証明書の写しは3年間保存する必要がある。さらに、廃棄物・リサイクル業者等(引取等実施者)に引取証明書の写しを添えて第一種特定製品を引き渡すこととなる。

※いずれの場合であっても、基本的にはフロン類が充填されていないことが確認できる書面(引取証明書の写し、または確認証明書の写し)とともにでないと、第一種特定製品を引取等実施者(廃棄物・リサイクル業者等)に引き渡すことができないことに留意。

第7章 引取等実施者が取り組むべき事項

1. 第一種特定製品の引取り等を行う際の必要事項

<p>(第一種特定製品の引取り等) 第45条の2 (略)</p> <p>2 第一種特定製品引取等実施者は、当該引取り等に係る第一種特定製品の処分を他人に再委託し、又は当該引取り等に係る第一種特定製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として他人に譲渡するときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者に当該第一種特定製品に係る引取証明書の写しを回付しなければならない。</p> <p>3 第一種特定製品引取等実施者は、前二項の規定による引取証明書の写しの交付又は回付を受けたときは、当該引取証明書の写しを当該交付又は回付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。</p>
--

<p>施行規則</p> <p>(第一種特定製品廃棄等実施者による第一種特定製品引取等実施者への引取証明書の写しの交付) 第48条の2 法第45条の2第1項の規定による引取証明書の写しの交付は、次により行うものとする。</p> <p>一 引取り等を行う第一種特定製品引取等実施者が2以上である場合にあっては、第一種特定製品引取等実施者ごとに交付すること。</p> <p>二 第一種特定製品を第一種特定製品引取等実施者に引き渡す際に交付すること。</p> <p>三 第一種特定製品の運搬、第一種特定製品の設置された建築物その他の工作物の解体工事その他第一種特定製品の第一種特定製品引取等実施者への引渡しを他人に委託する場合にあっては、当該引渡しの委託を受けた者を經由して、当該第一種特定製品引取等実施者に交付することができる。</p> <p>(第一種特定製品引取等実施者への引取証明書の写しの交付を要しない場合) 第四十八条の三 法第四十五条の二の第一項ただし書の規定により、引取証明書の写しの交付を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 第一種特定製品引取等実施者に引取り等に係る第一種特定製品に充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを委託する場合</p> <p>二 第一種特定製品を第一種特定製品引取等実施者に引き渡す際に当該第一種特定製品に係る確認証明書の写しを交付する場合</p> <p>三 非常災害等の発生により災害廃棄物として排出された第一種特定製品を処理する場合その他都道府県知事がやむを得ない場合として認める場合であって、都道府県知事の認めるところにより、当該都道府県知事の認める者に第一種特定製品を引き渡す場合。</p> <p>2 前項第二号の場合において、第一種特定製品引取等実施者による当該確認証明書の写しの取扱いについては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 交付された確認証明書を三年又は次号の規定により確認証明書の写しの回付を行うまでのいずれか短い期間保存すること。</p> <p>二 引取り等を行った第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡をするときに、当該第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者に当該確認証明書の写しを回付すること。</p> <p>(第一種特定製品引取等実施者への引取証明書の写しの回付) 第48条の4 第48条の2の規定は、法第45条の2第2項の規定による引取証明書の写しの回付について準用する。この場合において第48条の2中「第一種特定製品引取等実施者」とあるのは、「第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者」と読み替えるものとする。</p> <p>(第一種特定製品引取等実施者の引取証明書の写しの保存期間) 第48条の5 法第45条の2第3項の主務省令で定める期間は、3年又は法第45条の2第2項の規定による引取証明書の写しの回付を行うまでの間のいずれか短い期間とする。</p>

【概要】

引取等実施者は、引取り等を行った第一種特定製品について処分の再委託や再譲渡を行う場合には、処分の再委託・再譲渡先に、交付を受けた引取証明書の写しを回付しなければならない。また、交付又は回付を受けた引取証明書の写しについては、その交付若しくは回付を受けた日から3年間又は処分の再委託若しくは再譲渡に係る回付をするまでの間のいずれか短い期間保存しなければならない。また、これらの回付や保存については、引取り等に際して確認証明書の写しが交付された場合も同様である。

【解説】

(1) 廃棄等実施者から交付された引取証明書の写しの回付

引取等実施者は、引取り等を行った第一種特定製品について処分の再委託や再譲渡を行う場合には、処分の再委託・再譲渡先に、交付を受けた引取証明書の写しを回付しなければならない。引取等実施者から第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者への引取証明書の写しの回付方法については、廃棄等実施者からの交付方法と同様で、以下の通りである。

- 引取り等を行う第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者が2以上である場合にあつては、引取等実施者ごとに回付すること。
- 第一種特定製品を第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者に引き渡す際に回付すること。
- 第一種特定製品の運搬、第一種特定製品の設置された建築物その他の工作物の解体工事その他第一種特定製品の第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者への引渡しを他人に委託する場合にあつては、当該引渡しの委託を受けた者を經由して、当該第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者に回付すること。

なお、引取証明書の写しに記載された第一種特定製品の引取等実施者が複数となる場合には、更に必要部数の写しを作成し、それぞれに回付することが必要である。その際には、引取証明書の写しに記載の回収台数のうち引取り等に係るものが何台あるのかを付記することが望ましい。

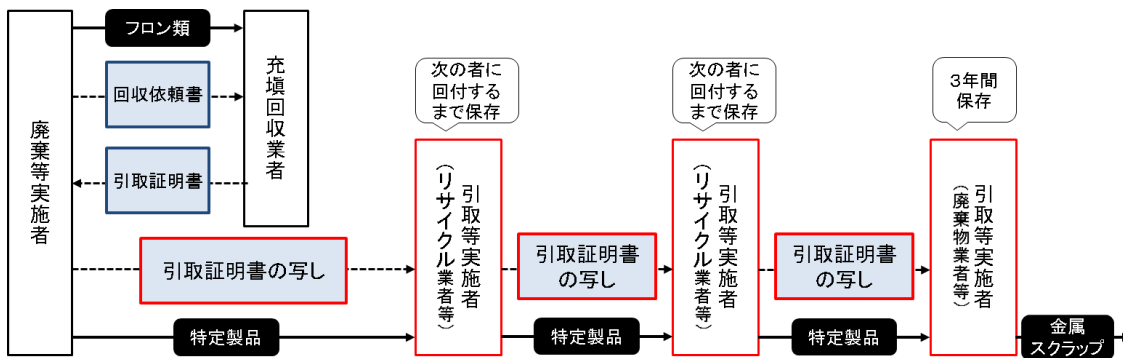
また、確認証明書の写しが廃棄物・リサイクル業者等に交付された場合においても同様に、第一種特定製品の処分の再委託や再譲渡を行う際には、当該第一種特定製品の処分の再委託や再譲渡を受けた者に対して確認証明書の写しを回付する必要がある。

(2) 引取等実施者による引取証明書の写しの保存

引取等実施者が交付又は回付を受けた引取証明書の写しについては、その交付若しくは回付を受けた日から3年間又は処分の再委託若しくは再譲渡に係る回付をするまでの間のいずれか短い期間保存することとされている。

したがって、第一種特定製品の処分の再委託又は再譲渡を行い、引取証明書の写しを回付する場合には、回付するまでの間保存すればよい。つまり、更に写しを作成して保存する必要はなく、交付を受けた引取証明書の写しを回付すればよい。

また、確認証明書の写しが廃棄物・リサイクル業者等に交付された場合においても同様に、引取等実施者の確認証明書の写しの保存期間は、その交付若しくは回付を受けた日から3年間又は処分の再委託若しくは再譲渡に係る回付をするまでの間のいずれか短い期間としている。



2. フロン類未回収の第一種特定製品の引取り等の禁止

法第45条の2 1～3 (略)

4 何人も、第41条の規定により第一種フロン類充填回収業者が第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合又は第1項若しくは第2項の規定による引取証明書の写しの交付若しくは回付を受けた場合その他第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類が大気中に放出されるおそれがないものとして主務省令で定める場合のほか、第一種特定製品の引取り等を行ってはならない。

施行規則

(引取り等に際してフロン類が大気中に放出されるおそれがない場合)

第48条の6 法第45条の2第4項の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 第一種特定製品に充填されているフロン類の引取りを行う者(第一種フロン類充填回収業者である者に限る。)が当該第一種特定製品の引取り等を行う場合
- 二 第一種特定製品に充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しの委託を受けた者が当該第一種特定製品の引取り等を行う場合
- 三 非常災害の発生により災害廃棄物として排出された第一種特定製品を処理する場合その他都道府県知事がやむを得ない場合として認める場合であって、都道府県知事の認めるところにより、都道府県知事の認める者から第一種特定製品の引取り等を行う場合

【概要】

第一種特定製品の引取り等を行うことができるのは、フロン類が既に回収済み若しくはもともと充填されていなかった、又はフロン類が確実に回収される、のいずれかの場合に限られ、第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類が大気中に放出されるおそれがない場合以外は第一種特定製品の引取り等が禁止されている。

【解説】

廃棄等された第一種特定製品を引取等実施者が適法に引き取る場合は、適法にフロン類が回収される場合や、廃棄等の時点で既にフロン類が漏えいし残存していない場合その他のやむを得ない事情によりフロン類が回収できない場合に限られる。それ以外の場合には、フロン類が残存しているものを破壊等して自らフロン類を不法に放出するか、フロン類が残存していなかったとしてもフロン類が不法放出されたものの引取り等を行うことによりフロン類の不法放出に加担することとなるため、いずれも是認されるものではなく、これらについて禁止するものである。

廃棄等された第一種特定製品の流過程において、フロン類の不法放出のおそれなく、引取り等を行うことができる場合は、以下のとおりである

- ①法第 45 条の 2 第 1 項の規定に基づき廃棄等実施者から引取証明書の写しの交付を受けた場合又は同条第 2 項の規定により引取証明書の写しの回付を受けた場合
- ②第一種特定製品に充填されているフロン類を引き取る充填回収業者が第一種特定製品の引取り等を行う場合
- ③第一種特定製品に充填されているフロン類の引渡し の委託を受けた引渡受託者が第一種特定製品の引取り等を行う場合
- ④法第 41 条の規定により第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合
- ⑤都道府県知事がやむを得ない場合として認める場合であって、都道府県知事が認める者から第一種特定製品の引取り等を行う場合

①引取証明書の写しの交付又は回付を受けた場合

引取等実施者は引取証明書の写しの交付を受けることで、当該引取証明書の写しに係る第一種特定製品を引き取ることができる。また、引取り等が行われた第一種特定製品について、その処分の再委託又は譲渡を受ける場合には当該第一種特定製品に係る引取証明書の写しの回付を受けることで、当該第一種特定製品を引き取ることができる。

なお、この場合において、引取証明書の写しに記載されている回収台数の全ての引取り等を行う場合だけでなく、他の引取等実施者が引取証明書の写しに記載されている回収台数の一部の引取り等を行う場合もあることから、引取証明書の写しに記載されている回収台数と実際に引取り等を行う台数が一致していること又は引取証明書の写しに記載されている回収台数が実際に引取り等を行う台数に対して不足しないことを確認することが必要である。

②フロン類を引き取る充填回収業者が第一種特定製品の引取り等を行う場合

第一種フロン類充填回収業の登録を受けた廃棄物・リサイクル業者等が第一種特定製品の引取り等を行う場合には、当該第一種特定製品に充填されているフロン類の回収依頼書の交付を併せて受ける、又は当該第一種特定製品に係る委託確認書を引渡受託者から回付されることから、冷媒として充填されているフロン類が大気中に放出されるおそれがない場合として当該第一種特定製品の引取り等を行うことができる。

③フロン類の引渡し の委託を受けた引渡受託者が第一種特定製品の引取り等を行う場合

引取等実施者が、第一種特定製品の処分等と当該第一種特定製品に充填されているフロン類の充填回収業者への引渡し(回収の仲介)の双方を受託し、当該引取等実施者がさらに充填回収業者に当該第一種特定製品に充填されているフロン類の引取り(回収)の委託を行う場合である。

この場合には、当該第一種特定製品に係る委託確認書の交付を併せて受けることから、冷媒として充填されているフロン類が大気中に放出されるおそれがない場合として当該第一種特定製品の引取り等を行うことができる。

④充填回収業者が第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合

廃棄等をする第一種特定製品にフロン類が残存しておらず、第一種フロン類充填回収業者によりその確認を受けた場合、廃棄等実施者には確認証明書が交付される。引取等実施者は当該確認証明書の写しの交付を受けることで、当該第一種特定製品を引き取ることができる。

また、確認証明書の写しの交付を受けて引取り等が行われた第一種特定製品について、その処分の再委託又は譲渡受ける場合に当該確認証明書の写しの回付を受けることで、当該第一種特定製品を引き取ることができる。

なお、第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認の受託と併せて当該第一種特定製品の処分等を受託する場合には引取り等を行うことはできず、引取り等を行うことができるのはあくまで確認証明書の写しの交付を受けた場合である。

⑤都道府県知事がやむを得ない場合として認める場合であって、都道府県知事が認める者から第一種特定製品の引取り等を行う場合

上記①から④のいずれにも該当しない場合であって、都道府県知事がやむを得ないと認め、都道府県知事が認める者から引取り等を行う場合である。具体的には、非常災害により発生した災害廃棄物として第一種特定製品を処理する場合として都道府県知事が認めた被災市町村から第一種特定製品を引き取る場合、廃棄等実施者が法第 45 条第4項に基づく報告を行った場合において都道府県知事が認めた廃棄等実施者から第一種特定製品を引き取る場合、土地所有者等が不法投棄された第一種特定製品を委託処理する場合として都道府県知事が認めた土地所有者等から第一種特定製品を引き取る場合等が想定される。なお、これらの場合であっても、都道府県知事の認定を経ずに、通常どおりフロン類の引渡しやフロン類が充填されていないことの確認の手続きが行われ、引取証明書の写しや確認証明書の写しの交付を受けて第一種特定製品の引取り等を行うことを妨げるものではない。

第8章 その他の事項

1. みだり放出の禁止

法第 86 条 何人も、みだりに特定製品に冷媒として充填されているフロン類を大気中に放出してはならない。

【解説】

第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)及び第二種特定製品(自動車リサイクル法に規定するカーエアコン)に冷媒として充填されているフロン類を、事故、技術的問題、又は適切な回収等を行おうとして失敗した場合等の過失による放出等のやむを得ない放出ではなく、故意又は重過失によって大気中に放出する行為を禁止している。この規定に違反した者には、1年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科される。

2. 費用負担

法律

(フロン類破壊業者の破壊義務等)

第 69 条

5 フロン類破壊業者は、前項の規定によるフロン類の破壊に要する費用に関して、第一種フロン類充填回収業者、第一種フロン類再生業者、自動車製造業者等及び指定再資源化機関に対し、適正な料金を請求することができる。この場合において、第一種フロン類充填回収業者、第一種フロン類再生業者、自動車製造業者等及び指定再資源化機関は、その請求に応じて適正な料金の支払を行うものとする。

(第一種フロン類充填回収業者の費用請求等)

第 74 条 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品整備者から第 39 条第 1 項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けようとするとき、又は第一種特定製品廃棄等実施者から第 41 条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、当該第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者に対し、当該フロン類の回収、当該フロン類をフロン類破壊業者又は第一種フロン類再生業者に引き渡すために行う運搬及び当該フロン類の破壊又は再生を行う場合に必要となる費用(以下この条において「フロン類の回収等の費用」という。)に関し、適正な料金を請求することができる。

2 第一種フロン類充填回収業者は、前項の規定により料金を請求した場合において、第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者から、フロン類の回収等の費用に関する料金について説明を求められたときは、当該説明を求めた者に対し、フロン類の回収等の費用に関する料金その他主務省令で定める事項について説明しなければならない。

3 第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者は、第 1 項の規定による第一種フロン類充填回収業者の請求に応じて適正な料金の支払を行うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。

4 第一種特定製品整備者は、前項の規定により料金の支払を行ったときは、当該第一種特定製品の整備の発注者に対し、当該料金の額に相当する金額の支払を請求することができる。

5 第一種特定製品整備者は、第 39 条第 1 項ただし書の規定により自らフロン類の回収を行ったときは、当該第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者に対し、当該フロン類の回収等の費用に関し、適正な料金を請求することができる。

6 第一種特定製品の整備の発注者は、前 2 項の規定による第一種特定製品整備者の請求に応じて支払を行うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。

(第一種フロン類再生業者の費用請求等)

第 75 条 第一種フロン類再生業者は、第 58 条第 1 項の規定によるフロン類の再生に要する費用に関して、第一種フロン類充填回収業者に対し、適正な料金を請求することができる。この場合において、第一種フロン類充填回収業者は、その請求に応じて適正な料金の支払を行うものとする。

2 第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者は、第一種フロン類充填回収業者から、第 46 条第 1 項の規定によるフロン類の引渡しに際して第一種フロン類充填回収業者が支払わなければならない料金の提示を求められたときは、遅滞なく、これに応じなければならない。

フロン類の回収等の費用に関する料金の説明に関する事項

施行規則

第 85 条 法第74条第2項の主務省令で定める事項は、フロン類の回収、フロン類をフロン類破壊業者又は第一種フロン類再生業者に引き渡すために行う運搬及びフロン類の破壊又は再生を行う場合に必要となる費用の明細とする。

【概要】

フロン類の回収等に要する費用は、整備発注者や廃棄等実施者が最終的には負担することとし、料金の請求等について規定を置いている。

【解説】

整備者又は廃棄等実施者は、充填回収業者の請求に応じて適正な料金の支払を行うことにより、委託・依頼したフロン類の回収、運搬、処理(破壊又は再生)に要する費用を負担しなければならない。

ただし、充填回収業者は、整備者又は廃棄等実施者から、料金について説明を求められたときは、フロン類の回収、運搬、処理(破壊又は再生)に要する費用の明細について説明する義務がある。

また、整備者が上記の料金の支払を行ったときは、整備発注者に対し、当該料金の額に相当する金額の支払を請求することができる。

3. 特定製品への表示

法第 87 条 特定製品の製造業者等は、当該特定製品を販売する時までには、当該特定製品に冷媒として充填されているフロン類に関し、当該特定製品に、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- 一 当該フロン類をみだりに大気中に放出してはならないこと。
- 二 当該特定製品を廃棄する場合(当該特定製品が第一種特定製品である場合にあつては当該第一種特定製品の廃棄等を行う場合、当該特定製品が第二種特定製品である場合にあつては当該第二種特定製品が搭載されている使用済自動車を引取業者に引き渡す場合)には、当該フロン類の回収が必要であること。
- 三 当該フロン類の種類及び数量
- 四 その他主務省令で定める事項

施行規則

(フロン類の回収が行われていない第一種特定製品の引取り等の禁止等の表示)

第九十四条 法第八十七条第四号の主務省令で定める事項は、第一種特定製品である場合にあつては、次のとおりとする。

- 一 冷媒として充填されているフロン類の回収が行われていない当該第一種特定製品の引取り等が禁止されていること。
- 二 当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の地球温暖化係数

【概要】

管理者・廃棄等実施者に対して、フロン類の回収が必要である旨を啓発し、また、管理する上での必要な情報を明らかにするとともに、点検実施者、整備者、充填回収業者に対して、フロン類の種類や充填量を情報として与え、より適切な点検・整備・充填・回収を行わせるため、特定製品の製造業者に対して、必要な情報を表示することを義務付けている。

【解説】

(1) 表示を行う者

①国内で製造する特定製品については、当該機器製造業者が表示を行う。

②輸入される特定製品については、輸入業者が表示を行う。

なお、第一種特定製品の設置又は装着工事後にフロン類の充填を行う場合は、充填を行う者が、充填量又は追加充填量の表示を行うことが望ましい。

(2) 表示事項

以下の事項について、表示がなされる。

(※下線部分は令和元年法改正に伴い新たに表示されることとなった事項であり、令和2年10月1日より適用となる。したがって、製造業者の自主的取組による表示がなされていない限り、同年9月30日以前に販売されたものには表示されていない。)

①当該フロン類をみだりに大気中に放出してはならないこと

・「フロン類大気放出禁止」等の記載でも構わない。

②当該特定製品を廃棄する場合には、当該フロン類の回収が必要であること

・「廃棄時フロン類要回収」等の記載でも構わない。

③当該フロン類の種類及び数量

・フロン類の種類については、充填されているフロン類の種類(CFC、HCFC、HFC)と冷媒番号(例：R22)を併せて記載しなければならない。

④冷媒として充填されているフロン類の回収が行われていない第一種特定製品の引取り等が禁止されていること(第一種特定製品である場合に限る)

・「機器の廃棄に際してフロン類の回収が行われない場合、廃棄物リサイクル業者等による機器の引取り禁止」等の記載でも構わない。

⑤GWP値(第一種特定製品である場合に限る)

・当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類のGWP値(第9章2. (2)p.113 を参照)を記載する。

(3) 表示方法

○表示は、管理者、廃棄等実施者、点検実施者、整備者及び充填回収業者のいずれもが視認できることが必要となる。

○特定製品自体には、適正に視認できる箇所が無く、当該製品に接続された周辺の箱体等に表示せざるを得ない場合があることにも配慮する。

○表示事項は、容易に消滅しない方法で表示を行わなければならない。

○既に表示がなされている特定製品の改造を行い、その結果、表示内容(フロン類の種類、充填数量)に変更を生じた場合、改造した者は再表示を行うことが望ましい。

○充填されているフロン類以外の冷媒が充填された場合は、管理者は、その内容について表示することが重要である。(表示されない場合、その旨を第一種特定製品の整備の都度、充填回収業者に説明する必要がある。)

(4) 表示のイメージ

上記を踏まえ、第一種特定製品の場合、例えば次のような表示例が考えられる。

例1

フロン排出抑制法 第一種特定製品			
①フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。			
②この製品を廃棄・整備をする場合には、フロン類の回収が必要となります。			
③この製品を廃棄する場合に、フロン回収が行われていない機器の引取り等が禁止されています。			
④冷媒の種類及び数量			
種類	冷媒番号	GWP値	数量(kg)
HCFC	R-〇〇		

※ 特定製品の製造業者が表示する場合の例である。

例2

フロン排出抑制法 第一種特定製品	
この製品には冷媒として、R-〇〇(GWP値:●●●)が使われています。	
① フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。	
② この製品を廃棄・整備をする場合には、フロン類の回収が必要となります。	
③ この製品を廃棄する場合に、フロン回収が行われていない機器の引取り等が禁止されています。	
④ フロン類の種類及び数量は、製品銘板(又は設置サービス要領図)に記載されています。	

※ 特定製品の製造業者が表示する場合で、フロン類の種類及び数量について、高圧ガス保安法、JIS規格、業界規格等に基づいて、製品銘板や設置サービス要領図に表示する場合の例である。なお、R-〇〇には、冷媒番号が入る。また、●●●には当該冷媒のGWP値が入る。

例3

フロン排出抑制法 第一種特定製品				
① フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。				
② この製品を廃棄・整備をする場合には、フロン類の回収が必要となります。				
③ この製品を廃棄する場合に、フロン回収が行われていない機器の引取り等が禁止されています。				
④ 冷媒の種類及び数量				
種類	冷媒番号	GWP値	出荷時数量(kg)	設置時数量(kg)
HFC	R-〇〇			
HCFC	R-〇〇			

※ 設置場所で冷媒の充填を行う場合で、製品銘板や設置サービス要領図に設置時の数量の記入場所がないときの表示の例である。(設置時に充填した事業者は、フロン類の種類及び数量を記入し、また、フロン類の充填を行った事業者名の表示をすることが推奨されている。)

4. 第二種特定製品（カーエアコン）に関する事項

(第二種特定製品搭載自動車の整備の際の遵守事項)

法第 88 条 第二種特定製品が搭載されている自動車(使用済自動車再資源化法第2条第1項に規定する自動車をいう。第 93 条及び第 100 条第1項第1号において同じ。)の整備に際して当該第二種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収又は運搬を行う者は、当該フロン類の回収又は運搬を行うに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収又は運搬に関する基準に従って行わなければならない。

【解説】

(1)自動車リサイクル法施行前の回収の扱い

カーエアコンについては、平成14年度からのフロン回収・破壊法施行当時は「第二種特定製品」として、同法に基づきフロン類の回収が行われていたが、平成17年1月に自動車リサイクル法が施行され、現在では基本的にはカーエアコンに関するフロン類の回収は、自動車リサイクル法に基づき実施されている(第8章6. (1)p.106も参照)。

しかし、自動車リサイクル法施行前に、フロン回収・破壊法に基づき第二種特定製品引取業者が引き取った使用済み自動車に関するフロン類については、引き続き自動車リサイクル法施行に伴う改正前のフロン回収・破壊法に基づき回収が行われる必要がある。フロン回収・破壊法に基づく第二種特定製品引取業者の登録、第二種フロン類回収業者の登録については、登録から5年ごとに更新を受けなければその効力を失うこととされている。このため、第二種特定製品引取業者が引き取った使用済み自動車でフロン類の回収を行っていないものがある場合は、登録の更新が必要となるが、速やかにフロン類の回収を行い、保有する第二種特定製品に関する処理を済ませることが必要である。

(2)第二種特定製品整備時の回収、運搬に関する技術基準

自動車リサイクル法は、使用済み自動車に関するフロン類の回収を規定していることから、フロン回収・破壊法では、第二種特定製品(カーエアコン)の整備の際にフロン回収を行う場合、回収したフロン類の運搬をする場合についての技術的な基準を設けている。(第二種特定製品が搭載されている自動車の整備の際のフロン類の回収及び運搬に関する基準を定める省令(平成 16 年経済産業省・国土交通省・環境省令第1号))

5. 指定製品

(定義)

法第2条

2 この法律において「フロン類使用製品」とは、フロン類が冷媒その他の用途に使用されている機器その他の製品をいい、「指定製品」とは、フロン類使用製品のうち、特定製品(我が国において大量に使用され、かつ、冷媒として相当量のフロン類が充填されているものに限る。)その他我が国において大量に使用され、かつ、相当量のフロン類が使用されているものであって、その使用等に際してのフロン類の排出の抑制を推進することが技術的に可能なものとして政令で定めるものをいう。

【概要】

指定製品の製造業者等は、国が定める「指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項」に基づき、使用フロン類の環境影響度の低減に取り組むこととされている。指定製品には、その充填されているフロン類による環境影響についての表示がなされる。

【解説】

(1) フロン類使用製品

フロン類使用製品とは、フロン類を使用した製品をいい、既述の第一種特定製品、第二種特定製品もこの一部に当たる。その他に、断熱材、ダストブローア（埃飛ばし）等の冷媒ではない用途でフロン類を使用した製品がある。

(2) 指定製品

指定製品とは、

① 特定製品

② その他の製品のうち、我が国において大量に使用され、かつ、相当量のフロン類が使用されているものであって、その使用等に際してのフロン類の排出の抑制を推進することが技術的に可能なものとして政令で定めるもの

である。指定製品の対象並びに各々の環境影響度の目標値及び目標年度は、政令等に基づき、次のとおり定められている。また、指定製品として指定されているものについては、法に基づき、目標値及び目標年度等の表示がなされることとされている。

なお、表 39 の指定製品のうち、硬質ポリウレタンフォームを用いた冷蔵機器及び冷凍機器、硬質ポリウレタンフォームを用いた冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機、非住宅用硬質ポリウレタンフォーム用原液及び硬質ウレタンフォームを用いた断熱材については、令和 2 年 4 月 1 日より指定製品に追加された。

表 39 指定製品のうち、使用するフロン類の環境影響度の目標値及び目標年度が定められる対象製品(令和 2 年 4 月 1 日時点)

指定製品の区分	現在使用されている 主なフロン類等及びGWP	環境影響度 の目標値	目標 年度
家庭用エアコンディショナー (壁貫通型等を除く)	R410A (2090) R32 (675)	750	2018
店舗・オフィス用エアコンディショナー			
① 床置型等除く、法定冷凍能力3トン未満のもの	R410A (2090)	750	2020
② 床置型等除く、法定冷凍能力3トン以上のものであって、③を除くもの	R410A (2090)	750	2023
③ 中央方式エアコンディショナーのうちターボ冷凍機を用いるもの	R134a (1430) R245fa (1030)	100	2025
自動車用エアコンディショナー (乗用自動車(定員 11 人以上のものを除く)に搭載されるものに限る)	R134a (1430)	150	2023
コンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニット (圧縮機の定格出力が 1.5kW 以下のもの等を除く)	R404A (3920) R410A (2090) R407C (1770) CO2 (1)	1500	2025
硬質ポリウレタンフォームを用いた冷蔵機器及び冷凍機器	HFC-245fa (1030) HFC-365mfc (795)	100	2024
硬質ポリウレタンフォームを用いた冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機	HFC-365mfc (795)	100	2024

中央方式冷凍冷蔵機器 (有効容積が5万m ³ 以上の新設冷凍冷蔵倉庫向けに出荷されるものに限る)	R404A (3920) アンモニア(一桁)	100	2019
住宅用硬質ポリウレタンフォーム用原液	R245fa (1030) R365mfc (795)	100	2020
非住宅用硬質ポリウレタンフォーム用原液	R245fa (1030) R365mfc (795)	100	2024
硬質ウレタンフォームを用いた断熱材	R245fa (1030) R365mfc (795)	100	2024
専ら噴射剤のみを充填した噴霧器 (不燃性を要する用途のものを除く)	R134a (1430) R152a (124) CO2 (1)、DME (1)	10	2019

※DME:ジメチルエーテル

図 17 指定製品の表示

表示事項

(1) 当該指定製品の目標値・目標年度
(2) 当該製品に使用されるフロン類等(いわゆる自然冷媒、HFO等も含む。)の種類、数量、GWP値
(3) 当該製品の形名・製造事業者等の氏名又は名称

表示イメージ(家庭用エアコンディショナー)

本体表示

(室内機) (室外機)

製品名

ガス種

製造事業者等の名称

・GWP値(見える化表示からの代替)
・みだり放出禁止

カタログ表示

冷房時 20 最程度 室外ユニット 室内 単相200V²

(JISC9612:2013) 前期消費電力量 2,020 kWh^{*} (JISC96) 省エネ基準達成率 118%⁵

フロン法
目標値(GWP値):750以下
目標年度:2018

使用冷媒種・GWP値を追記
R32使用(GWP675)

※みだり放出禁止に関する表示は機器の取扱の注意事項等と併記して、包括的に記載。

6. 他法令との関係

(1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)

乗用車のカーエアコン、冷凍車・冷蔵車の乗員用のカーエアコン、バスのエアコン等の空調機器(第二種特定製品)に使用されているフロン類については、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」が平成17年1月に施行され、フロン回収・破壊法から自動車リサイクル法に移行し、同法に基づくフロン類の回収が必要となる。

一方、業務用の冷凍車・冷蔵車の荷室部分の冷蔵・冷凍ユニットについては、フロン排出抑制法が適用される業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)であり、機器の点検等の適正管理及び充填回収業者によるフロン類の回収が必要となる。

また、自動車リサイクル法が適用されない大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引車等については、乗員用のカーエアコンについても、フロン排出抑制法が適用される第一種特定製品であり、機器の点検等の適正管理及び充填回収業者によるフロン類の回収が必要となる。

(2) 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)

家庭用のエアコン・冷蔵庫に使用されているフロン類については、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」の適用を受け、同法に基づくフロン類の回収が必要となる。

一方、業務用の冷凍空調機器に使用されているフロン類については、フロン排出抑制法の対象となる。

上記の差異は、当該製品が家庭用又は業務用のどちらの型式で製造・販売されているかによるものであり、実際の使用場所や用途がどのようなものかを問わない。オフィスや店舗等で家庭用のエアコン・冷蔵庫が使用される場合もあり、また、業務用の冷凍空調機器が一般家庭などで利用されることもあるので、それぞれ適用される法令が何なのか確認する必要がある。

(3) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法)

建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法)では、同法第10条で、解体工事に着手する7日前までに都道府県知事へ届け出る事前届出制度が規定されている。このような届出を行う工事の場合には、フロン排出抑制法上の第一種特定製品が設置されていることも想定されるので、フロン類の回収が適切に行われるよう留意する必要がある。

また、同法第12条第1項で、対象工事を発注しようとする者から直接工事を請け負おうとする建設業等を営む者は、当該発注しようとする者に対し、所定の事項を記載した書面を交付して説明する義務が課されている。フロン排出抑制法においても同法第42条第1項に、「第一種特定製品の設置の有無の確認」という、建設リサイクル法第12条第1項と類似の規定が設けられている。両規定は独立しているが、事業者が現場で調査、説明を行う上では、一体的に運用されることが効率的である。

なお、建設リサイクル法第12条第1項の規定により交付される書面の保存義務はないが、フロン排出抑制法第42条第1項の規定により交付された書面については、発注者及び元請業者に3年間の保存義務がある。また、建設リサイクル法上の規定が適用される対象工事は、一定の規模以上(建築リサイクル法第9条及び同法施行令第2条に基づき建築物に係る解体工事の場合は80㎡以上、リフォーム等の場合は請負金額が1億円以上

とされている。)のものが対象とされているが、フロン排出抑制法においては規模の如何にかかわらず、同法の規定が適用されるので留意する必要がある。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)

第一種特定製品の廃棄等の際には、フロン排出抑制法に基づき、充填されているフロン類や第一種特定製品を引き渡す必要があるほか、機器そのものの廃棄については、廃棄物処理法の適用を受ける。

廃棄物処理法においては、産業廃棄物についてマニフェスト制度(産業廃棄物管理票)の規定があり、適用されている。産業廃棄物管理票の保存期間は5年間であり、フロン排出抑制法に基づく行程管理票の保存期間である3年間とは異なるので留意する必要がある。

(5) 地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)

地球温暖化対策推進法においては、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度が設けられており、温室効果ガスを相当程度多く排出する者(特定排出者)に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている。

温室効果ガスにはHFCも含まれ、①HCFCの製造時、②HFCの製造時、③冷凍空調機器の製造時、④業務用冷凍空調機器の設置時・整備時、⑤冷凍空調機器の回収時、⑥発泡剤としてのHFCの使用時、⑦噴霧器・消化剤の製造時、⑧噴霧器の使用時、⑨ドライエッチング等でのHFCの使用時、⑩溶剤用途等でのHFCの使用時におけるHFCの排出量が対象となる。しかし、フロン排出抑制法の算定漏えい量の報告・公表制度が対象とする業務用冷凍空調機器の使用時の排出量については算定対象外となっている。

(6) 高圧ガス保安法

冷凍空調機器にフロン類を充填する行為、回収機を用いて容器(ボンベ)にフロン類を回収する行為、フロン類を充填した容器(ボンベ)の保管・運搬等は、一部の例外(適用除外)を除き高圧ガス保安法の適用を受ける。一般高圧ガス保安規則、冷凍保安規則、容器保安規則の諸規定があり、移動(運搬)、貯蔵等の技術基準も定められている。

以下、フロン回収等に関する高圧ガス保安法上の基準の概略を示すが、遵守すべき事項の詳細は高圧ガス保安法を参照されたい(項目名の括弧内は「高圧ガス保安法」上の基準の名称)。

①運搬時における基準(移動の基準)(高圧ガス保安法第23条)

高圧ガス保安法では、高圧ガスを運ぶことを「移動」と称している。回収したフロン類が充填されている容器を回収装置から取り外して「移動」する場合は、高圧ガス保安法の適用を受ける。

②移充填する場合の基準(高圧ガスの製造の基準)(高圧ガス保安法第5条)

高圧ガス保安法では、圧縮、減圧等の圧力変化や液化、気化等の相変化することなどを「製造」と称している。つまり、フロン類を容器から容器へ移し替える場合(移充填する場合は、高圧ガス保安法上の「製造」に該当し、その処理能力に応じて届出などが必要となる。

③保管する場合の基準(貯蔵の基準)(高圧ガス保安法第15条)

高圧ガス保安法では、一時的ではあっても容器を保管する場合、「貯蔵」に該当し、貯蔵量に応じて、届出などが必要となる。

フロン類の回収機の一部(小型のもの)については、高圧ガス保安法施行令関係告示(平成9年3月24日通商産業省告示第139号)により、適用除外とされているものがあるが、容器を回収機から取り外せば容器保安規則の適用を受けること、適用除外回収機であっても移動(運搬)、貯蔵等の技術基準が適用されることに留意する必要がある。

7. 罰 則

整備者、充填回収業者、引渡受託者及び引取等実施者を対象とした罰則は、以下のとおりである。

(1) 充填回収業の無登録営業、不正登録、業務命令停止違反(法第103条第1～3号)

法第27条第1項の規定に違反して登録を受けずにフロン類の充填又は回収を業として行った者、不正の手段によって第27条第1項の登録(第30条第1項の登録の更新を含む。)を受けた者及び第35条第1項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科される。

(2) みだり放出(法第103条第13号)

第一種特定製品からみだりにフロン類を放出すると、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。

(3) 命令違反(法第104条第1号)

(指導・助言、)勧告、命令を経て、なおその命令に違反した場合にあっては、50万円以下の罰金に処される。

なお、勧告・命令対象となる義務については以下のとおりである。

表 40 勧告・命令対象義務

対象者	勧告・命令対象となる義務	指導監督主体
第一種特定製品整備者	充填委託(法第37条第1項)	都道府県知事
	充填委託時の管理者名称等の通知(法第37条第2項)	都道府県知事
	回収委託(法第39条第1項)	都道府県知事
	回収委託時の管理者名称等の通知(法第39条第2項)	都道府県知事
	回収フロン引渡(整備時)(法第39条第4項)	都道府県知事
	再生証明書の回付・写しの保存(法第59条第3項)	環境大臣・ 経済産業大臣
	破壊証明書の回付・写しの保存(法第70条第2項)	環境大臣・ 経済産業大臣

対象者	勧告・命令対象となる義務	指導監督主体
第一種フロン類充填回収業者	充填基準の遵守(法第 37 条第3項)	都道府県知事
	充填証明書の交付(法第 37 条第4項)	都道府県知事
	情報処理センターへの充填情報等の登録(法第 38 条第1項)	都道府県知事
	回収基準の遵守(整備時)(法第 39 条第3項)	都道府県知事
	回収フロン引取義務(整備時)(法第 39 条第5項)	都道府県知事
	回収証明書の交付(法第 39 条第6項)	都道府県知事
	情報処理センターへの回収情報等の登録(法第 40 条第1項)	都道府県知事
	回収フロン引取義務(廃棄時)(法第 44 条第1項)	都道府県知事
	回収基準の遵守(廃棄時)(法第 44 条第2項)	都道府県知事
	書面の交付・保存(法第 45 条第1・2項)	都道府県知事
	フロン類引渡義務(法第 46 条第1項)	都道府県知事
	再生証明書の回付・写しの保存(法第 59 条第2項)	環境大臣・ 経済産業大臣
	破壊証明書の交付・写しの保存(法第 70 条第2項)	環境大臣・ 経済産業大臣
〃 (委託先含む。)	運搬基準の遵守(法第 46 条第2項)	都道府県知事
第一種フロン類引渡受託者	行程管理票制度に基づく書面(又はその写し)の回付・保存、再委託承諾書の事前受領(法第 43 条第4項～第7項、法第 45 条第5項)	都道府県知事
第一種特定製品引取等実施者	引取証明書の写しの回付及び保存(法第 45 条の2第2項・第3項)	都道府県知事
	フロン類が充填されていないことが未確認の第一種特定製品の引取り等の禁止(法第 45 条の2第4項)	都道府県知事

(4) 引取り等違反(法第 104 条第3号)

第 45 条の2第4項の規定に違反して、第一種特定製品の引取り等を行った者は、50 万円以下の罰金に処する。

(5) 変更届出義務違反(法第 105 条第1号)

第 31 条第1項の規定による届出(充填回収業者の登録事項に係る変更の届出)をせず、又は虚偽の届出をした者は、30 万円以下の罰金に処する。

(6) 引取証明書の回付・保存義務違反(法第 105 条第5号・第6号)

引取等実施者に関して、次のいずれかに該当するときは、30 万円以下の罰金に処する。

- ・第 45 条の2第2項の規定に違反して、引取証明書の写しを回付しなかった者
- ・第 45 条の2第3項の規定に違反して、引取証明書の写しを保存しなかった者

(7)虚偽記載(法第 107 条第1号)

第 47 条第1項の規定(充填量及び回収量の記録の作成、保存等)に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者は、20 万円以下の罰金に処する。

(8)虚偽報告、検査拒否(法第 107 条第2号・第3号)

毎年度の回収量等の報告をする場合又は都道府県若しくは国から報告徴収があった場合に、報告をしなかったり、虚偽報告をしたりすると、20 万円以下の罰金に処せられる。

また、都道府県又は国からの立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者についても、20 万円以下の罰金に処せられる。

(9)廃業届出義務違反(法第 109 条第2号)

第 33 条第1項又は第 54 条第1項(第 68 条において準用する場合を含む。)の規定による届出を怠った者は、10 万円以下の過料に処する。

なお、法人の代表者や、法人又は人の代理人、従業員等が、その法人又は人の業務に関し、(1)～(7)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。(第 108 条 両罰規定)

第9章 様式・資料

1. 各都道府県窓口

北海道	環境生活部環境局気候変動対策課	011-204-5190	滋賀県	琵琶湖環境部環境政策課	077-528-3357
青森県	環境生活部環境政策課	017-734-9249	京都府	府民環境部環境管理課	075-414-4709
岩手県	環境生活部環境保全課	019-629-5359	大阪府	環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課	06-6210-9570
宮城県	環境生活部環境政策課	022-211-2661	兵庫県	農政環境部環境管理局水大気課	078-362-3285
秋田県	生活環境部環境管理課	018-860-1603	奈良県	水循環・森林・景観環境部 環境政策課	0742-27-8734
山形県	環境エネルギー一部水大気環境課	023-630-2339	和歌山県	環境生活部環境政策局環境管理課	073-441-2688
福島県	生活環境部水・大気環境課	024-521-7261	鳥取県	生活環境部循環型社会推進課	0857-26-7198
茨城県	県民生活環境部環境対策課	029-301-2961	島根県	環境生活部環境政策課	0852-22-6444
栃木県	環境森林部環境保全課	028-623-3188	岡山県	環境文化部環境企画課	086-226-7299
群馬県	森林環境部環境局環境保全課	027-226-2832	広島県	環境県民局環境保全課	082-513-2920
埼玉県	環境部大気環境課	048-830-3058	山口県	環境生活部環境政策課	083-933-3034
千葉県	環境生活部廃棄物指導課	043-223-4658	徳島県	危機管理環境部環境指導課	088-621-2267
東京都	環境局環境改善部環境保安課	03-5388-3471	香川県	環境森林部環境管理課	087-832-3219
神奈川県	環境農政局環境部大気水質課	045-210-4111	愛媛県	県民環境部環境局環境政策課	089-912-2347
新潟県	県民生活・環境部環境企画課	025-280-5150	高知県	林業振興・環境部環境対策課	088-821-4524
富山県	生活環境文化部環境政策課	076-444-8727	福岡県	環境部環境保全課	092-643-3360
石川県	生活環境部環境政策課	076-225-1463	佐賀県	県民環境部環境課	0952-25-7774
福井県	安全環境部環境政策課	0776-20-0303	長崎県	環境部地域環境課	095-895-2356
山梨県	森林環境部森林環境整備課	055-223-1515	熊本県	環境生活部環境局循環社会推進課	096-333-2278
長野県	環境部資源循環推進課	026-235-7164	大分県	生活環境部循環社会推進課	097-506-3136
岐阜県	環境生活部環境管理課	058-272-8230	宮崎県	環境森林部環境管理課	0985-26-7085
静岡県	くらし・環境部環境局環境政策課	054-221-3781	鹿児島県	環境林務部廃棄物・リサイクル対策課	099-286-2594
愛知県	環境局環境政策部水大気環境課	052-954-6215	沖縄県	環境部環境保全課	098-866-2236
三重県	環境生活部地球温暖化対策課	059-224-2368			

2. フロン類の種類

(1) フロン類

フロン排出抑制法の対象とするフロン類は、表 41 のとおり、CFC、HCFC、HFC の3種類であって、オゾン層保護法第2条第1項及び地球温暖化対策推進法第2条第3項第4号に掲げる物質である。

表 41 フロン類の種類

CFC	(一) トリクロロフルオロメタン	(別名CFC-11)
	(二) ジクロロジフルオロメタン	(別名CFC-12)
	(三) トリクロロトリフルオロエタン	(別名CFC-11)
	(四) ジクロロテトラフルオロエタン	(別名CFC-114)
	(五) クロロペンタフルオロエタン	(別名CFC-115)
	(六) クロロトリフルオロメタン	(別名CFC-13)
	(七) ペンタクロロフルオロエタン	(別名CFC-111)
	(八) テトラクロロジフルオロエタン	(別名CFC-112)
	(九) ヘプタクロロフルオロプロパン	(別名CFC-211)
	(十) ヘキサクロロジフルオロプロパン	(別名CFC-212)
	(十一) ペンタクロロトリフルオロプロパン	(別名CFC-213)
	(十二) テトラクロロテトラフルオロプロパン	(別名CFC-214)
	(十三) トリクロロペンタフルオロプロパン	(別名CFC-215)
	(十四) ジクロロヘキサフルオロプロパン	(別名CFC-216)
	(一五) クロロヘプタフルオロプロパン	(別名CFC-217)
HCFC	(一) ジクロロフルオロメタン	(別名HCFC-21)
	(二) クロロジフルオロメタン	(別名HCFC-22)
	(三) クロロフルオロメタン	(別名HCFC-31)
	(四) テトラクロロフルオロエタン	(別名HCFC-121)
	(五) トリクロロジフルオロエタン	(別名HCFC-122)
	(六) ジクロロトリフルオロエタン	(別名HCFC-123)
	(七) クロロテトラフルオロエタン	(別名HCFC-124)
	(八) トリクロロフルオロエタン	(別名HCFC-131)
	(九) ジクロロジフルオロエタン	(別名HCFC-132)
	(一〇) クロロトリフルオロエタン	(別名HCFC-133)
	(一一) ジクロロフルオロエタン	(別名HCFC-141)
	(一二) クロロジフルオロエタン	(別名HCFC-142)
	(一三) クロロフルオロエタン	(別名HCFC-151)
	(一四) ヘキサクロロフルオロプロパン	(別名HCFC-221)
	(一五) ペンタクロロジフルオロプロパン	(別名HCFC-222)
	(一六) テトラクロロトリフルオロプロパン	(別名HCFC-223)
	(一七) トリクロロテトラフルオロプロパン	(別名HCFC-224)
	(一八) ジクロロペンタフルオロプロパン	(別名HCFC-225)
	(一九) クロロヘキサフルオロプロパン	(別名HCFC-226)
	(二〇) ペンタクロロフルオロプロパン	(別名HCFC-231)
	(二一) テトラクロロジフルオロプロパン	(別名HCFC-232)
	(二二) トリクロロトリフルオロプロパン	(別名HCFC-233)
	(二三) ジクロロテトラフルオロプロパン	(別名HCFC-234)
	(二四) クロロペンタフルオロプロパン	(別名HCFC-235)
	(二五) テトラクロロフルオロプロパン	(別名HCFC-241)
	(二六) トリクロロジフルオロプロパン	(別名HCFC-242)

	(二七) ジクロロトリフルオロプロパン	(別名HCFC—243)
	(二八) クロロテトラフルオロプロパン	(別名HCFC—244)
	(二九) トリクロロフルオロプロパン	(別名HCFC—251)
	(三〇) ジクロロジフルオロプロパン	(別名HCFC—252)
	(三一) クロロトリフルオロプロパン	(別名HCFC—253)
	(三二) ジクロロフルオロプロパン	(別名HCFC—261)
	(三三) クロロジフルオロプロパン	(別名HCFC—262)
	(三四) クロロフルオロプロパン	(別名HCFC—271)
HFC	(一) トリフルオロメタン	(別名HFC—23)
	(二) ジフルオロメタン	(別名HFC—32)
	(三) フルオロメタン	(別名HFC—41)
	(四) 一・一・一・二・二—ペンタフルオロエタン	(別名HFC—125)
	(五) 一・一・二・二—テトラフルオロエタン	(別名HFC—134)
	(六) 一・一・一・二—テトラフルオロエタン	(別名HFC—134a)
	(七) 一・一・二—トリフルオロエタン	(別名HFC—143)
	(八) 一・一・一—トリフルオロエタン	(別名HFC—143a)
	(九) 一・一—ジフルオロエタン	(別名HFC—152a)
	(十) 一・一・一・二・三・三—ヘプタフルオロプロパン	(別名HFC—227ea)
	(十一) 一・一・一・三・三・三—ヘキサフルオロプロパン	(別名HFC—236fa)
	(十二) 一・一・二・二・三—ペンタフルオロプロパン	(別名HFC—245ca)
	(十三) 一・一・一・二・三・四・四・五・五—デカフルオロペンタン	(別名HFC—43—10mee)

HFC※	一・二—ジフルオロエタン	(別名HFC—152)
	フルオロエタン	(別名HFC—161)
	一・一・一・二・二・三—ヘキサフルオロプロパン	(別名HFC—236cb)
	一・一・一・二・三・三—ヘキサフルオロプロパン	(別名HFC—236ea)
	一・一・一・三・三—ペンタフルオロプロパン	(別名HFC—245fa)
	一・一・一・三・三—ペンタフルオロブタン	(別名HFC—365mfc)

※平成 27 年 4 月 1 日施行の地球温暖化対策法施行令改正で追加

(2) フロン類の冷媒番号別の種類と GWP(地球温暖化係数)

ISO(国際標準化機構)の規格 817 に基づくフロン類の冷媒番号別の種類とIPCC(気候変動に関する政府間パネル)の報告に基づくGWP(地球温暖化係数)は以下のとおりである。

なお、表 42 は単一の種類の物質の冷媒、表 43 は複数の種類の物質の混合冷媒である。

表 42

1	R-11(トリクロロフルオロメタン)	4750
2	R-12(ジクロロジフルオロメタン)	10900
3	R-13(クロロトリフルオロメタン)	14400
4	R-22(クロロジフルオロメタン)	1810
5	R-23(トリフルオロメタン)	14800
6	R-32(ジフルオロメタン)	675
7	R-113(トリクロロトリフルオロエタン)	6130
8	R-114(ジクロロテトラフルオロエタン)	10000
9	R-115(クロロペンタフルオロエタン)	7370
10	R-123(ジクロロトリフルオロエタン)	77
11	R-124(クロロテトラフルオロエタン)	609
12	R-125(1・1・1・2・2—ペンタフルオロエタン)	3500
13	R-134a(1・1・1・2—テトラフルオロエタン)	1430
14	R-141b(1・1—ジクロロ—1—フルオロエタン)	725
15	R-142b(1—クロロ—1・1—ジフルオロエタン)	2310

16	R-143a(1・1・1-トリフルオロエタン)	4470
17	R-152a(1・1-ジフルオロエタン)	124
18	R-227ea(1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン)	3220
19	R-236fa(1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン)	9810
20	R-245fa(1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン)	1030

表 43

1	R-401A	1180
2	R-401B	1290
3	R-401C	933
4	R-402A	2790
5	R-402B	2420
6	R-403A	1360
7	R-403B	1010
8	R-404A	3920
9	R-406A	1940
10	R-407A	2110
11	R-407B	2800
12	R-407C	1770
13	R-407D	1630
14	R-407E	1550
15	R-407F	1820
16	R-408A	3150
17	R-409A	1580
18	R-409B	1560
19	R-410A	2090
20	R-410B	2230
21	R-411A	1600
22	R-411B	1710
23	R-412A	1840
24	R-413A	1260
25	R-414A	1480
26	R-414B	1360
27	R-415A	1510
28	R-415B	546
29	R-416A	1080
30	R-417A	2350
31	R-417B	3030
32	R-418A	1740
33	R-419A	2970
34	R-420A	1540
35	R-421A	2630
36	R-421B	3190
37	R-422A	3140
38	R-422B	2530
39	R-422C	3080
40	R-422D	2730
41	R-423A	2280
42	R-424A	2440
43	R-425A	1510
44	R-426A	1510
45	R-427A	2140
46	R-428A	3610
47	R-429A	12

48	R-430A	94
49	R-431A	36
50	R-434A	3250
51	R-435A	25
52	R-437A	1810
53	R-438A	2260
54	R-439A	1980
55	R-440A	144
56	R-442A	1890
57	R-500	8080
58	R-501	4080
59	R-502	4660
60	R-507A	3990
61	R-508A	5770
62	R-508B	6810
63	R-509A	796
64	R-512A	189
65	その他のフロン類	混合冷媒中の表 42 の中欄に掲げる物質ごとに、国際標準化機構の規格八一七に基づく当該混合冷媒中の当該物質の混和の割合に、当該物質に係る表 42 の右欄に掲げる係数を乗じて得られる値を算定し、当該物質ごとに算定した値を合計して得た値（一未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た値）

3. フロン類回収装置の種類及び能力一覧表

高圧ガス保安法の適用除外を受ける回収装置(自己認定登録製品及び通商産業検査所認定製品)一覧である。ただし、以下の一覧は令和元年 11 月現在のものであるため、最新は一般財団日本冷媒・環境保全機構(JRECO)の URL (<https://www.jreco.or.jp/rrc/jikoninsyo.pdf>)を参照されたい。

社名	機種名「型式」	回収できる冷媒				回収能力(g/min)			通産省検定 又は 自己認証品	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	HFO	100g 未満	100g以上 200g未満	200g 以上		
(株)アイハラ	AFC-04	○	○				○		○*	12、22、502
	AFC-04 II	○	○	○			○		○	12、22、134a、407、410、404、500、502
	AFC-04 III	○	○	○			○		○	12、22、134a、407、410、404、500、502
アキツ精機(株)	IHA-R12	○					○		○	12
	IHA-R134a			○			○		○	134a
	IHA-R22		○				○		○	22
	IHA-R500	○					○		○	500
	IHA-R502	○					○		○	502
	IHA-R12M	○					○		○	12
	IHA-R134aM			○			○		○	134a
	IHA-R22M		○				○		○	22
	IHA-R205M	○					○		○	502
IHA-R22B		○					○	○	22	
アサダ(株)	4000J	○	○	○			○		○*	12、22、134a
	4000J II	○	○	○			○		○	12、22、134a、407、410
	R50	○	○	○			○		○	12、22、134a、407、410
	R60	○	○	○			○		○	12、22、134a、407、410
	R60S	○	○	○			○		○	12、22、134a、407、410
	R120W	○	○	○				○	○	12、22、134a、407、410
	R11	○	○					○	○	11,113,123
	RS13	○		○			○		○	13、23、503、508A
	C50			○			○		○	134a
	C60			○			○		○	134a
	C60S			○			○		○	134a
	R100	○	○	○				○	○	12、22、114、124、134a、403B、404A、407C、407D、410A、412A、413A、417A、422A、422D、423A、500、502、507A、509A
	R350	○	○	○				○	○	12、22、114、124、134a、403B、404A、407C、407D、410A、412A、413A、417A、422A、422D、423A、500、502、507A、509A
	R1400	○	○	○				○	○	12、22、114、124、134a、403B、404A、407C、407D、410A、412A、413A、417A、422A、422D、423A、500、502、507A、509A
	RC500	○	○	○				○	○	12、22、134a、404A、410A、412A、500、502、507A
	mini	○	○	○		○			○	12、22、114、124、134a、403B、404A、407C、407D、410A、412A、413A、417A、422A、422D、423A、500、502、507A、509A
	RC1000	○	○	○				○	○	12、22、134a、404A、410A、412A、500、502、507A
	RC2300	○	○	○				○	○	12、22、134a、404A、410A、412A、500、502、507A
	XLT	○	○	○			○		○	12、22、114、124、134a、403B、404A、407C、407D、410A、412A、413A、417A、422A、422D、423A、500、502、507A、509A
	TC	○	○	○	○			○	○	12、500、502、114、22、509A、412A、403B、124、134a、410A、407C、407D、404A、507A、413A、417A、422A、422D、423A、32、1234yf、1234ze
R70	○	○	○			○		○	12、22、134a、404A、407C、407D、410A、412A、500、502、507A、509A	
次頁に続く	テトラ	○	○	○	○		○	○	12、500、502、114、22、509A、412A、403B、124、134a、410A、407C、407D、404A、507A、413A、417A、422A、422D、423A、32、1234yf、1234ze	

社名	機種名「型式」	回収できる冷媒				回収能力(g/min)			通産省検定 又は 自己認証品	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	HFO	100g 未満	100g以上 200g未満	200g 以上		
前頁からの続き アサダ(株)	V200ECO	○	○	○				○	○	12、22、500、502、114、509A、412A、403B、 124、134a、404A、407C、407D、410A、507A、 413A、417A、422A、422D、423A
	V230SP	○	○	○				○	○	12、22、500、502、114、509A、412A、403B、 124、134a、404A、407C、407D、410A、507A、 413A、417A、422A、422D、423A、32
	V240SP	○	○	○	○			○	○	12、500、502、114、22、509A、412A、403B、 124、134a、410A、407C、407D、404A、507A、 413A、417A、422A、422D、423A、32、1234yf、 1234ze
	Aurora II	○	○	○		○			○	12、22、500、502、114、509A、412A、403B、 124、134a、404A、407C、407D、410A、507A、 413A、417A、422A、422D、423A、32、
	HAYABUSA	○	○	○	○			○	○	12、22、500、502、134a、404A、407C、407D、 410A、422A、422D、507A、509A、32、1234yf、 1234ze、115、125、218、401A、401B、402A、 402B、407A、407B、407E、410B、410JA、 900JA、901JA、407H、448A、449A、452A、 463A
(株)イチネンTASCO	TA110R	○	○	○			○		○	12、22、134a、407、410
	TA110A	○	○	○			○		○	12、22、500、502、134a、403B、407C、407D、 407E、410A、32、412A、507A、509A
	TA110B	○	○	○			○		○	12、22、500、502、134a、403B、407C、407D、 407E、410A、32、412A、507A、509A
	TA110C	○	○	○			○		○	12、22、500、502、134a、403B、407C、407D、 407E、410A、32、412A、507A、509A
	TA110C-100	○	○	○			○		○	12、22、500、502、134a、403B、407C、407D、 407E、410A、32、412A、507A、509A
	TA110FP	○	○	○	○			○	○	12、22、500、502、134a、403B、404A、407C、 407D、407E、410A、32、412A、507A、509A、 1234yf、1234ze
	TA110JA			○			○		○	134a
	TA110JB				○		○		○	1234yf
	TA110M	○	○	○			○		○	12、22、500、502、134a、403B、404A、407C、 407D、407E、410A、32、412A、507A、509A
	TA110MR	○	○	○	○			○	○	12、22、500、502、134a、403B、404A、407C、 407D、407E、410A、32、412A、507A、509A、 1234yf、1234ze
	TA110MX	○	○	○				○	○	12、22、500、502、134a、403B、404A、407C、 407D、407E、410A、32、412A、507A、509A
	TA110RX	○	○	○			○		○	12、22、502、134a、404、407、410A
	TA110X	○	○	○				○	○	12、22、500、502、134a、403B、404A、407C、 407D、407E、410A、32、412A、507A、509A
	TA110XZ	○	○	○	○			○	○	12、22、500、502、134a、403B、404A、407C、 407D、407E、410A、32、412A、507A、509A、 1234yf、1234ze
インフィコン	EMRT-41	○	○	○			○		○	12、22、134a、407、410
(株)エコテックサービ ス	ECK2500UP			○				○	○	134a
	ECK3500UP			○				○	○	134a
(株)エスコ	EA100AA	○	○	○			○		○	12、22、134a、404、407、410、500、502
	EA100AB	○	○	○			○		○	12、22、134a、404、407、410、500、502
	EA100CA-22	○	○	○			○		○	12、22、134a、500、502
	EA100CA-400	○	○	○			○		○	12、22、134a、407、410、32
エスベック(株)	SRM-000	○		○		○		○	○	13、23、503、508A

社名	機種名「型式」	回収できる冷媒				回収能力(g/min)			通産省検定 又は 自己認証品	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	HFO	100g 未満	100g以上 200g未満	200g 以上		
荏原冷熱システム(株)	Y-FRU(標準型)	○	○					○	○	11、113、123
	Y-FRU(業務型)	○	○					○	○	11、113、123
	Y-FRU II (業務型)	○	○	○				○	○	11、113、123、245fa
(株)大谷商会	1500002747	○	○	○	○			○	○	12、22、32、500、502、134a、403B、404A、407C、407D、407E、410A、412A、507A、509A、1234yf、1234ze
	1686.06Y	○	○	○				○	○	12、22、500、502、134a、404A、407C、410A、507A、32
奥田工機(株)	RGC-101	○				○			○*	12
	RGC-102	○				○			○*	12
	RGC-103	○		○		○			○*	12、134a
	FRS-42-1	○		○			○		○*	12、134a、114
	RGC-104	○		○		○			○	12、134a
	RGC-105	○		○		○			○	12、134a
(株)岡常歯車製作所	RGC-105M	○		○		○			○	12、134a
	YN-10			○			○		○	134a
	YN-12			○			○		○	134a
	YN-13			○			○		○	134a
	YN-13P			○			○		○	134a
	YN-13yf			○	○		○		○	1234yf
オーム電機 *現在は販売していません	YN-15tw			○	○		○		○	134a、1234yf
	RHS650A			○		○			○*	134a
	RHS650B	○				○			○*	12
	RHS650DA			○		○			○*	134a
	RHS650DB	○				○			○*	12
	TX-200	○	○	○		○			○*	12、22、134a、502
カルソニックカンセイ(株)	C-01-RE-A	○				○			○*	12
	C-01-RE-B	○				○			○*	12
	NA-21	○	○	○			○		○	12、22、134a、500、502
	NA-1	○	○	○			○		○	12、22、134a、404、407、500、502
(株)環境システム	RC-223	○	○	○			○		○*	12、22、134a、114、502
	RC-123C	○	○					○	○	11、113、123
(株)環境総研	KS-1001		○	○			○		○	11、113、123
	KS-1002			○			○		○	245fa
関西化研工業(株)	エアコンDr. S II			○			○		○	134a
五洋電気	GYR-12A	○				○			○*	12
	GYR-22A	○	○	○			○		○*	12、22、134a、500、502
	GYR-12S	○	○	○			○		○*	12、22、134a、500、502
	GYR-22S	○	○	○			○		○	12、22、404A、407C、410A
コーパック (タカヤマ設備)	KPK-01A	○	○			○			○*	12、22
	KPK-02B	○	○			○			○*	12、22
	KPK-02Y	○	○	○			○		○*	12、22、134a、500、502
	KPK-02E	○	○	○			○		○*	12、22、134a、500、502
	KOLPAK-27	○	○	○			○		○	12、22、134a、500、502
	IRS-9000	○	○	○			○		○	12、22、134a、407、410
	PROMXRP5000	○	○	○			○		○	12、22、134a、500、502
	PROMXRP5410	○	○	○			○		○	12、22、134a、500、502、407、410、32
三協自工	MRC300	○				○			○*	12
(株)サンケン	AR500J	○	○			○		○	12、22、134a、407、410	
三洋電機(株)	SRU-400R	○	○				○		○*	12、22、500、502
	SFR-3300	○	○	○			○		○*	12、22、134a、500、502
(株)山昇冷機製作所	SR-1	○	○			○		○	12、22	
(株)シマダ電気設備	SOT-001	○	○	○				○	○	12、22、407C、410A、502、404A
	SOT-002	○	○	○				○	○	12、22、407C、410A、502、404A
スナップオン・ツールズ(株)	ECK2500-N7			○			○		○	134a
正栄電機	CT-1	○	○			○			○*	12、22、502
EGアプライアンス	1636	○	○			○			○*	12、22、500、502
(株)ゼクセルヴァレオ クライメートコントロール	ZRR07-10A	○				○			○*	12
	ZRR02-11A	○				○			○*	12
	ZRR07-12A	○				○			○*	12
	ZRR07-10A1	○				○			○*	12
	ZRR07-12B	○				○			○*	12
	ZRR21-20A			○		○			○*	134a
(株)ゼクセル コールドシステムズ	ZRR21-20A・30A			○		○			○	134a
ダイキン工業(株)	1070XL-Z	○		○		○			○	12、134a
	PV04A	○	○			○			○*	12、22、502
大昭和産業	CFK-H3J	○				○		○*	12	
中京EG	1090			○		○		○*	134a	
中国冷空工	F-40	○	○			○			○*	12、22、502
	CFR-125L	○	○			○			○*	12、22、502
	CFR-125L II	○	○			○			○*	12、22、502

社名	機種名「型式」	回収できる冷媒				回収能力(g/min)			通産省検定 又は 自己認証品	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	HFO	100g 未満	100g以上 200g未満	200g 以上		
デンゲン(株)	CS-RF100	○				○			○*	12
	CS-RF100Y	○		○		○			○	12、134a
	CS-RF134Y	○		○		○			○	12、134a
	CS-RF50YD	○		○			○		○	12、134a
	CS-RF80YD	○		○			○		○	12、134a
	CS-RF55YD	○	○	○			○		○	12、22、134a、407、410、502
	CS-RF85YD	○	○	○			○		○	12、22、134a、407、410、502
	CS-RF500YD	○	○	○			○		○	12、22、134a、407、410、502
	CS-RF210	○		○			○		○	12、134a
	CS-RF210SX	○		○			○		○	12、134a
	CS-RF550	○	○	○				○	○	12、22、134a、407、410、502
	CS-MRC-1	○		○			○		○	12、134a
	CS-MRG-1-PX	○		○			○		○	12、134a
	CS-MRG-Jr	○		○			○		○	12、134a
	CS-MRG-Jr-G	○		○			○		○	12、134a
	CS-MRG-Jr-PX	○		○			○		○	12、134a
	CS-MRG-Jr-GPX	○		○			○		○	12、134a
	CS-MRG-Jr II	○		○			○		○	12、134a
	CS-MRG-Jr II-PX	○		○			○		○	12、134a
	ECO-MX	○		○			○		○	12、134a
	ECO-MXP	○		○			○		○	12、134a
	ECO-MXZ			○			○		○	134a
	ECO-MXZP			○			○		○	134a
	ECO-MXZWS			○		○			○	134a
	ECO-MXZWS II			○		○			○	134a
	CS-EMZ-WS			○		○			○	134a
	CS-EMZ			○			○		○	134a
	CS-EMZ-PX			○			○		○	134a
	CS-EMZ-WS II			○		○			○	134a
	CS-WENZ-PX (エコマックス II)			○		○			○	134a
KANSAIKAKEN111-B			○			○		○	134a	
KANSAIKAKEN111-D			○		○			○	134a	
KANSAIKAKEN111-E			○		○			○	134a	
CS-1234-WS				○	○			○	1234yf	
CS-RF500YD II	○	○	○	○	○			○	22、12、500、502、134a、407C、404A、507A、410A、509A、1234yf	
CS-YF134WS			○	○	○			○	1234yf、134a	
(株)デンソー 日本電装(株)	ESR-10AC	○				○		○*	12	
	ESR-10ACR	○				○		○*	12	
	ESR-20ACR	○		○		○		○*	12、134a	
	WFRK02			○			○	○	134a	
	WFRK03			○			○	○	134a	
	WFRK-06				○		○	○	1234yf	
東芝キャリアEG(株)	FR-PM182	○	○	○				○	12、22、134a、407、410	
	FR-PM201	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410	
	FR-FM1001	○	○	○			○	○	12、22、134a、407、410	
トキメック	FK-1	○				○		○*	12	
	FK-2	○				○		○*	12	
東洋キャリア	12RA001100-21	○	○			○		○*	12、22、500、502	
(株)東洋エンタープライズ	T10128	○		○		○		○	12、134a	
桃陽電線	MINI-R	○	○	○		○		○	12、22、134a、500、502	
	GOLDEN-NAGGET	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410	
(株)トルネス	PDF-20	○	○				○	○	12、502、22	
	PDF-20N	○	○	○			○	○	12、502、22、134a	
(株)中島自動車電装 次頁へ続く	NA-601	○					○	○*	12	
	NA-610	○	○				○	○*	12、22	
	NA-810	○	○				○	○*	12、22、502	
	NA-811	○	○	○			○	○	12、22、134a、502、500	
	NA-710	○	○				○	○*	12、22、502	
	NA-711	○	○	○			○	○	12、22、134a、502、500	
	NA-600	○	○	○			○	○	12、22、134a、502、500	
	NA-400	○	○	○		○		○	12、22、134a、502、500	
	NA-1100	○	○	○			○	○*	12、22、134a、500、502	
	NA-1100S	○	○	○			○	○	12、22、134a、500、502	
	NA-730	○	○	○			○	○	12、22、134a、500、502	
	NA-730S	○	○	○			○	○	12、22、134a、500、502	
	NA-740	○	○	○			○	○	12、22、134a、407、410、404、500、502	
	NA-740S	○	○	○			○	○	12、22、134a、407、410、404、500、502	
	NA-750S	○	○	○			○	○	12、22、134a、407、410、404、500、502	

社名	機種名「型式」	回収できる冷媒				回収能力(g/min)			通産省検定 又は 自己認証品	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	HFO	100g 未満	100g以上 200g未満	200g 以上		
前頁からの続き (株)中島自動車電装	NA-1000W	○	○	○				○	○	12, 22, 134a, 500, 502
	NYR-600NA	○	○	○				○	○	12, 22, 134a, 500, 502
	CAL-400	○	○	○			○		○	12, 22, 134a, 502, 500
	NRU-21	○	○	○			○		○	12, 22, 134a, 500, 502
	NA-21	○	○	○			○		○	12, 22, 134a, 500, 502
	NA-1	○	○	○		○			○	12, 22, 134a, 407, 404, 500, 502
	NA-22MHC	○	○	○			○		○	12, 22, 134a, 500, 502
	NRU-10	○	○	○			○		○	12, 22, 134a, 500, 502
	NA-760	○	○	○				○	○	12, 22, 134a, 404A, 407A, 407C, 410A, 500, 502, 507A
	NA-MAX	○	○	○			○		○	12, 22, 134a, 404A, 407C, 410A, 500, 502, 507A
NA-770A	○	○	○				○	○	12, 22, 502, 134a, 404A, 407A, 407C, 410A, 500, 507A, 32	
NA-770B	○	○	○				○	○	12, 22, 502, 134a, 404A, 407A, 407C, 410A, 500, 507A, 32	
日石三菱(株) (現新日本石油(株))	ACR5Jb	○		○			○		○	12, 134a
	ACR5	○		○			○		○*	12, 134a
	ACR-NMO201	○	○	○			○		○	12, 134a, 22, 502, 404, 407, 410, 507
	NOR-300S			○			○		○	134a
日本整備(株)	BREEZE134			○			○			134a
	NEW-TWIN-GAS	○		○			○			12, 134a
	ASTRABUS134			○			○			134a
	DiGiClima134			○			○			134a
	TURBO Clima	○		○			○			12, 134a
	FG-400	○		○			○		○	12, 134a
	OKC-134			○			○		○	134a
	OKC-134AD			○			○		○	134a
	OKC-134ADPT			○			○		○	134a
	OKC-1234AD				○		○		○	1234yf
OKC-1234ADPT				○		○		○	1234yf	
OKC-DUAL			○	○		○		○	134a, 1234yf	
OKC-DUALPT			○	○		○		○	134a, 1234yf	
ハマ冷機	EJ-R753A	○	○				○		○*	12, 22, 502
日立アプライアンス (株)	FWB-2137598			○				○	○	134a
(株)日立空調システム	SE-20RU	○	○				○		○	12, 22, 500, 502
	SE-21RU	○	○	○				○	○	12, 22, 500, 502, 134a
(株)日立製作所	SRP-02	○						○	○	11
	SPC-03	○						○	○	11
	YF-01S	○						○	○	11
(株)日立ビルシステム	W-1	○	○					○	○	11, 113, 123
	W-2	○	○					○	○	11, 113, 123
日立カーエレクトロニクス	HR-2000	○					○		○*	12
	HR-5000	○					○		○*	12
文化貿易工業(株)	CR500J	○	○	○			○		○	12, 22, 134a, 407, 410
	CR600J	○	○	○			○		○	12, 22, 134a, 407, 410
	RM-14000	○	○	○			○		○	12, 22, 134a, 407, 410
	AR-200J			○			○		○	134a
	AR-212TRJ	○					○		○	12
	AR-400J	○		○			○		○	12, 134a
	CR-700J	○	○	○				○	○	12, 22, 502, 134a, 410A, 407C, 404A, 507A
	RM300	○	○	○				○	○	12, 22, 500, 502, 134a, 404A, 407C, 410A, 507A, 32
RM320	○	○	○				○	○	12, 22, 500, 502, 134a, 404A, 407C, 410A, 507A, 32	
RM330	○	○	○	○			○	○	12, 22, 500, 502, 134a, 404A, 407C, 410A, 507A, 32, 1234yf, 1234ze	
(株)FUSO	G5Twin	○	○	○				○	○	12, 22, 502, 134a, 401b, 401c, 402a, 402b, 404A, 409a, 407a, 407B, 407C, 407d, 408a, 410A, 411a, 411b, 412a, R507
	G5Twin-musashi	○	○	○				○	○	12, 22, 502, 134a, 401b, 401c, 402a, 402b, 404A, 409a, 407a, 407B, 407C, 407d, 408a, 410A, 411a, 411b, 412a, R507
	G5Twin-musashi II	○	○	○	○			○	○	12, 22, 134a, 401c, 404A, 409a, 401b, 412a, 411a, 407d, 411b, 502, 402b, 407C, 408a, 407a, 402a, 507, 407B, 410A, 32, 1234yf
プロステップ(株)	PS134/AF-4000Z			○			○		○	134a

社名	機種名「型式」	回収できる冷媒				回収能力(g/min)			通産省検定 又は 自己認証品	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	HFO	100g 未満	100g以上 200g未満	200g 以上		
ホーザン(株)	HA-1000	○	○	○		○			○	12、134a、22、502、407、410
ボッシュ(株)	12134B	○		○			○		○	12、134a
旧社名:ボッシュオート モーティブサービスソ リューションズ(株)、エ スピーエックスサービ スソリューションズジャ パン(株)、ジャテック (株)	17100	○					○		○	12
	17350	○					○		○*	12
	17350C	○					○		○*	12
	17400	○					○		○*	12
	17500	○	○				○		○	12、22、500、502
	17500B	○	○				○		○*	12、22、500、502
	17505J	○	○	○			○		○*	12、22、134a、500、502
	17620J	○	○	○			○		○*	12、22、134a、500、502
	17650J	○	○	○			○		○*	12、22、134a、502
	17660B	○	○	○			○		○*	12、22、134a、500、502
	17800B			○				○	○	134a
	25152	○	○	○			○		○*	12、22、134a、500、502
	25152A	○	○	○			○		○*	12、22、134a、500、502
	25152B	○	○	○			○		○	12、22、134a、404、407、410、500、502
	25200A	○	○	○			○		○*	12、22、134a、500、502
	25200B	○	○	○			○		○*	12、22、134a、404、407、410、500、502
	25177	○	○	○			○		○	12、22、134a、404、407、410、500、502
	25177B	○	○	○			○		○	12、22、134a、500、502、404A、407C、410A、507A、509A
	25202B	○	○	○			○		○	12、22、134a、404、407、410、500、502
	34400			○			○		○*	134a
	34700			○			○		○*	134a
	34700-2K			○			○		○	134a
	34700Z			○			○		○	134a
	34702Z			○			○		○	134a
	34800-2K	○		○			○		○	12、134a
	342000			○			○		○	134a
	AC375J			○			○		○	134a
	ACR5J	○		○			○		○*	12、134a
	AC690PRO			○			○		○	134a
	ACR-6012	○					○		○*	12
	ACR-6134			○			○		○*	134a
	ROB246A	○	○	○			○		○	12、22、134a、404A、407C、410A、500、502、507A
	RG3000-J	○	○	○			○		○	12、22、500、502、134a、404A、407C、410A、507A、32
	A/Ccellence2500			○			○		○	134a
	A/Ccellence3000			○			○		○	134a
	ACS751			○			○		○	134a
	ACS751R			○			○		○	134a
	ROB760A	○	○	○				○	○	12、22、500、502、134a、404A、407C、410A、507A、32
松下電器産業(株)	CFR-1020R	○					○		○*	12
	CFR-2020S	○	○				○		○*	12、22
	CFR-1020S	○	○				○		○*	12、22
松下エアコンエンジニ アリング	HS-BF410A	○	○	○			○		○	12、22、134a、407、410、32
三笠サービス	R300-MH	○					○		○*	12
マツダ産業	MFR-920	○					○		○*	12
	MFR-930	○					○		○*	12
	MFR-925	○					○		○*	12
	MFR-240	○					○		○*	12,502
	MFR-940	○					○		○*	12
	MFR-410			○			○		○*	134a
	MFR-921	○					○		○*	12
	MFR-420	○		○			○		○	12、134a
マーレトレーディングジャ パン	ACX1150			○			○		○	134a
三菱重工業(株)	URR102	○		○			○		○*	12、134a
	URR103	○		○			○		○*	12、134a
	URR103A	○		○			○		○*	12、134a
	URR103B	○		○			○		○*	12、134a
	URR120	○		○				○	○*	12、134a
三菱重工冷熱機材 (株)三菱重工冷熱 (株)	MOR751	○	○	○				○	○*	12、22、134a、500、502 (404A、407C、507A)
次頁へ続く	MOR400	○	○	○			○		○*	12、22、134a、500、502 (404A、407C、507A)
	MOR405J	○	○	○			○		○	12、22、134a、500、502、404A、407C、507A

社名	機種名「型式」	回収できる冷媒				回収能力(g/min)			通産省検定 又は 自己認証品	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	HFO	100g 未満	100g以上 200g未満	200g 以上		
前頁からの続き三菱 重工冷熱機材(株) 三 菱重工冷熱(株)	MOR405JH	○	○	○			○		○	12、22、134a、500、502、404A、407C、410A、 507A
	MOR405JHX	○	○	○			○		○	12、22、134a、500、502、404A、407C、410A、 507A
	RP5410	○	○	○			○		○	12、22、134a、502、404A、407C、410A、32
	MOR4000J	○	○	○			○		○*	12、22、134a、500、502
	MOR4000J II	○	○	○			○		○	12、22、134a、500、502、404A、407C、410A、 507A
	MOR1150	○		○			○		○	13、23、503、508A
三菱電機 エンジニアリング(株)	FR-06A	○	○	○		○			○	12、22、134a、500、502
	FR-06B	○	○	○			○		○	12、22、134a、404、410
	FR-07A	○	○	○			○		○	12、22、134a、404、407、410
	FRJ-07A	○	○	○			○		○	12、22、134a、404、407、410
	FR-20A	○	○	○				○	○*	12、22、134a、114、502
三菱電機 ビルテクノサービス (株)	MRK-06A	○	○	○		○			○*	12、22、134a、500、502
	MRK-20A	○	○	○				○	○*	12、22、134a、114、502
	MRK-50A	○	○					○	○*	12、22、502
(株)ヤマダコーポレー ション	RRS-20	○		○			○		○	12、134a
	RRS-201	○		○			○		○	12、134a
	RCS-20	○		○			○		○	12、134a
	PFR-10	○	○	○			○		○	12、22、134a、407、410
	RVC-22	○		○			○		○	12、134a
	RCS-20A	○		○			○		○	12、134a
	BRCS-20L	○		○			○		○	12、134a
	PFR-10A	○	○	○			○		○	12、22、134a、404A、407C、410A、502
	RSA-10	○		○			○		○	12、134a
	BAC-21VWA	○		○			○		○	12、134a
	RCS-20TP	○		○			○		○	12、134a
	RCS-20TP-P	○		○			○		○	12、134a
	RSA-10(881130)			○			○		○	134a
	RSA-710R			○			○		○	134a
	RSA-760R			○			○		○	134a
	RSA-760Ryf				○		○		○	1234yf
RSA-780R			○	○		○		○	134a、1234yf	
ユニクラ	セルコン8000	○					○		○*	12
	セルコン1000AB	○					○		○*	12
レックス工業(株)	RP-5410	○	○	○			○		○	12、22、134a、502、404A、407C、410A、32
(株)ロテックス	RP-5000	○	○	○			○		○	12、22、134a、500、502
	RP-5410	○	○	○			○		○	12、22、134a、502、404A、407C、410A、32
	RP-5210	○	○	○		○			○	12、22、134a、404A、407、410
	RP-5300	○	○	○			○		○	12、22、134a、410A、407C、404A
	RE060j-3001	○	○	○				○	○	12、22、134a
	RE077j-5001	○	○	○				○	○	12、22、134a
	RF550	○	○	○				○	○	12、22、134a、407、410、502
	RP5710/RA050J-1001	○	○	○				○	○	12、22、134a
渡商会	ガスバック12V1	○				○			○*	12

4. 法定様式

(1) 第一種フロン類充填回収業者の登録申請書

様式第1（第8条関係）
（表面）

第一種フロン類充填回収業者 登 録 申 請 書
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

都道府県知事 殿

（郵便番号）
住 所
氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第27条第2項の規定により、
第30条第2項
必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の 登 録 申 請 書
登録の更新

事業所の名称及び所在地			
名 称			
所在地	（郵便番号）		
	電話番号		
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー			
(2) 冷蔵機器・冷凍機器			
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品			
充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類			
充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー			
(2) 冷蔵機器・冷凍機器			
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能 力		
	200g/min未満	200g/min以上	
CFC用	台	台	
HCFC用	台	台	
HFC用	台	台	
CFC、HCFC兼用	台	台	
CFC、HFC兼用	台	台	
HCFC、HFC兼用	台	台	
CFC、HCFC、HFC兼用	台	台	

(裏面)

- 備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 2 「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」及び「充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
- 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 5 下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の氏名又はフロン類の充填を自ら行う者若しくはフロン類の充填に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

--

(2) 変更届出書

様式第2 (第11条関係)

第一種フロン類充填回収業者変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
登録番号

第一種フロン類充填回収業者に係る以下の事項について変更したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第31条第1項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(3) 充填量・回収量報告書(新様式)

第一種フロン類充填回収業者が都道府県知事に提出する、前年度の充填量・回収量等に関する報告書。(新様式:令和2年度業務についての令和3年度報告から使用。)

様式第3 (第52条関係)

第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書

年 月 日

都道府県知事

殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

登録番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第47条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

CFC						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
CFCを充填した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
①充填した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
CFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
②回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
③年度当初に保管していた量					kg	kg
④第一種フロン類再生業者に引き渡した量					kg	kg
⑤フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
⑥法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					kg	kg
⑦第49条第1号に規定する者に引き渡した量					kg	kg
⑧年度末に保管していた量					kg	kg
HCFC						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
HCFCを充填した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑨充填した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
HCFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑩回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
⑪年度当初に保管していた量					kg	kg
⑫第一種フロン類再生業者に引き渡した量					kg	kg
⑬フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
⑭法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					kg	kg

⑮第49条第1号に規定する者に引き渡した量				kg	kg	
⑯年度末に保管していた量				kg	kg	
HFC						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
HFCを充填した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑰充填した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
HFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑱回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
⑲年度当初に保管していた量				kg	kg	
⑳第一種フロン類再生業者に引き渡した量				kg	kg	
㉑フロン類破壊業者に引き渡した量				kg	kg	
㉒法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量				kg	kg	
㉓第49条第1号に規定する者に引き渡した量				kg	kg	
㉔年度末に保管していた量				kg	kg	
法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	台		台		台	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 原則として、②+③=④+⑤+⑥+⑦+⑧、⑩+⑪=⑫+⑬+⑭+⑮+⑯、⑱+⑲=⑳+㉑+㉒+㉓+㉔となるようにすること。
- 3 第49条第2号に該当する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付すること。

5. 記載例

(1) 登録申請書の記載要領

様式第1 (第8条関係)
(表面)

第一種フロン類充填回収業者 登録申請書
登録の更新

新規は未記入、更新時には、登録番号と登録年月日を記入する

※登録番号
※登録年月日

年 月 日

申請する日を記入

都道府県知事 殿

(郵便番号)
住所名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

第27条第2項の規定により、
第30条第2項
登録の更新

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の登録の更新を申請します。

第一種フロン類充填回収業を行う者の氏名(個人)又は名称(法人)

事業所の名称及び所在地			
名称			
所在地	(郵便番号)		
電話番号			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー			
(2) 冷蔵機器・冷凍機器			
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品			
充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類			
充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー			
(2) 冷蔵機器・冷凍機器			
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能力		
	200g/min未満	200g/min以上	
CFC用	台	台	
HCFC用	台	台	
HFC用	台	台	
CFC、HCFC兼用	台	台	
CFC、HFC兼用	台	台	
HCFC、HFC兼用	台	台	

該当する欄に全○を付ける。記入例は、CFCとHCFCが充填されている(1)エアコンディショナー、CFCとHCFCが充填されている(2)冷蔵機器・冷凍機器、HCFCが50kg以上充填されている第一種特定からフロン類を充填及び回収する場合

所有又は利用可能な回収設備について、設備の種類ごとに能力に応じて、台数を記入

(2) 同一区域内にフロン類の回収を行う事業者が複数ある場合の申請方法

同一区域内での複数事業所の一括申請書の記入要領。

申請書1枚目

1枚目は、記入要領に従い全てを記入

様式第1 (第8条関係)
(表面)

第一種フロン類充填回収業者 **登録** 申請書
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	年 月 日

都道府県知事 殿

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 **第27条第2項** の規定により、
第30条第2項

必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の **登録** を申請します。
登録の更新

事業所の名称及び所在地			
名 称			
所在地	(郵便番号)		
電話番号			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー			
(2) 冷蔵機器・冷凍機器			
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品			
充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類			
充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー			
(2) 冷蔵機器・冷凍機器			
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能 力		
	200g/min未満	200g/min以上	
CFC用	台	台	
HCFC用	台	台	
HFC用	台	台	
CFC、HCFC兼用	台	台	
CFC、HFC兼用	台	台	
HCFC、HFC兼用	台	台	
CFC、HCFC、HFC兼用	台	台	

申請書2枚目以降

2枚目以降は、「事業者の名称」以下について記入。なお、事業所が3以上ある場合には、2枚目と同様の要領で申請書に必要事項を記入する。

様式第1 (第8条関係)
(表面)

第一種フロン類充填回収業者 **登録** 申請書
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	年 月 日

都道府県知事 殿

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 **第27条第2項** の規定により、
第30条第2項

必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の **登録** を申請します。
登録の更新

事業所の名称及び所在地			
名 称			
所在地	(郵便番号)		
電話番号			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー			
(2) 冷蔵機器・冷凍機器			
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品			
充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類			
充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー			
(2) 冷蔵機器・冷凍機器			
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能 力		
	200g/min未満	200g/min以上	
CFC用	台	台	
HCFC用	台	台	
HFC用	台	台	
CFC、HCFC兼用	台	台	
CFC、HFC兼用	台	台	
HCFC、HFC兼用	台	台	
CFC、HCFC、HFC兼用	台	台	

6. 登録審査評価事例

申請書類が【登録の基準】に適合しているか否かの登録審査例を示します。

(例－1)回収しようとするフロン類の種類と回収設備の種類との照合

申請基準を満たす例

申請基準を満たさない例

様式第1 (第8条関係)
(表面)

第一種フロン類充填回収業者 登録申請書

※登録番号	
※登録年月日	年 月 日

都道府県知事 殿

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第27条第2項の規定により、

必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の登録を申請します。

事業所の名称及び所在地			
名 称			
所在地	(郵便番号)		
	電話番号		
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー			
(2) 冷蔵機器・冷凍機器	○		
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品	○		
充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類			
充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー			
(2) 冷蔵機器・冷凍機器			
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能 力		
	200g/min未満	200g/min以上	
CFC用	台	台	
HCFC用	1 台	台	
HFC用	台	台	
CFC、HCFC兼用	台	台	
CFC、HFC兼用	台	台	
HCFC、HFC兼用	台	台	
CFC、HCFC、HFC兼用	台	台	

回収しようとするフロン類「CFC」とフロン類回収設備の種類「CFC用」が一致している。

様式第1 (第8条関係)
(表面)

第一種フロン類充填回収業者 登録申請書

※登録番号	
※登録年月日	年 月 日

都道府県知事 殿

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第27条第2項の規定により、

必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の登録を申請します。

事業所の名称及び所在地			
名 称			
所在地	(郵便番号)		
	電話番号		
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー			
(2) 冷蔵機器・冷凍機器			○
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品			○
充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類			
充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー			
(2) 冷蔵機器・冷凍機器			
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能 力		
	200g/min未満	200g/min以上	
CFC用	台	台	
HCFC用	1 台	台	
HFC用	1 台	台	
CFC、HCFC兼用	台	台	
CFC、HFC兼用	台	台	
HCFC、HFC兼用	台	台	
CFC、HCFC、HFC兼用	台	台	

回収しようとするフロン類の種類と回収設備の種類が一致していない。

(例一) 回収対象の特定製品の種類と回収設備の回収能力との照合

申請基準を満たす例

申請基準を満たさない例

様式第1 (第8条関係)
(表面)

第一種フロン類充填回収業者 登録申請書

※登録番号	
※登録年月日	平成 YY年 MM月 DD日

〇〇県知事 △△ ■■■ 殿

(郵便番号) 123-4567
住所 ★★県霞ヶ関市日本8-9-10
氏名 フロン回収破壊株式会社
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 (123) 456-7890

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第27条第2項の規定により、

必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の登録を申請します。

事業所の名称及び所在地			
名称	フロン回収破壊株式会社 虎ノ門事務所		
所在地	(郵便番号) 098-7654 〇〇県虎ノ門市経済3-2-1 電話番号 (098) 765-4321		
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー	○	○	
(2) 冷蔵機器・冷凍機器	○	○	
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品			○
充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類			
充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー	○	○	
(2) 冷蔵機器・冷凍機器	○	○	
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能力		
	200g/min未満	200g/min以上	
CFC用	3台		台
HCFC用			台
HFC用			台
CFC、HCFC兼用	3台		2台
CFC、HFC兼用			台
HCFC、HFC兼用			台

回収対象特定製品の種類と回収設備の能力が一致している。

様式第1 (第8条関係)
(表面)

第一種フロン類充填回収業者 登録申請書

※登録番号	
※登録年月日	平成 YY年 MM月 DD日

〇〇県知事 △△ ■■■ 殿

(郵便番号) 123-4567
住所 ★★県霞ヶ関市日本8-9-10
氏名 フロン回収破壊株式会社
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 (123) 456-7890

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第27条第2項の規定により、

必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の登録を申請します。

事業所の名称及び所在地			
名称	フロン回収破壊株式会社 虎ノ門事務所		
所在地	(郵便番号) 098-7654 〇〇県虎ノ門市経済3-2-1 電話番号 (098) 765-4321		
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー	○	○	
(2) 冷蔵機器・冷凍機器	○	○	
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品			○
充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類			
充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー	○	○	
(2) 冷蔵機器・冷凍機器	○	○	
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能力		
	200g/min未満	200g/min以上	
CFC用			台
HCFC用			台
HFC用			台
CFC、HCFC兼用	1台		台
CFC、HFC兼用			台
HCFC、HFC兼用			台

回収対象特定製品の種類と回収設備の能力が一致していない。

7. 参考様式

(1) 法 29 条第 1 項各号に該当しない者であることを誓約した書面の例

<p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p style="text-align: center;">登録申請者及びその役員は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 29 条第1項各号に該当しないものであることを誓約します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申 請 者</p> <p style="text-align: left;">知事殿</p>
--

(2) 都道府県による第一種フロン類充填回収業者登録通知書の例

第一種フロン類充填回収業者登録通知書

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

第10条第2項

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第12条第2項

第13条第2項

の規定により 第一種フロン類充填回収業者として登録した
登録の更新を行った ことを通知する。
登録の変更を行った

都道府県知事

登録番号

登録年月日

有効期間満了年月日

(3) 充填証明書・回収証明書の例

フロン類充填証明書

証明書No.

交付年月日	年 月 日		
充填した年月日	年 月 日		
充填したフロン類の種類	種類(R番号)	R-	GWP値
充填したフロン類の量	充填量(kg)		
設置時 整備時の別 (どちらかに○)	機器の整備時に充填		機器の新設時に現場充填

整備を発注した管理者 (機器の所有者等)	住 所	〒		
	氏名・名称			
管理担当者	住 所	〒		
	氏 名		部署名	
	電 話		e-mail	
充填した機器の所在	住 所	〒		
	施設の名称 (建物名等)			
機器の特定情報	管理番号			
	型 番		製品番号	
第一種フロン類充填回収 業者	住 所	〒		
	氏名・名称			
	電 話		登録番号	
充填業者又は立会者 (冷媒フロン類取扱技術者等)	氏 名		資格者番号	

機器の管理者の皆様へ

※この「充填証明書」は、算定漏えい量の計算に必要な書類となりますので、保存しておいてください。

フロン類回収証明書

証明書No.

交付年月日	年 月 日		
回収した年月日	年 月 日		
回収したフロン類の種類・量	種類(R番号)	R-	量(kg)

整備を発注した管理者 (機器の所有者等)	住 所	〒		
	氏名・名称			
管理担当者	住 所	〒		
	氏 名		部署名	
	電 話		e-mail	
回収した機器の所在	住 所	〒		
	施設の名称 (建物名等)			
機器の特定情報	管理番号			
	型 番		製品番号	
第一種フロン類充填回収 業者	住 所	〒		
	氏名・名称			
	電 話		登録番号	
回収業者又は立会者 (冷媒フロン類取扱技術者等)	氏 名		資格者番号	

機器の管理者の皆様へ

※この「回収証明書」は、算定漏えい量の計算に必要な書類となりますので、保存しておいてください。

(4) 第一種フロン類充填回収業者記録様式の例

整備時

冷媒の種類〔CFC HCFC HFC〕

No.	管理番号	年月日	充填① 回収② 処理③ 自ら再生 充填④	設置時① 整備時②	第一種特定製品の所在 (充填・回収場所)		充填・回収／整備の 発注者 処理／処理先(破壊・ 再生・省令49条業者、 簡易再生フロン充填 先)		第一種特定製品の 整備者		充填・回収 台数/量				処理量				備考			
					建物名	住所		氏名・名称	住所	氏名・名称	住所	エアコン		冷凍冷蔵		合計		破壊 kg		再生 kg	自ら再生 kg	省令49条 kg
						県名						台	量(kg)	台	量(kg)	台	量(kg)					

冷媒の種類〔CFC HCFC HFC〕

No.	管理番号	年月日	回収① 処理② 自ら再生 充填③	第一種特定製品の所在 (回収場所)		回収/廃棄者等実施 者 処理／処理先(破壊・ 再生・省令49条業者・ 簡易再生フロン充填)		第一種特定製品 引渡受託者		回収台数/量				処理量					保管 kg	備考			
				建物名	住所		氏名・名称	住所	氏名・名称	住所	エアコン		冷凍冷蔵		合計		破壊 kg	再生 kg			自ら再生 kg	省令49条 kg	自ら再生充填 kg
					県名						台	量(kg)	台	量(kg)	台	量(kg)							

(5) 点検記録簿の例((一社)日本冷凍空調設備工業連合会)

冷媒漏えい点検・整備記録簿				2011年11月11日～2018年4月3日								管理番号		RQGN-6GMT-8YXA		補足事項		
管理 者の 所 在 の 機 器	氏名・名称	(株)環境食品			設備製造者		〇〇〇〇冷凍機(株)						西暦		2011年11月11日			
	住所	〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇3-4-5			系統名	A-1		設置年月日										
所 在 の 機 器	施設名称	スーパー環境 〇〇店			TEL	01-234-5678		使用機器		分類	コンプレッソユニット(シーケース・冷凍機)			型式	AS023D			
	住所	〒321-9876 〇〇県〇〇市〇〇9-87			TEL	01-222-3333				製番	ED024-2007			用途	冷凍・冷蔵用			
運転管理責任者		環境 太郎			TEL	01-222-3333				圧縮機の電動機定格出力(kW)			8.5					
者 名 住 等 所 業	冷凍空調設備(株)	〒222-0001 〇〇県〇〇市〇〇12-32			TEL	023-444-5555		冷媒量(kg)		合計充てん量	合計回収量	合計排出量	CO ₂ 当量					
	ABC設備(株)	〒233-0011 〇〇県〇〇市〇〇2321			TEL	024-666-2221				75.00	61.00	14.00	29.260					
					TEL			使用冷媒		R410A	初期総充填量(kg)		25.00					
主要冷媒のGWP値		R11	R12	R32	R134a	R22	R123	R245fa	R502	R404A	R407A	R407C	R410A	R410B	R152a	R142b	R507A	
		4750	10900	675	1430	1810	77	1030	4660	3920	2110	1770	2090	2230	124	2310	3990	
作業 年月日	点検・整備区分	充填量(kg)		回収量(kg)	点検内容	点検結果	漏えい・故障の原因	漏えい・故障箇所	修理の内容	点検・修理・回収・充填業者名	技術者氏名	技術者No.	修理困難理由	修理予定日				
		回収戻し充填量(kg)	回収量(kg)															
	出荷時初期充填量	20.00																
2014/11/11	設置時追加充填量	5.00																
2014/11/11	設置時点検			システム漏えい試験(気密試験)		なし					冷凍空調設備(株) 佐藤太郎		1-01-1-001000					
2015/7/10	呼出点検			直接法		あり	振動・共振	フレア継手部	その他(未実施)	冷凍空調設備(株) 佐藤太郎		1-01-1-001000						
2015/7/11	漏えい修理	25.00	19.50	19.50	直接法	なし			増し締め	冷凍空調設備(株) 佐藤太郎		1-01-1-001000						
2015/11/1	定期点検			間接法		なし			冷凍空調設備(株) 佐藤太郎		1-01-1-001000							
2016/10/25	定期点検			間接法		油膜あり			冷凍空調設備(株) 佐藤太郎		1-01-1-001000							
2016/10/26	漏えい修理	25.00	21.00	21.00	直接法	あり	経年腐食	ねじ部	部品交換 その他(ネジ)	冷凍空調設備(株) 田中次郎		1-01-1-001012						
2017/3/14	呼出点検			20.50	直接法	あり	凍結による、凍結防止	溶接部	溶接補修	冷凍空調設備(株) 田中次郎		1-01-1-001012						
2017/3/15	整備(修理)後点検	25.00			システム漏えい試験(気密試験)		なし			冷凍空調設備(株) 田中次郎		1-01-1-001012						
2017/10/20	定期点検			間接法		なし			ABC設備(株) 中村三郎		1-04-1-012000							
2018/4/3	譲渡																	
計		75.00	40.50	61.00														

出典 一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会

(6) 電子ログブック((一財)日本冷媒・環境保全機構)

冷媒漏洩点検・整備記録簿 -----年--月--日 ~ -----年--月--日

注意:冷媒の充填・回収作業は、第一種フロン類充填回収業の知識を有する資格者本人によるか、またはその立会いが必要です。
*が付いている項目は必ず入力してください。

機器管理番号	
--------	--

1. 第一種特定製品の管理者・施設・製品情報 ...管理者がログインすると、1表に管理者登録情報が自動記入されます。また充填回収業者がログインすると、2表に業者登録情報が自動記入されます。

施設所有者*	<input type="radio"/> 新規登録 <input type="radio"/> 履歴から選択 <input type="radio"/> 事業者コードから選択 氏名または名称を入力してください <input type="text"/> 〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> 住所検索 住所1 <input type="text"/> 住所2 <input type="text"/>	事業者コード		管理者(本社等)名・住所	<input type="text"/> 〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> 住所検索 住所1 <input type="text"/> 住所2 <input type="text"/>
施設名称*	<input type="text"/>	システム	<input type="text"/>	設備製造者*	<input type="text"/>
施設住所*	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> 住所検索 <input type="text"/> 住所1 <input type="text"/> 住所2 <input type="text"/>	設置年月日	<input type="text"/> -- <input type="text"/> -- <input type="text"/>		
代表電話	<input type="text"/>		使用機器	分類*	<input type="text"/>
機器管理従事者*	<input type="text"/>	同左電話		用途*	<input type="text"/>
E-mail*	<input type="text"/> (確認用)			型式	<input type="text"/>
				製造番号*	<input type="text"/>
				圧縮機の原動機の定格出力 kW	<input type="text"/>
				出荷時初期充填量 kg*	<input type="text"/>

2. 漏洩点検・整備・回収・充填記録 ...登録番号、都道府県を入力すると業者登録情報が表示されます。充填冷媒が1表の使用冷媒と相違するとエラーとなります。
一旦回収して作業後にその冷媒を再充填した量は「戻し充填量」、新たな冷媒を充填した量は「追加充填量」に記入して下さい。
破壊再生冷媒がある場合は行程管理票発行も連携できます。

作業年月日*	点検・整備区分*	充填冷媒*	回収量 kg	戻し充填量 kg	追加充填量 kg*	破壊再生量 kg	点検内容	点検結果
2015-2-26	設置時追加充填量							
漏洩・故障箇所	漏洩・故障原因	修理内容	直ちに修理困難な場合はその理由		修理予定日			
備考								
作業請負者社名		所在地	作業担当者*		資格者証			
登録番号	登録都道府県	E-mail	代表電話					

実施作業は2表の内容に相違ありません。 作業請負者責任者確認*: _____ ⇒ 管理者承諾: _____

3. 冷媒の充填・回収状況 ...確認画面を表示すると自動計算されます。「初期総充填量」は出荷時初期充填量と設置時追加充填量の合計で、「合計充填量」には含まれません。
「合計排出量」は「合計充填量」と「合計回収量」の差です。

充填冷媒	(参考) 温増化係数	初期総充填量 kg	合計充填量 kg	合計回収量 kg	合計排出量 kg	排出量CO2トン
---	---	---	---	---	---	---

4. 点検・整備・充填・回収履歴 ...2表に記入された内容が自動転記されます。但し作業請負者情報は表示されません。充填量は、戻し充填と追加充填の合計量です。冷媒量に関する集計結果は3表に表示されます。

状態	伝票番号	作業年月日	点検・整備区分	回収量 kg	充填量 kg	点検内容	点検結果	漏洩・故障原因	漏洩・故障箇所	修理内容(交換部品)	操作

[一覧へ戻る](#)

[確認画面へ](#)

[ページトップ ▲](#)

(7) 一般財団法人日本冷媒・環境保全機構の情報処理センターの利用方法

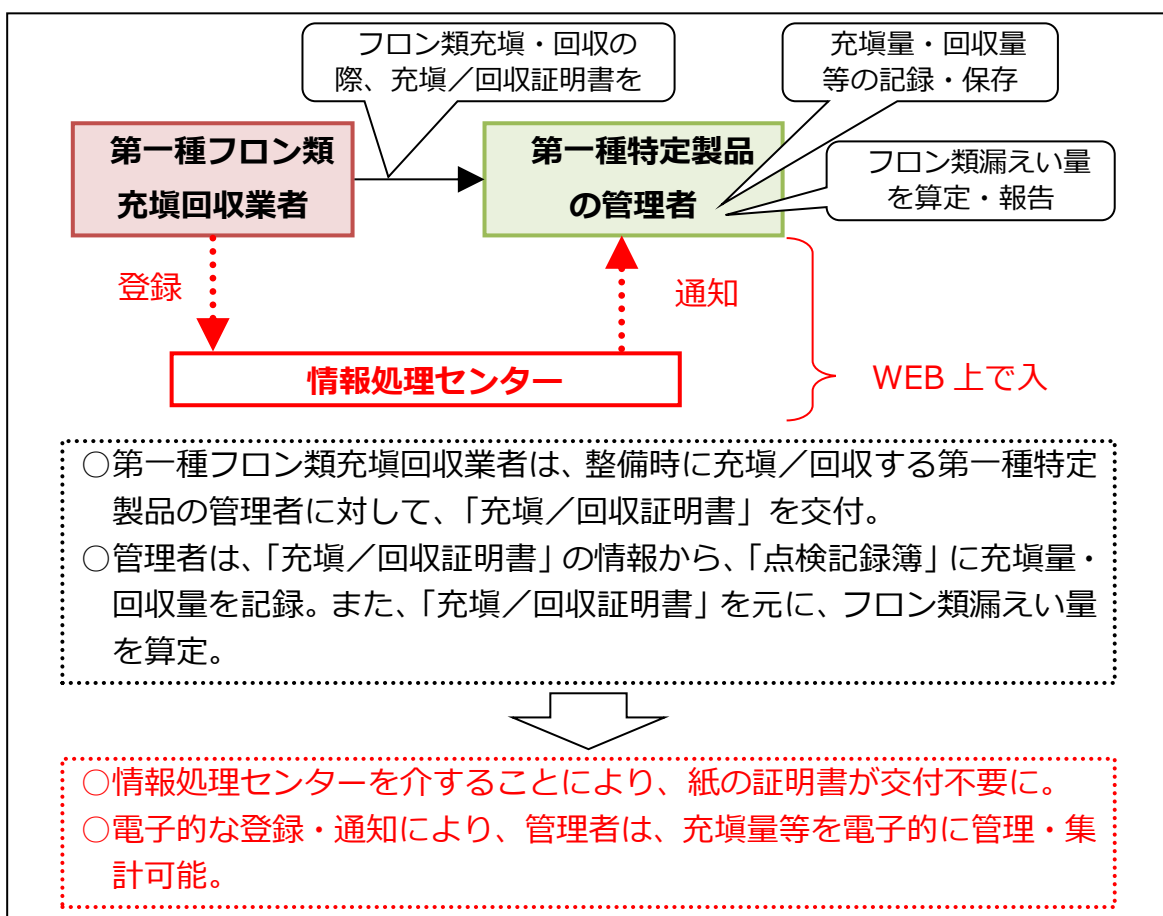
(出典:一般財団法人日本冷媒・環境保全機構)

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構は、平成 27 年1月 27 日、フロン排出抑制法に基づく情報処理センターの指定を受け、Web サーバ上に冷媒管理システム(<https://www.jreco.jp>)を公表しており、当該システムを利用することにより、フロン排出抑制法に基づいた情報処理センター機能にアクセスすることができます。

(1) 情報処理センターを利用してできること

第一種フロン類充填回収業者は、整備時に充填量・回収量等を記載した充填証明書・回収証明書を管理者に対して交付することになっています。第一種特定製品の管理者は、管理する第一種特定製品へのフロン類の充填量及び回収量が記載された充填証明書、回収証明書を用いて、一定量以上のフロン類の漏えいを生じさせた場合、当該年度分の漏えい量を国に対して報告する必要があります。

情報処理センターを利用することにより、本来紙での交付が必要な充填証明書・回収証明書の、電子的なやりとり(登録・通知)が可能となります。これにより、充填証明書・回収証明書の交付先である管理者は、データの電子的な管理・集計が可能となります。



(2) 一般財団法人日本冷媒・環境保全機構の情報処理センターの利用方法

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構の情報処理センターを介した充填量・回収量等の情報の登録・通知は、以下のような流れになります。なお、登録された情報は、同情報処理センターが安全に記録・保存します。

	第一種フロン類充填回収業者	第一種特定製品の管理者
ステップ1	・冷媒管理システムへ、会社情報等を登録する。(無料)	・冷媒管理システムへ、会社情報等を登録する。(無料)
ステップ2	・充填量・回収量等を登録する。(有料:100円+税/台)	—
ステップ3	—	・充填量・回収量等が通知される。 ・記録・保存、算定漏えい量計算に活用できる CSV データがダウンロード可能。(無料)

【使用環境】

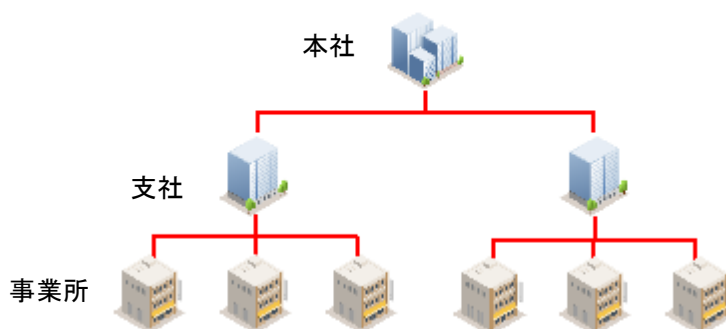
インターネットに接続されたブラウザを持つパソコン、タブレットなど。(特別なソフトウェアは不要です。)

< 関連機能 >

① 本社・支社・事業所間のデータの連携

事業所、支社、本社等をシステムを用いて関連付けを行った場合は情報の連携ができます。すなわち、大企業など多くの事業所、支社がある場合、事業所や支社の情報を管理者(本社)で集約することができます。(無料)

算定漏えい量集計と本支店間のデータ連携



② ログブック管理機能(法律に基づく情報処理センター業務外のサービス)

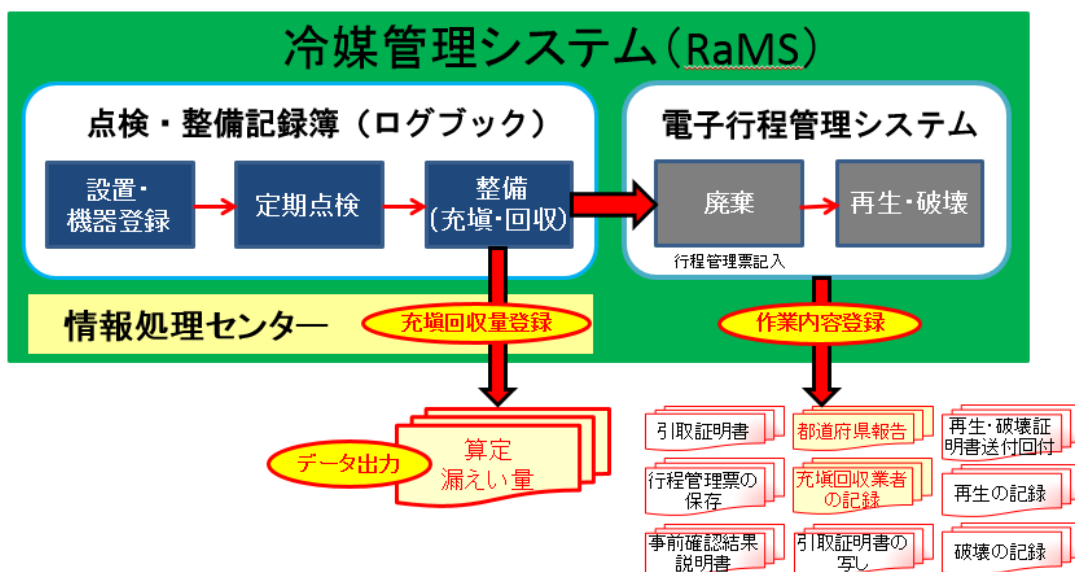
- 1) 第一種特定製品の管理者は、点検及び整備の記録を作成し、保存する必要があります。冷媒管理システムの一機能である、電子的な点検整備の記録(以下:ログブック)作成・保存を行うことで、機器廃棄後も、記録の管理保存を電子的に行うことができます。(有料)
- 2) 第一種フロン類充填回収業者は、点検整備の記録として冷媒の充填量、回収量をこのログブックに記入することにより、情報処理センターへ充填量・回収量の登録を行ったとみなすことができます。(有料)
- 3) 管理者の算定漏えい量報告の基となるデータは情報処理センターの法定機能と同様に、CSV データとし

てダウンロードできます。また、情報処理センターに登録された管理者情報との合算結果の出力が可能です。(無料)

- 4) ログブックに登録されたデータを基に、管理する機器リスト、保有冷媒(重量・GWP 重量)、修理・故障箇所分析等が、表やグラフで簡単に出力できるので、機器の適正管理や CSR レポート・環境報告書等に活用できます。(RaMS-ex 機能、無料)

■点検記録簿の作成と情報処理センターへの登録

(RaMS について詳細はこちらをご覧ください。RaMS ポータルサイト : <http://jreco-rams.jp/>)



③ 行程管理システム(法律に基づく情報処理センター業務外のサービス)

機器廃棄時には、廃棄等実施者として、フロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡す必要があります。また、この際、回収依頼書の交付、引取証明書の受理・保存等、書面の交付や保存に関する義務が生じます。行程管理システムでは、この書面のやりとりを、電子的に行うことができます。

- 1) 電子的な行程管理システムを廃棄等実施者、取次者(2社まで)、第一種フロン類充填回収業者、施行規則第 49 条第1号業者、第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者の間を電子的な帳票として、発行・交付・送付・回付ができます。また、機器にフロン類が残存していないことを証明する確認証明書も電子的に交付できます。(有料)
- 2) 第一種フロン類充填回収業者が整備時に点検記録簿を使用した場合、回収量がある場合は電子的行程管理システムへ連動され、第一種フロン類充填回収業者のデータベースへ入力され、都道府県報告、記録の元データとなります。また、充填量がある場合も同様に、充填回収業者のデータベースへ入力されます。(無料)
- 3) 第一種フロン類充填回収業者が行う都道府県報告のための算出と報告書作成ができます。(無料)
- 4) 冷媒管理システム内に機器廃棄後も保存されているログブックと、行程管理システムで電子的に発行した帳票を一括して縦覧できます。(無料)
- 5) 解体予定の建築物等における事前確認書の作成・交付や、廃棄機器の引渡しの際に必要な引取証明書の写しの交付・回付を電子的に行うことができます。(無料)

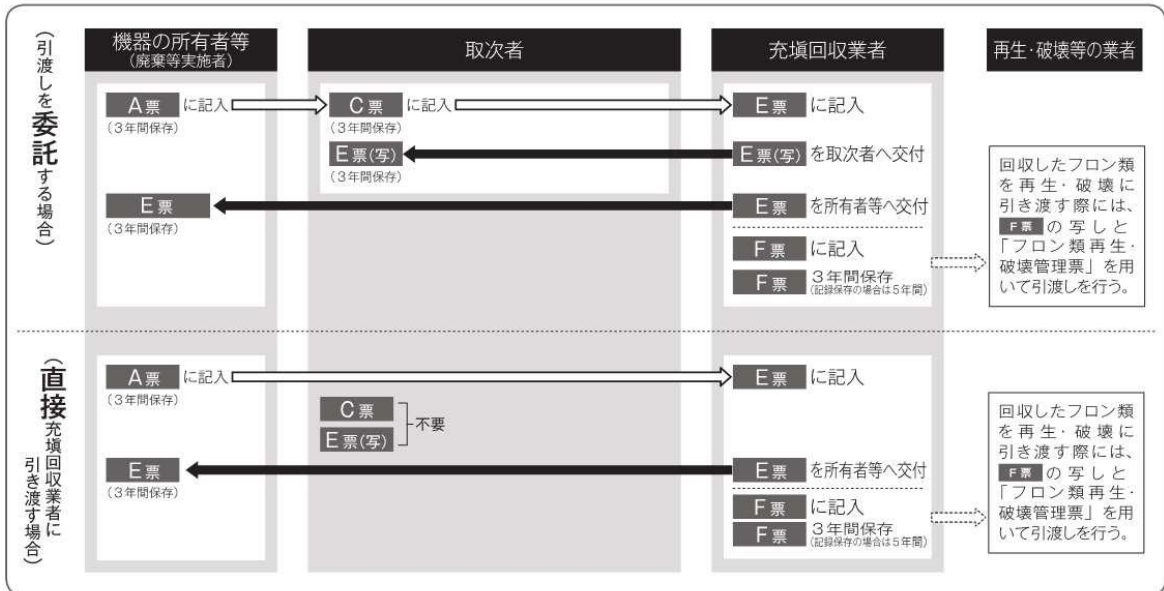
(8) 行程管理票の例((一財)日本冷媒・環境保全機構)

フロン排出抑制法 行程管理票 含む確認証明書 推奨版

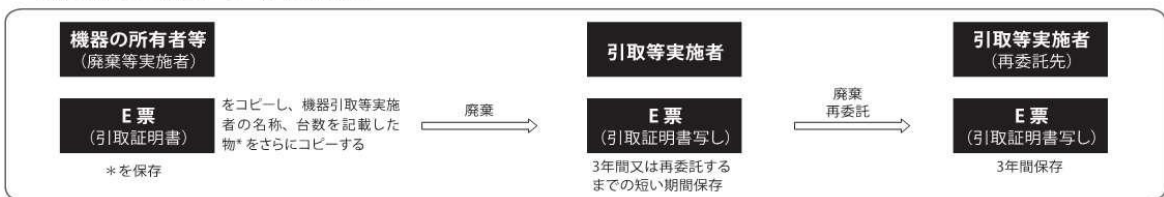
※この行程管理票は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(フロン排出抑制法)に基づき第一種特定製品の廃棄等を行う場合に使用します。

- A票** (記入者) 機器の所有者 (以下、廃棄等実施者) : **回収依頼書 (控) 兼 委託確認書**
 ・第一種特定製品の廃棄等を行う場合 (当該処理等を取次者に委託する場合を含む) に使用します。廃棄等実施者はこの書面を3年間保存します。
- C票** (記入者) 取次者 : **委託確認書 兼 委託確認書 (写)**
 ・取次者が、フロン類の引き渡しを充填回収業者に依頼する場合に、委託確認書として使用します。取次者はこの書面を3年間保存します。
- E票** (記入者) 充填回収業者 : **委託確認書 兼 引取証明書 兼 確認証明書**
- E票(写)**
 ・フロン類の回収を依頼された充填回収業者が、フロン類の回収後に引取証明書として使用します。充填回収業者はこの書面を廃棄等実施者及び最終の取次者に交付します。廃棄等実施者及び最終の取次者は、この書面を3年間保存します。
 ・フロン類の有無の確認を求められ、確認の結果、全ての機器が充填ゼロであった場合のみ確認証明書として使用します。
- F票** (記入者) 充填回収業者 : **引取証明書 (写) 兼 確認証明書 (写)**
 ・充填回収業者は、この書面を3年間保存します。また、再生・破壊処理に引き渡す場合は、別票 (フロン類再生・破壊依頼票) を使用できます。再生証明書・破壊証明書の交付を受けてください。
 ※ B票、D票は使用しないため入っていません。

【行程管理票の流れ】



【機器を処分する時の流れ】



発行元：一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構 (JRECO)

建物用途別冷凍・空調機器（フロン類使用機器）の設置場所

行程管理票では、機器の所有者が記入する「廃棄する機器の種類及び台数」欄などにエアコンディショナーと冷凍・冷蔵機器を区分けして記載する必要があります。エアコンディショナーとは人を冷暖房する機器、冷凍・冷蔵機器とは物を冷凍冷蔵する機器のことです。一般的な目安として、下記の表を参考にしてください。

設置場所		機器区分	機器種類の例			
スーパー、百貨店、コンビニエンスストア、オフィスビル、ホール、公会堂 など	全体	エアコンディショナー	ビル用マルチエアコン（パッケージエアコン） ターボ冷凍機 スクリュウ冷凍機 チラー			
		冷凍冷蔵機器	自動販売機 冷水機（プレッシャー型） 製氷機 など			
	食品売り場	冷凍冷蔵機器	ショーケース 酒類・飲料用ショーケース 業務用冷蔵庫 など			
	バックヤード	冷凍冷蔵機器	プレハブ冷蔵庫（冷凍冷蔵ユニット）など			
	生花売り場	冷凍冷蔵機器	フラワーショーケース など			
レストラン、飲食店、各種小売店 など	魚屋、肉屋、果物屋、食料品、薬局、花屋	エアコンディショナー	店舗用パッケージエアコン			
		冷凍冷蔵機器	自動販売機 業務用冷蔵庫 酒類・飲料用ショーケース すしネタケース 活魚水槽 製氷機、卓上型冷水機 アイスクリーマー ビールサーバー など			
			工場など	工場、倉庫	エアコンディショナー	設備用パッケージエアコン
			冷凍冷蔵機器または エアコンディショナー		ターボ冷凍機 スクリュウ冷凍機 チラー	
					エアコンディショナー	スポットクーラー クリーンルーム用パッケージエアコン 業務用除湿機
			冷凍冷蔵機器		研究用特殊機器（恒温恒湿器、冷熱衝撃装置 など）	
			学校など	学校、病院	エアコンディショナー	パッケージエアコン（GHP 含む） チラー
冷凍冷蔵機器	業務用冷凍冷蔵庫 自動販売機 冷水機 製氷機 病院用特殊機器（検査器、血液保存庫 など）					
	その他	地下鉄構内			エアコンディショナー	空調機器（ターボ冷凍機など）
		列車			エアコンディショナー	列車空調機 など
輸送		冷凍冷蔵機器	冷凍車 など			
冷凍・冷蔵倉庫		冷凍冷蔵機器	冷凍倉庫用空調機（スクリュウ冷凍機など）			
船舶		船舶	エアコンディショナー	船舶用エアコン		
	ビニールハウス	冷凍冷蔵機器	冷凍庫（スクリュウ冷凍機など）			
		冷凍冷蔵機器	ハウス用空調機（GHP）など			

代表的な冷媒フロン類の種類と地球温暖化係数（GWP）

IPCC 4次レポートより

分類	CFC					HCFC		HFC					
	R-11	R-12	R-114	R-500	R-502	R-22	R-123	R-32	R-134a	R-404A	R-407C	R-410A	R-507A
地球温暖化係数	4,750	10,900	10,000	8,080	4,660	1,810	77	675	1,430	3,920	1,770	2,090	3,990

※地球温暖化係数とは温室効果のあるガスを、CO₂の地球温暖化係数を1として、個々の温室効果影響度を表した数値。フロン類には、数100倍から数1,000倍となるものが多い。

【記入例】

フロン排出抑制法対応 推奨版

※赤い字の項目は必ず記載してください。記載がないとフロン排出抑制法に適合した書面になりません。

1 廃棄する機器の所有者等 (青色の字)

➔A票に記入

- ・廃棄する機器の所有者等：全て
- ・取次者：氏名又は名称、住所、連絡先

2 取次者 (茶色の字)

➔C票に記入

- ・取次者
担当者の部署名、氏名、フロン類の引渡し先にレ点、回付の年月日
- ・第一種フロン類充填回収業者
登録番号、登録都道府県、氏名又は名称、住所、連絡先

3 第一種フロン類充填回収業者 (紫色の字)

➔E票に記入

- ・第一種フロン類充填回収業者
担当者の部署名、氏名、フロン類引き取り終了した年月日、引取証明書交付の年月日、充填回収技術者氏名
- ・回収量等：該当項目全て

➔F票に記入

- ・処理方法等：該当項目全て
- ・引渡し先：該当項目全て

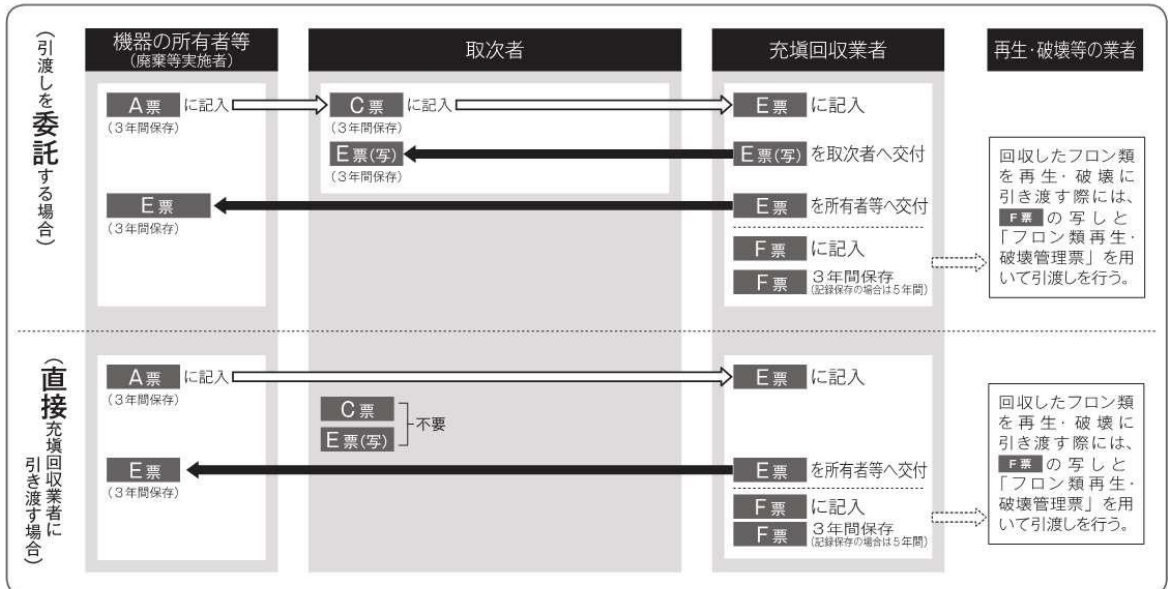
該当する時、レ点	<input type="checkbox"/> 確認証明書 (但し、確認してフロン類が残存していた場合、回収すること) <input type="checkbox"/> 機器整備・修理 (機器の整備・修理時に使用する場合は、左記にレ点を記入)	伝票番号	0001234567	伝票番号は任意項目
代表者又は担当部署の担当者	廃棄する機器の所有者等 (第一種特定製品 廃棄等実施者) 上記の住所 〒215-2212 ○○県青空市白雲町3-4-5 担当者 部署名 ○○部 氏名 青木 ○男	交付の年月日	2019年10月1日	委託確認書を交付する日
エアコンディショナー、人の冷暖房冷媒機器及び冷凍機器、物を冷却する機器	整備の場合、整備する機器の所有者等 (第一種特定製品の整備の発注者) エアコンディショナー 10台 冷凍機器及び冷凍機器 50台	電話	△△-1111-1111	廃棄する機器の所有者等の名称等及び住所
引渡し先にレ点	<input type="checkbox"/> フロン類の引渡し先 (左記該当欄にレ点) <input type="checkbox"/> 第一種フロン類充填回収業者に直接依頼する (第一種フロン類充填回収業者欄に記入する)	FAX	△△-1111-1112	引取りを依頼するフロン類が充填されている機器がある建物名及びその場所
どちらかにレ点	<input type="checkbox"/> フロン類の処理方法 (左記該当欄にレ点) <input type="checkbox"/> 再生希望 <input type="checkbox"/> 破壊希望	建物名称 (含修繕・機種替え)の有無 (下記該当に○印)		
代表者又は担当部署の担当者	取次者 (第一種フロン類 引渡実施者) 上記の住所 〒215-1234 ○○県清風市涼風2-1-1 担当者 部署名 △△部 氏名 大木 ○朗	交付の年月日	2019年10月6日	C票を第一種フロン類充填回収業者に交付した日
引渡し先にレ点	<input type="checkbox"/> フロン類の引渡し先 (左記該当欄にレ点) <input type="checkbox"/> 第一種フロン類充填回収業者に依頼する (第一種フロン類充填回収業者欄に記入する)	FAX	△△-3440-0011	
第一種フロン類充填回収業者が都道府県知事から受けている登録番号を記入。都道府県のホームページ又は窓口で閲覧・確認できる	登録番号 567890 登録都道府県 ○○	引取証明書又は確認証明書の交付年月日	2019年10月12日	引取証明書を取次者へ交付した日
依頼をする第一種フロン類充填回収業者の名称等及び住所	第一種フロン類充填回収業者 (株)冷媒回収設備 上記の住所 〒215-4567 ○○県住良市大吉町5-5-5 担当者 部署名 ○○部 氏名 小林 △木	回収 太郎	2019年10月13日	回収現場に立ち会った若しくは回収した十分な知見を有する充填回収技術者
代表者又は担当部署の担当者	回収量等 フロン類の種類 第一種特定製品の種類 エアコンディショナー 10台 300kg 冷凍機器及び冷凍機器 50台 60kg 計 10台 300kg 50台 60kg 60台 360kg 録帳に記載されている充填量 (初回期間で記入する) 10台 300kg 50台 65kg 60台 395kg	管理番号	1234567890	管理番号は任意項目
処理方法について1~5のいずれかに○印し、引渡し先及び冷媒番号ごとに、量及びその冷媒番号を記入	回収したフロン類の処理方法等 フロン類の引渡し先等 (該当する番号を○で囲む) 1:破壊業者 (4) 2:再生業者 (3) 3:自ら再生 (4) 4:省令49条業者 (4) 5:保管 (4)	容器識別番号	A0001, A0002, A0003, A0004, A0005, A0006, A0007	別表「フロン類再生・破壊管理票」を使用する場合は、その伝票番号も記入
引渡し先業者が複数ある場合は、F票をコピーして使用	引渡し先 (※2) 右記の内、該当する引渡し先の番号を○で囲む 1:破壊業者 2:再生業者 3:自ら再生したフロン類の充填先 4:省令49条業者	容器識別番号	1234000, 1234001	容器識別番号を記入
フロン類の引渡し先業者の許可または登録を受けた都道府県及び許可・認定番号を記入	都道府県 ○○県 住所 〒105-XXXXX 東京都港区○○○123-4-5 許可・認定番号 123456789 氏名又は名称 (株)フロン破壊再生 電話 03-XXXX-1111 氏名又は名称 (株)フロン破壊再生 FAX 03-XXXX-2222 再生した年月日 (※3) 2019年10月16日	フロン類引渡し又は充填を終了した年月日	2019年10月20日	回収したフロン類の処理を依頼する引渡し先の住所及び名称等

機器の所有者等が保存

<input type="checkbox"/> 確認証明書	(但し、確認してフロン類が残存していた場合、回収すること)				伝票番号				
<input type="checkbox"/> 機器整備・修理	(機器の整備・修理時に使用する場合は、左記にレ点を記入)				交付の年月日		年 月 日		
廃棄する機器の所有者等 <small>(第一種特定製品廃棄等実施者)</small> <small>整備の場合：整備する機器の所有者等(第一種特定製品の整備の発注者)</small>	機器所有者等の氏名又は名称				交付の年月日	年 月 日			
	上記の住所	〒			電 話				
	担当者	部署名	氏名		F A X				
	廃棄する機器がある、又はあった施設(建物)名								
	上記の住所	〒							
	廃棄する機器の種類及び台数				建物解体(含修繕・模様替え)の有無(下記該当に○印)				
エアコンディショナー	台	冷蔵機器及び冷凍機器	台	解体(修繕等)あり	解体(修繕等)なし				
フロン類の引渡し先(右記該当枠にレ点)		<input type="checkbox"/> 第一種フロン類充填回収業者に直接依頼する(第一種フロン類充填回収業者欄に記入する)		<input type="checkbox"/> 取次者に委託する(取次者欄に記入する)					
フロン類の処理方法(右記該当枠にレ点)		<input type="checkbox"/> 再生希望		<input type="checkbox"/> 破壊希望					
取次者 <small>(第一種フロン類引渡受託者)</small> <small>整備の場合：(第一種特定製品の整備者)</small>	取次者の氏名又は名称				交付の年月日	年 月 日			
	上記の住所	〒			電 話				
	担当者	部署名	氏名		F A X				
	フロン類の引渡し先(右記該当枠にレ点)		<input type="checkbox"/> 第一種フロン類充填回収業者に依頼する(第一種フロン類充填回収業者欄に記入する)						
第一種フロン類充填回収業者	登録番号			フロン類引取りの終了又は充填ゼロの確認をした年月日	年 月 日	引取証明書又は確認証明書の交付年月日	年 月 日		
	登録都道府県	都 道 府 県							
	第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称				充填回収技術者氏名				
	上記の住所	〒			電 話				
	担当者	部署名	氏名		F A X				

廃棄する機器の所有者等(以下、機器の所有者等)の注意事項

- ①フロン類の回収依頼は、できるだけ、第一種フロン類充填回収業者(以下、充填回収業者)へ直接依頼してください。
- ②充填回収業者へ直接依頼する場合は以下の通りです。
 - ・A票の機器の所有者等欄と充填回収業者欄に記入し、A票を保存(3年間)し、E票とF票を充填回収業者へ交付します(この場合、C票およびE票(写)は不要)。
 - ・フロン類の回収は、回収場所を所管する都道府県知事に登録された充填回収業者に依頼し、必ず登録番号を確認してください。
- ③廃棄する機器の種類欄には、エアコンディショナーと冷凍・冷蔵機器を区分けて記載する必要があります。エアコンディショナーとは人を冷暖房する機器、冷凍・冷蔵機器とは物を冷凍・冷蔵する機器のことです。一般的な目安として、表紙裏の表を参照してください。
- ④取次者に委託する場合は、機器の所有者等欄と取次者欄に記入し、A票を保存(3年間)し、C票・E票(写)・F票を取次者へ交付します。
- ⑤A票を交付してから30日(建物の全部または一部解体を伴う場合は90日)を経過しても、E票またはE票(写)が交付されない場合は、回収場所の都道府県知事へ報告する必要があります。
- ⑥この行程管理票は、複写式であるため、できるだけ強く記入してください。



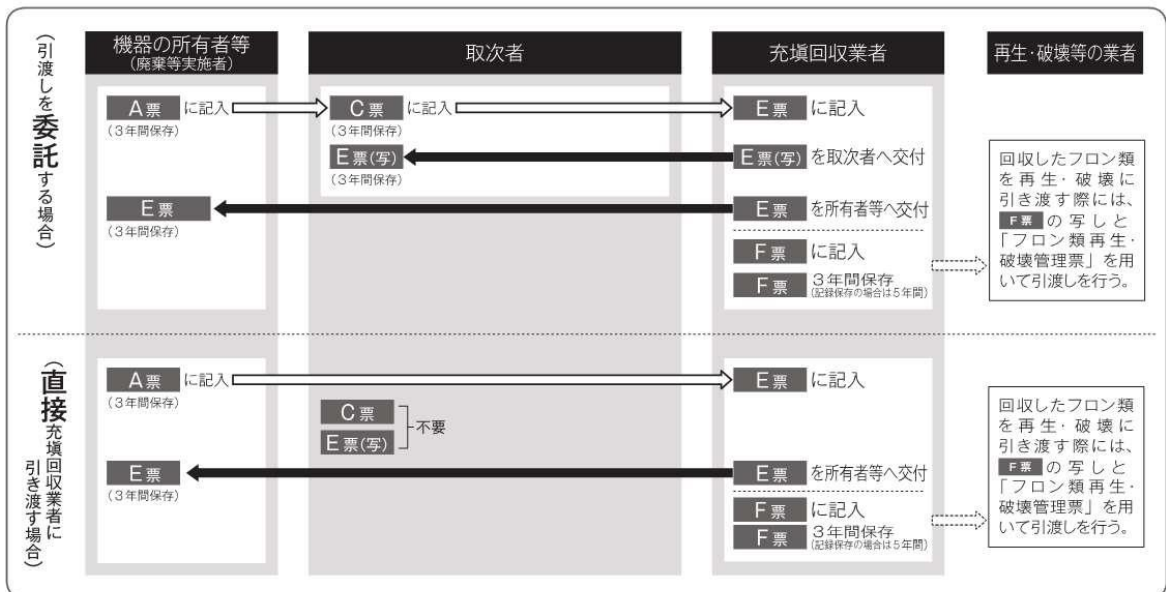
発行元：一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構(JRECO)

取次者が保存

<input type="checkbox"/> 確認証明書	(但し、確認してフロン類が残存していた場合、回収すること)				伝票番号										
<input type="checkbox"/> 機器整備・修理	(機器の整備・修理時に使用する場合は、左記にレ点を記入)														
廃棄する機器の所有者等 <small>(第一種特定製品廃棄等実施者)</small> <small>整備の場合：整備する機器の所有者等(第一種特定製品の整備の発注者)</small>	機器所有者等の氏名又は名称				交付の年月日	年		月	日						
	上記の住所	〒			電 話										
	担当者	部署名	氏名		F A X										
	廃棄する機器がある、又はあった施設(建物)名														
	上記の住所	〒													
	廃棄する機器の種類及び台数		建物解体(含修繕・模様替え)の有無(下記該当に○印)												
	エアコンディショナー	台	冷蔵機器及び冷凍機器	台	解体(修繕等)あり			解体(修繕等)なし							
フロン類の引渡し先(右記該当枠にレ点)		<input type="checkbox"/> 第一種フロン類充填回収業者に直接依頼する(第一種フロン類充填回収業者欄に記入する)		<input type="checkbox"/> 取次者に委託する(取次者欄に記入する)											
フロン類の処理方法(右記該当枠にレ点)		<input type="checkbox"/> 再生希望		<input type="checkbox"/> 破壊希望											
取次者 <small>(第一種フロン類引渡受託者)</small> <small>整備の場合：(第一種特定製品の整備者)</small>	取次者の氏名又は名称				交付の年月日	年		月	日						
	上記の住所	〒			電 話										
	担当者	部署名	氏名		F A X										
	フロン類の引渡し先(右記該当枠にレ点)	<input type="checkbox"/> 第一種フロン類充填回収業者に依頼する(第一種フロン類充填回収業者欄に記入する)													
第一種フロン類充填回収業者	登録番号			フロン類引取りの終了又は充填ゼロの確認をした年月日	年	月	日	引取証明書又は確認証明書の交付年月日	年	月	日				
	登録都道府県	都 道 府 県													
	第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称				充填回収技術者氏名										
	上記の住所	〒			電 話										
	担当者	部署名	氏名		F A X										

取次者の注意事項

- ①フロン類の回収を取り次ぐ(委託された)者は、フロン類の回収を第一種フロン類充填回収業者(以下、充填回収業者)へ依頼する場合、このC票の取次者欄と充填回収業者欄に必要事項を記入し、C票は取次者の控えとして保存(3年間)します。E票とF票を充填回収業者に交付します。
- ②フロン類の回収は、回収場所を所管する都道府県知事に登録された充填回収業者に依頼し、必ず登録番号を確認してください。



発行元：一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構(JRECO)

E 票

委託確認書 兼 引取証明書 兼 確認証明書 推奨版

XXX0123

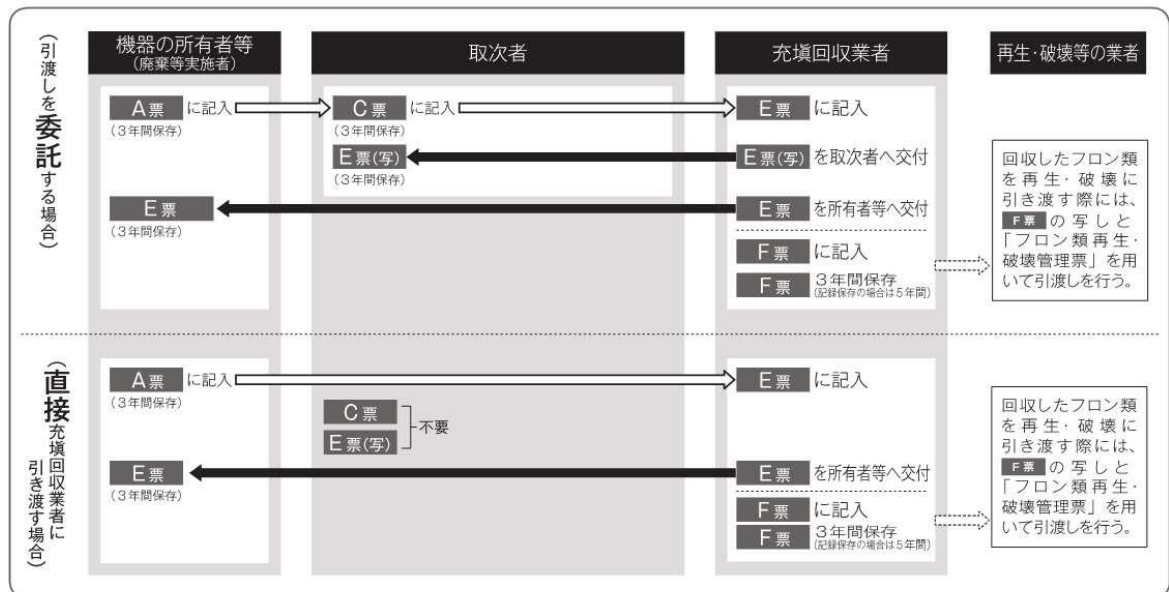
機器の所有者等が保存

廃棄機器を引き渡す際に本紙(E票)をコピーし、その裏面に「機器引取等実施者」の名称、台数を記載し、さらにコピーし、同実施者に渡してください。

<input type="checkbox"/> 確認証明書	(但し、確認してフロン類が残存していた場合、回収すること)		伝票番号						
<input type="checkbox"/> 機器整備・修理	(機器の整備・修理時に使用する場合は、左記にレ点を記入)		交付の年月日						
廃棄する機器の所有者等 <small>(第一種特定製品廃棄等実施者)</small> <small>整備の場合：整備する機器の所有者等(第一種特定製品の整備の発注者)</small>	機器所有者等の氏名又は名称			交付の年月日					
	上記の住所	〒		電 話					
	担当者	部署名	氏名	F A X					
	廃棄する機器がある、又はあった施設(建物)名								
	上記の住所	〒							
	廃棄する機器の種類及び台数			建物解体(含修繕・模様替え)の有無(下記該当に○印)					
エアコンディショナー	台	冷蔵機器及び冷凍機器	台	解体(修繕等)あり	解体(修繕等)なし				
フロン類の引渡し先(右記該当枠にレ点)		<input type="checkbox"/> 第一種フロン類充填回収業者に直接依頼する(第一種フロン類充填回収業者欄に記入する)		<input type="checkbox"/> 取次者に委託する(取次者欄に記入する)					
フロン類の処理方法(右記該当枠にレ点)		<input type="checkbox"/> 再生希望		<input type="checkbox"/> 破壊希望					
取次者 <small>(第一種フロン類引渡受託者)</small> <small>整備の場合：(第一種特定製品の整備者)</small>	取次者の氏名又は名称			交付の年月日					
	上記の住所	〒		電 話					
	担当者	部署名	氏名	F A X					
	フロン類の引渡し先(右記該当枠にレ点)		<input type="checkbox"/> 第一種フロン類充填回収業者に依頼する(第一種フロン類充填回収業者欄に記入する)						
第一種フロン類充填回収業者	登録番号			フロン類引取りの終了又は充填ゼロの確認をした年月日				引取証明書又は確認証明書の交付年月日	
	登録都道府県		都 道 府 県	年 月 日				年 月 日	
	第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称			充填回収技術者氏名					
	上記の住所	〒		電 話					
	担当者	部署名	氏名	F A X					

下記のとおりフロン類を回収しました。

回収量等 <small>銘板に記載されている充填量(判る範囲で記入する)</small>	フロン類の種類	CFC		HCFC		HFC		計		充填ゼロ確認時の使用欄 <small>(確認証明書の時使用)</small>		
	第一種特定製品の種類	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg		エアコンディショナー	台
	エアコンディショナー	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg		冷蔵機器及び冷凍機器	台
	冷蔵機器及び冷凍機器	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg		計	台
	計	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg			
フロン類が回収できなかった場合の台数及び要因	台		要因：									



発行元：一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構(JRECO)

引取証明書(写) 推奨版

XXX0123

E票(写)

取次者等が保存

<input type="checkbox"/> 確認証明書	(但し、確認してフロン類が残存していた場合、回収すること)									
<input type="checkbox"/> 機器整備・修理	(機器の整備・修理時に使用する場合は、左記にレ点を記入)		伝票番号							
廃棄する機器の所有者等 <small>(第一種特定製品廃棄等実施者)</small> <small>整備の場合：整備する機器の所有者等(第一種特定製品の整備の発注者)</small>	機器所有者等の氏名又は名称				交付の年月日	年	月	日		
	上記の住所	〒			電話					
	担当者	部署名	氏名		F A X					
	廃棄する機器がある、又はあった施設(建物)名									
	上記の住所	〒								
	廃棄する機器の種類及び台数					建物解体(含修繕・模様替え)の有無(下記該当に○印)				
	エアコンディショナー	台	冷蔵機器及び冷凍機器	台	解体(修繕等)あり	解体(修繕等)なし				

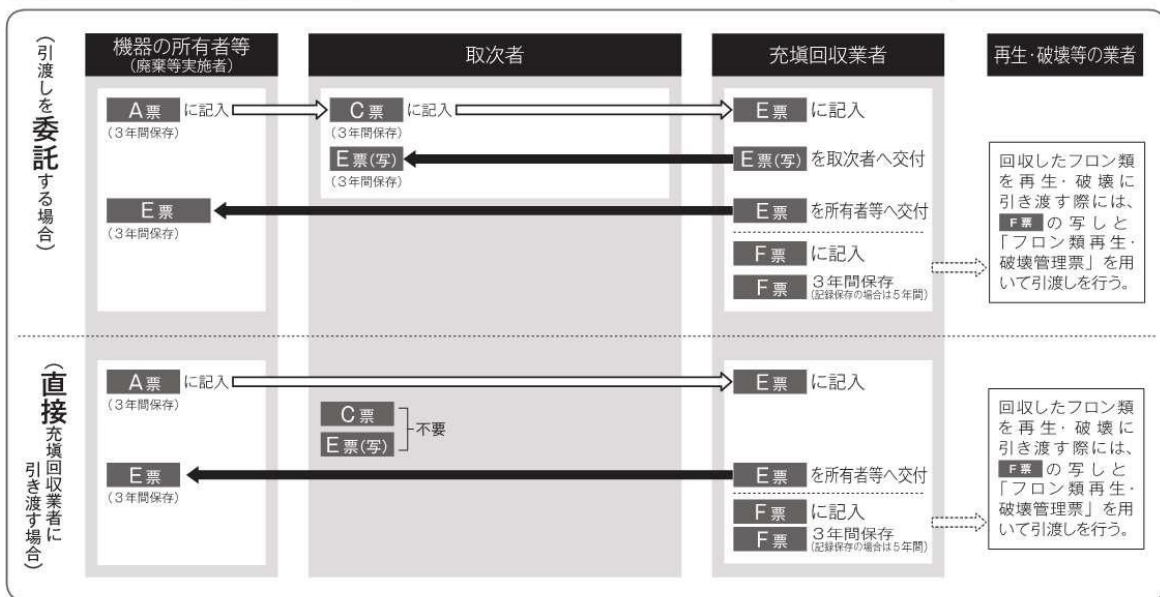
取次者 <small>(第一種フロン類引渡受託者)</small> <small>整備の場合：(第一種特定製品の整備者)</small>	取次者の氏名又は名称				交付の年月日	年	月	日	
	上記の住所	〒			電話				
	担当者	部署名	氏名		F A X				
	フロン類の引渡し先(右記該当枠にレ点)	<input type="checkbox"/> 第一種フロン類充填回収業者に依頼する(第一種フロン類充填回収業者欄に記入する) <input type="checkbox"/> 取次者に委託する(取次者欄に記入する)							

第一種フロン類充填回収業者	登録番号				フロン類引取りの終了又は充填ゼロの確認をした年月日	年	月	日	引取証明書又は確認証明書の交付年月日	年	月	日
	登録都道府県		都府	道県								
	第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称				充填回収技術者氏名							
	上記の住所	〒			電話							
	担当者	部署名	氏名		F A X							

下記のとおりフロン類を回収しました。

										管理番号										
回収量等	フロン類の種類		CFC		HCFC		HFC		計		充填ゼロ確認時の使用欄									
	第一種特定製品の種類		台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	エアコンディショナー	台								
	エアコンディショナー		台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	冷蔵機器及び冷凍機器	台								
	冷蔵機器及び冷凍機器		台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	計	台								
計			台	kg	台	kg	台	kg	台	kg										
銘板に記載されている充填量(判る範囲で記入する)			台	kg	台	kg	台	kg	台	kg										
フロン類が回収できなかった場合の台数及び要因			台	要因：																

(確認証明書の時使用)



発行元：一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構(JRECO)

充填回収業者が保存

<input type="checkbox"/> 確認証明書	(但し、確認してフロン類が残存していた場合、回収すること)				
<input type="checkbox"/> 機器整備・修理	(機器の整備・修理時に使用する場合は、左記にレ点を記入)		伝票番号		
廃棄する機器の所有者等 <small>(第一種特定製品廃棄等実施者)</small> 整備の場合： 整備する機器の所有者等 <small>(第一種特定製品の整備の発注者)</small>	機器所有者等の氏名又は名称			交付の年月日	年 月 日
	上記の住所	〒		電 話	
	担当者	部署名	氏名	F A X	
	廃棄する機器がある、又はあった施設(建物)名				
	上記の住所	〒			
	廃棄する機器の種類及び台数			建物解体(含修繕・模様替え)の有無(下記該当に○印)	
	エアコンディショナー	台	冷蔵機器及び冷凍機器	台	解体(修繕等)あり
フロン類の引渡し先(右記該当枠にレ点)		<input type="checkbox"/> 第一種フロン類充填回収業者に直接依頼する(第一種フロン類充填回収業者欄に記入する)		<input type="checkbox"/> 取次者に委託する(取次者欄に記入する)	
フロン類の処理方法(右記該当枠にレ点)		<input type="checkbox"/> 再生希望		<input type="checkbox"/> 破壊希望	

取次者 <small>(第一種フロン類引渡受託者)</small> 整備の場合： <small>(第一種特定製品の整備者)</small>	取次者の氏名又は名称			交付の年月日	年 月 日
	上記の住所	〒		電 話	
	担当者	部署名	氏名	F A X	
	フロン類の引渡し先(右記該当枠にレ点)		<input type="checkbox"/> 第一種フロン類充填回収業者に依頼する(第一種フロン類充填回収業者欄に記入する)		

第一種フロン類充填回収業者	登録番号			フロン類引取りの終了又は充填ゼロの確認をした年月日	年 月 日	引取証明書又は確認証明書の交付年月日	年 月 日
	登録都道府県	都 府 県					
	第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称			充填回収技術者氏名			
	上記の住所	〒		電 話			
	担当者	部署名	氏名	F A X			

下記のとおりフロン類を回収しました。

回収量等	フロン類の種類	CFC		HCFC		HFC		計	充填ゼロ確認時の使用欄 エアコンディショナー 台 冷蔵機器及び冷凍機器 台 計 台 (確認証明書の時使用)	
	第一種特定製品の種類	台	kg	台	kg	台	kg	台		kg
	エアコンディショナー	台	kg	台	kg	台	kg	台		kg
	冷蔵機器及び冷凍機器	台	kg	台	kg	台	kg	台		kg
	計	台	kg	台	kg	台	kg	台		kg
銘板に記載されている充填量(判る範囲で記入する)		台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	
フロン類が回収できなかった場合の台数及び要因		台	要因：							

回収したフロン類の処理方法等							
フロン類の引渡し先等(該当する番号を○で囲む)	CFC	HCFC	HFC	左記の冷媒番号	容器識別番号	フロン類再生・破壊管理票の伝票番号	
1:破壊業者(※1)	1 2 3 4 5	kg	kg	kg R			
2:再生業者(※1)	1 2 3 4 5	kg	kg	kg R			
3:自ら再生	1 2 3 4 5	kg	kg	kg R			
4:省令49条業者	1 2 3 4 5	kg	kg	kg R			
5:保管	1 2 3 4 5	kg	kg	kg R			

※1) 上記の1:破壊業者 2:再生業者 を選択し、別票「フロン類再生・破壊管理票」を使用する場合は、容器識別番号及びX票の伝票番号を必ず記入する。

引渡し先(※2)

右記の内、該当する引渡し先の番号を○で囲む → 1:破壊業者 2:再生業者 3:自ら再生したフロン類の充填先 4:省令49条業者							
都道府県	都 府 県	住所	〒				
許可・認定番号	氏名又は名称						
電 話	自ら再生した場合の再生した年月日(※3)		年 月 日	フロン類引渡し又は充填を終了した年月日	年 月 日		
F A X							

※2) 引渡し先が複数ある場合は、F票をコピーして使用する。

※3) 引渡し先を「3:自ら再生」とした場合のみ記入する。

発行元：一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構(JRECO)

(9) 破壊証明書・再生証明書等の例((一財)日本冷媒・環境保全機構)

フロン排出抑制法



フロン類再生・破壊管理票

※このフロン類再生・破壊管理票は「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(フロン排出抑制法)に基づき、第一種フロン類充填回収業者(以下、充填回収業者)が、回収したフロン類を第一種フロン類再生業者(以下、再生業者)またはフロン類破壊業者(以下、破壊業者)に引き渡す際に使用します。

X 票

(記入者) 充填回収業者：**フロン類再生・破壊依頼書**

・フロン類を再生あるいは破壊の処理をする場合、充填回収業者がこの書面にて、再生業者あるいは破壊業者に依頼する場合に使用します。

Z1 票

(記入者) 破壊業者：**破壊証明書**

・破壊業者が処理を完了した時点で使用します。破壊業者、充填回収業者、及び取次者はこの書面を、機器の管理者または廃棄等実施者に回付するとともに、コピーを3年間保存します。

Z2 票

(記入者) 再生業者：**再生証明書**

・再生業者が処理を完了した時点で使用します。再生業者、充填回収業者、及び取次者はこの書面を、機器の管理者または廃棄等実施者に回付するとともに、コピーを3年間保存します。

Y1 票

(記入者) 再生業者：**再生を行わなかったフロン類の破壊依頼書**

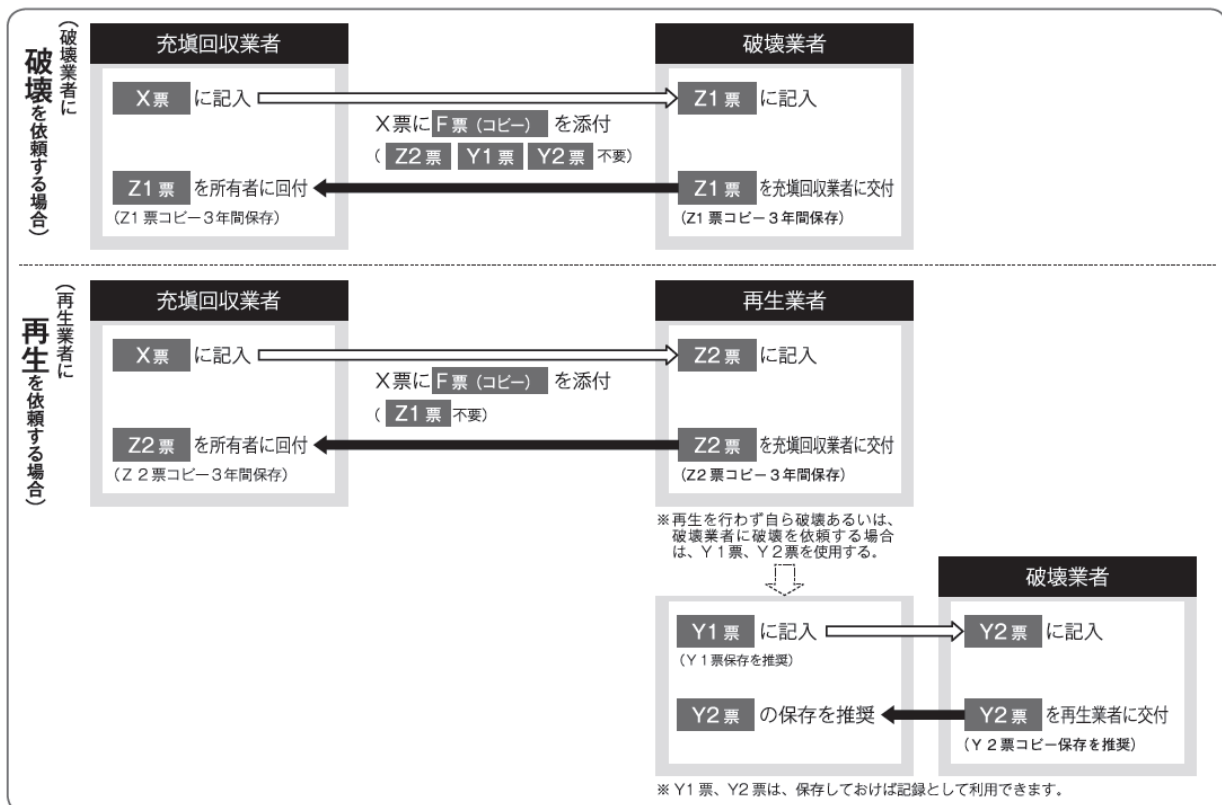
・充填回収業者からフロン類の再生を依頼された再生業者が、フロン類の全部または一部の再生を行わず、破壊業者に破壊を依頼する場合に使用します。

Y2 票

(記入者) 破壊業者：**再生を行わなかったフロン類の破壊依頼受取・処理証明書**

・再生業者からフロン類の破壊を依頼された破壊業者が、フロン類の破壊後に処理証明書として使用します。

【フロン類再生・破壊依頼票の流れ】



【記入例】

回収 → 破壊 の場合

第一種フロン類充填回収業者
(青色の字)

フロン類破壊業者
(紫色の字)

→X票に記入

- ・破壊を○で囲む
- ・フロン類の破壊を依頼した日(①)
- ・引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者欄
- ・フロン類破壊業者へ引き渡すフロン類の冷媒番号、量及び容器識別番号
- ・X票に添付するF票(写)の枚数
- ・第一種フロン類充填回収業者に再生又は破壊を依頼された業者欄

→Z1票に記入

- ・破壊証明書(Z1票)交付日(②)
- ・担当者の部署名及び氏名
- ・フロン類の引取りを終了した日
- ・破壊したフロン類の冷媒番号、量
- ・破壊した年月日

X票の破壊を○で囲む

① X票記入日(フロン類破壊業者にフロン類の処理を依頼した日)

② Z1票(破壊証明書)の交付日

依頼した日	27年10月1日
破壊証明書交付日	27年10月5日

再生 ○ 破壊

X票

再生業者に引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者		伝票番号	201504-1
氏名又は名称	冷媒回収(株)	登録番号	AA 000000
住所	〒105-0011 東京都港区海浜5-5-000		
担当者	部署	工事施工部	氏名
			回収 △太
		電話	〇〇-5000-1000
		FAX	〇〇-5000-2000

当該フロン類再生・破壊依頼書に任意の番号を付与・記入可。行程管理票のF票にも忘れずに転記

都道府県 第一種フロン類充填回収業者の登録番号を記入

第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者へ引き渡すフロン類の冷媒番号、量及び容器識別番号		X票に添付するF票の枚数	3 枚
冷媒番号	R 404A	引き渡した量	30 kg
		容器識別番号	AX-100010
			AX-100011

添付する行程管理票F票(写)の総枚数を記入

冷媒番号、量、容器の識別番号を記入する。容器の記入欄が不足する場合は、余白に記入

第一種フロン類充填回収業者に再生又は破壊を依頼された業者		許可番号	2015000123456
氏名又は名称	冷媒破壊(株)		
住所	〒105-0033 東京都港区江戸 1-1		
担当者	部署	技術部第1課	氏名
			破壊 □男
		電話	△△-2222-2222
		FAX	△△-2222-3333

破壊業者の許可番号及び連絡先等を記入

担当者の部署及び氏名を記入

引取終了した日	27年10月3日
---------	----------

フロン類の引取りを終了した日を記入

破壊したフロン類		破壊した年月日	27年10月4日
冷媒番号	R 404A	破壊した量	30 kg

破壊したフロン類の冷媒番号、量、破壊した年月日を記入

Z1票

【記入例】

全てを再生する場合：回収 → 再生
 全部または一部の再生を行わない場合：回収 → 再生 → 破壊

1 第一種フロン類充填回収業者 (青色の字)

→X票に記入

- 再生を○で囲む
- フロン類の再生を依頼した日(X票交付日①)
- 引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者欄
- 第一種フロン類再生業者へ引き渡すフロン類の冷媒番号、量及び容器識別番号
- X票に添付するF票(写)の枚数
- 第一種フロン類充填回収業者に再生又は破壊を依頼された業者欄

2 第一種フロン類再生業者 (紫色の字)

→Z2票に記入

- 再生証明書(Z2票)交付日(②)
- 担当者の部署名及び氏名
- フロン類の引取りを終了した日
- 再生したフロン類の冷媒番号、量
- 再生した年月日
- (全部または一部の再生を行わない場合、上記に加えて下記も記入)

→Y1票に記入

- 自ら破壊した場合は、破壊した量及び年月日
- 他者に破壊を依頼した場合は、依頼の年月日(③)、引渡しの日、量及びフロン破壊業者欄(移充填した場合は、その容器識別番号も記入)

3 フロン類破壊業者 (緑色の字)

→Y2票に記入

- Y2票の交付日(④)
- フロン類破壊業者担当者の部署及び氏名
- 破壊したフロン類の冷媒番号、量
- 破壊した年月日

X票の再生を○で囲む

再生業者に引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者		伝票番号	201504-2
氏名又は名称	冷媒回収(株)	登録番号	AA 000000
住所	〒215-4567 〇〇県 住良市 大宮町 5-5-5	電話	〇〇-1234-1192
担当者	部署 工事部 氏名 圓収 △太	FAX	〇〇-1234-2525
第一種フロン類再生業者が引き取ったフロン類の冷媒番号、量及び容器識別番号		X票に添付するF票の枚数 3枚	
冷媒番号	R 404A	引き渡した量	30 kg
再生業者へ引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者		容器識別番号	
氏名又は名称	冷媒再生(株)	AX-100010	
住所	〒215-4567 〇〇県 住良市 幸運町 1-2-3	AX-100011	
担当者	部署 工事施設部 氏名 再生 ○郎	許可番号	987654321
再生したフロン類		電話	△△-2222-8181
冷媒番号	R 404A	再生した量	20 kg
再生を行わず、自らがフロン類破壊業者として破壊したフロン類		FAX	△△-2222-5656
冷媒番号	R	破壊した量	kg
再生を行わず、フロン類破壊業者に引き渡したフロン類		引取終了した日	27年10月3日
冷媒番号	R 404A	引き渡した量	10 kg
再生されなかったフロン類を破壊したフロン類破壊業者		引き渡した年月日	27年10月7日
氏名又は名称	冷媒破壊(株)	許可番号	201500123456
住所	〒105-0033 東京都 港区 江戸 1-1	電話	△△-2222-2222
担当者	部署 技術部第1課 氏名 破壊 □男	FAX	△△-2222-3333
冷媒番号	R 404A	破壊した量	10 kg
再生した年月日		27年10月10日	

発行元：一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構(JRECO)

- X票記入日(第一種フロン類再生業者にフロン類の処理を依頼した日)
 - Z2票(再生証明書)の交付日
 - Y1票記入日(フロン類破壊業者にフロン類の処理を依頼した日)
 - Y2票の交付日(④)
- 当該フロン類再生・破壊依頼書に任意の番号を付与・記入可。行程管理票のF票にも忘れずに転記
 - 都道府県 第一種フロン類充填回収業者の登録番号を記入
 - 添付する行程管理票F票(写)の総枚数を記入
 - 冷媒番号、量、容器の識別番号を記入する。容器の記入欄が不足する場合は、余白に記入
 - 再生業者の許可番号及び連絡先等を記入
 - 担当者の部署及び氏名を記入
 - フロン類の引取りを終了した日を記入
 - 破壊したフロン類の冷媒番号、量、破壊した年月日を記入
 - 全部または一部の再生を行わず、再生業者自ら破壊した場合に記入
 - 移充填した場合、容器識別番号を記入
 - 全部または一部の再生を行わず、破壊業者に引き渡した場合に記入
 - 担当者の部署及び氏名を記入
 - 再生業者からの依頼を受け破壊したフロン類の冷媒番号、量及び年月日を記入

X 票

(充填回収業者→再生業者・破壊業者)

フロン類再生・破壊依頼書

依頼した日 年 月 日

当てはまるほうを○で囲んでください

再生**破壊****引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者**

				伝票番号															
氏名又は名称														登録番号					
住 所	〒																		
担当者	部署							氏名							電 話				
															F A X				

第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者へ引き渡すフロン類の冷媒番号、量及び容器識別番号

X 票に添付する F 票の枚数 枚

冷媒番号	R	引き渡した量		kg	容器識別番号												

第一種フロン類充填回収業者に再生又は破壊を依頼された業者

氏名又は名称														許可番号				
住 所	〒																	
担当者	部署							氏名							電 話			
															F A X			

破壊証明書

依頼した日	年 月 日
破壊証明書交付日	年 月 日

破壊

引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者				伝票番号	
氏名又は名称				登録番号	
住 所	〒				
担当者	部署		氏名	電 話	
				F A X	

フロン類破壊業者が引き取ったフロン類の冷媒番号、量及び容器識別番号				X 票に添付する F 票の枚数		枚
冷媒番号	R	引き渡した量		kg	容器識別番号	

フロン類破壊業者				許可番号	
氏名又は名称				許可番号	
住 所	〒				
担当者	部署		氏名	電 話	
				F A X	

引取終了した日	年 月 日
---------	-------

破壊したフロン類				破壊した年月日	年 月 日
冷媒番号	R	破壊した量		kg	破壊した年月日
					年 月 日

再生証明書

依頼した日	年 月 日
再生証明書交付日	年 月 日

再生

引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者				伝票番号	
氏名又は名称				登録番号	
住 所	〒				
担当者	部署		氏名	電 話	
				F A X	

第一種フロン類再生業者が引き取ったフロン類の冷媒番号、 量及び容器識別番号				X票に添付するF票の枚数	枚
冷媒番号	R	引き渡した量	kg	容器識別番号	

第一種フロン類再生業者				許可番号	
氏名又は名称				許可番号	
住 所	〒				
担当者	部署		氏名	電 話	
				F A X	

引取終了した日 年 月 日

再生したフロン類				再生した年月日	年 月 日
冷媒番号	R	再生した量	kg	再生した年月日	年 月 日

再生を行わず、自らがフロン類破壊業者として破壊したフロン類				許可番号	
冷媒番号	R	破壊した量	kg	破壊した年月日	年 月 日

再生を行わず、フロン類破壊業者に引き渡したフロン類					移充填後の容器識別番号
冷媒番号	R	引き渡した量	kg	引き渡した年月日	年 月 日

再生を行わなかったフロン類の破壊依頼書

再生→破壊

依頼した日	年 月 日
再生証明書交付日	年 月 日
破壊を依頼した日	年 月 日

再生業者に引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者				伝票番号	
氏名又は名称				登録番号	
住 所	〒				
担当者	部署		氏名	電 話	
				F A X	

第一種フロン類再生業者が引き取ったフロン類の冷媒番号、量及び容器識別番号				X 票に添付する F 票の枚数	枚
冷媒番号	R	引き渡した量	kg	容器識別番号	

再生業者に引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者				許可番号	
氏名又は名称				電 話	
住 所	〒				
担当者	部署		氏名	F A X	

引取終了した日 年 月 日

再生したフロン類				再生した年月日	年 月 日
冷媒番号	R	再生した量	kg		

再生を行わず、自らがフロン類破壊業者として破壊したフロン類				許可番号	
冷媒番号	R	破壊した量	kg	破壊した年月日	年 月 日

再生を行わず、フロン類破壊業者に引き渡したフロン類					移充填後の容器識別番号
冷媒番号	R	引き渡した量	kg	引き渡した年月日	年 月 日



第一種フロン類再生業者から破壊を依頼されたフロン類破壊業者				許可番号	
氏名又は名称				電 話	
住 所	〒				
担当者	部署		氏名	F A X	
				破 壊 した 年 月 日	年 月 日

再生を行わなかったフロン類の破壊依頼受取・処理証明書

再生→破壊

依頼した日	年 月 日
再生証明書交付日	年 月 日
破壊を依頼した日	年 月 日
受取・処理証明書交付日	年 月 日

再生業者に引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者				伝票番号	
氏名又は名称				登録番号	
住 所	〒				
担当者	部署		氏名	電 話	
				F A X	

第一種フロン類再生業者が引き取ったフロン類の冷媒番号、量及び容器識別番号				X票に添付するF票の枚数		枚
冷媒番号	R	引き渡した量	kg	容器識別番号		

再生業者に引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者				許可番号	
氏名又は名称				許可番号	
住 所	〒				
担当者	部署		氏名	電 話	
				F A X	

引取終了した日 年 月 日

再生したフロン類				再生した年月日	年 月 日
冷媒番号	R	再生した量	kg	再生した年月日	年 月 日

再生を行わず、自らがフロン類破壊業者として破壊したフロン類				許可番号	
冷媒番号	R	破壊した量	kg	破壊した年月日	年 月 日

再生を行わず、フロン類破壊業者に引き渡したフロン類					移充填後の容器識別番号	
冷媒番号	R	引き渡した量	kg	引き渡した年月日	年 月 日	



再生されなかったフロン類を破壊したフロン類破壊業者				許可番号	
氏名又は名称				許可番号	
住 所	〒				
担当者	部署		氏名	電 話	
				F A X	
冷媒番号	R	破壊した量	kg	破壊した年月日	年 月 日

(10) 特定解体工事元請業者の事前確認書の例(経済産業省・環境省作成)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

第一種特定製品事前確認結果説明書

交付年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 ※交付の日から3年間保存

(特定解体工事発注者)
 氏名又は名称
 住所

(特定解体工事元請業者)
 氏名又は名称
 住所

責任者氏名：
 電話番号：

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 42 条第 1 項の規定により、下記の工事において全部又は一部を解体する建築物等における第一種特定製品の設置の有無の確認結果について、下記のとおり説明します。

記

解体工事の名称 _____

解体工事の場所 _____

第一種特定製品 (フロン類を使用する業務用冷凍空調機器) の設置の有無		
□あり		□なし
フロン類回収済み	フロン類未回収	<input type="checkbox"/> 当初から設置なし <input type="checkbox"/> 撤去済み <input type="checkbox"/> 家庭用機器のみ ※家庭用エアコン等の家電リサイクル法対象機器については、発注者の責任において事前に同法に基づき処理してください。
エアコンディショナー 台	エアコンディショナー 台	
冷蔵機器及び冷凍機器 台	冷蔵機器及び冷凍機器 台	
※以下、発注者と受注者で協議の上、記載 ・フロン類回収済みの機器の引取証明書の写しの廃棄物処理業者等への交付 <input type="checkbox"/> 発注者が実施 <input type="checkbox"/> 受注者が実施	※以下、発注者と受注者で協議の上、記載 ・フロン類の回収 <input type="checkbox"/> 発注者が実施 <input type="checkbox"/> 受注者が実施 ・フロン類回収後の引取証明書の写しの廃棄物処理業者等への交付 <input type="checkbox"/> 発注者が実施 <input type="checkbox"/> 受注者が実施 ・フロン類の回収等に係る費用 <input type="checkbox"/> 当初契約に計上 <input type="checkbox"/> 設計変更対象	

(注意事項)

- ・フロン類の回収をせずにみだりに放出した場合、放出をした者が罰せられます。
- ・フロン類の回収をせずに第一種特定製品の廃棄等を行うと、廃棄等を行った者(発注者)が罰せられます。
- ・廃棄物処理業者等に対して第一種特定製品の引取り等を依頼する際には、引取証明書の写しの交付が必要です。受注者を介して廃棄物処理業者等へフロン類回収済みの機器を引き渡す場合は、引取証明書の写しを受注者に渡す必要があります。提供されない場合には、第一種特定製品の処分を行うことができず、工事の工程及び費用に影響を及ぼすおそれがあります。